事　業　概　要

令和４年版

東京都健康安全研究センター

まえがき

東京都健康安全研究センターは、都民生活の健康と安全を守る健康危機管理対策の科学的・技術的な拠点として、感染症のまん延防止や食品、医薬品、飲用水や生活環境などの安全確保を図るため、監視指導、試験検査、調査研究や新たな健康リスクの評価を行うほか、公衆衛生情報の提供、専門職を対象とした技術研修等を実施しています。

研究部門は、試験検査のほか専門的研究に取り組み、広域監視部門では、監視指導業務に加え先行的な調査研究に取り組んでいます。また、研究部門と広域監視部門はそれぞれ連携しながら研究等を進め、健康被害の未然防止に取り組んでいます。

特に全庁的に対応を続けている新型コロナウイルス感染症に対しては、令和２年 １ 月よりいち早く検査体制を構築し、急増した検査需要に対応してまいりました。また、次々と現れる新たな変異株に対しても、測定可能なＰＣＲ検査をすぐに開発・実行することで、都内の変異株の推移を正確に把握できていると自負しております。

今後とも、あらゆる課題に的確に応えられるよう検査体制を確保するとともに、関係機関との連携のもと、必要かつ充分な情報の収集・解析と迅速な情報発信に努めていきます。

本事業概要は、令和３年度の当センターの事業実績や研究成果等をまとめたものであり、関係者の皆様にご活用いただければ幸いです。

令和４年９月

東京都健康安全研究センター
所長　　吉村　和久

目　　次

第１編　　総　　説

１　沿　　革 …… 3
２　施設及び主要備品 …… 5
３　組　　織 …… 7
４　分掌事務 …… 8
５　職員定数及び現員 …… 13
６　予算及び決算 …… 14

第２編　　業　　務

第１章　検査研究部門

第１節　業務の内容 …… 21
Ⅰ　微生物部 …… 22
１　食品微生物研究科 …… 22
２　病原細菌研究科 …… 26
３　ウイルス研究科 …… 30
Ⅱ　食品化学部 …… 34
１　食品成分研究科 …… 34
２　食品添加物研究科 …… 37
３　残留物質研究科 …… 40
Ⅲ　薬事環境科学部 …… 44
１　医薬品研究科 …… 44
２　薬用植物園 …… 47
３　環境衛生研究科 …… 48
４　生体影響研究科 …… 53
Ⅳ　精度管理室 …… 56
Ⅴ　中央機器室 …… 58
第２節　調査研究課題 …… 61
第３節　研究年報、論文、総説・解説、行政報告、学会発表 …… 65
第４節　試験検査取扱件数 …… 85
第５節　精度管理調査事業 …… 96
第６節　病原体レファレンス事業 …… 98

第２章　広域監視部門
第１節　業務の内容…… 103
第２節　食品監視第一課・食品監視第二課…… 105
第３節　薬事監視指導課…… 129
第４節　医療機器監視課…… 140
第５節　建築物監視指導課…… 145
第３章　健康危機情報部門
第１節　業務の内容…… 155
第２節　環境情報…… 155
第３節　食品医薬品情報…… 160
第４節　疫学情報…… 164
第５節　専門職研修、技術研修、実地疫学調査研修等…… 168
第６節　見学、行事、広報…… 175

第３編　　参考資料

１　東京都健康安全研究センター関係手数料条例…… 185
２　東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則…… 187
３　広域監視実施要綱…… 199
４　食品衛生行政に係わる都区協定の仕組み…… 200
５　庁舎配置図…… 201
６　案　内　図…… 202

第１編　総　　説

1　沿　革

平成15年４月　健康安全研究センターを設置。＊（都立衛生研究所、食品指導センター、食品指導センター多摩支所、中部薬事衛生事務所、東部薬事衛生事務所、薬用植物園、市場衛生検査所多摩６出張所を統合）

平成17年３月　広域監視部の東部薬事衛生事務所を廃止。

平成17年４月　広域監視部に医療機器監視課を設置。

平成18年４月　疫学情報室を設置。薬理研究科と病理研究科を統合して生体影響研究科を設置。

平成19年４月　広域監視部に建築物監視指導課を設置。多摩支所理化学研究科と微生物研究科を統合し食品衛生研究科とした。

平成20年４月　企画管理部の庶務課と計画調整課を統合して管理課とし、環境衛生研究科と水質研究科を統合して水質・環境研究科とした。

平成21年４月　水質・環境研究科を環境衛生研究科とした。これにより、健康安全研究センターは６部・１室・１支所、７課・13科(室)（広域監視部の４課、多摩支所の２課・１科を含む。）となった。

平成24年４月　企画管理部を企画調整部とし、健康安全部及び企画管理部の一部組織と疫学情報室を統合して企画調整部に健康危機管理情報課を設置。医薬品部と環境保健部を統合して薬事環境科学部を設置し、微量分析研究科を廃止。多摩支所を廃止し、広域監視課を広域監視部に統合して食品監視第二課とし、食品監視指導課を食品監視第一課とした。この再編整備により、健康安全研究センターは５部・１室、７課・９科となった。

＊〈参考〉

都立衛生研究所

昭和24年３月　昭和23年、厚生省から「地方衛生研究所に関する設置要綱」が通達されたことに伴い、以下の６衛生検査機関を統合して、都立衛生研究所を設置

（警視庁の細菌検査所・衛生検査所・獣疫検査所と東京市の衛生試験所、都の製薬研究所・血漿研究所）

昭和43年４月　立川出張所を多摩支所と改称

市場衛生検査所出張所

昭和46年１月　府中・武蔵調布・昭島・東久留米に市場衛生検査所出張所を設置

昭和48年４月　八王子に市場衛生検査所出張所を設置

昭和58年５月　多摩ニュータウンに市場衛生検査所出張所を設置

食品指導センター

昭和45年４月　公衆衛生部に食品監視課を設置するとともに食品機動監視班（10班）発足

平成２年８月　食品環境指導センターを設置

平成14年４月　食品環境指導センターを食品指導センターに改称

中部薬事衛生事務所・東部薬事衛生事務所

昭和50年４月　23区に衛生局薬務部薬事衛生課分室を設置

昭和57年４月　東部・南部・北部の３か所の薬事衛生事務所を設置

平成12年６月　南部と北部の薬事衛生事務所を統合し、中部薬事衛生事務所を設置

薬用植物園

昭和20年10月　世田谷区用賀町に薬用植物栽培場を設置

昭和21年４月　小平薬用植物栽培場を設置

昭和27年11月　世田谷区用賀町の薬用植物栽培場を小平市の薬用植物栽培場に統合

昭和32年４月　薬用植物栽培場を薬用植物園に改称

２　施設及び主要備品

(1) 施　設（令和４年４月１日現在）

ア　本　　所

所　在　地	東京都新宿区百人町三丁目 24 番１号		
敷 地 面 積	12,386.35 ㎡		
建物延床面積	本　　館	地下２階地上７階	17,940.90 ㎡
	別　　館	地下２階地上６階	10,022.97 ㎡
	附 属 棟	地上１階	246.50 ㎡
	計		28,210.37 ㎡

イ　薬用植物園

所　在　地	東京都小平市中島町 21 番１号		
敷 地 面 積	31,398.04 ㎡		
建物延床面積	薬事資料館		336.78 ㎡
	研 修 室		149.32 ㎡
	温　　室（冷房室を含む）		418.04 ㎡
	収 納 舎		165.00 ㎡
	倉　　庫		3.70 ㎡
	休 憩 所		20.00 ㎡
	便　　所		42.00 ㎡
	計		1,134.84 ㎡

ウ　広域監視部食品監視第二課

所　在　地	東京都立川市柴崎町二丁目 21 番 19 号
	東京都立川福祉保健庁舎４階

(2) 主要備品

購入価格等が１,000 万円以上の備品を掲載

令和 4 年 4 月 1 日現在

品　　名	台数（式）	研　究　科	内訳		
			台数（式）	備　　品	リ　ー　ス
シークエンサー	1	中央機器室	1		R02
DNAシーケンサー	2	中央機器室	1		H27
		食品微生物研究科	1		R01
遺伝子解析装置	6	病原細菌研究科	2		H25　H25
		ウイルス研究科	4	H20　H21	H29　R03
リアルタイムPCRシステム	1	食品成分研究科	1		R02
リアルタイムPCR装置	7	ウイルス研究科	7	H21　R02　R02　R02　R02	H28　R01
ICP発光分光分析装置	1	中央機器室	1	H21	
X線回折装置	1	中央機器室	1		H19
アミノ酸分析機	1	中央機器室	1		H18
イオンクロマトグラフ	4	食品成分研究科	1		H28
		食品添加物研究科	1		R01
		医薬品研究科	1		H27
		環境衛生研究科	1		H21
核磁気共鳴装置	2	中央機器室	2		H16　H27
ガスクロマトグラフ	42	食品成分研究科	4		H24　H24　H24　R01
		食品添加物研究科	6		H21　H25　H26　H28　H29　R03
		残留物質研究科	14		H15　H21　H21　H21　H21　H21　H24　H24　H28　H29　R01　R01　R03　R03
		医薬品研究科	7		H23　H23　H25　H28　H29　H29　R03
		環境衛生研究科	10	H19	H20　H20　H23　H23　H24　H26　H27　H29　R01
		ケミカルハザード室	1		H20
蛍光X線分析装置	1	中央機器室	1		H30
ゲルマニウム半導体核種分析装置	4	食品成分研究科	3	H23　H24	H30
		環境衛生研究科	1	H23	
誘導結合プラズマ質量分析装置	1	環境衛生研究科	1		R02
高周波誘導結合プラズマ質量分析装置	1	中央機器室	1		R03
水素ガス供給システム	1	残留物質研究科	1		H24
プロテオーム解析システム	1	中央機器室	1		H21
分光光度計	1	食品成分研究科	1		H24
モニタリングポスト	1	環境衛生研究科	1	H23	
液体クロマトグラフ	80	食品成分研究科	10		H24　H26　H27　H27　H29　H30　H30　R01　R02　R03
		食品添加物研究科	21		H19　H21　H24　H24　H24　H25　H25　H27　H27　H27　H28　H28　H28　H29　H30　H30　H30　H30　R01　R02　R03
		残留物質研究科	16		H18　H19　H20　H21　H24　H25　H26　H27　H28　H29　H30　H30　R01　R02　R02　R03
		医薬品研究科	23		H19　H23　H23　H24　H24　H24　H25　H26　H26　H26　H27　H27　H28　H28　H28　H29　H30　H30　H30　H30　R01　R03　R03
		環境衛生研究科	5		H22　H24　H27　H27　R01
		中央機器室	5		H17　H25　H29　H30　R03
顕微鏡	3	中央機器室	3		H21　H21　R02
高分解能粒径分布測定装置	1	環境衛生研究科	1		H20
試料採取装置	1	環境衛生研究科	1	H20	
自動分析器	1	病原細菌研究科	1		H23
全自動凍結乾燥機	2	中央機器室	2		H19　H27
多項目自動血球分析装置	1	精度管理室	1		H30
自動血液凝固剤測定装置	1	精度管理室	1		H30
容量測定装置	2	医薬品研究科	2	H10	H26
溶出試験システム	1	医薬品研究科	1		H20
単結晶X線構造解析装置	1	医薬品研究科	1	H26	
生化学自動分析装置	1	精度管理室	1		H27
窒素分析装置	1	食品成分研究科	1		H29
微生物検索同定装置	1	食品微生物研究科	1		H29
フローサイトメーター	1	中央機器室	1		H29
超高速冷却遠心機	1	ウイルス研究科	1		H30
遺伝子塩基配列解析システム	1	環境衛生研究科	1		H30
自動分注装置	1	病原細菌研究科	1		R01
薬剤感受性検査判定装置	1	病原細菌研究科	1		R01
全自動EIA分析装置	1	ウイルス研究科	1		R03

3　組織（令和４年４月１日現在）

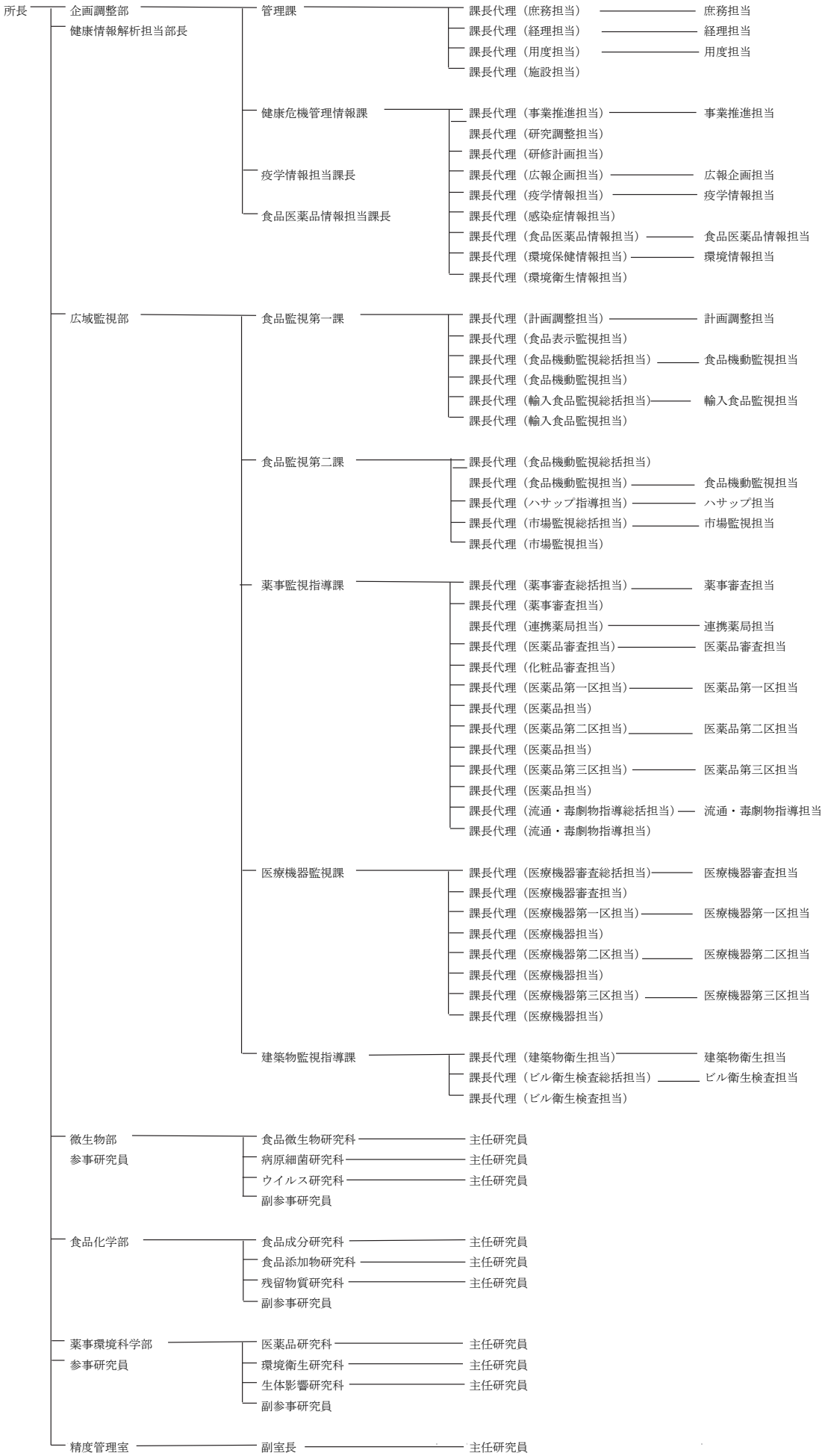

４　分掌事務

各部課（科）等の分掌事務（令和４年４月１日）は、次のとおりとする。

(1) 企画調整部

ア　管理課

(ｱ) センター所属職員の人事及び給与に関すること。

(ｲ) センターの公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。

(ｳ) センターの予算、決算及び会計に関すること。

(ｴ) センターの契約及び物品の管理に関すること。

(ｵ) センターの施設の維持管理に関すること。

(ｶ) センター内他の部、室及び課に属しないこと。

イ　健康危機管理情報課

(ｱ) センターの事業運営に係る企画、調査及び進行管理並びに関係機関との連絡調整に関すること。

(ｲ) 試験検査検体の受理及び成績書の発行に関すること。

(ｳ) センターの実施する研究に係る計画、進行管理、評価並びに関係機関との連絡調整に関すること。

(ｴ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る研修等の実施に関すること。

(ｵ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る広報及び普及啓発の実施に関すること。

(ｶ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る調査並びに情報の収集、解析及び提供に関すること。

(ｷ) 疫学的調査等に係る科学的及び技術的な支援に関すること。

(ｸ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に基づく基幹地方感染症情報センターに関すること。

(ｹ) 東京都食品安全情報評価委員会に関すること。

(ｺ) 健康食品対策に関すること。

(ｻ) センターの情報処理システム及びネットワークに関すること。

(ｼ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る資料及び図書類の収集、管理、保存及び利用に関すること。

(2) 広域監視部

ア　食品監視第一課

(ｱ) 広域に流通する食品及び輸入食品等に対する監視指導等の業務計画の作成に関すること。

(ｲ) 広域に流通する食品等に係る監視指導、収去及び違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査及び物件の提出の要求に関すること(他の課に属するもの

を除く。)。

(ｳ) 輸入食品等に係る監視指導、収去、違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査、物件の提出の要求及び回収の報告に係る指導に関すること。

(ｴ) 部内他の課に属しないこと。

イ　食品監視第二課

(ｱ) 広域に流通する食品等に係る監視指導、収去、検査及び違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査、物件の提出の要求及び回収の報告に係る指導に関すること(他の課に属するものを除く。)。

(ｲ) 特別区の区域外に存する東京都中央卸売市場、地方卸売市場(花き市場を除く。)及びこれと同種の事業を行う事業所(局長の指定するものに限る。)の施設内における衛生に関すること。

(ｳ) 総合衛生管理製造過程の衛生管理に係る指導及び検査に関すること。

(ｴ) 食品の輸出に係る適合施設に対する認定要件の適合確認及び指導に関すること。

ウ　薬事監視指導課

(ｱ) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下同じ。)、医薬部外品及び化粧品(以下「医薬品等」という。) 製造販売業に係る許可、医薬品等製造業に係る許可及び登録、届出の受理、実査並びに監視指導等に関すること。

(ｲ) 再生医療等製品製造販売業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(ｳ) 再生医療等製品製造業に係る監視指導等に関すること。

(ｴ) 医薬品及び医薬部外品適合性確認に係る申請の受理及び確認に関すること。

(ｵ) 医薬品販売業(配置販売業及び卸売販売業に限る。以下同じ。)及び再生医療等製品販売業に係る許可、届出の受理、許可に係る実査及び監視指導等に関すること。

(ｶ) 管理医療機器の販売業及び貸与業(医薬品販売業の店舗において併せて行う場合に限る。)に係る届出の受理及び監視指導等に関すること。

(ｷ) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定、届出の受理並びに監視指導等に関すること。

(ｸ) 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(ｹ) 特定毒物研究者の許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(ｺ) 特定毒物使用者の指定、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(ｻ) 毒物及び劇物の業務上取扱者の監視指導等に関すること。

(ｼ) 麻薬及び向精神薬取締法第五十条の二十六第一項の規定により向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされたものに係る届出の受理及び監視指導等に関すること。

(ｽ) 麻薬及び向精神薬取締法第五十条の二十六第一項ただし書の規定による別段の申出をした者に係る免許及び監視指導等に関すること。

(ｾ) 健康食品の広告及び表示に係る相談に関すること。

(ｿ) 再生医療等製品製造販売業者及び再生医療等製品製造業者が行う再生医療等製品の広告に係る相談及び監視指導に関すること。

(ﾀ) 医薬品等製造販売業者及び医薬品等製造業者が行う医薬品等の広告に係る相談及び監視指導に関すること。

(ﾁ) 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例に基づく医薬品販売業者への立入調査等に関すること。

(ﾂ) その他薬事衛生に関すること。

エ　医療機器監視課

(ｱ) 医療機器及び体外診断用医薬品(以下「医療機器等」という。)製造販売業並びに医療機器修理業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(ｲ) 医療機器等製造業の登録、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(ｳ) 医療機器等の適合性調査に係る申請の受理及び調査に関すること。

(ｴ) 医療機器等製造販売業者、医療機器等製造業者及び医療機器修理業者が行う医療機器等の広告に係る相談及び監視指導に関すること。

(ｵ) その他薬事衛生に関すること(他の課に属するものを除く。)。

オ　建築物監視指導課

(ｱ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録に関すること。

(ｲ) 特定建築物に対する立入検査等及び指導に関すること。

(ｳ) 特定建築物以外の建築物の維持管理について環境衛生上の必要な指導に関すること。

(3) 微生物部

ア　食品微生物研究科

(ｱ) 食中毒及び腸内病原菌類の微生物学的研究に関すること。

(ｲ) 食品、食品容器、調理器具等の微生物学的研究に関すること。

(ｳ) 前二号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

(ｴ) 実験動物の適正飼養、適正管理に関すること(他の部に属するものを除く。)。

イ　病原細菌研究科

(ｱ) 呼吸器系細菌感染症の研究に関すること。

(ｲ) 薬剤耐性菌感染症に関すること。

(ｳ) 狂犬病及び動物由来感染症の研究に関すること。

(ｴ) 性感染症の研究に関すること。

(ｵ) 寄生虫及び原虫の研究に関すること。

(ｶ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

ウ　ウイルス研究科

(ｱ) ウイルス、リケッチア等の研究に関すること。

(ｲ) 前号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

(4) 食品化学部

ア　食品成分研究科

(ｱ) 食品等の衛生化学的研究に関すること(他の部及び研究科に属するものを除く。)。

(ｲ) 遺伝子組換え食品等の研究に関すること。

(ｳ) 保健機能食品等の研究に関すること。

(ｴ) 栄養表示食品、特別用途食品等の研究に関すること。

(ｵ) 食中毒の理化学的研究に関すること。

(ｶ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

イ　食品添加物研究科

(ｱ) 食品添加物の研究に関すること。

(ｲ) 食品用器具、容器包装、おもちゃ及び食品用洗浄剤の研究に関すること。

(ｳ) 前二号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

ウ　残留物質研究科

(ｱ) 食品等に残留している農薬の研究に関すること。

(ｲ) 食品等に残留している動物用医薬品の研究に関すること。

(ｳ) 食品等に残留しているダイオキシン類その他の有害化学物質の研究に関すること。

(ｴ) 前三号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

(5) 薬事環境科学部

ア　医薬品研究科

(ｱ) 医薬品等及び医療機器等の研究に関すること。

(ｲ) 生薬の研究並びに薬用植物及び規制植物等の研究、栽培及び啓発等に関すること。

(ｳ) 毒物及び劇物の研究に関すること。

(ｴ) 家庭用品の研究に関すること。

(ｵ) 規制薬物等の研究に関すること。

(ｶ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

イ　環境衛生研究科

(ｱ) 環境衛生学的研究に関すること。

(ｲ) 衛生動物の研究に関すること。

(ｳ) 一般飲料水、プール水及び浴場水の衛生学的研究に関すること。

(ｴ) 工業用水、下水、廃水及び放流水の衛生学的研究に関すること。

(ｵ) 河川水、汽水、海水、湖沼水及び温泉水の衛生学的研究に関すること。

(ｶ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

ウ　生体影響研究科

(ｱ) 食品添加物、医薬品等の生体影響に関する薬理学的及び病理学的研究に関すること。

(ｲ) 環境に係る健康影響の衛生学的及び病理学的研究に関すること。

(ｳ) 有害化学物質に係る健康影響の衛生学的及び病理学的研究に関すること。

(ｴ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

(ｵ) 実験動物の適正飼養、適正管理に関すること(他の部に属するものを除く。)。

(6) 精度管理室

ア　製品検査の信頼性の確保に関すること。

イ　検査における精度管理調査に関すること。

ウ　前二号に規定する事項の研究に関すること。

5　職員定数及び現員

令和４年４月１日現在

部課(科)名	職種名		一般事務	建築	電気	環境検査	水産	農業技術	獣医	衛生監視	理工技術	医師	薬剤師 調剤	薬剤師 監視	薬剤師 小計	衛生検査	臨床検査	栄養士	保健師	医療技術	福祉	福祉技術	自動車運転	技能Ⅱ 検査技能	技能Ⅱ 動物飼育	技能Ⅱ 小計	小計	再任用	合計	再雇用（外数）	非常勤（外数）
企画調整部	管理課	定数	15		1							1															17		17		1
		現員	21		1					1		1															24	4	28		1
	健康危機管理情報課	定数	11						1	6		3		5	5				5								29		29		8
		現員	14						1	6		2		5	5	1	2		6								36	1	37		8
広域監視部	食品監視第一課	定数							1	23																	24		24		1
		現員							2	21				1	1												24	1	25		1
	食品監視第二課	定数	1						1	15																	17		17		1
		現員	1						1	15																	17	2	19		1
	薬事監視指導課	定数	1											37	37												38		38		5
		現員	1										2	37	39												39	2	41		5
	医療機器監視課	定数												23	23												23		23		
		現員											2	23	25												25	1	26		
	建築物監視指導課	定数								16																	16		16		3
		現員				1				14																	15	4	19		3
微生物部	食品微生物研究科	定数				1			9	7		1		6	6		2										26		26		5
		現員				2			7	4				2	2	5	2			1							23	3	26		5
	病原細菌研究科	定数				1			4	1		1		3	3		2										12		12		
		現員				1			4	2				2	2	2	3										14	1	13		
	ウイルス研究科	定数				2			6	2				4	4		2										16		17		4
		現員				1			8	2				2	2	2	2										17	1	16		4
食品化学部	食品成分研究科	定数				7			1	3			2	8	10												21		21		5
		現員				1			5	6				3	3	3	1			1							20		22		5
	食品添加物研究科	定数				5			1	3			2	15	17												26		26		8
		現員				2			2	7				6	6	4				1							22	3	25		8
	残留物質研究科	定数				2			2	2	2		1	16	17												25		25		3
		現員				1			3	4				10	10	3		1		2							24		24		3
薬事環境科学部	医薬品研究科（薬用植物園を含む）	定数				1		1		2			1	20	21												25		25		5
		現員				2		1		1				17	17	4				1							26	1	27		5
	環境衛生研究科	定数				10			1	7		1		2	2												21		21		7
		現員				3				8				2	2	4	1										18		18		7
	生体影響研究科	定数							4	3				4	4												11		11		7
		現員				2			2	2	1			2	2	2										2	13	1	14		7
精度管理室		定数							2	3							1										6		6		
		現員							1					1	1	2											4	2	6		
小計		定数	28	0	1	29	0	1	33	94	2	7	6	141	147	0	7	1	5	0	0	0	0	0	0	0	355	0	355	0	63
		現員	37	0	1	16	0	1	36	88	1	4	4	112	116	32	11	1	6	6	0	0	0	0	0	0	356	27	383	0	63

注1）合計は再任用をフルタイム職員は10割、短時間勤務職員は８割換算し、集計したものである。

注2）現員数には兼務職員は含むが、休職者等は含まない。

6　予算及び決算

(1) 歳　出

（単位：千円）

科目	令和3年度	令和3年度	令和4年度	増△減	備考
款 項 目 節	予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B－A)	
合計	2,639,154	2,349,651	2,480,299	△ 158,855	
福祉保健費	2,639,154	2,349,651	2,480,299	△ 158,855	
福祉保健管理費	5,464	3,726	2,334	△ 3,130	
管理費	5,464	3,726	2,334	△ 3,130	
報償費	1,584	1,584	1,584	0	
旅費	600	215	300	△ 300	
普通旅費	600	215	300	△ 300	
一般需用費	1,872	1,707	450	△ 1,422	
役務費	308	187	0	△ 308	
委託料	1,100	33	0	△ 1,100	
健康安全費	2,515,363	2,241,649	2,433,259	△ 82,104	
管理費	3,972	3,525	4,569	597	
普通旅費	79	46	79	0	
一般需用費	3,558	3,319	3,809	251	
役務費	248	78	248	0	
使用料及賃借料	87	82	433	346	
健康安全研究センター費	1,931,128	1,745,873	1,923,411	△ 7,717	
共済費	1,546	1,542	727	△ 819	
報酬	66,568	57,252	66,568	0	
報償費	1,191	378	1,191	0	
旅費	6,642	953	6,642	0	
普通旅費	6,481	921	6,481	0	
特別旅費	161	32	161	0	
需用費	688,768	629,296	681,634	△ 7,134	
光熱水費	322,198	305,627	308,891	△ 13,307	
一般需用費	366,570	323,669	372,743	6,173	
役務費	36,331	28,209	41,429	5,098	
委託料	582,976	543,123	592,047	9,071	
使用料及賃借料	440,383	388,101	432,632	△ 7,751	
工事請負費	10,186	7,075	10,092	△ 94	
原材料費	270	0	270	0	
備品購入費	94,554	88,596	88,185	△ 6,369	
負担金補助及交付金	1,713	1,348	1,994	281	
食品保健費	145,638	122,130	128,345	△ 17,293	
報酬	1,834	1,643	1,834	0	
共済費	6	54	6	0	
報償費	1,114	332	1,114	0	
旅費	2,381	1,134	2,381	0	
普通旅費	2,256	1,127	2,256	0	
特別旅費	125	7	125	0	
一般需用費	49,169	45,344	48,073	△ 1,096	
役務費	2,953	1,766	2,953	0	
委託料	16,812	8,896	12,298	△ 4,514	
使用料及賃借料	52,432	44,600	52,226	△ 206	
備品購入費	18,817	18,361	7,340	△ 11,477	
負担金補助及交付金	120	0	120	0	
薬務費	75,950	67,843	69,558	△ 6,392	
報酬	3,288	3,246	3,288	0	
報償費	61	0	61	0	
旅費	3,468	1,597	3,468	0	
普通旅費	3,373	1,592	3,373	0	
特別旅費	95	5	95	0	
一般需用費	25,741	22,677	25,741	0	
役務費	5,652	2,534	5,444	△ 208	
委託料	19,398	18,163	20,363	965	
使用料及賃借料	10,300	7,394	9,807	△ 493	
備品購入費	6,656	11,263	0	△ 6,656	
負担金補助及交付金	1,386	968	1,386	0	

（単位：千円）

科目				令和3年度	令和3年度	令和4年度	増△減	備考
款	項	目	節	予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B－A)	
			生活環境費	89,012	75,262	82,475	△ 6,537	
			共済費	27	27	27	0	
			報償費	1,228	639	1,426	198	
			旅費	1,478	1,024	773	△ 705	
			普通旅費	1,478	1,024	773	△ 705	
			一般需用費	27,401	25,242	25,821	△ 1,580	
			役務費	5,786	5,672	5,407	△ 379	
			委託料	47,121	37,835	46,399	△ 722	
			使用料及賃借料	1,851	925	1,502	△ 349	
			備品購入費	4,120	3,898	1,120	△ 3,000	
			感染症対策費	269,664	227,016	224,901	△ 44,763	
			報酬	5,132	4,859	5,148	16	
			普通旅費	49	0	114	65	
			一般需用費	213,546	189,293	169,793	△ 43,753	
			役務費	7,153	2,053	7,112	△ 41	
			委託料	42,565	30,094	39,314	△ 3,251	
			使用料及賃借料	609	381	389	△ 220	
			備品購入費	300	236	2,731	2,431	
			負担金補助及交付金	310	100	300	△ 10	
			医療政策費	29,855	26,398	26,360	△ 3,495	
			医療政策費	29,855	26,398	26,360	△ 3,495	
			報酬	218	216	218	0	
			報償費	849	377	849	0	
			一般需用費	15,522	14,298	12,030	△ 3,492	
			役務費	59	51	56	△ 3	
			委託料	7,548	7,382	7,548	0	
			使用料及賃借料	5,327	3,785	5,327	0	
			備品購入費	332	289	332	0	
			施設整備費	88,472	77,878	18,346	△ 70,126	
			社会福祉施設等整備費	88,472	77,878	18,346	△ 70,126	
			一般需用費	11,055	10,527	0	△ 11,055	
			委託料	7,291	1,100	4,494	△ 2,797	
			工事請負費	70,126	66,251	13,852	△ 56,274	

注：人件費・手当等は含まない（健康安全部で計上）。

(2) 歳　入

（単位：千円）

款		令和3年度 予算額(A)	令和3年度 決算額	令和4年度 予算額(B)	増△減 (B－A)	備考
特定財源	合計	552,286	267,645	550,552	△ 1,734	
	使用料及手数料	492,588	229,915	493,477	889	
	国庫支出金	44,393	34,176	41,772	△ 2,621	
	諸収入	15,305	3,554	15,303	△ 2	

注：使用料及手数料のうち、エイズ・性感染症検査手数料は健康安全部で計上

また、使用料及手数料の予算額は切分けが困難なため、健康安全部及び都保健所で計上されるものも含む。

第２編　業　　務

第１章　検査研究部門

第１節　業務の内容

概　　況

当センターの検査・研究部門は、厚生労働省の制定する地方衛生研究所設置要綱に基づく地方衛生研究所として、都民の健康安全を守るため、都の保健衛生行政の科学的・技術的中核の役割を担っている。具体的には、感染症その他の疾患の予防衛生・薬事衛生・食品衛生・環境衛生・生体影響（毒性研究）・精度管理などの分野において、行政需要に応じた試験検査、調査研究を行っている。

１　試験検査

福祉保健局の各部課及び都保健所等の行政機関からの依頼、特別区・市からの依頼等に基づき、感染症・食中毒等の病原体検査、医薬品・日用品・食品・大気・水等の安全性検査などの試験検査業務を実施している。

令和３年度の総取扱件数は293,847件であった。内訳は、行政検査 249,304件（84.9％）、特別区・市依頼検査 9,634件（3.3％）、一般依頼 38件（0.01％）、準依頼検査 413件（0.1％）、その他検査（開発試験等や感染症発生動向調査等）34,458件（11.7％）である（詳細は81ページ以下参照）。令和２年度検査実績と比較すると、行政検査が減少しており、総取扱件数は前年比9.1％減となった。

２　調査研究

調査研究業務として、検査方法の改良・開発の研究、公衆衛生に関する基礎的・応用的な研究及び健康影響の予見される微生物や化学物質についての先行的な実態調査等を行っている。調査研究は、重点研究、課題研究、基盤研究、共同研究、受託研究、応募研究に分類される。

一方、研究の評価は、研究評価大綱に基づき実施している。具体的には、研究計画時・継続時（年度ごと）・終了時の各段階において、研究の必要性、科学的妥当性及び成果などの視点から、研究調整委員会（所内委員による評価）及び研究評価会議（所外委員による評価）が評価を行う。（詳細は61ページ以下参照）。

Ⅰ　微生物部

1　食品微生物研究科

(1) 科内業務の概略

当研究科は６研究室で構成され、食中毒や感染症発生時の原因究明、被害の拡大及び再発防止等と、食品を介した健康被害の未然防止を目的として、微生物学的試験検査とそれに関連する調査研究を実施している。

食中毒研究室では、都内全域を対象に食中毒事件の原因究明のための細菌学的な検査を実施している。腸内細菌研究室では、感染症法に基づく三類感染症の検査、積極的疫学調査事業による検体を対象として腸管系下痢症起因菌等の検査を行っている。食品細菌研究室及び乳肉魚介細菌研究室では、流通食品の細菌検査を、真菌研究室ではそれらの真菌（カビ・酵母）検査を実施するとともに、食品苦情に係る検査や食品製造施設等の衛生学的検査を行っている。培養基研究室では当研究科で使用する培地の作製、病原体及び各研究室で使用した培地・器具類などの滅菌、洗浄、廃棄を一括して担当している。

(2) 調査研究

重点研究、課題研究、基盤研究等として実施している主な調査研究は、以下のとおりである。

ア　三類感染症起因菌を対象とした検査法の構築および分子疫学解析手法に関する研究

2021 年に当センターへ搬入された腸管出血性大腸菌（EHEC）は 283 株で、このうち O157 が 175 株（61.8%）で最も多く、次いで O26 が 33 株（11.6%）、O103 が 13 株（4.6%）であった。市販の診断用血清に凝集しない血清型別不能（OUT）株の分離率が年々上昇しており、2018 年は 3.1%であったが 2021 年には 10.2%となった。これらの菌株を効率的に検出するための培地を開発する目的として、OUT 株 86 株を対象にセフィキシムおよび亜テルル酸 K に対する MIC 値を調べた。セフェキシムに対する MIC 値は 0.016～1.0 μg/mL であったが，亜テルル酸 K では MIC 値 0.25～2.0 μg/mL の感受性株が 51.2%であった。

イ　食品に危害を与えるカビの生育と制御法に関する研究

センター保存株からカビ15株を抽出し、市販の無塩トマトジュースにカビの胞子を接種し、家庭での消費を想定した温度モデル（冷蔵庫の温度：７℃/10時間30分、喫食時の温度：28℃/１時間30分のサイクル）で保存試験を行なった。その結果、１週間後には７試料、２週間後には12試料で菌塊を認めた。この結果から、飲料に発生するカビ防止策の１つとして、開封後の早期消費を徹底する必要があることが改めて示唆された。

ウ　食品および環境由来薬剤耐性菌の分離状況と疫学解析に関する研究

2010～2019年に食肉から分離された *Campylobacter jejuni* 631株および *Campylobacter coli* 152株の薬剤感受性およびエリスロマイシン（EM）に耐性を示した61株の耐性機序の解析を行った。その結果、*C. jejuni* ６株（1.0%）株および *C. coli* 55株（36.2%）が EM 耐性、*C. jejuni* 262株（41.5%）および *C. coli* 99株（65.1%）がシプロフロキサシン耐性であった。EM

耐性株では、すべての株で23SrRNA 遺伝子の A2075G 変異が確認された。今後も食品中の薬剤耐性菌の実態を把握していく必要がある。

エ　芽胞形成菌を中心とした食中毒起因菌の病原因子と検査法の確立に関する研究

MALDI-TOF MS を用いて、セレウス菌食中毒の原因物質であるセレウリドを迅速に検出する方法を検討した。セレウリド遺伝子保有株と非保有株を用いて寒天培地15種類、液体培地６種類で培養しセレウリド産生性を比較した結果、標準寒天で培養した試料においてセレウリドのピークが認められ、検査に利用できる可能性が示唆された。

新型エンテロトキシン CPILE 産生ウェルシュ菌の分子疫学解析を行うために、CPILE 産生ウェルシュ菌14株、既知エンテロトキシン(CPE)産生ウェルシュ菌７株、CPE 非産生ウェルシュ菌11株等36株を対象に MLST 解析等を実施した。その結果、CPILE 産生株は CPE 産生株とは異なる系統で進化したと推定された。

オ　真菌の同定法及び疫学解析に関する研究

播種性クリプトコックス症の菌株67株について疫学解析及び薬剤感受性試験を行った結果、66株が *C. neoformans* であり、１株が *C. gattii* であった。*C. neoformans* の血清型はすべて血清型 A、交配型 α、*C. gattii* は血清型 B、交配型 α であった。MLST は ST5が61株、ST2と ST31が２株、ST32と ST20が１株ずつであり、特定の型に偏っていた。AMH-B、5-FC、FLCZ、ITCZ、VRCZ の５薬剤について薬剤感受性試験を行った結果、5-FC に対して２株が低感受性を示した。また、MALDI-TOF MS における糸状菌の前処理法について検討し、平板から掻き取った胞子にビーズを添加して抽出する方法が最も手技が簡便で再現性が高かった。

カ　保健所の食中毒調査情報と連結させたカンピロバクター食中毒の疫学解析に関する研究

2021年10月から12月の期間に、都内で発生したカンピロバクター食中毒９事例の患者および鶏肉等から分離された *C. jejuni* の遺伝子型と、保健所による食中毒調査で得られた情報（患者の年齢・性別・職業や、鶏肉の種別・産地・調理方法等）を収集した。

患者等から分離した *C. jejuni* 25株の遺伝子型は、HS:19（８株）、HS:4（４株）、HS:12（３株）、HS:53（２株）、HS:2（１株）、HS:3（１株）、 型別不明（６株）だった。患者（９事例、計28名）は平均年齢28.4歳で会社員と学生が多かった。原料鶏肉は地鶏と銘柄鶏が多かったが、産地に偏りはなかった。調理法は加熱不十分な焼鳥が最も多かった。

また、市販の生食用鶏肉（13検体）および加熱用鶏肉（26検体）を購入し、それらのカンピロバクターの陽性率を調査した。

キ　食品安全の国際標準化を踏まえた流通食品における細菌検査法の検討

食品または環境から分離し、国際標準化機構（ISO）法やアメリカ食品医薬品局 FDA の Bacteriological Analytical Manual（BAM)法によりクロノバクター属菌と同定された26株について、質量分析計（MALDI-TOF MS）を用い同定を試みた結果、すべてがクロノバクター・サカザキと同定された。ISO 法や BAM 法の同定は、生化学的性状試験や遺伝子検査で約３日間必要としたが、MALDI-TOF MS では約10分で同定が可能であった。

ク　*Staphylococcus* 属菌における病原性因子の探索

2009~2011年の３年間に食肉等から分離された黄色ブドウ球菌の保存菌株406株について、コロニー形態の比較と遺伝子検査を行った。その結果、25株が *S. argenteus* と同定され、そのうち８株がブドウ球菌エンテロトキシン遺伝子を保有していた。さらに、毒素産生能を確認したところ、４株について過去に発生した *S. argenteus* 食中毒由来株と同様、B 型のブドウ球菌エンテロトキシンの産生が認められた。

ケ　遺伝子検査法を応用した食品からの食中毒起因菌検出法の検討

サルモネラ O 群抗血清で型別不能となった81株について PCR 法による遺伝子型別試験を実施した。その結果、供試したすべての菌株が O４群（９株）、O７群（68株）、O８群（１株）、O９群（３株）に型別され、遺伝子型別試験が有用であることが示唆された。

(3) 試験検査

ア　食品細菌研究室：

大規模・高度製造業監視、食品流通拠点監視、輸入食品の監視指導、先行調査等で搬入された食品575検体、計画事業で都保健所より送付された266検体について細菌検査を行った。検査対象食品は、清涼飲料水、そう菜、麺類、菓子類、缶詰・瓶詰食品、調味料等である。広域監視部門による衛生指導の一環として、ふき取り検査30検体について汚染指標菌等の検査を行った。また、黄色ブドウ球菌食中毒事例の疫学調査として、黄色ブドウ球菌分離株のコアグラーゼ型別試験及びエンテロトキシン産生能・型別試験を40検体について実施した。その他、東京2020大会の食品衛生監視に伴い、食品164検体について細菌検査を行った。

イ　食中毒研究室：

都内で発生した食中毒84事例（患者数483名）のほか、有症苦情事例あるいは他道府県関連の食中毒事例の原因解明及び拡大防止を目的として、患者等の糞便及び食品等関連材料3,342検体について検査を行った。都内で発生した食中毒84事例のうち、細菌が原因と確認されたものは30事例（35.7%）で、原因菌別では、カンピロバクター21事例（70.0%）、ウエルシュ菌３事例（10.0%）、黄色ブドウ球菌２事例（6.7%）、腸管出血性大腸菌１事例（3.3%）、セレウス菌１事例（3.3%）、ボツリヌス菌１事例（3.3%）、カンピロバクター及びサルモネラ１事例（3.3%）であった。一方、腸管出血性大腸菌感染症の届出は327件あり、それらの分離菌株の薬剤耐性パターン、MLVA（Multilocus variable-number tandem-repeat analysis)、パルスフィールド・ゲル電気泳動パターン等の疫学的性状解析を行い、食中毒の原因施設特定や感染源追求のための科学的データの提供を行った。

ウ　腸内細菌研究室：

三類感染症（コレラ、腸チフス、パラチフス、細菌性赤痢及び腸管出血性大腸菌感染症）の経過者・関係者検便 639 検体及び感染性胃腸炎集団発生時における積極的疫学調査等による検便等 52 検体について検査を実施した。このうち、保育施設や学校等の施設内感染（疑いを含む）に関連した検査は 1 事例 79 検体であり、14 検体から腸管出血性大腸菌 O111 が検出され

た。感染症発生動向調査として病原体定点医療機関から搬入された検便は４検体であった。菌株の同定・菌型試験、薬剤感受性試験等の疫学解析は、赤痢菌、チフス菌、パラチフスＡ菌及び腸管出血性大腸菌等の計 209 株について実施した。

エ　真菌研究室：

センター広域監視部門及び都保健所の収去検体等 516 検体を対象に真菌の汚染調査を実施した。その結果、131 検体（25.4%）の検体から真菌が検出され、ステリグマトシスチン産生 *Aspergillus* が 1 検体から検出された。また、都内で発生した食品苦情事例について真菌検査を行った結果、シンナー臭産生酵母によるものが１事例であった。動物由来感染症調査の一環として、動物取扱業者で育養されていた動物を対象に採取した被毛 79 検体の真菌検査を行った結果、皮膚糸状菌が 13 検体から検出された。その他、都立病院から搬入された菌株２検体及び播種性クリプトコックス症の五類感染症全数把握調査に関連して保健所から搬入された *Cryptococcus* 属の菌株について菌種同定を行った。

オ　乳肉魚介細菌研究室：

大規模・高度製造業監視、食品流通拠点監視、輸入食品の監視指導、先行調査等で搬入された食品352検体について検査を実施した。その他、計画事業で都保健所より送付された94検体の検査も行った。検査対象食品は、乳、乳製品、食肉、食肉製品、魚介類、魚介類加工品、魚肉ねり製品、冷凍食品、鶏卵及びはちみつ等で、主として成分規格検査と食中毒起因菌検査を行った。はちみつについてはボツリヌス検査も実施し、１検体からＢ型ボツリヌス菌が検出された。

カ　培養基研究室：

上記の５研究室で試験検査に用いる約120種類の選択分離寒天培地、増菌培地及び確認培地等の調製を一括して行った。令和３年度に調製・供給した培地類は、分離用寒天平板培地：約1,110リットル（約55,000枚）、液体培地：約1,200リットル（中試験管約120,000本）、確認培地：約160リットル（小試験管約46,100本）であった。また、検査後のシャーレや試験管などの器具・器材類の滅菌と洗浄等のほか、感染性廃棄物の一括処理を担当した。

2　病原細菌研究科

(1) 科内業務の概略

当研究科では、感染症の原因となる病原微生物（細菌、寄生虫等）について、関連する試験検査及び調査研究を行っている。

臨床細菌研究室では、感染症法に基づく呼吸器系感染症（ジフテリア、レジオネラ症、マイコプラズマ肺炎等)、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症（CRE）等の起因菌に関する試験検査・調査研究を実施している。

結核・性感染症研究室では、都の結核対策に基づく結核菌感染診断検査として、インターフェロン-γ 測定（IGRA）検査を行うと共に、結核菌の分離・同定・薬剤感受性と遺伝子型別（VNTR検査）等の試験検査・調査研究を実施している。また、都の性感染症対策に基づく梅毒、淋菌感染症、性器クラミジア感染症等の試験検査・調査研究、感染症発生動向調査事業における細菌学的試験検査ならびに流行予測調査事業として小児予防接種（ジフテリア、百日咳、破傷風）による抗体獲得状況を調査している。加えて、狂犬病ウイルス、レプトスピラ、コリネバクテリウム・ウルセランス等を原因とする動物由来感染症の試験検査・調査研究を実施している。

寄生虫研究室では、食品衛生法に基づく寄生虫（アニサキス、粘液胞子虫、住肉胞子虫等）に関連する食中毒検査に加え、裂頭条虫、回虫などの食品媒介寄生虫卵、感染症法と都の性感染症対策に基づくマラリア、赤痢アメーバ、ジアルジア、トリコモナス等の寄生虫感染症について試験検査・調査研究を行っている。

(2) 調査研究

重点研究、課題研究として実施している主な調査研究は、以下のとおりである。

ア　結核菌の型別及び薬剤耐性検査に資する遺伝子検査法の検討

搬入菌株59株について次世代シーケンサー（NGS）による解析を実施し、VNTR及び培養による薬剤感受性試験の結果と比較した。59株のVNTRは52パターンに分かれ、２株からなるクラスターが７つ形成された。cgMLST（core genome MultiLocus Sequence Typing)では2株からなるクラスター(閾値5)が８つ形成された。このうち VNTR で完全一致が４つ、１領域違いが２つ、２領域違いが２つであった。また、7クラスターではリンクあり、1クラスターはリンク不明であり、VNTRよりもcgMLSTの方が疫学的リンクのあるクラスターを正確に検出することが示唆された。また、全ゲノムデータより薬剤耐性遺伝子変異を検出し、INH, RFP, EB, SM, PZA, TH, FQ, KMについて培養の結果と比較した。培養耐性で変異検出有が38件、培養耐性で変異検出無しが7件、培養感受性で変異検出有が９件となり、培養と遺伝子変異で一部結果の乖離が認められた。またPZA液体培地発育不良となった１株でPZA耐性の変異が検出された。

イ　多剤耐性菌の原因となるプラスミドの分子疫学解析

NDM-1陽性株20株について全ゲノム解析を行い、プラスミド解析したところ、20株全てが *bla*$_{NDM-1}$搭載 IncA/C2プラスミドを保有していた。保有していたプラスミドの塩基数は170から

300kbp であり、遺伝子配列は大きく４つのグループに分けることができた。今回解析した22株は、院内感染疑い事例の関連株であるため、同じ施設に同じ期間で多発的に異なる *bla*$_{NDM-1}$ 搭載 IncA/C2プラスミドが広がっていた可能性が示唆された。

NDM-5陽性菌17株（*Escherichia coli* が11株、*Klebsiella pneumoniae* が４株、*Citrobacter freundii* と *Citrobacter* sp. 各１株）について全ゲノム解析を行った。患者の内、２名のみ海外渡航歴があった。全ゲノム解析の結果、約46kb の *bla*$_{NDM-5}$搭載 IncX3プラスミドを保有していた。前述の NDM-1とは異なり、各プラスミド間でトランスポゾンの挿入、欠損は見られたものの大部分の配列が類似しており、NDM-5は同一クローンの *bla*$_{NDM-5}$搭載 IncX3プラスミドを通じて拡散している可能性が示唆された。

ウ　人及びコンパニオンアニマルにおける薬剤耐性菌の実態把握及びゲノム解析

2021年４月から12月の期間に動物由来感染症調査事業において収集した *Escherichia coli* 112株の薬剤感受性試験ならびに ESBL 産生 *E. coli* 27株の O 血清型別試験及び ESBL 遺伝子の検出を行った。供試した *E. coli* の主な薬剤に対する耐性率は、ピペラシリン28.6%、セフォタキシム12.5%、メロペネム0.0%、ゲンタマイシン6.3%、レボフロキサシン20.5%、ミノサイクリン4.5%、ホスホマイシン0.0%、ST 合剤13.4%であった。ESBL 産生 *E. coli* では O25が４株（14.8%）認められ、ESBL 遺伝子型は CTX-M-9 group が19株で最も多かった。ヒトの感染症起因菌として重要な CRE は認められなかった。

エ　薬剤耐性菌をはじめとする性感染症起因菌の分子疫学解析

2020年6月から2021年10月に都内医療機関から搬入された検体計341件を用いてマイコプラズマ・ジェニタリウムを TMA (Transcription Mediated Amplification) 法により検査を実施した結果、陽性は39件(11.4%)であった。23SrRNA 領域の塩基配列解析を実施したところ、29件中21件(72.4%)で A2071または A2072に変異が検出された。QRDR 内変異のうち *gyrA* で変異が検出されたのは25件中3件(12.0%)、31検中28件(90.3%)で *parC* の変異が検出された。23S rRNA と *gyrA*、*parC* の３つの領域で変異を保有し、治療困難が想定される検体は２件(5.1%)検出された。また、発生動向調査で都内医療機関から搬入された検体を用いて細胞共培養法によるクラミジア・トラコマティスの培養を試み、膣スワブ検体から全ゲノムデータを取得した。

オ　侵襲性感染症起因菌の型別、薬剤感受性及び遺伝子解析に関する検討

2013年から2021年に搬入された侵襲性感染症患者由来の*Streptococcus pneumoniae* 678株のうち、血清型24グループ（24F、24B及びその他）と型別された101株についてMLST解析を実施した。その結果、血清型24グループは４種類のST（2572、5496、2754、162）に型別された。ST2572、ST5496及びST162には血清型24Fと24Bの両血清型株がそれぞれ含まれたが、ST2754は血清型24B株のみであった。また、2016年から2020年に当センターに搬入された*Streptococcus pyogenes* 642株（劇症型溶血性レンサ球菌感染症由来178株及び、咽頭炎由来464株）について血清白濁因子（SOF）の検出を実施した。SOFが陽性であったのは劇症株29%、咽頭炎株36%であった。SOF陽性率は本菌の血清型であるT型毎に異なる傾向が確認された。SOF陽性株

について、病原性調節因子である*cov*遺伝子の解析を行った結果、劇症株の33％で特定部位の変異が確認された。肺炎患者由来*Haemophilus influenzae* ２株の薬剤感受性試験の結果、1株でペニシリン系、ペニシリン系合剤、マクロライド系、キノロン系及びテトラサイクリン系薬剤への耐性が認められた。遺伝子解析の結果、本株は*bla*TEM型のβラクタマーゼの保有に加え、*pbp3*遺伝子の変異を伴うBLPACRであり、テトラサイクリン耐性遺伝子及びキノロン耐性変異を併せ持つ多剤耐性株であることが確認された。

カ　動物由来感染症起因菌の病原性に関する微生物学的研究

食肉豚92頭のうち、健康豚の扁桃から分離された豚レンサ球菌50株、心内膜炎を発症した豚扁桃からの５株、心内膜炎疣贅から分離され37株の菌株を供試した。MLST の結果、心内膜炎疣贅からは主に ST1と ST28が分離され（42株中41株）、１株は ST1の single locus variant である ST1526であった。一方、常在部からは新規 ST を含めた幅広い ST が得られ、心内膜炎の有無にかかわらず約20%が ST28であった。また、1980年代から2000年代にかけて主にヒト HIV 患者から分離されたロドコッカス・エクイのうち *vapN* 陽性株9株について全ゲノム解析を試みた。結果、スイス、オーストラリア、アメリカ、ニュージーランド、タイなどに幅広い地域に渡って確保された菌株群にも関わらず *vapN*の存在箇所は、多少の変異はあるものの２種類のプラスミド（120kbp、125kbp）に集約されていることがわかった。

ク　分子生物学的手法を用いた病原寄生虫の寄生実態調査及び疫学解析

市販の養殖マサバ11品目130尾のアニサキス寄生状況を調査した。11品目130尾のうち８品目61尾から総計1403個体（内臓由来1207個体、筋肉由来196個体）のアニサキスを検出した。そのうち1054個体（内臓由来858個体、筋肉由来196個体）について遺伝子解析による虫種同定を行った結果、*Anisakis simplex* sensu stricto が355個体（内臓由来163個体、筋肉由来192個体）、*Anisakis pegreffii* が693個体（内臓由来691個体、筋肉由来2個体）、*Anisakis berlandi* が４個体（内臓由来２個体、筋肉由来２個体）、*Anisakis physeteris* が２個体（すべて内臓由来）であった。養殖魚のアニサキス寄生リスクは小さいと考えられてきたが、養殖マサバにおいては寄生が認められるものがあることが判明した。

(3) 試験検査

ア　臨床細菌に関する試験検査

積極的疫学調査として258（区依頼：3検体）検体（劇症型レンサ球菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症などの患者由来株及び喀痰）が搬入され、同定試験、血清型別試験、遺伝子型別検査等を実施した。感染症発生動向調査事業として病原体定点医療機関（小児科定点及び基幹定点）から搬入された109検体について、溶血性レンサ球菌、黄色ブドウ球菌、細菌性髄膜炎等の分離・同定・菌型別試験を実施した。一般行政検査では、薬事監視事業に基づく検査として、医薬品及び医療機器の無菌試験、医薬品の承認規格試験を実施した。また、一般依頼として、日本赤十字社から輸液製剤の無菌試験

7件及び細菌分離同定試験19件の依頼があった。

さらに、病原体レファレンス事業において、83検体が搬入された。そのうち50件は溶血性レンサ球菌、インフルエンザ菌、バンコマイシン耐性腸球菌、カルバペネム耐性疑い腸内細菌科細菌等の菌株であり型別試験等を実施し、33件については菌株の同定検査を行った。

イ　抗酸菌感染症に関する試験検査

都の結核予防事業の一環として臨床材料からの結核菌・抗酸菌検査を実施した。４検体の喀痰等の材料から塗抹、培養検査を実施した。また、保健所から送付された103株の結核菌株について、VNTR 型別検査を行った。結核接触者健診に利用されている QFT 検査を、都及び特別区保健所より搬入された1,145検体について実施した。その結果、陽性4.5％であった。

ウ　百日咳・ジフテリアの流行予測に関する試験

感染症流行予測調査事業の一環として、ジフテリア、百日咳の抗体保有状況を調査した。都内の幼児から成人までの全年齢階層を対象として、百日咳については抗百日咳毒素抗体、抗繊維状赤血球凝集抗体を、ジフテリアについては抗ジフテリア毒素中和抗体の保有状況を、合計201検体について調べた。

エ　性感染症に関する試験検査

特別区保健所、島しょ保健所及び新宿東口検査・相談室にて採取された検体（血液、尿、陰部擦過物）について、梅毒検査（11,371検体）、クラミジア核酸同定検査（2,437検体）、淋菌核酸同定検査（2,005検体）を実施した。また、感染症発生動向調査事業として病原体定点医療機関で採取された尿、陰部擦過物等233検体について、核酸同定検査（クラミジア、淋菌）及び細菌分離（淋菌）を行った。

オ　寄生虫に関する試験検査

食品媒介寄生虫症及び有症苦情の検査対応として、アニサキスと粘液胞子虫の検査、養殖サバのアニサキスの検査、野菜類や鯨肉の寄生虫検査など合計627検体について試験検査を行った。人獣共通寄生虫症対策として、イヌ糞便40検体、ネコ糞便35検体を対象にジアルジア、イヌ・ネコ回虫等の腸管内寄生虫の感染実態調査を実施した結果、イヌ10検体（10.0％）、ネコ４検体（11.4％）からジアルジアが検出され、イヌ２検体から糞線虫、イヌ１検体から回虫卵が検出された。感染症発生動向調査事業として、トリコモナス検査を実施した。

カ　動物由来感染症に関する試験検査

動物由来感染症調査事業として、動物取扱業（販売業、展示業）調査、動物病院サンプリング調査、及び狂犬病調査を行った。動物取扱業調査において、ペットショップで販売されるイヌ、ネコの糞便75検体、及び展示施設のふれあい動物であるヤギ、ヒツジの糞便９検体について、サルモネラ属菌及び病原大腸菌の検査を実施した。動物病院を受診したイヌ、ネコの糞便から分離された大腸菌菌株144株について、腸管出血性大腸菌の検査及び薬剤感受性試験を実施した。イヌ４頭、タヌキ１頭の脳組織について、狂犬病ウイルス検査を実施した。

３　ウイルス研究科

（１）　科内業務の概略

当研究科は２研究室で構成され、都内で発生するウイルスやリケッチアに起因する疾患を対象とした試験検査及び調査研究を行っている。主な試験検査は、2020年１月より開始した新型コロナウイルスの他、感染症法に基づく積極的疫学調査、感染症発生動向調査及び感染症流行予測調査、ウイルス性食中毒関連検査、都・区からの委託事業に基づく HIV 検査、東京感染症アラートに基づく緊急検査（中東呼吸器症候群：MERS 及び鳥インフルエンザ等）等である。

（２）調査研究

当科で実施している主な調査研究（重点・課題・基盤研究）は、以下の通りである。

ア　重点研究

（ア）都内の新型コロナウイルスについての分子遺伝学的および血清学的解析に関する研究

SARS-CoV-2のアルファ、デルタ、オミクロン株等の特異的変異を検出するリアルタイムPCRによる変異株スクリーニング検査を構築し、保健所より搬入された陽性検体等について変異株の同定を行った。またウイルス量の多い陽性検体について、次世代シーケンサー（NGS）による全ゲノム解析を行い、ゲノムデータベース（GISAID）への登録を行った。

2020年12月から2021年にかけてHIV検査機関で採取された血清に対して、SARS-CoV-2のN抗体とS抗体を対象とする抗体調査を行った。2020年12月には観察されなかったS, N抗体の陽性率が年月の経過とともに上昇した。特にS抗体については、都内でのワクチン接種実施以降、顕著な上昇がみられた。またSARS-CoV-2ワクチン接種前後の職員から得られた血清でS抗体価の上昇を確認した。

都内下水処理場で採取された下水のサンプルについて超遠心を行い、その沈殿物中のSARS-CoV-2検査を行った。都内の感染者数の増加に伴い、SARS-CoV-2が検出される下水処理場の数が増加していき、それらの間に緩やかな関連性が認められた。

2020年１月から2021年８月の間、感染症発生動向調査のインフルエンザ様疾患の検体について、FilmArray呼吸器パネル2.1を用いて測定を行い、当センターで実施している核酸増幅検査の結果と比較した。両法の結果は大きく違わなかったが、陰性を示した検体からは当センター実施法の対象外の病原体が幾つか検出された。

イ　課題研究

（ア）　ウイルス分離試験における網羅的ウイルス検索の適用方法の検討

ウイルス分離試験で細胞変性が認められた培養上清を用いて、NGS による網羅的ウイルス検索を実施し、アデノウイルス、RS ウイルスおよび単純ヘルペスのゲノムデータが得られた。

（イ）　感染症発生動向調査におけるウイルスの分子疫学解析法の検討

HHV-6・7、VZV、PB19、RSV-A・B、ムンプスウイルス、パラインフルエンザウイルスを検出するリアルタイム PCR 法を構築した。

（ウ）　次世代シークエンサーを用いた胃腸炎起因ウイルスの網羅的解析法の検討

2021年度に当センターに搬入された感染性胃腸炎集団発生事例において、通常検査で実施しているリアルタイム PCR 法によりウイルスが検出されなかった事例を中心に NGS による網羅的解析により原因ウイルスの特定を試みた。その結果、ノロウイルスとパレコウイルスの重複感染事例および国内では報告例の少ない遺伝子型のアストロウイルス事例を特定した。また、感染性胃腸炎事例で検出されたノロウイルス GⅡ.４の NGS による全長配列解析の結果、抗原性に大きく関与する部位である P2ドメインに多数の変異を有していることが明らかになった。

（エ） HIV の血清学的および分子生物学的解析と検査プロトコールの検討

2021年１月から12月に当センターに搬入され、HIV-1陽性となった35件を対象にプロテアーゼ領域と逆転写酵素領域について遺伝子解析を実施した結果、サブタイプ B が24件、サブタイプ A が１件、CRF01_AE が７件、CRF02_AG が３件であった。

また、検査で HIV-1陽性となった109件を対象に、HIV 確認検査試薬であるウエスタンブロット（WB）法と、イムノクロマト法を原理とした HIV-1/2抗体確認検査法（Geenius HIV 1/2キット）を比較検討した。WB 法において HIV-1陽性の判定に至らなかった35件のうち26件（約74.3%）が、HIV-1/2抗体確認検査法では HIV-1陽性と判定された。

ウ 基盤研究

（ア） 都内で伝播する性感染症病原体の疫学解析に関する研究

2019年１月から2021年12月に都内の HIV・性感染症の無料匿名検査検体のうち、HIV 陽性例における梅毒、クラミジア、淋菌の陽性数を調査した。HIV 検査数は新型コロナウイルス感染症発生以前より減少したが、HIV 陽性数は横ばいであり、HIV 陽性例のうち49～52%が梅毒陽性であった。HIV 陽性かつ梅毒陽性例のうち、梅毒感染を示唆する RPR 検査で陽性を示した例は21～40%、活動性梅毒を示す RPR 16倍以上は13～26%であった。

（３） 試験検査

ア 食中毒疑いの胃腸炎起因ウイルス検査

食中毒関連調査（有症苦情を含む）165 事例、1,536 検体について胃腸炎起因ウイルスの検索を行い、36 事例（21.8%）、295 検体（19.2%）から胃腸炎起因ウイルスを検出した。その内訳はノロウイルス（NoV）GⅡが 30 事例、NoV GⅠが４事例、NoV GⅠ・GⅡが２事例であった。遺伝子解析依頼があった７事例の遺伝子型別は、GⅡ.４と GⅡ.２がそれぞれ３事例、GⅡ.17 が１事例であり、５事例で患者と調理従事者等から検出されたウイルスの遺伝子型が一致した。

イ 積極的疫学調査

感染症法による積極的疫学調査として患者や関係者の臨床検体（咽頭拭い液、糞便等）についてウイルス検査を実施した。

（ア） インフルエンザ検査

クラスター（集団発生）サーベイランスの検体搬入はなかった。

（イ）　感染性胃腸炎集団発生のウイルス検査

保育園や学校等における胃腸炎集団発生51事例、116検体の検査では、37事例（72.5%）、71検体（52.1%）から胃腸炎起因ウイルスを検出した。その内訳は、NoVⅤGⅡが35事例、サポウイルスとアストロウイルスがそれぞれ１事例であった。

（ウ）　麻しん及び風しんを疑う患者のウイルス検査

30検体を対象に遺伝子検査を実施したが、麻しんおよび風しんウイルス遺伝子の検出はみられなかった。

（エ）　蚊媒介感染症患者のウイルス検査

デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症を疑う患者から採取された3検体について検査を行い、デングウイルス１型１件を検出した。

（オ）　Ａ型肝炎ウイルス検査

医療機関においてＡ型肝炎と診断された患者から採取された４検体について検査を実施した。１検体からＡ型肝炎ウイルスが検出され、遺伝子型はＩＡ型であった。

（カ）　Ｅ型肝炎ウイルス検査

医療機関でＥ型肝炎と診断された患者から採取された66検体について検査を実施した。23検体からＥ型肝炎ウイルスが検出され、遺伝子型は３型が22件、４型が１件であった。

ウ　感染症発生動向調査事業

病原体定点医療機関から搬入された検査材料についてウイルス検査を実施した。小児科、内科、眼科、性感染症、基幹病原体定点より搬入された検体は297件（咽頭拭い液190件、鼻汁37件、糞便19件、直腸拭い液30件、髄液10件、尿２件、結膜拭い液１件、水疱内容物３件、陰部尿道頸管擦過物/分泌物０件、その他０件）であり、160件でライノウイルス、ノロウイルス等のウイルス遺伝子が検出された。また、ウイルス分離試験では、アデノウイルス、エンテロウイルス、ムンプスウイルス等が52株分離された。

エ　感染症流行予測調査事業

感染症の流行を予測することを目的として感受性調査を実施している。2021年度は従来の規模を縮小し、０歳から74歳までの健康な都民の血清201件を対象に、以下の疾患に対する抗体調査を実施した。

（ア）　インフルエンザ

HI 試験による40倍以上の抗体保有率は、A（H1N1）型（A/Victoria/1/2020）株抗原に対し30.8％、A（H3N2）型（A/Tasmania/503/2020）株抗原に対し42.3％、B 型山形系統（B/Phuket/3073/2013）株抗原に対し96.5%、B 型ビクトリア系統（B/Victoria/705/2018）株抗原に対し86.1%であった。

（イ）　麻しん及び風しん

ゼラチン粒子凝集法による麻しんウイルス抗体保有率（16倍以上）は98.0%、風しんウイルスに対する HI 抗体保有率（８倍以上）は97.0%であった。

（ウ）　ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症

20歳以上の男女の血清140件を対象とし、HPV に対する ELISA 法抗体価を測定した。HPV 抗体陽性（4.0 IU/mL 以上）は15.0％であった。

（エ）　水痘

水痘ウイルス（VZV）に対する EIA 抗体価を測定した結果、VZV 抗体陽性（4.0 EIA 価以上）は86.1％であった。

（オ）　B 型肝炎

B 型肝炎ウイルス表面抗体（HBs 抗体）価を EIA 法により測定した結果、HBs 抗体陽性（10 IU/L 以上）は47.3％であった。

オ　HIV・エイズ検査

東京都新宿東口検査・相談室、都及び区保健所等より搬入された血液11,202件について HIV 検査を実施した。スクリーニング検査陽性検体105件について確認検査（ウエスタンブロット法・NAT 検査）を実施し、103件の陽性が確認された。

カ　感染症媒介蚊サーベイランス

（ア）　広域サーベイランス

6月から10月まで、都内16施設において捕集された蚊について、デングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルスの遺伝子検査を各137件、ウエストナイルウイルスの遺伝子検査を258件、計669件実施した。結果はすべて陰性であった。

（イ）　重点サーベイランス

4月上旬から11月上旬まで、都内９か所の公園50地点において捕集された蚊の幼虫及びヒトスジシマカ群等の媒介蚊の成虫について、デングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルスの遺伝子検査を各399件、計1,197件実施した。結果はすべて陰性であった。

（ウ）　東京2020大会会場周辺サーベイランス

2021年７月から８月まで、都内7施設（14地点）において捕集された蚊について、デングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルスの遺伝子検査を各106件、ウエストナイルウイルスの遺伝子検査を182件、計500件実施した。結果は全て陰性であった。

キ　東京感染症アラート検査

本年度はMERSや鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）の緊急検査依頼はなかった。

ク　新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）検査

2021年４月１日～2022年３月31日に当センターへ搬入された新型コロナウイルス関連検体（疑い例、接触者調査、陰性確認等）は、47,669検体であった。変異株スクリーニング検査は、9,184件について実施した。また、都内下水処理施設（13ヶ所）の流入下水を用いてSARS-CoV-2遺伝子検査を実施した。

Ⅱ　食品化学部

1　食品成分研究科

(1) 科内業務の概略

都内に流通する食品の安全性と都民の食に対する安心を確保するため、当研究科は食品衛生法に基づく各種食品（清涼飲料水、乳・乳製品等）の成分規格、有害成分、カビ毒、放射性物質、並びに食品衛生法及び食品表示法に基づく遺伝子組換え食品（GMO）等の試験検査及びそれらに関する調査研究を行っている。また、食品表示法及び健康増進法に基づく食品の栄養成分、食品表示法に基づくアレルゲンについても試験検査及び調査研究を行っている。さらに、水銀・カドミウム等重金属の有害化学物質による食品の汚染実態調査も実施している。一方、都内で発生する化学物質及び自然毒による食中毒の原因物質の解明や、都民から寄せられる食品中の異物等の苦情についても対応している。

(2) 調査研究

ア　食品中食物繊維の簡便かつ迅速な分析法に関する研究

食品中食物繊維の分析法の前処理工程のうち、酵素処理と精製について時間短縮を目的として条件検討を行った結果、大幅な時間短縮につながった。

イ　LC-MS/MS を利用した食品中のアレルゲン定量法に関する検討

乳、卵、そば及び落花生について、LC-MS/MS の分析条件を確立した。食品中のタンパク質を LC-MS/MS により検出するための前処理法のうち、酵素処理及び精製法を改良した。

ウ　指定成分の通知試験法及び改良法の研究

指定成分の通知試験法について検討を行った。サプリメント等実際の試料では妨害物質が多く、分析値に対する影響が大きかった。そのため、より精製度の高い抽出条件と LC-MS/MS を用いた選択性の高い分析条件を検討した。

エ　自然毒に関する新規分析法の研究

RMS 法を用いた自然毒の新規分析法を検討するため、分析対象化合物及び基準物質の選定を行った。分析対象化合物は有毒植物の有毒成分 11 種を選定し、基準物質は選定した分析対象化合物を相互に適用することとした。

(3) 試験検査

令和３年度の試験検査件数は総計 13,300 件で、福島第一原子力発電所事故に関連する食品の放射性物質検査、清涼飲料水、乳・乳製品等の成分規格試験やカビ毒等の有害物質検査、食品に表示されている栄養成分の試験検査、水銀、カドミウム等重金属による食品の汚染実態調査を実施した。また、化学物質及び自然毒による食中毒や食品苦情等の依頼検体についても検査を実施した。さらに、食品中のアレルゲンの検査、遺伝子組換え食品の検査、異物を始めとする食品苦情の検査等、高度な分析技術を要する検査項目にも対応した。

(4) 特記事項

ア　食品表示法及び健康増進法に基づく食品の栄養成分検査

小売り店舗から収去した 22 検体について、たんぱく質、脂質、ミネラル、ビタミン等 187 項目の栄養成分検査を行った結果、３検体が許容差の範囲から外れて要調査となった。その内訳は、調味料（ナトリウム）、菓子（脂質）及び菓子（カルシウム）であった。

イ　遺伝子組換え食品の検査

当センター広域監視部、多摩地区保健所及び市場衛生検査所より搬入された大豆加工品、トウモロコシ加工品、米加工品及びパパイヤ等、計 97 検体について食品衛生法及び食品表示法に基づいて組換え遺伝子の検査を行ったところ、違反はなかった。

ウ　カビ毒及び有害化学物質の検査

都内で製造された食品及び流通食品についてカビ毒の検査を行った。乳、果実加工品及び穀類加工品 38 検体について、食品に対する基準値があるアフラトキシン、パツリン及びデオキシニバレノールを検査したところ、穀類加工品１検体からデオキシニバレノールを検出したが、暫定的な基準値は超えていなかった。

基準値のないカビ毒のうち、フモニシン、ゼアラレノン、オクラトキシン及びシトリニンの検査を行った。穀類加工品及び酒類７検体について検査したところ、穀類加工品２検体からフモニシン B1 及びフモニシン B2 を検出し、穀類加工品１検体からゼアラレノンを検出した。

食品中の有害化学物質では、酒類５検体についてカルバミン酸エチルを検査したところ、いずれからも検出されなかった。

エ　福島第一原子力発電所事故に関連する食品の放射性物質検査

都内流通食品の放射性物質検査では、ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 について、ヨウ化ナトリウム(タリウム)シンチレーションスペクトロメータによるスクリーニング検査及びゲルマニウム半導体核種分析装置による確定検査を実施した。国産品 1,060 検体及び輸入品 70 検体でいずれも基準値を超えたものはなかった。

オ　アレルゲンを含む食品の検査

都内流通食品について牛乳９検体、卵 12 検体、小麦６検体、そば２検体、計 29 検体の検査を実施した。１検体（粉末調味料）がスクリーニング検査（小麦）陽性となった。確認試験は陰性であった。

カ　食品中の重金属検査

魚介類及びその加工品 44 検体について総水銀、メチル水銀、ヒ素及びカドミウムを検査した結果、食品衛生法における規制値を超えるものはなかった。また、都内搬入米のカドミウムによる汚染調査として、国内産玄米 134 検体を検査したところ、食品衛生法における基準値を超えるものはなかった。

キ　食事由来の化学物質ばく露量推計調査

健康安全部からの依頼で、マーケットバスケット方式により総水銀、メチル水銀、カドミウム、鉛及び放射性物質４核種（ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137、カリウム

40）を測定した。

ク　化学物質及び自然毒による食中毒事例

８件の化学物質及び自然毒による食中毒疑い事例(有症苦情含む)について検査を行った。内容はヒスタミンに関するものが５件、ふぐ毒に関するものが３件であった。そのうち、サンマの梅みそ和えからヒスタミンを検出した。

ケ　食品苦情への対応

９件の食品苦情について検査を行った。苦情内容は異物混入に関するものが７件、異臭に関するものが２件であった。

コ　精度管理

GLP に基づき、2021 年度外部精度管理調査に参加した。オートミール中の栄養成分（熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、水分、灰分、ナトリウム、食塩相当量、カリウム、銅）、生乳中成分（乳脂肪分、無脂乳固形分）、遺伝子組換え食品検査（遺伝子組換え小麦）、特定原材料検査（卵・乳）、及び玄米（粉末）中カドミウムについて実施し、いずれも良好な結果を得た。

２　食品添加物研究科

(1) 科内業務の概略

都民の食の安全・安心を確保するため、食品衛生法に基づき、食品中の食品添加物試験、輸入かんきつ類の防かび剤検査、食品添加物の品質規格試験及び食品用器具・容器包装の規格試験等を行っている。いずれの試験検査もGLP（食品検査における適正業務管理）の基準に従い、検査の信頼性を確保している。

調査研究業務についても積極的に進めており、食品中の新規指定添加物の試験法開発、輸入食品中の指定外添加物の試験法開発、試験法が未整備の既存添加物の試験法開発、規格基準を作成するための基礎的な調査研究、食品用容器包装材からの有害物質の溶出量調査など幅広い課題に取り組んでいる。

(2) 調査研究

ア 食品中の６種甘味料、10種保存料及び３種酸化防止剤の一斉抽出法に関する検討

QuEChERS法の抽出工程を基に分析法を開発した。リン酸を加え、緩衝作用のある塩を除くことで甘味料の抽出効率を改善した。また、甘味料、保存料は２回抽出することで高たんぱく食品であるハムで89.9-104％と良好な値を得た。酸化防止剤はショートニングにおいて2回では抽出が不十分であったため、４回抽出して85.6-101%と良好な値を得た。一方、クリーミングパウダーは２回でも84.9-100 %と良好な値であった。次年度はこの原因を特定し、食品毎にどちらの抽出回数が適正か判断していく。

イ 食品中の二酸化硫黄及び亜硫酸塩類等の含有量実態調査

含有量実態調査を行う上で、HPLC法による二酸化硫黄及び亜硫酸塩の定量試験の性能評価を行った。それぞれ使用基準が異なる５種類の食品を用いて検証を行ったところ、真度は70%～120%、併行精度（RSD）10%未満、室内精度（RSD）15%未満の範囲内の結果が得られ、HPLC法は定量法として適用可能であると考えられた。

ウ 魚肉中の一酸化炭素検査法の改良及び含有量の実態

一酸化炭素（CO）は、魚肉の鮮度を偽装する目的で使用される可能性があるため、食品衛生法で使用が禁止されている。国から示された検査法について、試料の前処理方法、魚肉からの抽出条件等を検討し、よりばらつきが少なく、扱いやすい試薬を用いる検査法に改良することができた。

エ 乳幼児用おもちゃからの17元素の溶出についての実態調査

乳幼児や子供を対象としたおもちゃの安全性に関しては、様々な国でそれぞれ規格が定められており、欧州連合（EU）ではEN71（Safety of toys：欧州玩具安全規格）、日本では食品衛生法で規格基準が定められている。市販乳幼児用おもちゃに関し、食品衛生法よりも対象元素が広く設定されているEN71の溶出試験を準用し、17元素について乳幼児用おもちゃからの溶出の実態を調査した。20製品を部位および色別に分けた全87試料を用いて調査した結果、６製品20試料から７元素を検出した。EN71の規格と比較できる元素について、いずれも

規格値を超えたものはなかった。

オ 食品用器具・容器包装等から溶出される化学物質についての研究

食品に使用される器具・容器包装の規制は、平成30年６月の食品衛生法改正により国際整合性及び規制のない原材料についても安全性を確保することを目的として、ポジティブリスト制度が採用された。そこで、食品安全委員会「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針」をもとに合成樹脂製ポリ袋の溶出試験を実施し、食品へ移行する物質についての知見を得るべく、リテンションギャップ法を用いて構築したLC-MS/MS分析条件で、実態調査を行った。

カ 食品用器具・容器包装等からの添加剤の溶出量調査

食品に用いる容器類は、保管や保存の目的に加え調理に使用される等、用途が広がっている。そこで、100℃以上の極めて過酷な条件における使用を仮定し、ポリプロピレン製保存容器中の６種添加剤の溶出試験を試みた。食品区分を油分の多いものとし、それぞれ30検体のポリプロピレン製保存容器を用いて検査を行った。その結果、材質鑑別では全ての検体がポリプロピレン、食品衛生法における蒸発残留物試験では全て適合する結果が得られた。添加剤の溶出試験では、EUのSML（特定移行限度値）と比較しても超えない量で25検体、５検体からそれぞれ異なる添加剤２種が検出された。

キ 農産物中８種防かび剤の一斉分析法開発に関する研究

防かび剤が使用される農産物の種類、特徴及びその使用量を把握し、防かび剤の使用実態に即した分析法構築に取り組んだ。LC-MS/MS分析条件や防かび剤抽出法（前処理法）を再考し、食品添加物としてより高感度に分析できる方法を確立した。本法は溶媒使用量を削減し、固相カラムを用いた迅速かつ効率的な前処理法であり、かんきつ類に使用される７種防かび剤の添加回収試験においても良好な結果が得られた。

ク 乳等の容器包装におけるヒ素試験法の試験溶液調製法および測定法の検討

食品衛生法では乳等の容器包装についてヒ素の試験法が定められている。しかし、本法は試験溶液調製の過程で有害ガスを発生し、測定は目視のみであるため、より簡便・安全・客観的な改良法を検討した。試験溶液調製では硝酸マグネシウムやマイクロウェーブを用いた灰化法により有害ガスの発生を低減し、原子吸光光度計やICP-MSで測定することにより、従来法より客観的評価が可能な精度の高い分析が可能となった。

ケ 輸入食品対策に係わる試験法開発

輸入食品対策事業の一環として、食品中指定外添加物であるシトラスレッド２及びスーダンレッドGについて、LC-MS/MSを用いる確認分析法を開発した。

(3) 試験検査

令和３年度の試験検査件数は15,506件で、その内訳は食品中の食品添加物試験15,030件、輸入果実中防かび剤試験220件、食品添加物の品質規格試験及び食品用器具・容器包装・おもちゃの規格試験256件であった。

これらの検査は、広域監視部食品監視第一課及び第二課、多摩地区及び特別区保健所からの依頼に基づき実施した。

(4) 精度管理

GLP に基づき、日常検査の信頼性確保のため、実施要領に則って内部精度管理試験を実施した。また、食品衛生外部精度管理調査に参加し、着色料及びソルビン酸について実施した。

(5) 特記事項

ア　食品中の食品添加物の試験検査における違反事例

中国産の赤魚一夜干しから表示にない酸化防止剤のエリソルビン酸を検出した。また、国産スパゲティーナポリタンから表示にない甘味料のステビオシドを検出した。

3　残留物質研究科

(1) 科内業務の概略

残留物質研究科は、輸入青果物、冷凍野菜・果実、農産加工食品中の残留農薬及び乳、食肉、魚介類等の畜水産食品中の残留動物用医薬品、残留農薬、残留有害化学物質（ポリ塩化ビフェニル(PCB)、有機スズ化合物（TBTO 及び TPT）等）の試験検査を実施している。また、これら食品の安全性確保と都民の健康被害を未然に防止あるいは食生活の安全性評価に関する情報提供を目的とし、調査研究として、様々な残留物質を対象とした試験法開発・改良及びその信頼性確保の検証、「食品からの農薬、ダイオキシン類の一日摂取量調査」等を進めている。

(2) 調査研究

ア　食品中の残留農薬に関する研究

(ｱ) 食品中の残留農薬試験法

国際整合性の流れにより、残留農薬試験の検査対象部位の見直しが進められている。残留農薬基準値の改訂に合わせ、国内でもキウイ及びメロンの検査部位が果皮を除いた可食部から外果皮を含んだ果実全体に変更されている。そこで、現行の試験法の全果に対する妥当性評価試験を実施し、変更後の検査部位にも適応可能であることを確認した。

(ｲ) 輸入農産物中の農薬残留実態

野菜、果実、穀類、豆類等農産物及びその加工品等 83 種 408 検体について調査した。有機リン系、含窒素系農薬等 23 種類の農薬を、28 種 136 検体から 0.01～1.2 ppm 検出した。ペルー産パンダ豆からクロルピリホス 0.17 ppm を検出し、残留基準値 0.1 ppm を超過した。中国産未成熟えんどうからヘキサコナゾール 0.02 ppm を検出し、一律基準値を超過した。それ以外はいずれも食品衛生法の残留基準値以下であった。

(ｳ) 国内産野菜及び果実中の農薬残留実態

野菜及び果実 23 種 80 検体について調査し、有機リン系及び含窒素系農薬の 12 種類の農薬を 12 種 35 検体から 0.01～0.24 ppm 検出した。いずれも食品衛生法の残留基準値以内であった。

(ｴ) ベビーフード中の農薬残留実態

輸入品５検体及び国産品 25 検体について、有機リン系、含窒素系及びカルバメート系等約 40 種類の農薬を調査し、２検体からそれぞれ 1 種類計２種類の含窒素系農薬を 0.01 ppm 検出した。

(ｵ) 都内流通米中の農薬残留実態

国内産玄米 20 検体について 50 種類の農薬を調査し、含窒素系農薬３種類を９検体から 0.02～0.09 ppm 検出した。いずれも食品衛生法の残留基準値以内であった。

(ｶ) 畜水産食品中の農薬残留実態

輸入及び国内産の畜水産食品 122 検体（牛肉、豚肉、鶏肉等の食肉 76 検体、生乳等

16 検体、鶏卵 25 検体、魚介類及びその加工品等５検体）について、有機塩素系化合物等（BHC、DDT、アルドリン及びディルドリン、クロルデン、ヘキサクロロベンゼン、ヘプタクロル、エンドリン、クロルピリホス）の残留調査を実施した。キンメダイ１検体（クック諸島産）から DDT が 0.02 ppm 検出されたが、食品衛生法の残留基準値以内であった。

イ　食品中の残留有害化学物質に関する研究

(ｱ) 食品中の汚染実態調査

PCB、TBTO 及び TPT の汚染実態調査を実施した。PCB は魚介類、食肉等 333 検体を、TBTO 及び TPT は魚介類 21 検体を調査したところ、規制値等を超える値を検出しなかった。

魚介類 161 検体のうち 40 検体について、ドリン類３種類及びクロルデン類５種類の農薬を調査したところ、*t*-ノナクロルが３検体、*c*-ノナクロルが１検体から 0.001～0.004 ppm 検出された。これらの値は食品衛生法の一律基準値 0.01 ppm を参考にしても、いずれも低い値であった。

(ｲ) 東京湾産魚介類汚染調査

東京湾で採取したアサリ、ホンビノスガイ、ボラ、スズキ及びマアナゴの計 30 検体について PCB 及び TBTO 及び TPT の汚染状況調査を実施したところ、規制値等を超える値を検出しなかった。

(ｳ) 食事由来の化学物質ばく露量推計調査

マーケットバスケット方式による都民の食事を介した PCB 及び農薬の一日摂取量を調査したところ、PCB は 0.0039 μg/kg 体重/日、農薬は 0.002～0.079 μg/kg 体重/日であり、いずれの摂取量も一日摂取量等を下回っていた。

ウ　畜水産食品中の残留動物用医薬品に関する研究

(ｱ) 畜水産食品中に残留する動物用医薬品の試験法

近年、国際整合性に伴い動物用医薬品の規制で新たな対象薬剤の設定、基準値の変更等が実施されるとともに、使用状況の変遷により海外で食品中の残留事例が報告されており、規制や使用実態に合わせた検査が必要である。そこで、効率的な分析法が少ない薬剤について、国際水準の検査が可能な２系統の新規試験法の開発を試みている。一つは、非ステロイド系抗炎症薬である。残留規制のある薬剤に加え、ヒトへの健康影響のある薬剤を加えた 20 剤について、LC-MS/MS 測定条件の最適化を行い、機器のばらつきを最小限にした。次年度からの前処理条件の検討の際に、課題への要因の検証を容易とした。また、トレーサビリティーが可能な標準物質を整備することで不確かさの評価方法の検証が可能となった。もう一つは、抗原虫薬のトルトラズリルである。日常検査と並行して残留実態を調査したところ、鶏卵で残留の疑義が生じた。そこで代謝体２剤を同時に測定でき、高感度な同定、定量が可能な分析法を開発し、

残留を確定した。本法を用いることで、鶏卵への残留を国内で初めて明らかにするとともに、検査体制の強化が図られ、令和４年度より日常の検査項目として導入した。

(ｲ) 畜水産食品中の動物用医薬品の残留実態

輸入及び国産の食肉、魚介類、鶏卵、はちみつ及び乳類等 195 検体について抗生物質、合成抗菌剤、寄生虫駆除剤及び殺菌剤等、計 7,641 検査項目の検査を実施した。国産鶏肉５検体からラサロシド 0.002～0.037 ppm を、スペイン産鶏肉 1 検体からナイカルバジン 0.021 ppm を、国産豚肉１検体からドキシサイクリン 0.05 ppm を検出した。いずれも食品衛生法の残留基準値を超過しなかった。

エ　食品中の残留抗微生物薬に関する研究

ワンヘルスアプローチに基づく薬剤耐性菌への対策として、感染症治療のために用いられるヒト医療分野のみならず、使用量が約２倍である畜水産分野においても、また農薬として農産物に使用されている抗微生物薬も適正使用や管理が求められている。そこで当科では、薬剤使用の実態を解明するため、流通する食品中の抗微生物薬の残留実態を把握すべく、分析法の整備を進めている。

畜水産分野での対象薬剤は、高極性である等物性が他と大きく異なるため、分析が非常に困難なカルバペネム系６剤及びアミノグリコシド系 14 剤とした。カルバペネム系では、分離モードの異なる６種類の分析カラムを用いた LC-MS/MS 条件を整備した。これにより、前処理条件の検討の際に、食品由来成分の影響を軽減することを分析上でも可能とした。アミノグリコシド系では細菌学的測定法の高感度化を図り、２通りの測定条件を設定した。また、現行の試験法で検討した結果、低回収率等の課題を浮き彫りにした。次年度以降、機器分析との併用を合わせて模索する。

農産物における対象薬剤は、農薬として登録・使用されているキノロン系１剤、テトラサイクリン系１剤及びアミノグリコシド系４剤とした。系統、極性や化学的性状の違いから一斉分析が困難であるため、キノロン系およびテトラサイクリン系と、アミノグリコシド系に分けた測定条件を確立した。これらの測定法により、食品由来の夾雑成分と対象薬剤の分離が可能となり、高精度かつ高感度な分析が可能となった。次年度以降、系統の異なる薬剤を同時に抽出する前処理法の検証を進めていく。

オ　食品中の残留細菌性毒素に関する研究

ウェルシュ菌食中毒に起因する細菌性毒素エンテロトキシンについて、結果判定が不安定な逆受身ラテックス凝集反応法の代替として、これまで他の細菌性毒素で導入してきた LC-MS/MS を用いて測定する試験法開発に着手した。特異的なペプチドを選択し、条件を最適化することで、選択性高く定性し、低濃度まで精度よく定量可能な測定法を整備した。また、生体試料への適用を将来的に臨み、人工腸液中での挙動を確認し、次年度以降の前処理法開発における留意点を見出した。

カ　輸入食品対策に係わる試験法開発

輸入食品対策事業の一環として、農産物中のチアメトキサム、クロルプロファム、プロフェノホス試験法及び畜水産食品中のベンジルペニシリンについて試験法を開発した。

キ　厚生労働省残留農薬等試験法開発事業に係わる試験法開発

畜産物中のクロフェンテジンについて分析法を検討した。試料に臭化水素酸を加え、2-クロロ安息香酸に加水分解し、エーテル・ヘキサン混液で抽出した後、アルカリ溶液とエーテル・ヘキサンによる液々分配、SAX 及び SI ミニカラムで精製し、LC-MS/MS で測定する方法を確立した。開発した試験法を牛の筋肉及び肝臓等５食品に適用した結果、真度70～88%、併行精度は５～11%の良好な結果が得られた。

(3) 試験検査

令和3年度の試験検査総件数は 55,496 件で、広域監視部食品監視第一課及び第二課から送付された検体の他、食品監視課、環境保健衛生課、市場衛生検査所、あるいは都保健所依頼の検体について実施した。

(4) 精度管理

GLP に基づき、日常検査の信頼性確保のため、実施要領に則って内部精度管理試験を実施した。また、令和3年度食品衛生外部精度管理調査に参加し、残留農薬検査ではクロルピリホス及びフェニトロチオン、動物用医薬品検査ではスルファジミジンについて精度管理を実施し、良好な結果を得た。

ISO/IEC17025 に基づく業務管理要領改定による国際整合性を踏まえた試験検査体制構築に向け、職員全員に関連知識の定着と確実な実践を促すオンデマンド型部内研修や計量トレーサビリティーとして天秤及びピペットの校正を実施した。さらに、日常検査における内部品質管理の実施に注力した。検査毎に実施し、管理図等を用いた工程管理に取り組んだ。データの解析を通じて、品質保証に重要な要因について考察し、業務に反映している。

Ⅲ　薬事環境科学部

１　医薬品研究科

(1) 科内業務の概略

医薬品及び医薬品原料、生薬、無承認無許可医薬品（医薬品成分を含有する健康食品、危険ドラッグ等)、化粧品、医薬部外品、医療機器、家庭用品及び毒物劇物に関して、調査研究並びに福祉保健局の薬事衛生関連の指導取締り業務に必要な理化学試験及び植物鑑別試験を行っている。また、後発医薬品の品質確保のための基礎資料となる溶出試験、法定受託事務である医薬品、医薬部外品の製造販売承認に伴う規格及び試験方法の審査、医薬品等製造業者に対する製造及び品質管理に関わる技術的な助言や製品の試験検査等を行っている。

なお、薬用植物園は、医薬品研究科に所属し、大麻・ケシのほか、健康食品並びに危険ドラッグに含有される植物について､鑑別試験を担当しているが､独自の事業を展開しているため、当該独自部分について別項において述べる。

(2) 調査研究

令和３年度から開始した重点研究１題、課題研究１題の成果は、以下のとおりである。

ア　重点研究：危険ドラッグ等に含まれる薬物の科学分析法及び生体影響評価法に関する研究

(ｱ) 危険ドラッグに含有される薬物の迅速探索法に関する研究

LC-Tribrid/Orbitrap を用いて、近年、紙片状危険ドラッグから高頻度に検出される LSD 系薬物について、LC 分離条件及び MS の各種パラメーターを最適化した。本法を紙片状危険ドラッグ 7 検体に適用したところ、ETH-LAD、AL-LAD、1cP-LSD 及び ALD-52 が検出された。本法は紙片状危険ドラッグ中の LSD 系薬物のスクリーニング分析法として有用であると考えられる。

(ｲ) 危険ドラッグ等への含有が懸念される植物及び由来成分に関する研究

薬用植物学の観点から生理活性を有すると懸念される植物類を選定し、含有成分に関する情報収集を行った。また、薬用植物園において栽培している植物体を用いて標本を作製した。

大麻に関連して、大麻取締法の改正等に関係する情報収集及び大麻由来製品の流通実態の調査等を行った。

イ　課題研究：医薬品、化粧品及び家庭用品に係る試験法の開発及び改良に関する研究

(ｱ) 医薬品等に係る試験法の開発及び改良に関する研究

医薬品成分のスクリーニングキットの開発を行い、妥当性の評価を行った。また、NMR を用いて構造解析を行う際の測定温度の影響について検討を行った。

(ｲ) 化粧品等に係る試験法の開発及び改良に関する研究

化粧品に配合される防腐剤の LC/MS 分析法の検討を行い、フェノキシエタノールについて分析法を確立した。配合禁止成分であるホルムアルデヒドについて、2,4 - ジニトロフェニルヒドラジン（DNPH）で誘導体化し HPLC で分析する方法が、化粧品の試験に適用できるかを検

討し良好な結果を得た。

(ｳ) 家庭用品等に係る試験法の開発及び改良に関する研究

防炎加工剤であるトリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト及びビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイトの LC-MS/MS による検出法を確立するために分析条件の調査を行った。それらの情報をもとに検討を行い、ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイトの検出条件を確立した。また、家庭用品おいて使用されるフェニル水銀化合物の精製法を改良するための調査を行い、無極性相のオクタデシルシリル化シリカゲルカラムによる固相抽出法を検討することとした。

(3) 試験検査

令和３年度は、薬用植物園の担当分も含め、19,113件の試験検査を行った。

ア　医薬品等一斉監視指導において、薬局及び医薬品販売業等への立入検査に伴い収去された一般用医薬品、医療用医薬品及び配置薬61検体について、製造販売承認書等に準じ試験を行った。

イ　化粧品及び医薬部外品の試験検査では、歯みがき、クリーム、ファンデーション、化粧水、乳液、口紅、石鹸、シャンプー、コンディショナー、洗顔料、浴用剤、染毛剤、及び育毛剤108検体について、化粧品基準や承認規格に準じて試験を行った。

ウ　危険ドラッグ対策事業に伴い、ケミカル系及び植物系危険ドラッグ108検体について、成分検査を行った結果、麻薬１種(CUMYL-PEGACLONE)を１検体から検出した。

エ　健康食品対策事業において、健康食品76検体の成分検査を行った。その結果、強壮効果を標榜する２製品からシルデナフィル及び*N*-フェニルプロポキシフェニルカルボデナフィルを、ダイエットを標榜する製品からクロトリマゾール、健康茶からセンナ葉を検出した。

オ　後発医薬品の品質試験として、国の実施する「後発医薬品品質確保対策事業」において指定されたシロスタゾール錠の後発品11製剤について、溶出規格及び溶出曲線測定を実施した結果、溶出規格は全て適合し、オレンジブック収載値との溶出挙動も類似していると判定された。

カ　シアン指導取締事業において、電気めっき業及び金属熱処理工場の廃水103検体を試験した結果、６検体からシアンを検出し、そのうち基準値（１mg/L）を超えるものが１検体あった。

キ　医薬品製造販売承認申請書の規格及び試験方法について、35製品の書類審査を行い、試験方法改良の指示や、記載不備の指摘等を行った。医薬部外品の製造販売承認申請に係る審査では、染毛剤（324検体)、薬用歯みがき類（39検体）及び浴用剤（15検体）合計378検体のうち、計139検体について試験方法改良の指示や、記載不備の指摘等を行った。

ク　健康安全部の監視計画に基づく医療機器の試験検査では、救急絆創膏、家庭用温熱パック、縫合糸、鼻用洗浄器、生理用タンポン、男性向け避妊用コンドーム、家庭用永久磁石磁気治療器、義歯床安定用糊剤等17検体について性能及び安全性に関する規格等の確認検査を行い、

不適になるものがないことを確認した。

ケ　健康安全部の監視計画に基づく家庭用品の試験検査では、住宅用及び家庭用洗浄剤、家庭用エアゾル製品、接着剤、乳幼児用及び大人用繊維製品、寝具、敷物、クレオソート油で処理された木材製品等219検体を対象に、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（家庭用品規制法）で指定されたホルムアルデヒド、メタノール、ベンゾ[*a*]ピレン等44種の有害物質の検査を実施した結果、不適となるものはなかった。また、先行調査として、家庭用品規制法の規制対象外製品であるマスク製品22検体について、ホルムアルデヒド及びアゾ化合物の検査を実施した。

区保健所から依頼された41検体についても家庭用品規制法に基づく検査を行った結果、不適となるものはなかった。

(4) 特記事項

ア　事故・苦情に関わる検体については、医薬品成分の含有が疑われる１検体につき試験を行い、リドカインを検出した。

イ　「東京都薬物情報評価委員会」に、16種の未規制薬物（β-Hydroxythiofentanyl、4F-MDMB-BICA、5F-EMB-PICA、2-Thiothinone、α-PCYP、Benocyclidine、Metonitazene、2F-QMPSB、ACHMINACA、Brorphine、CUMYL-CH-MEGACLONE、5F-MDMB-P7AICA、5F-EDMB-PICA、Methoxpropamine、Etonitazepyne、α-D2PV）の審議資料を提出した。

２　薬用植物園

(1) 業務の概略

薬用植物園は、大麻、ケシをはじめ、麻薬原料植物、薬用植物、ハーブ等を栽培、整備し、栽培研究を通じて医薬品の品質、有効性及び安全性を図ることにより、薬事行政の適正な執行並びに都民の医療水準の向上に寄与してきた。平成15年度の組織再編により医薬品研究科所属となり、試験研究機関として位置付けられた後は、従来業務に加え、大麻・ケシの鑑別試験、健康食品や危険ドラッグに含有される植物の鑑別試験を中心とした試験検査並びにこれらに関する調査研究の充実を図っている。

また、都内唯一の「麻薬原料植物、大麻及びケシを栽培研究する施設」として、麻薬取締員、薬事監視員等に対する研修を実施している。そのほか、都内で抜去した大麻及びケシの処分場として園内で埋立処分を行うとともに、これらの植物について鑑別相談に対応するなど、薬物乱用防止対策に貢献している。

なお、園が栽培する薬用植物種を薬事監視等に必要不可欠な約750種に整理し、植物の鑑定鑑別業務並びに大麻・ケシ等麻薬植物に関連する栽培、研修等の業務を除き、平成22年度から、園の運営業務を公益社団法人東京生薬協会に全面委託している。

(2) 調査研究及び試験検査

上記の１　医薬品研究科に、まとめて記載した。

なお、令和３年度の試験検査実績は3,657件（健康食品に関する植物鑑別試験等101件、危険ドラッグに関する植物鑑別試験等０件、大麻・ケシの鑑別試験等3,556件）であった。

(3) 研修及び啓発活動

取締機関、行政機関及び薬物乱用防止関係団体等を対象に大麻・ケシ等違法植物の研修（13回、87名）を行った。

また、園内において、薬草教室（３回、110名）を含む普及啓発事業（13日、702名）を行い、薬用植物に関する知識の普及啓発を図った。

(4) 特記事項

ア　麻薬取締員等及び警察が抜去し、園内で埋立処分したケシは123箇所分、4,042本、大麻は０箇所分、０本であった。また、大麻・ケシ等に関する鑑別相談は143件であった。

イ　危険ドラッグに含有される規制植物等の入手困難な種子を導入するため、国内外の植物園や研究機関と種子交換を行った（種子交換リストの収受15箇所、種子の収受２箇所）。

ウ　来園者数は48,176名、植物に関する相談・問い合わせは1,566件であった。

エ　植物の譲渡を 10 件（試験用 22 種、教育用 17 種）行った。

３　環境衛生研究科

(1) 科内業務の概略

環境衛生研究科は、空気環境、水環境及び生活環境の安全性確保とそれらの質的向上を目標として、理化学及び生物・微生物学的側面から以下のような調査研究と試験検査を行っている。

(2) 調査研究

ア　重点研究：ワンヘルスアプローチに基づく抗微生物薬と薬剤耐性微生物の実態把握に関する研究

(ｱ)環境水中における農業用殺菌剤等の存在実態及び浄水処理等による挙動解明

農業用殺菌剤等の検査対象物質37成分について、固相抽出-GC/MS及び直接注入-LC/MS/MSの分析方法を検討し、水道水質検査方法の妥当性評価を実施した。農業用殺菌剤（31成分）のうち呼吸系に殺菌効果のあるストロビルリン系剤４成分を含む23成分は、固相抽出-GC/MSにより添加濃度0.1～１ μg/Lで妥当性評価の目標である真度70～130%及び併行精度30%以下を満足した。アゾキシストロビン等を含む８成分は、直接注入-LC/MS/MSによる一斉分析により添加濃度0.05～１ μg/Lで上記の妥当性評価の目標を満足した。アミノグリコシド系物質成分はアミド基結合型分析カラム、オキシテトラサイクリン及びオキソリニック酸は逆相の固定相分析カラムを用いて、直接注入-LC/MS/MSにより添加濃度１～５ μg/Lで上記の妥当性評価の目標を満足した。

イ　課題研究：衛生動物の発生状況及び遺伝子解析を利用した同定・防除に関する研究

(ｱ) 都内に生息するマダニの発生状況等に関する研究

平成 28 年から継続して調査を行っている都内３箇所において、旗擦り法によりマダニを捕集し、捕集場所、捕集日ごとに種を同定し計数した（幼虫は未同定）。合計 1,048 匹、6 種のマダニを同定した。また、新たな調査箇所を探すため、都内５箇所で調査を行ったところ、１箇所で多数のマダニが捕集できる場所を確認した。

(ｲ) 在来種ゴキブリ等の遺伝子解析に関する研究

45 種のゴキブリについて形態同定を実施し、個体ごとにミトコンドリア COⅠの遺伝子を解析した。この内、41 種は解析ができたが、残り４種に関してはシーケンス後の結果で波形が乱れており、遺伝子解析の条件を再検討する必要があると考えられた。

(ｳ) 都内に生息する衛生動物における殺虫剤抵抗性遺伝子の解析に関する研究

都内 14 ヶ所で捕集したアカイエカ群の蚊について、DNA 配列の違いによる種の同定と合わせて、ピレスロイド系薬剤の作用点である電位依存性ナトリウムチャンネルのドメインⅡに見られる殺虫剤作用点遺伝子(kdr)Leu1014 及び Val1016 の検出を試みた。

種を同定した結果、特別区、多摩地区共にアカイエカとチカイエカの両方の種が確認された。また、チカイエカにおいて、Leu1014 の抵抗性型である Phe(TTT/TTT)が２匹

検出され、いずれも特別区で捕集された個体であった。Val1016については、捕集したアカイエカ群の全てがピレスロイド感受性型であった。

ウ　基盤研究

(ｱ) 都内空間放射線量率と環境試料中の放射性物質のモニタリング調査

モニタリングポスト（以下 MP と略す）による空間放射線量率の上昇原因として、令和３年４月から同年 12 月までに、降雨が 16 件及び放射性医薬品被投与患者の MP 近傍通過が７件確認された。月間降下物中の ^{137}Cs 濃度は、季節変動を伴う推移であった。

大気浮遊じんのモニタリング手法を検討した。採取期間は１週間、吸引速度は 0.5m^3/分とし、採取したろ紙を打ち抜いてガンマ線核種分析を行った。測定時間は迅速性を考慮し７万秒測定が適切と考えられた。次に、ろ紙を 450℃で灰化する（以下灰化法と略す）ことで、^{137}Cs 検出限界濃度を約半分に下げることに成功した。さらに、灰化法による１週間分を４回合わせて 21 万秒測定した結果、^{137}Cs が極微量検出され、^{137}Cs 検出限界濃度を最も下げることができた。^{137}Cs の迅速検出法及び長期モニタリング手法を確立できた。

(ｲ) 水環境における医薬品の光分解挙動の要因と分解産物に関する研究

模擬太陽光照射における水中医薬品の pH の違いによる光分解挙動を調べた。計 77 種の医薬品を試験対象とし、試験溶液の pH は５、７及び９の３点とし、添加する医薬品の初期濃度は 100 μg/L とした。その結果、57 種の医薬品は pH の影響を受けなかった。一方、pH により光分解半減期が変化した医薬品は 17 種であった。このうち、pH５において半減期の変化がみられた 10 種の医薬品は、超純水（pH５－６）を用いる光分解性試験で評価すると、河川水等の環境水（pH７－９）での挙動とは異なる可能性があることが判明した。また、スルファメトキサゾール水溶液に今回の試験条件で光照射試験を行った結果、既に報告のある光分解産物が２物質生成している可能性が推測された。

(ｳ) 家庭用殺虫剤の有効成分以外の化学物質による室内環境汚染に関する研究

電気蚊取り液体タイプの油性製品について、30 日用～180 日用の６製品から放散される補助剤を測定した結果、主に検出されたテトラデカン、ペンタデカン及びヘキサデカンは、いずれの製品においても使用初めが高濃度であり、使用時間の経過とともに低下すると推定された。製品の仕様（日用）と室内濃度との関連については、短期間用の方が室内濃度は高く、最後まで使用しても同様の傾向が見られた。一方、水性製品については 60 日用及び 90 日用の２製品を検討した結果、主に 2-（2-ブトキシエトキシ）エタノールが検出されたが、仕様と室内濃度との関連については油性製品のような傾向は見られなかった。以上のことから、電気蚊取り液体タイプの補助剤による室内環境汚染について、油性製品の場合は短期間用の製品より長期間用の製品を使用する方がばく露量の低減対策になると考えられた。

(ｴ) レジオネラ症発生時の感染源調査及び公衆浴場等の施設管理におけるレジオネラ属菌遺伝子検査の改良

浴槽水等53検体を用いて、簡易抽出法、カラム抽出法及び簡易抽出後カラム抽出法（新法）の培養法結果におけるLAMP法での検出率を比較した結果、培養法との整合性を重視すると、新法での抽出を採用することは難しい結果となった。

新法は本来リアルタイムPCR用の抽出試薬であることから、リアルタイムPCR法についての検討を前倒して実施した結果、全体的にLAMP法よりも高検出率となった。また、培養法での結果とリアルタイムPCR法での検出率を比較したところ、新法の検出率が大幅に向上した。感度については検出限界以上を陽性とした場合は3法とも80%を超え、水質基準値以上を陽性とした場合には、新法が簡易抽出法よりも高くなった。

今後は培養法との整合性を高めるために生菌のみの検出を試みるべく、簡易抽出を除いた２法においてEMA-ｑPCRを検討する。

エ　大気汚染等保健対策に係る基礎的実験的研究

昭和 62 年度から、大気汚染保健対策に係る基礎的実験的研究を実施している。令和３年度は、大気中浮遊粒子状物質に含まれる硫酸水素アンモニウムの生体への影響に関する情報を得るためばく露実験を行った。ヒト肺胞上皮由来 A549 細胞への気相ばく露実験をした結果、測定した項目に変化は見られなかった。炎症状態にある A549 細胞への液相ばく露実験の結果から、炎症状態を増悪させる作用はないと考えられた。A549 細胞への液相ばく露では、1 mg/mL で短時間ばく露した時に細胞内の活性酸素種産生量が多くなることがわかった。ヒト気管支上皮由来 Calu-3 細胞への液相ばく露実験では、細胞増殖能力が抑制された。Calu-3 細胞の細胞膜間結合力の測定について予備実験を行い、実験条件を確立した。

(3) 試験検査

令和３年度に当研究科が実施した主な試験検査のあらましを示す。

ア　東京湾産魚介類に対する重点監視・指導

東京都内湾魚介類について、ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用が疑われる化学物質としてジクロロジフェニルトリクロロエタン（DDT）及びその代謝物、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル（DEHA）、ベンゾフェノン（BZP）、アルキルフェノール類（APs）、ペンタクロロフェノール（PCP）、2,4-ジクロロフェノール（2,4-DCP）の汚染状況調査を行った。検体数は、スズキ８検体、ボラ８検体、アナゴ８検体、及びホンビノスガイ６検体であった。分析の結果、ダイオキシン類、DDT 及びその代謝物の濃度は前年度並みであり、DEHA、BZP、APs、PCP 及び 2,4-DCP は不検出であった。

イ　島しょ及び多摩地区の小規模水道施設を対象とした水質検査

東京都水道水質管理計画に基づき、当該施設の原水、浄水（各 18 件）及び給水栓水（４件）を対象として、農薬類を含む水質管理目標設定項目（原水：130 項目、浄水及び給水栓水：134 項目）及び要検討項目（原水：13 項目、浄水及び給水栓水：23 項目）を検査した。浄水及び給水栓水における水質管理目標設定項目では、水道水が有すべき性状に関する項目である蒸発残留物、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、腐食性（ランゲリア指数）等で目標値を超過している施設が見られた。なお、放射性物質は全て不検出であった。

ウ　多摩地域の専用水道、飲用井戸水等の水質検査

東京都水道水質管理計画に基づき、地下水等を原水とする専用水道（自己水型）の原水 18 件、浄水 18 件を対象として水質検査を実施した。浄水の水質基準項目では、臭気で異常ありの施設が１施設見られ、臭気の種類は油臭・有機溶剤臭であった。また、浄水における水質管理目標設定項目では、水道水が有すべき性状に関する項目である蒸発残留物、硬度、腐食性等で目標値を超過している施設が見られ、健康に関する項目であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）で目標値を超過している施設が３件あった。また、東京都の飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱に基づき、飲用井戸 60 件を対象として水質検査を実施した。水質基準項目である一般細菌、大腸菌、マンガン及びその化合物、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレンで基準値を超過している箇所が見られ、管理目標設定項目である PFOS 及び PFOA で目標値を超過している箇所が 11 件あった。また、クリプトスポリジウム汚染指標細菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌で指針値を超過している施設があった。なお、放射性物質は全て不検出であった。

エ　プール水・水浴場の水質検査

多摩地域及び島しょのプール水 451 件について検査し、過マンガン酸カリウム消費量で 14 件、一般細菌数で 13 件が不適となった。

オ　生活用水・都市環境水におけるレジオネラ属菌の汚染状況等に関する検査

冷却塔水、浴槽水、プール水等、計 938 件について、レジオネラ属菌の検査を行った。レジオネラ属菌は、冷却塔水 78 件中 31 件（39.7％）から、浴槽水 628 件中 88 件（14.0％）から検出され、浴槽水のうち 21 件は、公衆浴場・旅館業法に係る都条例の基準を超過した。また、プール水 232 件中 47 件（20.3％）からレジオネラ属菌が検出され、このうち 13 件でプール等取締条例の基準を超過した。

カ　水道等における原虫類並びに汚染指標細菌類に関する検査

島しょ及び多摩地区の水道及び簡易水道施設の原水 13 件及び浄水 13 件について、原虫類（クリプトスポリジウム、ジアルジア）とクリプトスポリジウム汚染指標細菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）を調査した。クリプトスポリジウムは原水２件からジアルジアは原水１件から検出され、浄水では検出されなかった。また、汚染指標細菌は、原水 12 件から

検出され、原虫類汚染のおそれがあることが示された。

キ　レジオネラ症患者発生時における積極的疫学調査

レジオネラ症の患者発生に伴い、浴槽水、プール水及びシャワー水等 26 件についてレジオネラ属菌の遺伝子検査及び培養検査を実施し、このうち５件（19.2 %）からレジオネラ属菌を検出した。

ク　感染症媒介蚊サーベイランス（広域サーベイランス）

蚊が媒介する感染症発生の拡大防止を図る一環として、６月から10月までの期間（第１回から第２回までの調査は中止）、都内16か所で全８回実施した。合計1,845匹、14種の蚊成虫を同定した。ヒトスジシマカとアカイエカ群が優占し、両種で総数の91.9%を占めた。

ケ　感染症媒介蚊サーベイランス（重点サーベイランス）

デング熱等の発生の拡大防止を図る一環として、４月から11月までの期間（第２回から第4回までの調査は中止）、都内の人が集まる公園等の施設９か所で全11回実施した。合計2,758匹、13種の蚊成虫を同定した。ヒトスジシマカとアカイエカ群が優占し、両種で総数の84.1%を占めた。蚊幼虫及び蛹の調査は全７回実施した。雨水枡等の貯留水各100 mL中から合計1,615匹を検査した。

コ　令和３年度東京2020大会会場周辺サーベイランス

都内においてオリンピック・パラリンピックが開催されることから、蚊のサーベイランスを７月から８月までの期間、会場近くの公園等の施設７か所で全６回実施した。合計1,693匹、５種の蚊成虫を同定した。ヒトスジシマカとアカイエカ群が優占し、両種で総数の97.5%を占めた。

(4) 環境放射能モニタリング

ア　環境放射能水準調査（原子力規制庁委託事業）

令和２年度に引き続き、都内８か所のモニタリングポスト（原子力規制庁委託５台のほか都独自２台と東京都立産業技術研究センター１台）による空間放射線量率の測定結果を常時オンラインでホームページに公表した。また、降水ごとの全 β 線測定、大気浮遊じん、月間降下物、土壌、陸水、牛乳及びムロアジについて放射性核種分析を行った。

イ　原発事故に伴う環境放射能モニタリング（東京都独自事業）

原発事故に伴う環境放射能モニタリングとして、降下物及び蛇口水の放射性核種分析を毎日実施し、結果をホームページで公表した。

4　生体影響研究科

(1) 科内業務の概略

生体影響研究科では、主に化学物質の安全性を評価するために、実験動物や培養細胞を用いて、一般毒性試験、細胞毒性試験、次世代影響試験及び発達神経毒性試験などを行っている。

(2) 調査研究

ア　重点研究：危険ドラッグ等に含まれる薬物の科学分析法及び生体影響評価法に関する研究

(ｱ) 非フェンタニル系合成オピオイド（Non-fentanyl-derived Synthetic Opioid、NSOs）の精神依存性に関する研究

合成オピオイドは新規精神活性物質の一種であり、特に、NSOs は高い毒性を持つと言われており、今後、同種の薬物が都内で流通する可能性がある。また、欧米では乱用の危険性が指摘されているものの、これらの精神依存性を示した研究報告はない。そこで、本研究では NSOs のうち、Benzimidazole 類に注目し精神依存性の有無をマウスの２つの実験系を用いて明らかにする。

今年度は、陽性対照として Isotonitazene を用い、条件付け場所嗜好性（CPP）試験のプロトコールを確立し、マイクロダイアリシス試験のプローブ挿入位置・HPLC の分析条件を決定した。

(ｲ) 培養細胞を用いるフェンタニル系薬物等の生物活性に関する研究

これまでの基盤研究の成果から、一部のフェンタニル系薬物はμオピオイド受容体(MOR)を介して、脳神経系への作用の他に肝臓及び腎臓に障害を及ぼすことが示唆された。そこで、MOR に対する作用の強さを評価できる培養細胞系を構築し、様々なフェンタニル系薬物等の MOR を介する毒性について解明を進める。今年度は、評価に用いる培養細胞を作製するため、導入するベクターの構築を行った。

イ　基盤研究

(ｱ) マウスを用いた幻覚性薬物の首振り反応（HTR）試験の改良に関する実験

効率的に HTR 試験を行うため、ビデオカメラでの動画撮影と、頭部に接着した磁石により HTR を波形として検出するマグネトメーター法を併用した方法を検討した。マウスに HTR を惹起することが知られている DOI と 1cP-LSD を陽性対照薬物として用い、その有用性を確認した。どちらの薬物においても、HTR 数は、動画解析のみによる従来法と同程度であり、用量依存的に HTR 数が増加し、高用量では減少に転じる傾向が見られた。また、マグネトメーターで検出されるシグナルの特徴は過去の報告とよく一致しており、HTR を適切に計測できていると考えられる。波形解析をスクリーニング的に用いる今回の方法により、従来法と比較して、正確性を低下させることなく、解析時間を短縮することが可能となった。

(ｲ) 浸透性農薬とその関連化学物質のマウスの行動発達に関する研究

ネオニコチノイド系殺虫剤であるジノテフランが次世代マウスの行動発達に及ぼす影

響を調査するため、混餌法によりジノテフランを最大0.075％（ADI値の約625倍相当）まで４段階、雌マウスに妊娠期及び授乳期に投与した。次世代の行動発達では雌の７日齢の断崖回避が用量依存的に抑制された。次世代の探査行動（３週齢）では、雄の排尿個体数が用量依存的に増加し、雌の立ち上がり関連項目が用量依存的に増加した。ジノテフランの食品からの推定摂取量（15.75μg/kg/日）はADI値（0.2 mg/kg/日）の1/12以下であるので、食品からのジノテフランの摂取量では人の健康に対して影響を及ぼさないものと思われる。

(ｳ) ラット気管支内投与による多層カーボンナノチューブの新規発がん性試験方法

多層カーボンナノチューブ（MWCNT）はアスベストに類似する性質を持ち、動物実験では肺がんや胸膜中皮腫などの呼吸器系への毒性が報告されている。２年間のラット吸入曝露試験を代替可能な手法の開発のため、過去の実験では間欠的な気管内投与試験を行い、吸入曝露試験と同等の発がん率が認められることを確認した。より簡便な試験法を開発するため、実験初期に全てのMWCNTを気管内に投与し、その後２年後まで飼育するという実験を開始した。肺がんと胸膜中皮腫の用量相関を確認するためには、幅広い用量設定が必要であることから５群を設定した（低用量群0.0175 mg/kg体重、中用量群0.07 mg/kg体重、高用量群0.28 mg/kg体重及び超高用量群0.42 mg/kg体重）。また、対照群には0.1％のTween80含有生理食塩水を、週に１回、13週間にわたりラットの気管内に投与した。全投与終了後に一部の動物を解剖し、MWCNT肺負荷量の解析に供した。残りの動物については飼育を継続し、２年後に発がん性の評価を行う予定である。

(ｴ) 大気汚染物質としての球状高純度酸化鉄粒子の観察

電子顕微鏡観察により、福島原発事故直後に採取した放射性セシウムを含む大気降下物中に球状の高純度酸化鉄粒子を発見した。令和２年度に捕集した大気降下物からも同様な粒子が多数観察された。酸化鉄はじん肺の原因物質であり、特に小型の粒子は肺への影響が懸念されるものの、球状の高純度酸化鉄粒子に関する影響調査は稀有である。

本研究では、月一度の頻度で一日当たりの大気降下物中に含まれる球状の高純度酸化鉄粒子について継続した観察を行っている。令和２年度には一試料当たりに観察できる球状酸化鉄が数十個程度であったが、令和３年度では平均百個以上に増加していた。特に８月採取の試料では、前年比６倍を上回る300個以上の球状酸化鉄が観察された。今後、酸化鉄粒子の表面形状や粒径などに関しても解析を行う予定である。

(3) 試験検査

ア　危険ドラッグに関する生体影響試験

健康安全部薬務課からの試験依頼により、19物質の未規制薬物について、ヒト胎児腎臓由来の培養細胞株HEK293を用いた神経伝達物質トランスポーターの阻害試験、マイクロダイアリシス法によるマウス線条体内神経細胞外神経伝達物質量の変動分析試験、行動観察、中枢・

自律神経症状観察、自発運動量測定、病理組織学的観察試験、カタレプシー試験及び体温測定などを合計19,084項目行った。得られた結果を令和３年度東京都薬物情報評価委員会へ報告し、以下の(ｱ)から(ﾀ)の16物質が知事指定薬物として指定された。

(ｱ) β-Hydroxythiofentanyl、(ｲ) 4F-MDMB-BICA、(ｳ) 5F-EMB-PICA、(ｴ) 2-Thiothinone、(ｵ) α-PCYP、(ｶ) Benocyclidine、(ｷ) Metonitazene、(ｸ) 2F-QMPSB、(ｹ) ACHMINACA、(ｺ) Brorphine、(ｻ) CUMYL-CH-MEGACLONE、(ｼ) 5F-MDMB-P7AICA、(ｽ) 5F-EDMB-PICA、(ｾ) Methoxpropamine、(ｿ) Etonitazepyne、(ﾀ) α-D2PV

イ　大気汚染保健対策に係る基礎的実験的研究

健康安全部環境保健衛生課からの依頼により、PM2.5等大気汚染物質についての基礎的な研究を実施している。令和３年度から３か年計画で、硫酸水素アンモニウムの生体影響を調べており、今年度はマウスに対する亜急性毒性及び呼吸機能に与える即時影響を調べた。0.5、５及び50 mg/m^3の濃度の硫酸水素アンモニウムを鼻部吸入ばく露装置により毎日３時間、28日間連続でばく露した。各濃度のばく露条件におけるエアロゾルの最頻粒子径は、それぞれ0.32、0.50及び0.50μｍであった。最終ばく露の翌日に剖検し、体重、臓器重量、病理組織学的解析、血液学的解析及び生化学的解析を実施したが、いずれにおいても、ばく露による生体影響は認められなかった。また、雌のBALB/c系マウスに対し、66.16 g/L（およそばく露濃度500 mg/m^3に相当）の水溶液を用いた10秒間あるいは５分間の硫酸水素アンモニウムを気管内噴霧ばく露し、直後の呼吸機能への影響を調べた。その結果、５分間のばく露では、呼吸抵抗、中枢気道抵抗、ティッシュダンピングが有意に上昇し、硫酸水素アンモニウムが気道収縮等の即時影響を与えることが示唆された。これらの結果を令和３年度東京都環境保健対策専門委員会の大気汚染保健対策分科会に報告した。

ウ　医療機器の生物学的安全性試験

収去により得られたコンタクトレンズ２検体について細胞毒性試験を実施した。結果は、すべて陰性であった。

Ⅳ　精度管理室

１　室内業務の概略

精度管理室では、東京都食品衛生検査施設（当センター、都保健所、市場衛生検査所、食肉衛生検査所）の「食品衛生法」、当センター水質部門の「水道法」、医薬品部門の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、及び病原体検査施設の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく検査業務管理（GLP）における信頼性確保部門としての業務を行っている。また、「臨床検査技師等に関する法律」に基づき、東京都内の衛生検査所の精度管理調査及び監視指導を行っている。

(1) GLP に関する業務

精度管理室では、内部点検により検査の精度と妥当性を検証し、GLP に関する法令等からの逸脱や改善事項があれば文書により改善を求め、透明性と信頼性の保証を図っている。また、検査を実施する部門の検査担当者の技能水準の確保及び日常検査の精度を適正に保つことを目的として、検査施設が自ら行う内部精度管理の結果及び厚生労働省等が認可した機関の行う外部精度管理調査結果について確認を行っている。改善が必要な場合は検査部門責任者へ文書により改善措置要請を行う。

(2) 衛生検査所に関する業務

精度管理室では、福祉保健局医療政策部医療安全課と協力して、病院から委託された血液や微生物等の検査を行う衛生検査所に対して、精度向上と検査業務に対する信頼性の確保を図っている。衛生検査所に試料と調査票を直接配付するオープン方式と、試料を調査であることを伏せて日常の検体として東京都医師会選定の協力医療機関から衛生検査所へ委託依頼するブラインド方式の２つの方式により、精度管理調査を実施している。

ここで得られた生化学的検査、血液学的検査、免疫学的検査、微生物学的検査、病理学的検査、遺伝子検査及び寄生虫学的検査の結果を集計し解析することで、各衛生検査所の検査精度を評価して年１回報告書にまとめている。その結果、検査精度に問題のある衛生検査所に対しては、23区並びに２政令市と共同で、翌年、特別監視指導を行っている。また、東京都が管轄する衛生検査所に対して２年に１回、定例監視指導を実施している。

２　令和３年度業務実績

(1) GLP に関する業務

ア　東京都食品衛生検査施設に対する内部点検を実施した。点検した施設は、当センター20施設、都保健所９施設、福祉保健局市場衛生検査所４施設、及び福祉保健局食肉衛生検査所１施設であった。GLP 関連書類を点検し、適切な業務管理が行われ、検査の信頼性が保たれているか確認を行った。また、内部精度管理の実施計画書及び実施結果報告書と外部精度管理の結果報告書を点検し、検査精度が担保されていることを確認した。点検の結果、文書に

よる改善措置要請はなかった。

イ　GLP システムについての理解を深め、精度の向上を図るため、東京都食品衛生検査施設の GLP 担当者及び検査担当者を対象に GLP 講習会を開催した。

ウ　当センター水道水検査部門に対して、内部点検を実施した。また、内部精度管理の実施計画及び実施結果と外部精度管理調査結果を点検し、検査精度が担保されていることを確認した。

エ　当センター医薬品検査部門に対して、自己点検（内部点検に相当）を実施した。

オ　当センター病原体検査部門に対して、病原体検査担当者を対象に、GLP 講習会を開催した。

(2) 衛生検査所に関する業務

ア　オープン方式及びブラインド方式による精度管理調査を実施した。調査結果は、インターネットの WEB 上から調査回答を回収した。オープン方式の調査では、遺伝子検査として新型コロナウイルスの病原体核酸検査の調査を実施した。また、寄生虫学的検査で熱帯熱マラリア原虫の塗抹標本を配布し、回答を求めた。ブラインド方式の調査では、新たに新型コロナウイルスの病原体核酸検査、及び免疫学的検査で前立腺特異抗原(PSA)の調査を追加した。これらの結果は、「第40回　東京都衛生検査所精度管理事業報告書」に報告するとともに、ホームページへの掲載を行った。(詳細は第５節　精度管理調査事業の第１項 東京都衛生検査所精度管理調査)

イ　特別監視指導対象施設は12施設、定例監視指導対象施設は42施設であった。このうち精度管理室は、特別監視対象の全施設、定例監視対象施設のうち東京都管轄４施設の監視指導を担当した。

Ⅴ　中央機器室

1　機器の管理運営

中央機器室は、当センター全体で使用する共用性の高い高精度な大型機器を中心とした各種分析装置が設置された共同利用施設である。保有する機器は、核磁気共鳴装置（NMR）、高速液体クロマトグラフ質量分析計（LC-MS/MS）、Q-Tof 型質量分析システム、蛍光Ｘ線分析装置、Ｘ線回折装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置、誘導結合プラズマ質量分析装置、アミノ酸分析装置、分取液体クロマトグラフ、電子顕微鏡（透過型、走査型）、プロテオーム解析システム、DNA シークエンサー、次世代シークエンサー、リアルタイム PCR 装置、DNA 画像解析装置、フローサイトメーター、全自動凍結乾燥機、デジタルマイクロスコープ等を含む、計 40 種類の機器が整備されている。これらの機器は、微量化学物質の同定や構造解析、病原微生物の同定や型別、毒性発現機序の解明等を目的として、試験検査及び調査研究に共同利用されている。

中央機器室の管理運営及び機器の機種選定に関する事項は、担当の管理職、特命委員及び各研究科委員で構成する中央機器室管理運営委員会において裁定されている。また、各機器の維持管理は、中央機器室管理運営委員会から依頼を受けた複数名の管理担当者により行われ、機器の保守やトラブル対応等、円滑な機器の共同利用を図っている。

2　試験検査、調査研究及び研修

令和３年度において中央機器室は、微生物部、食品化学部、薬事環境科学部の各研究科の試験検査及び調査研究に共同利用され、研修においても活用されている。

主な機器の使用事例として、核磁気共鳴装置（NMR）は、医薬品や危険ドラッグの成分及び新規検出化合物の構造解析、健康食品中の医薬品成分の構造決定、医薬品中の添加物や食品中の合成着色料等の同定確認等に使用されている。

高速液体クロマトグラフ質量分析計（LC-MS/MS）は、食品中のかび毒、食物アレルゲン、残留農薬及び動物用医薬品、食品添加物等の定性・定量あるいは確認試験、健康食品中の医薬品成分や危険ドラッグの検査、食中毒原因菌の毒素の検査等に使用されている。

Q-Tof 型質量分析システムは、対象物質の精密質量を測定することで化合物やペプチド等の構造推定に使用している。さらに取得したデータは、調査研究等において、多岐にわたるサンプル群の差異分析や代謝物分析といった網羅的解析に活用されている。

蛍光Ｘ線分析装置は、農産物中の残留臭素の分析、食品中の二酸化チタンの分析、容器包装中の金属成分の同定、医薬部外品の規格試験等に使用されている。また、食品や水質の異物苦情検体の検査にも活用されている。Ｘ線回折装置は、建材や医薬部外品中の成分の確認、並びに建材やタルカムパウダーに含まれるアスベストの実態調査等に使用されている。

誘導結合プラズマ発光分光分析装置及び誘導結合プラズマ質量分析装置は、清涼飲料水の成

分規格試験、食品中の各種金属含有量調査、食事由来の重金属の暴露量推計調査、サプリメント中のミネラル成分の分析、食品添加物、器具及び容器包装に含まれる金属類の実態調査、医薬品成分の規格試験等に使用されている。

アミノ酸分析装置は、甘味料の分析、食品添加物製剤中の含有アミノ酸の分析、医薬品の承認規格試験、医薬部外品の規格試験等に使用されている。

プロテオーム解析システムは、カーボンナノチューブ及びアスベストがラットに及ぼす生態影響の基礎的データを得るための発現たんぱく質の差異解析等に使用されている。

電子顕微鏡は、ウイルスや細菌あるいは培養細胞の形態観察及び画像データの広報への活用、生体試料の微細構造変化の観察による安全性評価、ナノマテリアルの形態測定、アスベスト及び代替物の同定、異物の確認等に使用されており、保健所職員への研修等にも使用されている。

DNA シークエンサーは、各種微生物の同定や型別試験、薬剤感受性の判別や感染及び汚染経路の推定に資する遺伝子解析のほか、化学性食中毒や食品苦情に関連する植物や魚介類等の種鑑別ならびに衛生害虫等の鑑別や推定等にも使用されている。

次世代シークエンサーは、新型コロナウイルスをはじめとする病原体の全ゲノム系統解析を中心とし、遺伝子発現量解析、遺伝子検出、臨床材料および分離試料からの病原体検出にも使用されている。

DNA 画像解析装置は、菌型試験、細菌同定試験、核酸検出検査、結核菌型別検査及び研究開発試験等に使用されている。

フローサイトメーターは、生体から採取した臓器、血液及び腹腔洗浄液等の細胞集団の免疫表現型解析に使用されている。

全自動凍結乾燥機は、各研究部門において、検査試料の前処理や保存用試料の作成に用いられている。

デジタルマイクロスコープは、食品用容器包装のピンホールの観察、食品の異物苦情検体の検査、医療機器分野でのコンタクトレンズの表面観察等に使用されている。

その他、中央機器室のみが保有している機器等を用いて試験検査及び調査研究・研修で使用している。

3　ケミカルハザード室

ケミカルハザード室は、ダイオキシン類をはじめとする微量有害化学物質を取り扱う共同利用の特殊実験施設であり、有害物質安全管理委員会による使用許可を受けた職員が作業にあたっている。室内は常に負圧に保たれ室内の空気が外に漏れ出ない構造となっており、室内及び室外への給排気は HEPA フィルター及び活性炭等のフィルターを通している。実験室は高濃度実験室と低濃度実験室があり、それぞれ排気型実験台、ドラフトチャンバー、ソックスレー抽出装置、濃縮装置等を備え、種類や濃度レベルの異なる試料を安全に前処理することが可能となっている。分析室には二重収束型ガスクロマトグラフ質量分析計（HRGC/HRMS）及

びデータ処理用コンピュータを備え、抽出からデータ解析までの全ての作業を同室内で実施している。

第２節　調査研究課題

（令和３年度実績）

１　重点研究

研究課題	研究科
統括課題1　健康危機管理に関連する微生物の分子疫学解析と検査法の開発に関する研究	微生物部
個別　真菌の同定法及び疫学解析に関する研究	食品微生物研究科
三類感染症起因菌を対象とした検査法の構築及び分子疫学解析手法に関する研究	食品微生物研究科
芽胞形成菌を中心とした食中毒起因菌の疫学解析と検査法の確立及び病原因子の解明に関する研究	食品微生物研究科
結核菌の型別及び薬剤耐性検査に資する遺伝子検査法の検討	病原細菌研究科
多剤耐性菌の原因となるプラスミドの分子疫学解析	病原細菌研究科
都内の新型コロナウイルスについての分子遺伝学的及び血清学的解析に関する研究	ウイルス研究科
流行性ウイルス・細菌感染症の疫学解析と情報統合	健康危機管理情報課
統括課題2　ワンヘルスアプローチに基づく抗微生物薬と薬剤耐性微生物の実態把握に関する研究	食品化学部
個別　人及びコンパニオンアニマルにおける薬剤耐性菌の実態把握及びゲノム解析	病原細菌研究科
食品及び環境由来薬剤耐性菌の分離状況と疫学解析に関する研究	食品微生物研究科
畜産食品中における高極性抗微生物薬の新規試験法開発と残留実態調査	残留物質研究科
農産食品中抗微生物薬の分析法開発と残留実態の把握	残留物質研究科
環境水中における農業用殺菌剤等の存在実態及び浄水処理等による挙動解明	環境衛生研究科
統括課題3　危険ドラッグ等に含まれる薬物の科学分析法及び生体影響評価法に関する研究	薬事環境科学部
個別　危険ドラッグに含有される薬物の迅速探索法に関する研究	医薬品研究科
危険ドラッグ等への含有が懸念される植物及び由来成分に関する研究	医薬品研究科
非フェンタニル系合成オピオイド(Non-fentanyl-derived-Synthetic Opioid,NSOs)の精神依存性に関する研究	生体影響研究科
培養細胞を用いるフェンタニル系薬物等の生物活性に関する研究	生体影響研究科

２　課題研究

研究課題	研究科
統括課題1　食品中の有害微生物のHACCPに対応した試験法および疫学解析に関する研究	食品微生物研究科
個別　食品安全の国際標準化を踏まえた流通食品における細菌検査法の検討	
Staphylococcus属菌における病原性因子の探索	
食品に危害を与えるカビの生育と制御法に関する研究	
保健所の食中毒調査情報と連結させたカンピロバクター食中毒の疫学解析に関する研究	
統括課題2　分子生物学的手法を用いた病原細菌ならびに寄生虫の解析に関する研究	病原細菌研究科
個別　侵襲性感染症起因菌の型別、薬剤感受性及び遺伝子解析に関する研究	
薬剤耐性菌をはじめとする性感染症起因菌の分子疫学的解析	
動物由来性感染症起因菌の病原性に関する微生物学的研究	
分子生物学的手法を用いた病原寄生虫の寄生実態調査及び疫学的解析	
統括課題3　ウイルス感染症に係わる病原体の網羅的検索と迅速検査方法の検討	ウイルス研究科
個別　ウイルス分離試験における網羅的ウイルス検索の適用方法の検討	
感染症発症動向調査等におけるウイルスの分子疫学的解析法の検討	
次世代シークエンサーを用いた胃腸炎起因ウイルスの網羅的解析法の検討	
HIVの血清学的及び分子生物学的解析と検査プロトコールの検討	

統括課題4　食品成分試験法の開発、改良と性能評価	食品成分研究科
個別　食品中食物繊維の簡便かつ迅速な分析法に関する研究 LC－MS／MSによる食物アレルゲン検出法に関する研究 指定成分の通知試験法及び改良法の研究 自然毒に関する新規分析法の研究	
統括課題5　食品中の食品添加物分析法の開発及び含有量調査に関する研究	食品添加物研究科
個別　食品中の6種合成甘味料、10種保存料及び3種酸化防止剤の一斉抽出法に関する検討 農産物中8種防かび剤の一斉分析法開発に関する研究 食品中の二酸化硫黄及び亜硫酸塩類の含有量実態調査	
統括課題6　食品中の残留化学物質を検査する高品質な試験法の開発	残留物質研究科
個別　GC－MS／MSを用いた分析困難な内蔵試料における残留農薬試験法開発 水産食品中に残留するPCB試験法における前処理工程等の改良 畜産食品中に残留する非ステロイド系抗炎症薬の試験法開発	
統括課題7　医薬品、化粧品及び家庭用品にかかる試験法の開発及び改良に関する研究	医薬品研究科
個別　医薬品等に係る試験法の開発及び改良に関する研究 化粧品等に係る試験法の開発及び改良に関する研究 家庭用品等に係る試験法の開発及び改良に関する研究	
統括課題8　衛生動物の発生状況及び遺伝子解析を利用した同定・防除に関する研究	環境衛生研究科
個別　都内に生息するマダニの発生状況等に関する研究 在来種ゴキブリ等の遺伝子解析に関する研究 蚊の殺虫剤抵抗性に関する研究	

3　基盤研究

研究課題	研究科
遺伝子検査法を応用した食品からの食中毒起因菌検出法の検討	食品微生物研究科
急性弛緩性麻痺（AFP）の起因ウイルスとされるエンテロウイルスD68型等のウイルス分離法とウイルス学的解析の検討	病原細菌研究科
培養細胞を用いた新型コロナウイルスの性状解析に関する研究	病原細菌研究科
都内で伝播する性感染症病原体の疫学解析に関する研究	ウイルス研究科
食品用器具・容器包装等から溶出される化学物質についての研究	食品添加物研究科
魚肉中の一酸化炭素検査法の改良及び含有量の実態	食品添加物研究科
乳幼児用おもちゃからの17元素の溶出についての実態調査	食品添加物研究科
乳等の容器包装におけるヒ素試験法の試験溶液調製法及び測定法の検討	食品添加物研究科
LC－MS／MSを用いたはちみつ中の残留農薬試験法開発	残留物質研究科
畜産食品中トルトラズリルの新規試験法開発	残留物質研究科
イムノクロマト法による生乳中マクロライド系等抗生物質6剤の検査に向けた取組：QUAD2テストキットの検討	残留物質研究科
食品中ウェルシュ菌エンテロトキシン検出に向けたLC-MS/MSの応用	残留物質研究科
都内空間放射線量率と環境試料中の放射性物質のモニタリング調査	環境衛生研究科
水環境における医薬品の光分解挙動の要因と分解産物に関する研究	環境衛生研究科
家庭用殺虫剤の有効成分以外の化学物質による室内環境汚染に関する研究	環境衛生研究科
レジオネラ症発生時の感染源調査及び公衆浴場等の施設管理におけるレジオネラ属菌遺伝子検査の改良	環境衛生研究科
マウスを用いた幻覚性薬物の首振り反応試験	生体影響研究科

浸透性農薬とその関連化学物質のマウスの行動発達に及ぼす影響 【先行開始】	生体影響研究科
ラット気管支内投与による多層カーボンナノチューブの新規発がん性試験方法の開発	生体影響研究科
大気汚染物質としての球状高純度酸化鉄粒子の観察	生体影響研究科

4　共同研究

研究課題	研究科
新型コロナウイルス変異株のゲノム解析及び発生状況の調査	所長
新型コロナウイルスのゲノム解析と検査法の開発に関する共同研究	微生物部
首都圏で流行する新型コロナウイルス感染症を含む感染症の病原体の調査研究と感染症制御戦略に資する研究	微生物部
新型コロナウイルスのゲノム解析と検査法の開発に関する共同研究	微生物部
食中毒細菌の病原性に関する研究	食品微生物研究科
質量分析計を用いた食品由来微生物のライブラリー構築に関する研究	食品微生物研究科
湘南ゴールドから分離した酵母の製パンへの利用	食品微生物研究科
機器分析によるボツリヌス毒素検査法の検討（大阪府立大学）	食品微生物研究科
機器分析によるボツリヌス毒素検査法の検討（CDC）	食品微生物研究科
ウェルシュ菌の芽胞形成に関する研究	食品微生物研究科
ウェルシュ菌の新規下痢原性毒素に関する研究	食品微生物研究科
乳児ボツリヌス症発症機序の解明に関する研究	食品微生物研究科
食品および環境由来薬剤耐性真菌の分離状況と疫学解析に関する研究	食品微生物研究科
都内医療機関で分離したカルバペネマーゼ産出腸内細菌科細菌の分子疫学解析	病原細菌研究科
ヒトおよび動物から分離されたRhodococcus属菌等についてのゲノム解析	病原細菌研究科
豚レンサ球菌の疫学解析	病原細菌研究科
結核菌地域流行株のゲノム疫学解析	病原細菌研究科
Streptococcus pyogenes emm89 型の病原性に関する研究	病原細菌研究科
Mycoplasma genitaliumの分離培養及び疫学解析	ウイルス研究科
LC-MS/MSによる生体試料等からのウェルシュ菌エンテロトキシンの分析法開発	残留物質研究科
生乳中マクロライド系等抗生物質の検査に向けた取組	残留物質研究科
生薬レンギョウ(連翹)の基原植物レンギョウ Forsythia suspensa とその近縁植物の生薬学的研究	医薬品研究科
衛生動物の分子生物学的手法を用いた同定手法の検討等に関する共同研究	環境衛生研究科
感染症を媒介する節足動物に関する研究	環境衛生研究科

5　受託研究

研究課題	研究科
地方衛生研究所における即応体制と相互支援等の確立に対する研究	所長
ポストコロナを見据えた感染症危機管理における検査体制についての包括的研究	所長
感染症危機対応医薬品等の利用可能性確保に関する研究	所長
HIV検査体制の改善と効果的な受検勧奨のための研究	微生物部
地方衛生研究所における感染症等による健康危機の対応体制強化に向けた研究	微生物部
国内流行HIV及びその薬剤耐性株の長期的動向把握に関する研究	微生物部
日本におけるHIV感染症の発生動向に関する研究	微生物部
ワンヘルスに基づく食品由来薬剤耐性菌のサーベイランス体制の強化のための研究	食品微生物研究科
食品由来感染症の病原体解析の手法及び病原体情報の共有に関する研究	食品微生物研究科
食中毒原因細菌の検査法の整備のための研究	食品微生物研究科
重症例由来下痢症のサーベイランス手法及び病原性評価系の確立に関する研究	食品微生物研究科
劇症型溶血性レンサ球菌感染症の発症機序と新規治療薬の開発に向けた研究	病原細菌研究科
CRE感染症の臨床的疫学的解析	病原細菌研究科
原因不明アオブダイ食中毒（横紋筋融解症）の毒物質解明と毒性評価系の構築	食品成分研究科
食品用器具・容器包装等の安全性確保に資する研究	食品添加物研究科
食品用器具・容器包装等の安全性確保に資する研究	食品添加物研究科

「わが国における熱帯病・寄生虫症の最適な診断治療予防体制の構築」における研究	医薬品研究科
化粧品・医薬部外品中の微量不純物等の試験法及び規格設定に関する研究	医薬品研究科
家庭用品中の有害物質の規制基準に関する研究	医薬品研究科
原料生薬の不純物分析法に関する研究	医薬品研究科
化学物質等の検出状況を踏まえた水道水質管理のための総合研究	環境衛生研究科
室内空気汚染化学物質の標準試験法の開発・規格化および国際規制状況に関する研究	環境衛生研究科
ヒト用医薬品の環境影響評価のための環境影響試験の実施と構造活性相関手法を用いた予測システムの開発に関する研究	環境衛生研究科
公衆浴場におけるレジオネラ症対策に資する検査・消毒方法等の衛生管理手法の開発のための研究	環境衛生研究科
ナノマテリアル吸入曝露影響評価のための効率的慢性試験法の開発に関する研究	生体影響研究科
地方感染症情報センターの立場からの感染症発生動向調査の評価と改善	健康危機管理情報課

6　応募研究

研究課題	研究科
東京都における新型コロナウイルスの変異株解析と変異株の迅速診断法の開発	微生物部
生薬の鏡検に関する研究	医薬品研究科
ウェルシュ菌エンテロトキシンの高精度分析法が大規模食中毒の原因特定を可能にする	残留物質研究科

〈研究の区分について〉

研究の区分	説　　明	課題数
重　点　研　究	行政施策として緊急かつ重点的に取り組むべき課題で、所が取り組む必要のある研究	3
課　題　研　究	行政施策との関連において、研究成果が短期的に活かされると見込まれる研究。研究課題は原則として研究科単位の業務に対応	8
基　盤　研　究	行政施策との関連において、研究成果が中長期的観点から活かされると見込まれる研究で、今実施する必要性の高い研究	20
共　同　研　究	所以外の研究者と共同で行う調査研究	24
受　託　研　究	国又は地方公共団体等から依頼を受けて行う調査研究	26
応　募　研　究	国、財団又は基金などが研究の奨励のために行う公募研究に応募して行う調査研究	3
合　　計		84

第３節　研究年報、著書、論文、総説・解説、行政報告、学会発表

検査研究部門で実施している調査研究の成果は、当所の研究年報を通じて広く内外に周知するほか、研究者による活発な論文投稿や学会発表により、外部の公衆衛生行政関係者、研究者に紹介されている。（実績は指定の無い場合は分野別掲載（微生物・食品化学・医薬品・環境保健・精度管理））

１　研究年報

調査研究業務の周知及び学術交流のため、研究年報を発行している。研究年報は、東京都立衛生研究所年報（旧組織）として昭和 24 年度の第１号以来、令和３年度発行分で 72 号を数え、広く内外の行政関係者、研究者に好評を得ている。

第 72 号では、「総説」「事業報告」「感染症等に関する調査研究」「医薬品等に関する調査研究」「食品等に関する調査研究」「生活環境に関する調査研究」「生体影響に関する調査研究」「精度管理に関する調査研究」の８部門において 44 編の論文を掲載した（以下、第 72 号での著者名及び題名のみ掲載）。

総　　説

宗村佳子：動物由来感染症を取り巻く国内外の状況の変化と東京都における動物由来感染症の発生状況

事　業　報　告

千葉隆司，長島真美，久保田寛顕，小林真紀子，小西典子，上原さとみ，草深明子，根岸あかね，熊谷遼太，北村有里恵，林志直，長谷川道弥，森　功次，吉田　勲，内田悠太，鈴木　愛，宗村佳子，永野美由紀，小田真悠子，浅倉弘幸，藤原卓士，奥野ルミ，三宅啓文，内谷友美，安中めぐみ，柴崎澄枝，高野弘紀，有吉　司，水戸部森歌，長谷川乃映瑠，村田理恵，神門幸大，小林甲斐，横山敬子，鈴木康規，加藤玲，井田美樹，村上　昂，樋口容子，原田幸子，河村真保，山梨敬子，小野明日香，尾畑浩魅，畠山　薫，門間千枝，赤瀬　悟，前田雅子，齊木　大，高橋由美，吉原祥子，平井昭彦，下島優香子，福井理恵，森田加奈，西野由香里，鈴木　淳，南須原　亮，小池浩二，灘岡陽子，石川貴敏，吉田　敦，貞升健志：網羅的ゲノム解析法等を用いた健康危害微生物の検出・解析に関する研究

斎藤育江，大場由実，木下輝昭，小杉有希，井田美樹，林　洋，松島陽子，吉川聡一，小池裕，林　もも香，永野智恵子，関村光太郎，神田真軌，橋本常生，角田徳子，飯田春香，山崎貴子，渡邊喜美代，小田智子，田部井由紀子，武藤千恵子，梅津萌子，田中和良，鈴木　澪，小西浩之，村上　昂，鈴木康規，小林真紀子，加藤　玲，山梨敬子，下島優香子，西野由香里，福井理恵，河村真保，平井昭彦，長島真美，熊谷遼太，根岸あかね，河上麻美代，林　真輝，藤原卓士，千葉隆司，有吉　司，久保田寛顕，小林甲斐，内谷友美，奥野ルミ，大塚健治，横山敬子，鈴木　淳，新開敬行，笹本剛生，貞升健志，猪又明子，守安貴子：食品及び環境中の抗微生物薬残留実態と薬剤耐性微生物に関する研究

論文Ⅰ　感染症等に関する調査研究

＜原著＞

神門幸大，小林甲斐，久保田寛顕，有吉　司，内谷友美，横山敬子，新開敬行，貞升健志：伴侶動物から分離された ESBL 産生大腸菌 B2-O25-ST131 の分子疫学解析

長島真美，熊谷遼太，河上麻美代，浅倉弘幸，林　真輝，永野美由紀，山崎貴子，矢尾板　優，北村有里恵，長谷川道弥，藤原卓士，三宅啓文，千葉隆司，鈴木　淳，貞升健志：リアルタイム PCR 法を用いた SARS-CoV-2 変異検出法の検討

林　真輝，山崎貴子，長島真美，草深明子，岡田麻友，星　美代子，三宅啓文，根岸あかね，藤原卓士，長谷川道弥，浅倉弘幸，永野美由紀，河上麻美代，矢尾板　優，黒木絢士郎，北村有里恵，加來英美子，磯貝まや，森　功次，原田幸子，熊谷遼太，鈴木　愛，糟谷　文，天野有紗，小杉知宏，林　志直，内田悠太，中坪直樹，吉田　敦，鈴木　淳，千葉隆司，貞升健志：都内の新型コロナウイルス施設内感染事例における次世代シーケンサーを用いた遺伝子解析

＜資料＞

赤瀬　悟，上原さとみ，浅山睦子，岡田若葉，前田雅子，齊木　大，門間千枝，尾畑浩魅，横山敬子，貞升健志：PCR および質量分析計を用いた *Campylobacter jejuni* 型別法の検討

熊谷遼太，河上麻美代，林　真輝，糟谷　文，山崎貴子，加來英美子，吉田　勲，山田欣司，樫原慎久，森田健史，兼安智也，土屋葉月，石井裕樹，浅倉弘幸，永野美由紀，北村有里恵，矢尾板　優，原田幸子，根岸あかね，鈴木　愛，小杉知宏，藤原卓士，長谷川道弥，三宅啓文，森　功次，長島真美，千葉隆司，鈴木　淳，貞升健志：都内下水中の新型コロナウイルス検出状況（2020 年度）

三宅啓文，黒木絢士郎，磯貝まや，林　真輝，山崎貴子，根岸あかね，藤原卓士，長谷川道弥，浅倉弘幸，永野美由紀，河上麻美代，矢尾板　優，北村有里恵，加來英美子，森　功次，原田幸子，熊谷遼太，鈴木　愛，糟谷　文，天野有紗，小杉知宏，長島真美，鈴木　淳，貞升健志：東京都で検出された新型コロナウイルス変異株の分子系統樹解析

浅倉弘幸，吉田　勲，熊谷遼太，小林甲斐，長谷川乃映瑠，三宅啓文，藤原卓士，長谷川道弥，林　真輝，永野美由紀，根岸あかね，山崎貴子，河上麻美代，矢尾板　優，黒木絢士郎，北村有里恵，加來英美子，磯貝まや，森　功次，原田幸子，鈴木　愛，糟谷　文，天野有紗，小杉知宏，林　志直，長島真美，鈴木　淳，貞升健志：東京都内で分離された新型コロナウイルスの次世代シーケンサーを用いた遺伝子解析（2020 年 6 月～2021 年 5 月）

山崎貴子，河上麻美代，北村有里恵，吉田　勲，小林甲斐，長谷川乃映瑠，三宅啓文，藤原卓士，長谷川道弥，浅倉弘幸，林　真輝，永野美由紀，根岸あかね，矢尾板　優，黒木絢士郎，加來英美子，磯貝まや，森　功次，原田幸子，熊谷遼太，鈴木　愛，糟谷　文，天野有紗，小杉知宏，林　志直，長島真美，鈴木　淳，貞升健志：新型コロナウイルス簡易抗原検査試薬のウイルス

分離株を用いた検討

河上麻美代，熊谷遼太，北村有里恵，浅倉弘幸，林　真輝，永野美由紀，山崎貴子，矢尾板　優，長谷川道弥，藤原卓士，三宅啓文，小田真悠子，市川めぐみ，森内理江，長島真美，鈴木　淳，千葉隆司，小西浩之，貞升健志，石井良和：東京都衛生検査所精度管理調査における新型コロナウイルス核酸検査の調査（2020 年度）

矢尾板　優，長谷川道弥，浅倉弘幸，永野美由紀，林　志直，根岸あかね，熊谷遼太,河上麻美代，林　真輝，山崎貴子，北村有里恵，加來英美子，藤原卓士，三宅啓文，長島真美，千葉隆司，鈴木　淳，貞升健志：2020 年度の東京都内食中毒事例におけるノロウイルスの遺伝子解析

姉川啓文，米山智子，小林甲斐，久保田寛顕，村田理恵，神門幸大，上原さとみ，高橋由美：都内動物取扱業（販売業及び展示業）における取扱動物の動物由来感染症起因病原体保有実態調査（令和元年度）

論文Ⅱ　医薬品等に関する調査研究

＜原著＞

田中一絵，坂本美穂，塩田寛子，鈴木淳子，清水聖子，寺岡大輔，佐伯祐樹，茂木友里，岸本清子，高橋美佐子，長嶋眞知子，浦出朋子，伊藤善光，中嶋順一，鈴木俊也，鈴木　仁，猪又明子，守安貴子：危険ドラッグから検出された薬物に関する理化学試験結果（令和 2 年度）

小峯宏之，佐藤美紀，稲葉涼太，吉田正雄，塩田寛子，鈴木　仁，鈴木俊也，猪又明子，守安貴子：貼付剤におけるローリングボールタック試験法の検討

＜資料＞

中村　絢，橋本秀樹，成瀬敦子，齋藤友里，蓑輪佳子，伊藤善光，鈴木俊也，猪又明子，守安貴子：化粧品における配合成分の検査結果（令和元年度）

佐藤美紀，塩田寛子，鈴木郁雄，小峯宏之，稲葉涼太，吉田正雄，鈴木　仁，鈴木俊也，猪又明子，守安貴子：東京都における家庭用品の「ホルムアルデヒド」試験検査結果について（2015 年度～2020 年度）

稲葉涼太，塩田寛子，鈴木郁雄，小峯宏之，佐藤美紀，吉田正雄，鈴木　仁，鈴木俊也，猪又明子，守安貴子：東京都における家庭用品の特定芳香族アミン試験検査結果について（2016 年度～2019 年度）

論文Ⅲ　食品等に関する調査研究

＜原著＞

門間公夫、大石充男、牛山博文：マルチプレックス PCR による 5 種ウナギの判別法

門間公夫、牛山博文、永山敏廣：リアルタイム PCR によるニガクリタケ及びクリタケの判別法

門間公夫、田端節子、牛山博文：PCR によるバイケイソウ、オオバギボウシ及びギョウジャニンニクの判別法

見上葉子，鈴木理央，高木優子，坂牧成恵，小林千種：食品中着色料検査における TLC 分析の検出限界と分離条件の検討

＜資料＞

大野祐美，飯田憲司，下井俊子，平山いずみ，高梨麻由，鈴木綾菜，長谷川恵美，岡　優香，志良堂裕子，濵田文香，松沢聡美，新藤哲也：食品中の放射性物質の検査結果（令和 2 年度）

木本佳那，大貝真実，堀田彩乃，萩野賀世，新藤哲也，笹本剛生：食品中の特定原材料（卵、乳、小麦、そば）の検査結果（令和 2 年度）

大貝真実，木本佳那，堀田彩乃，浅倉弘幸，萩野賀世，新藤哲也，笹本剛生：遺伝子組換え食品の検査結果（平成 29 年度～令和 2 年度）

田中智哉，木村圭介，觀　公子，新藤哲也：化学物質及び自然毒による食中毒事件例（令和 2 年）

田中智哉，木村圭介，觀　公子，新藤哲也：食品の苦情事例（令和 2 年度）

武森真由美，佐藤絵里，京小ひと美，貞升友紀，坂牧成恵，牛山慶子，小林千種：食品中着色料分析において見出される副成色素について

吉田あゆむ，佐藤千鶴子，安井明子，山嶋裕季子，坂牧成恵，貞升友紀，小林千種：しょうゆ及びしょうゆ漬中のパラオキシ安息香酸エステル類の分析

羽石奈穂子，市岡耕二，荻本真美，吉川光英，小林千種：合成樹脂製器具及び容器包装のカドミウム及び鉛材質試験における炭化方法の検討

大須賀愛幸，岩越景子，宮川弘之，小林千種：バナナ及びかんきつ類に使用されている防かび剤の実態調査（2018 年度～2020 年度）

山本和興，富澤早苗，八巻ゆみこ，上條恭子，中島崇行，髙田朋美，小鍛治好恵，渡邊趣衣，大澤佳浩，大塚健治：輸入農産物中の残留農薬実態調査（令和 2 年度）－野菜類及びその他－

上條恭子，富澤早苗，八巻ゆみこ，中島崇行，山本和興，髙田朋美，小鍛治好恵，渡邊趣衣，大澤佳浩，大塚健治：輸入農産物中の残留農薬実態調査（令和 2 年度）－果実類－

髙田朋美，富澤早苗，八巻ゆみこ，上條恭子，中島崇行，山本和興，小鍛治好恵，渡邊趣衣，大澤佳浩，大塚健治：国内産野菜・果実類中の残留農薬実態調査（令和 2 年度）

森田有香，小林麻紀，酒井奈穂子，大町勇貴，大塚健治：東京都における食品中残留農薬一日摂取量調査（令和元年度）

大町勇貴，小林麻紀，酒井奈穂子，森田有香，大塚健治：畜水産物中の残留有機塩素系農薬実態調査（令和 2 年度）

論文Ⅳ　生活環境に関する調査研究

＜資料＞

角田徳子，大久保智子，中嶋順一，守安貴子：東京湾産魚介類中の残留ダイオキシン類濃度調

査結果（令和 2 年度）

論文Ⅴ　生体影響に関する調査研究

＜原著＞

長谷川悠子，安藤　弘，久保喜一，北條　幹，鈴木　仁，猪又明子，守安貴子：マウスを用いたオピオイド系違法薬物の催奇形性に関する予備調査

簾岡恭子，不破　達，吉田正雄，久保喜一，湯澤勝廣，長澤明道，田中和良，安藤　弘，海鉾藤文，高橋　博，鈴木　仁，猪又明子，守安貴子：知事指定薬物に指定された α-PHP 類縁化合物の生体作用比較

＜資料＞

前野智和：福島原発事故直後に東京で捕集した大気降下物中の球状酸化鉄の走査型電子顕微鏡観察

論文Ⅵ　精度管理に関する調査研究

＜資料＞

市川めぐみ，森内理江，中島崇行，佐々木由紀子，草野友子，小田真悠子，柳原　碧，横山敬子，小西浩之，杉下由行，三宅一徳：TG 異常高値を示した精度管理試料についての原因究明

栗田　翔，木下輝昭，小杉有希，立石恭也，飯田春香，中嶋順一，守安貴子：東京都における水道水質検査の外部精度管理調査結果（令和元年度及び令和 2 年度）

飯田春香，木下輝昭，小杉有希，立石恭也，山崎貴子，中嶋順一，守安貴子，大川将司，杉本恵，笠倉賢治，大関哲也：東京都における建築物飲料水水質検査業の精度管理（平成 29 年度～令和 2 年度）

２　著書

臨床検査データブック 2021-2022，医学書院，高久史麿監修，分担執筆，貞升健志，2021
成人 T 細胞白血病ウイルス，ヒト免疫不全ウイルス抗体，HIV 関連遺伝子検査，HIV ジェノタイプ薬剤耐性検査，新型コロナウイルス検査 [SARS-CoV-2]

３　他誌発表論文

（代表執筆者（先頭に氏名を記載）が所外研究者の場合は、当該研究の共同研究者となっている所内研究者にアンダーラインを記した。）

［微生物］

高橋由美，上原さとみ，千葉隆司，鈴木　淳，貞升健志：アフラトキシン産生性の*Aspergillus* 属*Flavi* 節の簡易迅速検出法，日本防菌防黴学会誌, 49, 479-482, 2021.

福井早矢人, 古川力丈, 北條敦子, 川村　弥, 蔵良政, 澤田海彦, 門間千枝, 上原由紀：末梢血塗抹血液像にて推定可能であった劇症型*Clostridium perfringens* 感染症の1例,日本嫌気性菌感染症学会雑誌, 51, 9-17, 2021.

水戸部森歌，三宅啓文，高野弘紀，久保田寛顕，小林甲斐，高野　操，安藤尚克，水島大輔，横山敬子，貞升健志：都内MSM専門外来患者における*Mycoplasma genitalium*のマクロライド耐性、キノロン耐性遺伝子変異の検出結果と抗菌

薬治療状況，日本性感染症会誌，doi:10.24775/jjsti.O-2021-0001, 2021.

神門幸大，村田理恵，鈴木　淳，横山敬子，貞升健志：都内飼育動物における糞線虫の検出状況と分子疫学解析, Clinical Parasitology, 32, 56-58, 2021.

長谷川乃映瑠，安中めぐみ，吉田勲，久保田寛顕，有吉　司，内谷友美，新開敬行，貞升健志：国内飼育下のアジアゾウからヒト型結核菌の分離，病原微生物検出情報, 42, 228-230, 2021.

村田理恵，神門幸大，前野　愛，鈴木　淳，横山敬子，新開敬行，貞升健志，舘山優乃，西野孝洋，永宗喜三郎：トキソプラズマ等の寄生原虫が検出された鯨肉の喫食による都内有症事例，病原微生物検出情報, 43, 54-56, 2022.

森　功次、鈴木　愛、熊谷遼太、原田幸子、糟谷　文、天野有紗、小杉知宏、鈴木　淳、貞升健志：東京都健康安全研究センターにおける風疹検査への取り組み.病原微生物検出情報.43, 4-5, 2022.

糟谷　文，森　功次，鈴木　淳，貞升　健志：「東京都内の水痘入院例における水痘帯状疱疹ウイルス（VZV）の塩基配列の解析（2019 年度)」，臨床とウイルス　49-4:224-227, 2021.

糟谷　文，森　功次，原田幸子，熊谷遼太，鈴木　愛，天野有紗，小杉知宏，鈴木　淳，貞升健志：東京都における RSV 感染症の流行と RSV の遺伝子解析（2021 年），病原微生物検出情報，42, 261-263, 2021.

河村真保，村上　昂，山梨敬子，小野明日香，小西典子，横山敬子，貞升健志，泉谷秀昌：2018年に都内で発生した複数の細菌性赤痢集団感染事例，病原微生物検出情報, 43, 31-32, 2022.

高橋千春，伊津野　孝，岡田麻友，草深明子，中坪直樹，長島真美，林　真輝，山崎貴子，千葉隆司，貞升健志，関塚剛史，黒田　誠：高齢者施設における COVID-19 積極的疫学調査と SARS-CoV-2 ゲノム解析に基づく考察，病原微生物検出情報, 42, 32-34, 2021.

樫原慎久，森田健史，山田欣司，神山　守，長島真美，千葉隆司，貞升健志：東京都における下水中の新型コロナウイルス RNA の検出及び感染性に関する調査，下水道協会誌, 58, 119-125, 2021.

草深明子，岡田麻友，渡邊愛可，貞升健志，中坪直樹：保健所支援から考える新型コロナウイルス感染症への対応の課題と対策，公衆衛生情報, 2021.1, 8-9

貞升健志，東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会と新型コロナウイルス感染症等の動向，感染制御と予防衛生, 5, 90-97, 2021.

［食品］

田中智哉, 木村圭介, 觀 公子, 新藤哲也, 笹本剛生：LC-MSによるチョコレート中のカフェイン、テオブロミン、テオフィリン分析法，食品衛生学雑誌, 62, 119-124, 2021.

小川麻萌，岩越景子，中嶋順一，髙橋夏生，坂

牧成恵，小林千種：臭素化植物油の測定における^{1}H-NMRを用いたメチル化効率算出の試み，食品衛生学雑誌, 62, 51-55, 2021.

見上葉子，高木優子，宮川弘之，山嶋裕季子，坂牧成恵，小林千種：食品中酸化防止剤の迅速HPLC法および標準溶液の長期安定性の検討，食品衛生学雑誌, 63, 12-19, 2022.

［生活環境］

田中優，髙橋久美子，井口智義，大野正彦，秦和寿，齋藤育江，守安貴子：東京都（島しょ部を除く）で捕集されたネッタイイエカとその交雑種，日本衛生動物学会誌, 72, 205-209, 2021.

木下輝昭，山崎貴子，栗田翔，小田智子，中嶋順一、守安貴子：固相抽出-LC/MS法による水道水中界面活性剤の一斉分析法の検討及び妥当性評価，環境科学会誌, 35, 83-93, 2022.

小林憲弘，高木総吉，木下輝昭，仲野富美，古川浩司，粕谷智浩，松巾宗平，寺中郁夫，山本剛，米久保淳，田中誠也，丹羽宏之，会田祐司，高原玲華，齊藤香織，五十嵐良明：液体クロマトグラフィー質量分析による水道水中の陰イオン６種の一斉分析法の検討と妥当性評価，水環境学会誌, 45, 51-66, 2022.

［広域監視］

堀田麻梨瑛，齋藤哲夫，村上紗季，大道口涼子：はちみつ中のネオニコチノイド系農薬等の含有
実態調査及び乳児ボツリヌス症予防のための注意喚起表示調査，食品衛生研究, 864号（72巻3号），45-51, 2022.

［微生物］

Akase, S., Yokoyama, K., Obata, H., Monma, C., Konishi, N., Hatakeyama, K., Saiki, D., Maeda M., Asayama, C., Suzuki, J., Sadamasu, K., : Multi -locus sequence typing and lipooligosaccharide class analysis of *Campylobacter jejuni* HS:19 isolated in Japan. Jpn. J. Infect. Dis. 75, 199-201, 2022.

Uehara, S., Kobayashi, M., Kimura, K. Jun Suzuki, J. Sadamasu, K.: Rapid identification of histamine-producing bacteria isolated from fish using MALDI-TOF MS. J Food Sci Technol 58, 4055-4061, 2021.

Ando, N., Mizushima, D., Takano, M., Mitobe, M., Miyake, H., Yokoyama, K., Sadamasu. K., Aoki, T., Watanabe, K., Uemura, H., Yanagawa, Y., Gatanaga, H., Oka, S.: High prevalence of circulating dual-class resistant *Mycoplasma genitalium* in asymptomatic men who have sex with men in Tokyo, Japan. JAC Antimicrob. Resist. 3: dlab091. 2021.

Mlcochova, P., Kemp, SA., Dhar, MS., Papa, G., Meng, B., Ferreira, IATM., Datir, R., Collier, DA., Albecka, A., Singh, S., Pandey, R., Brown, J., Zhou, J., Goonawardane, N., Mishra, S., Whittaker, C., Mellan, T., Marwal, R., Datta, M., Sengupta, S., Ponnusamy, K., Radhakrishnan, VS., Abdullahi, A., Charles, O., Chattopadhyay, P., Devi, P., Caputo, D., Peacock, T., Wattal, C., Goel, N., Satwik, A., Vaishya, R., Agarwal, M.; Indian SARS-CoV-2 Genomics Consortium (INSACOG); Genotype to Phenotype Japan (G2P-Japan) Consortium; CITIID-NIHR BioResource COVID-19 Collaboration, Mavousian, A., Lee, JH., Bassi, J., Silacci-Fegni, C.,

Saliba, C., Pinto, D., Irie, T., Yoshida, I., Hamilton, WL., Sato, K., Bhatt, S., Flaxman, S., James, LC., Corti, D., Piccoli, L., Barclay, WS., Rakshit, P., Agrawal, A., Gupta, RK.: SARS-CoV-2 B.1.617.2 Delta variant replication and immune evasion, Nature, 599, 114-119, 2021.

Ikebe, T., Okuno, R., Kanda, Y., Sasaki, M., Yamaguchi, T., Otsuka, H., Kazawa, Y., Suzuki, M., Ohya, H., Uchida, K., Ohnishi, M.: Molecular characterization and antimicrobial resistance of group A streptococcus isolates in streptococcal toxic shock syndrome cases in Japan from 2013 to 2018. Int. J. Med. Microbiol, 311, 151496, 2021.

Suzuki, Y., Kubota, H., Madarame, H., Takase, F., Takahashi, K., Sasaki, Y., Kakuda, T., Takai, S.: Pathogenicity and genomic features of vapN-harboring *Rhodococcus equi* isolated from human patients, Int. J. Med. Microbiol., 311, 151519, 2021.

Kubota, H., Ogawa, H., Miyazaki, M., Ishii, S., Oyama, K., Kawamura, Y., Ishiwata, S., Suzuki, M.: Microscopic Temperature Control Reveals Cooperative Regulation of Actin-Myosin Interaction by Drebrin E. Nano Lett., 21, 9526-9533, 2021.

Suzuki, J., Murata, R., Kodo, Y.: Current status of anisakiasis and *Anisakis* larvae in Tokyo, Japan, Food Safety, 9, 89-100, 2021.

Saito A., Irie T., Suzuki R., Maemura T., Nasser H., Uriu K., Kosugi Y., Shirakawa K., Sadamasu K., Kimura I., Ito J., Wu J., Iwatsuki-Horimoto K., Ito M., Yamayoshi S., Loeber S., Tsuda M., Wang L., Ozono S., Butler Tanaka., Tanaka Y-L., Shimizu R., Shimizu K., Yoshimatsu K., Kawabata R., Sakaguchi T., Tokunaga K., Yoshida I., Asakura H., Nagashima M., Kazuma Y., Nomura R., Horisawa Y., Yoshimura K., Takaori-Kondo A., Imai M., The Genotype to Phenotype Japan (G2P-Japan) Consortium, Tanaka S, Nakagawa S, Ikeda T, Fukuhara T, Kawaoka Y & Sato K : Enhanced fusogenicity and pathogenicity of SARS-CoV-2 Delta P681R mutation; Nature. 2021 Nov 25. doi: 10.1038/s41586-021-04266-9.

Yamamoto K, Nagashima M., Yoshida I., Sadamasu K., Kurokawa M., Nagashima M., Kinoshita K., Maeda K., Takasaki J., Teruya K., Ohmagari N. : Does the SARS-CoV-2 rapid antigen test result correlate with the viral culture result? Journal of Infection and Chemotherapy, 27,1273-1275, 2021.

Kitamura K., Sadamasu K., Muramatsu M., Yoshida H.; Efficient detection of SARS-CoV-2 RNA in the solid fraction of wastewater, Sci Total Environ. 2021 Apr 1;763:144587. doi: 10.1016/j.scitotenv.2020.144587. Epub 2020 Dec 18.

Suzuki Y., Kubota H., Kakuda T., Takai S., Sadamasu K.: Complete Genome Sequences of Staphylococcus argenteus Tokyo13064 and Tokyo13069, Isolated from Specimens Obtained during a Food Poisoning Outbreak in Tokyo, Japan、Microbiology Resource Announcements, 10, 1-3, 2021, e01447-203.

［食品］

Oshiro, N., Kuniyoshi,K., Yamamoto, S., Hotta, A.,

Yamada, T., Suzuki, T., Sugita, N., Matsuura, K., Nakashima, A., Anzai, Y., Asakura, H.: High Levels of Tetrodotoxin in the Flesh, Usually an EdiblePart of the Pufferfish Takifugu flavipterus, Caused byMigration from the Skin and the Regional Characteristics of Toxin Accumulation, Journal of Marine Science and Engineering, 9, 1312 ,2021.

［医薬品］

Suzuki, T., Kosugi, Y., Watanabe, K., Iida, H., a and Nishimura, T: Environmental Risk Assessment of Active Human Pharmaceutical Ingredients in Urban Rivers in Japan, Chem. Pharm. Bull., 69, 1-15, 2021.

Tanaka, T., Suzuki, J., Inomata, A., Moriyasu, T.: Combined effects of maternal exposure to fungicides on behavioral development in F_1-generation mice: 3. Fixed-dose study of imazalil. Birth Defects Res., 113, 13901406, 2021.

Maeno, A., Sakamoto, Y., Hojo, M., Tada, Y., Suzuki, J., Inomata, A., Moriyasu, T., Hirose, A., Kemuriyama, N., Miyajima, K., Nakae, D.: A case of spontaneous Zymbal's gland carcinoma with lung metastasis in an aged Fischer 344 rat. J. Toxicol. Pathol., 34, 353-358, 2021.

Hojo, M., Yamamoto, Y., Sakamoto, Y., Maeno, A., Ohnuki, A., Suzuki, J., Inomata, A., Moriyasu, T., Taquahashi, Y., Kanno, J., Hirose, A., Nakae, D.: Histological sequence of the development of rat mesothelioma by MWCNT, with the involvement of apolipoproteins. Cancer Sci., 112, 2185-2198, 2021.

Tada, Y., Hojo, M., Yuzawa, K., Nagasawa, A., Suzuki, J., Inomata, A., Moriyasu, T., Nakae, D.: Iron oxide nanoparticles exert inhibitory effects on N-Bis(2-hydroxypropyl)nitrosamine (DHPN)-induced lung tumorigenesis in rats. Regul. Toxicol. Pharmacol., 128, 105072, 2022.

［精度管理］

Ishii, Y., Aoki K., Oda M., Ichikawa M., Moriuchi R., Konishi H., Nagashima M., Sadamasu K., Sugishita Y.,: Study of quality assessment in SARS-CoV-2 pathogen nucleic acid amplification tests performance; from the results of external quality assessment survey of clinical laboratories in the Tokyo Metropolitan Government external quality assessment program in 2020. J. Infect. Chemother. 28, 242-247, 2022.

［公衆衛生］

Kamada, K., Yoshida, A., Iguchi, S., Arai, Y., Uzawa, Y., Konno, S., Shimojima, M., Kikuchi, K.: Nationwide surveillance of antimicrobial susceptibility of 509 rapidly growing mycobacteria strains isolated from clinical specimens in Japan. Sci Rep. 11, 12208, 2021.

Horinouchi, N., Shiota, S., Takakura, T., Yoshida, A., Kikuchi, K., Nishizono, A., Miyazaki, E.: Bacteremia caused by *Enterobacter asburiae* misidentified biochemically as *Cronobacter sakazakii* and accurately identified by matrix-assisted laser desorption/ionization time-of-flight mass spectrometry: a case report. J Med Case Rep. 16, 19, 2022.

Naito, K., Narita, T., Murata, Y., Morimura, N.: Risk

factors associated with hospital transfer among mild or asymptomatic COVID-19 patients in isolation facilities in Tokyo: a case-control study, IJID Regions. 2, 8-15, 2022.

４　総説・解説

（代表執筆者（先頭に氏名を記載）が所外研究者の場合は、当該研究の共同研究者となっている所内研究者にアンダーラインを記した。）

［微生物］

高橋由美：講座「カビ検査は難しい」,かびと生活, 14(1), 25-28, 2021.

門間千枝：ウェルシュ菌による食中毒とボツリヌス症，臨床検査, 66, 74-85, 2022.

森　功次，内田悠太，鈴木　愛，原田幸子，糟谷　文，千葉隆司，貞升健志：real-time PCR法を用いた風疹ウイルス遺伝子検出系の構築.感染制御と予防衛生. 5, 46-49, 2021.

鈴木　淳：アニサキスによる食中毒, 臨床検査, 66, 86-90, 2022.

貞升健志：新型コロナウイルス検査試薬と東京都における検査対応（2020年1～10月），ぶんせき, 554, 46-51, 2021.

貞升健志：SARS-CoV-2感染症に関連する検査（核酸増幅検査，抗原検査，抗体検査），臨床化学, 50, 229-236, 2021.

貞升健志：現場でのCOVID-19検査法はどう変わったのか？，臨床とウイルス, 49, 91-96, 2021.

［医薬品］

坂本美穂：健康食品及び危険ドラッグ等に含有される医薬品成分等の分析，LCとLC/MSの知恵, 3, 81-88, 2021.

［生活環境］

井口智義：身の回りの虫との付き合い方 第1回 チャドクガって…どんな昆虫？, 都薬雑誌, 43(4), 22-25, 2021.

高橋久美子：身の回りの虫との付き合い方 第2回都市の代表的な蚊～ヒトスジシマカ～，都薬雑誌, 43(6), 18-21, 2021.

田中　優：身の回りの虫との付き合い方 第3回 マダニって…どんな虫？, 都薬雑誌, 43, 13-16, 2021.

井口智義：身の回りの虫との付き合い方 第4回 「クスリヤナカセ」と呼ばれた昆虫，都薬雑誌, 43(9), 21-24, 2021.

［公衆衛生］

吉田　敦：結核・非結核性抗酸菌感染症を疑う不明熱．Medical Practice 38**,** 1657-1662**,** 2021.

今枝眞理子，石井実芳，村上邦仁子，鈴木江利子，吉田　敦，塚田敬子，福住宗久，島田智恵，砂川富正，長谷川麻子，林　基哉，菊田弘輝：コールセンターにおけるCOVID-19クラスター事例：気流調査に基づく予防策の検討．病原微生物検出情報, 42, 22(234)-24(236), 2021.

５　行政報告

淀谷雄亮，佐々木麻里，田栗利紹，武藤千恵子，井原基，田中奈緒美，前川純子：新規酵素基質培地キットであるレジオラート/QT 法の有効性の検討，厚生労働科学研究費補助金・健康安全・危機管理対策総合事業「公衆浴場におけるレジオネラ症対策に資する検査・消毒方法等の衛生管理手法の開発のための研究」令和２年度分担研究報告書，2020.

金谷　潤一，磯部　順子，山口　友美，武藤千恵子，淀谷　雄亮，中筋　愛，吉崎　美和，塩崎　晋啓，水谷　幸仁，村尾　拓哉，森中　りえか，小澤　賢介，前川純子：レジオネラ症の感染源調査のための迅速・簡便な検査法の開発，厚生労働科学研究費補助金・健康安全・危機管理対策総合事業「公衆浴場におけるレジオネラ症対策に資する検査・消毒方法等の衛生管理手法の開発のための研究」令和２年度分担研究報告書，2020.

田村康宏，森内理江，草野友子，小田真悠子，柳原　碧，小西浩之，杉下由行：令和３年度第40回 東京都衛生検査所精度管理事業報告書，2021.

６　学会発表等

（代表執筆者（先頭に氏名を記載）が所外研究者の場合は、当該研究の共同研究者となっている所内研究者にアンダーラインを記した。）

＜一般学会＞

［微生物］

門間千枝：クロストリジア関連の海外学会とIBTPP(The Infant Botulism Treatment and Prevention Program)について，第50回日本嫌気性菌感染症学会総会・学術集会（WEB開催），2021年5月.

高橋由美，上原さとみ，千葉隆司，鈴木　淳，横山敬子，貞升健志：保存温度の違いによるトマトジュース中のカビ生育状況，第42回日本食品微生物学会学術総会（WEB開催），2021年9月-10月.

上原さとみ，高橋由美，千葉隆司，鈴木　淳，横山敬子，貞升健志：MALDI-TOF MSを用いた*Aspergillus flavus* 類縁菌の同定，第42回日本食品微生物学会学術総会（WEB開催），2021年9月-10月.

小林真紀子，井田美樹，加藤　玲，浅山睦子，樋口容子，横山敬子，貞升健志，：食肉から分離された*Staphylococcus argenteus* の解析，第42回日本食品微生物学会学術総会（WEB開催），2021年9月-10月.

西野由香里，下島優香子，福井理恵，黒田寿美代，山崎華恵子，畠山　薫，横山敬子，貞升健志：東京都で流通した食肉におけるカンピロバクターの分離状況と薬剤感受性およびマクロライド耐性株の解析，第42回日本食品微生物学会学術総会（WEB開催），2021年9月-10月.

岡田若葉，門間千枝，浅山睦子，齊木 大，横山敬子，鈴木　淳，貞升健志：食中毒事例分離*Bacillus cereus* のMLST解析，第42回日本食品微生物学会学術総会（WEB開催），2021年9月-10月.

門間千枝，上原さとみ，浅山睦子，岡田若葉，横山敬子，鈴木　淳，貞升健志，幸田知子，向本雅郁，Suzanne R. Kalb：Endopep-MS法によるボツリヌス毒素の検出と事例への応用，第42回日本食品微生物学会学術総会（WEB開催），2021年9月-10月．

門間千枝，上原さとみ，岡田若葉，古田菜摘，浅山睦子，齊木　大，尾畑浩魅，前田雅子，赤瀬　悟，横山敬子，貞升健志，S. R. Kalb：MALDI-TOF MSを用いたボツリヌス症の検査法－事例への応用、特に本邦初の*Clostridium baratii* によるボツリヌス症検査－，第51回日本嫌気性菌感染症学会総会・学術集会（WEB開催），2022年3月．

河村真保，村上　昂，小野明日香，小西典子，横山敬子，貞升健志：2018年に東京都内で発生した赤痢菌による4集団感染事例について，第95回日本細菌学会総会（WEB開催），2022年3月．

門間千枝，岡田若葉，赤瀬　悟，横山敬子，貞升健志，鎌田洋一：新型下痢原性毒素CPILE産生性ウェルシュ菌の分子疫学解析，第95回日本細菌学会総会（WEB開催），2022年3月．

村上　昂，井田美樹，小林真紀子，鈴木康規，山梨敬子，有吉　司，久保田寛顕，加藤　玲，鈴木淳，横山敬子，貞升健志：下水処理施設（流入下水）からのカルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）の検出状況と新規のFRI型遺伝子を持つ*Escherichia coli*の分離，第164回日本獣医学会学術集会（WEB開催），2021年9月．

村田理恵，神門幸大，前野　愛，鈴木　淳，横山敬子，貞升健志，永宗喜三郎：クジラ肉の喫食による有症事例，第 90 回日本寄生虫学会・第 32 回日本臨床寄生虫学会合同大会（奈良，Web 開催），2021 年 4 月．

神門幸大，村田理恵，鈴木　淳，横山敬子，貞升健志：都内飼育動物における糞線虫の検出状況と分子疫学解析，第32回日本臨床寄生虫学会第90回日本寄生虫学会合同大会（奈良，Web開催），2021年4月．

神門幸大，小林甲斐，久保田寛顕，小西典子，畠山　薫，小林和弘，藤澤美和子，横山敬子，新開敬行，貞升健志：都内と畜場に搬入豚の *Escherichia albertii* 検出状況と分子疫学的解析，第 164 回日本獣医学会学術集会（Web 開催），2021 年 9 月．

鈴木康規，久保田寛顕，佐々木由香子，角田勤，高井伸二：*Rhodococcus equi* 毒力関連抗原 VapN の発現制御におけるアンチセンス RNA の重要性，第 164 回日本獣医学会学術集会（Web 開催），2021 年 9 月．

小林甲斐，牛窪恵，山本美貴，久保田寛顕，有吉司，内谷友美，奥野ルミ，新開敬行，横山敬子，貞升健志：豚の扁桃および心内膜炎疣贅由来*Streptococcus suis*のMLST解析，第164回日本獣医学会学術集会（Web開催），2021年9月．

森　功次，内田悠太，熊谷遼太，鈴木　愛，原田幸子，糟谷　文，天野有紗，小杉知宏，鈴木淳，貞升健志：東京都で2018年7月から2019年にかけて検出した風しんウイルスの遺伝子解析，

第68回日本ウイルス学会学術集会（神戸市/Hybrid開催）, 2022年11月.

鈴木　淳：国内のアニサキスおよびクドアによる食中毒，第70回日本感染学会東日本地方学術集会（東京/Hybrid開催），2021年10月.

有吉　司，青木弘太郎，板垣智之，久保田寛顕，奥野ルミ，内谷友美，田淵優里，新開敬行，石井良和，舘田一博，貞升健志：*bla*$_{NDM-16b}$搭載IncX3プラスミドの分子系統解析，第33 回日本臨床微生物学会総会・学術集会（宮城），2022年1月.

熊谷遼太，長島真美，林 真輝，長谷川道弥，森 功次，糟谷 文，林　志直，貞升 健志：非クラミジア性非淋菌性尿道炎におけるアデノウイルスの検出状況，第 62 回日本臨床ウイルス学会（WEB 開催），2021.

糟谷　文，鈴木　愛，原田幸子，内田悠太，小杉知宏，森　功次，千葉隆司，貞升健志：　東京都内の水痘入院例における水痘帯状疱疹ウイルス（VZV）の塩基配列の解析（2019 年度），第 62 回日本臨床ウイルス学会（WEB 開催），2021.

浅倉弘幸，吉田　勲，熊谷遼太，矢尾板 優，三宅啓文，藤原卓士，長谷川道弥，長島真美，鈴木　淳，貞升健志：東京都内で分離された新型コロナウイルスの次世代シーケンサーを用いた遺伝子解析（2020 年 2 月～2021 年 4 月），令和３年度 全国公衆衛生獣医師協議会 調査研究発表会（WEB 開催），2021.

浅倉弘幸，吉田　勲，熊谷遼太，矢尾板 優，三宅啓文，藤原卓士，長谷川道弥，長島真美，鈴木　淳，貞升健志：東京都内で分離された新型コロナウイルスの次世代シーケンサーを用いた遺伝子解析（2020 年 2 月～2021 年 6 月），第 17 回東京都福祉保健医療学会（WEB 開催），2021.

北村有里恵，長島真美，熊谷遼太，鈴木　淳，貞升健志，共同研究者:河上麻美代，加來英美子，林　真輝，根岸あかね，黒木絢士郎，藤原卓士，三宅啓文，千葉隆司：インフルエンザ様疾患における FilmArray 呼吸器パネル 2.1 の有用性の検討，第 70 回　日本感染症学会　東日本地方会学術集会（WEB 開催），2021.

河上麻美代，山崎貴子，北村有里恵，藤原卓士，三宅啓文，長島真美，鈴木　淳，貞升健志，吉村和久：東京都の HIV 検査における WB 法判定保留例または陰性例を用いた Geenius HIV 1/2 キットの有用性の検討，第 35 回日本エイズ学会学術集会・総会（東京（現地＆WEB 開催））, 2021.

［食品］

田原正一，山本純代，石井悦子，小林千種：食品中保存料抽出における試料充填不要な透析法の適用，日本薬学会第142年会（WEB開催），2022年3月.

小林麻紀，酒井奈穂子，大町勇貴，森田有香，根本　了，大塚健治：LC-MS/MSを用いた畜産物中クロルメコート分析法，第117回日本食品衛生学会学術講演会（東京，WEB開催），2021年10月.

五十嵐友希，佐々木隆宏，森川麻里，山嶋裕季子，牛山慶子，貞升友紀，小林千種：QuEChERS法を用いた食品中食品添加物の一斉抽出法に関する検討１，第117回日本食品衛生学会学術講演会（東京，WEB開催），2021年10月．

佐々木隆宏，五十嵐友希，森川麻里，山嶋裕季子，牛山慶子，貞升友紀，小林千種：QuEChERS法を用いた食品中食品添加物の一斉抽出法に関する検討２，第117回日本食品衛生学会学術講演会（東京，WEB開催），2021年10月．

佐藤恭子，櫻井　光，貞升友紀，下山　晃，関戸晴子，多田敦子，寺見祥子，山本信次，横峯真吾，伊藤拓士，吉田美佳：食品添加物試験法：ズルチンのHPLCによる定量およびLC/MSによる定性，日本薬学会第142年会（WEB開催），2022年3月．

阿部　裕，阿部智之，大野浩之，大橋公泰，尾崎麻子，風間貴允，片岡洋平，鈴木公美，永井慎一郎，花澤耕太郎，早川雅人，平林尚之，山口未来，渡辺一成，六鹿元雄，佐藤恭子：台所用洗浄剤における改良メタノール分析法の検討および室間共同実験，第117回日本食品衛生学会学術講演会（東京，WEB開催），2021年10月．

片岡洋平，阿部智之，阿部裕，牛山温子，内山陽介，大野浩之，大橋公泰，風間貴充，木村亜莉沙，小林保志，佐藤環，座間俊輔，高橋良幸，竹澤有紗，田中葵，照井善光，永井慎一郎，野村千枝，花澤耕太郎，早川雅人，藤吉智治，平林尚之，堀田沙希，宮川弘之，六鹿元雄，村山悠子，四柳道代，渡辺一成，佐藤恭子：器具・容器包装の溶出試験における改良ビスフェノールA分析法の室間共同実験，第117回日本食品衛生学会学術講演会（東京，WEB開催），2021年10月．

［生活環境］

武藤千恵子，梅津萌子，鈴木澪，田中和良，中嶋順一，猪又明子，守安貴子：東京都における浴槽水からのレジオネラ属菌検出状況（平成30年度～令和2年度），日本防菌防黴学会第48回年次大会（東京），2021年9月．⇒オンライン発表

梅津萌子，武藤千恵子，鈴木澪，田中和良，中嶋順一，守安貴子：東京都内におけるシャワー水中のレジオネラ属菌検出状況，日本防菌防黴学会第48回年次大会（東京），2021年9月．⇒オンライン発表

淀谷雄亮，佐々木麻里，増輪文治，井原基，田栗利紹，緒方喜久代，武藤千恵子，田中奈緒美，湯澤栄子，小嶋由香，前川純子，岡部信彦：新規酵素基質培地キットであるレジオラート/QT法の有効性の検討，日本防菌防黴学会第48回年次大会（東京），2021年9月．⇒オンライン発表

伊賀千紘，髙橋久美子，井口智義，横尾愛虹，秦和寿，佐藤祥代，岩城舞子，千葉隆司，中嶋順一，守安貴子：東京2020大会会場周辺における感染症媒介蚊サーベイランス結果，第72回日本衛生動物学会東日本支部大会（東京），2021年11月．⇒オンライン発表

井口智義，伊賀千紘，髙橋久美子，秦和寿，小

西浩之，守安貴子：都内におけるチャドクガの調査結果，第72回日本衛生動物学会東日本支部大会（東京），2021年11月.⇒オンライン発表

酒井信夫，田原麻衣子，大嶋直浩，大貫　文，斎藤育江，千葉真弘，大泉詩織，田中礼子，山之内　孝，遠藤　治，鳥羽　陽，中島大介，藤森英治，神野透人，香川（田中）聡子：空気試験法：揮発性有機化合物・捕集剤による乾式採取（アクティブ法）–加熱脱着–ガスクロマトグラフィー/質量分析法による定量（新規），日本薬学会第142年会（WEB開催），2022年3月.

［生体影響］

田中豊人，鈴木　仁，猪又明子，守安貴子：防かび剤の混合曝露によるマウスの次世代に及ぼす影響：IMZ濃度固定・TBZ濃度変動による効果，第48回日本毒性学会学術年会（神戸/オンライン），2021年7月.

前野　愛，北條　幹，坂本義光，湯澤勝廣，長谷川悠子，長澤明道，生嶋清美，平松恭子，海鉾藤文，山本行男，安藤　弘，田中和良，鈴木仁，猪又明子，守安貴子，髙橋祐次，横田　理，小林憲弘，広瀬明彦，中江　大：Comparison of two different devices for a 2-year toxicity study of multi-walled carbon nanotubes (MWCNT) in rats by repeated intratracheal instillations: a interim report at the end of year 1., 第48回日本毒性学会学術年会（神戸/オンライン），2021年7月.

堀端克良，北條　幹，安東朋子，横田　理，髙橋祐次，小林憲弘，高沢博修，濱田修一，杉山圭一，本間正充：in vivo genotoxicity assessment of multi-walled carbon nanotubes using the optimized lung mucronucleus assay., 第50回日本環境変異原ゲノム学会，横須賀市（ハイブリッド），2021年11月.

北條　幹：ラット反復気管内投与による多層カーボンナノチューブの発がん性評価手法の検討，日本薬学会第142年会，オンライン，2022年3月.

雑賀　絢，北條　幹，生嶋清美，前野　愛，武藤千恵子，中村麻里，海鉾藤文，坂本義光，湯澤勝廣，長谷川悠子，長澤明道，山本行男，田中和良，安藤　弘，大貫　文，五十嵐剛，秋山美乃里，牧　倫郎，島田知子，鈴木俊也，鈴木仁，猪又明子，守安貴子：マウス吸入曝露試験による硫酸アンモニウムの喘息増悪影響の評価，第62回大気環境学会年会，オンライン，2021年9月.

［公衆衛生］

岡田麻友，星　美代子，村田ゆかり，宗村佳子，吉田　敦，草深明子：東京都実地疫学調査チームで関わった医療機関での COVID-19 集団感染事例の考察．第 80 回日本公衆衛生学会総会（東京），2021 年 11 月.

三澤愛子，細谷麻代子，草深明子，佐藤正子，岡田麻友，倉下美和子：精神科病院での新型コロナウイルス感染症集団感染発生時における保健所の役割．第 80 回日本公衆衛生学会総会（東京），2021 年 11 月.

吉田　敦：迅速発育抗酸菌感染症の治療選択．第 33 回日本臨床微生物学会（仙台）パネルディスカッション 7，2022 年 1 月.

浅見諒子，野口　穣，古川友子，小金丸　博，吉田　敦，増田義重，稲松孝思，山田浩和：当センターにおける質量分析法導入後の非結核性抗酸菌の分離例の検討．第 33 回日本臨床微生物学会（仙台），2022 年 1 月．

野口　穣，古川友子，浅見諒子，小金丸　博，吉田　敦，増田義重，稲松孝思，山田浩和：当センター救急外来患者における FilmArray RP2.1 パネルの使用実績．第 33 回日本臨床微生物学会（仙台），2022 年 1 月．

［環境情報］

小峰美生，千葉隆司，椚時子，青木則子：東京都内の未就学児を預かる施設におけるアレルギー疾患対策の現状と推移～2014年と2019年調査の比較，第58回日本小児アレルギー学会（横浜），2021年11月．

青木則子，小峰美生，椚時子，千葉隆司：東京都における 3 歳児の食物アレルギーの実態と推移．第 58 回日本小児アレルギー学会（横浜），2021 年 11 月．

＜公衆衛生獣医師協議会＞

令和 3 年度 全国公衆衛生獣医師協議会 調査研究発表会（WEB 開催，2021）

山崎翔子，今泉悠美，岩﨑圭子，小林甲斐，久保田寛顕：東京都小笠原村におけるサルモネラによる感染症及び食中毒予防のための取組

＜地方衛生研究所全国協議会

関東甲信静支部研究部会＞

第33回細菌研究部会研究会（WEB開催，2022）

久保田寛顕:「薬剤耐性菌検査におけるNGSの活用～MiSeqとナノポアシークエンサーMinIONの併用～」（シンポジウム2「地方衛生研究所における次世代シークエンサーの活用」）

＜地方衛生研究所全国協議会

関東甲信静支部研究部会＞

第 35 回ウイルス研究部会総会・研究会

（WEB 開催，2021）

矢尾板　優，長谷川道弥，浅倉弘幸，永野美由紀，根岸あかね，熊谷遼太，河上麻美代，林真輝，山崎貴子，北村有里恵，加來英美子，藤原卓士，三宅啓文，長島真美，千葉隆司，鈴木淳，貞升健志：東京都内で検出されたノロウイルス GII.2[P16]と GII.4[P31]の遺伝子解析

山崎貴子，河上麻美代，北村有里恵，吉田 勲，三宅啓文，藤原卓士，長谷川道弥，浅倉弘幸，林 真輝，永野美由紀，根岸あかね，矢尾板 優，黒木絢士郎，加來英美子，磯貝まや，長島真美，鈴木 淳，貞升健志：新型コロナウイルス簡易抗原検査試薬のウイルス分離株を用いた検討

林　真輝，山崎貴子，長島真美，草深明子，岡田麻友，星　美代子，中坪直樹，吉田 敦，根岸あかね，三宅啓文，藤原卓士，長谷川道弥，浅倉弘幸，永野美由紀，河上麻美代，矢尾板優，黒木絢士郎，北村有里恵，加來英美子，磯貝まや，鈴木 淳，貞升健志：都内の新型コロナウイルス施設内感染事例における次世代シーケンサーを用いた遺伝子解析

＜全国衛生化学技術協議会＞

第58回年会（WEB・紙上開催，2021）

高梨麻由：東京都におけるいわゆる健康食品に関する分析事例について

木本佳那，大貝真実，堀田彩乃，萩野賀世，新藤哲也，笹本剛生：卵アレルゲン検出におけるLC-MS/MSによる分析法と公定法との比較

市川瑶子，石澤不二雄，西山　麗，立川　孟，植村望美，森内裕香，海野啓志，シャオ イアン，村松尚範，鈴木俊也，猪又明子，本田克也，守安貴子：健康食品中のタダラフィル類のスクリーニング用検知管の開発

立川　孟，西山　麗，市川瑶子，植村望美，森内裕香，高久靖弘，鈴木俊也，猪又明子，守安貴子：健康食品から検出されたヒドロキシカルボデナフィルの構造について

成瀬敦子，橋本秀樹，齋藤友里，中村　絢，蓑輪佳子，伊藤善光，鈴木俊也，猪又明子，守安貴子：化粧品中の紫外線吸収剤の短時間同時分析法

佐伯祐樹，坂本美穂，寺岡大輔，田中一絵，岸本清子，長嶋眞知子，小野恭司，田山邦昭，中嶋順一，鈴木俊也，鈴木　仁，猪又明子，守安貴子：危険ドラッグから検出された*erythro*-及び*threo*-4-Fluoroethylphenidateの同定

西山　麗：部門別研究会薬事部門「医薬品の品質及び製造管理体制に係る課題と対策について」東京都における規格外試験検査結果（OOS）等発生時の対応及び関係部署との連携

栗田翔，木下輝昭，小杉有希，立石恭也，飯田春香，中嶋順一，守安貴子：東京都における水道水質検査の外部精度管理調査結果（令和元年度及び令和２年度）⇒オンライン発表

大嶋直浩，高木規峰野，高橋夏子，酒井信夫，五十嵐良明，千葉真弘，小金澤望，柴田めぐみ，川村あさひ，曽根美千代，竹熊美貴子，橋本博之，大竹正芳，角田德子，川村仁，田中礼子，高居久義，細貝恵深，堀井裕子，望月映希，伊藤彰，青木梨絵，大野浩之，吉田俊明，古市裕子，八木正博，伊達英代，谷脇妙，松本弘子，前田美奈子：令和２年度 室内空気環境汚染に関する全国実態調査⇒オンライン発表

角田德子，大貫　文：室内空気汚染化学物質の標準試験法の開発・規格化に関する研究　準揮発性有機化合物（SVOC）の標準試験法（フタル酸エステル類の測定方法）⇒オンライン発表

鈴木理央，見上葉子，高木優子，坂牧成恵，小林千種：食品中着色料検査におけるポリアミド染色法の回収率向上についての検討

多田敦子，堀江正一，内山陽介，栗田史子，中村理奈，杉浦潤，井原紗弥香，櫻井光，久保田浩樹，建部千絵，寺見祥子，杉本直樹，佐藤恭子：食品中の食品添加物分析法改正に向けた検討（令和２年度）

寺見祥子，村越早織，林 柚衣，根岸真奈美，関根百合子，大野藍莉，須賀正美，佐藤絵里，貞升友紀，紙本佳奈，安永　恵，井原紗弥香，中島安基江，竹下智章，小川尚孝，仲眞弘樹，古謝あゆ子，久保田浩樹，建部千絵，長尾なぎさ，多田敦子，佐藤恭子：令和２年度マーケッ

トバスケット方式による食品添加物の一日摂取量調査

森田有香、小林麻紀、酒井奈穂子、大町勇貴、大塚健治：東京都における食品中残留農薬一日摂取量調査（令和元年度）

＜地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部研究部会＞
第34回理化学研究部会総会・研究会（静岡市，紙上開催，2021）

茂木友里，塩田寛子，鈴木淳子，清水聖子，高橋美佐子，浦出朋子，中村　耕，斎藤厳利，鈴木俊也，猪又明子，守安貴子：健康食品中のセンノシドの定量結果（平成 29 年度～令和 2 年度）

鈴木公美，羽石奈穂子，荻本真美，小林千種：乳幼児用おもちゃからの17元素の溶出についての実態調査

＜全国薬事指導協議会＞
第 58 回総会（和歌山，2021）

植村望美，西山　麗，市川瑶子，立川　孟，高久靖弘，森内裕香，伊藤善光，鈴木俊也，猪又明子，守安貴子：健康食品から医薬品成分メラトニンを検出した事例について

＜第17回東京都福祉保健医療学会＞
令和３年度

三橋華子，名内俊信，佐藤祥代，阿久澤圭子：ハーブティー等に含まれるピロリジジンアルカロイド類の含有実態調査

＜東京都食品衛生監視員協議会研究発表会＞
令和３年度（東京，2021）：書面開催

酒井昭壽，上原大輔，清水節子，下嶋一寛：養殖魚（マサバ）におけるアニサキスの寄生実態調査及び一考察

宗雪雅子，斎藤哲夫，岩波英恵，新堂和希：雑穀等及びその加工品に含まれる重金属等の汚染実態調査について

清水節子，河崎　孝，岡野恵理，増田美沙子：未精製食用油脂のアフラトキシン汚染実態調査

中川原淳平，立田真弓，白石晶子，倉持聖子，栗田晶子，道下久美，日聖紀子，澤口和奈：HACCP制度化に向けた食品製造業における硬質異物混入防止への普及啓発について

中島あゆみ，秋葉美智子，尾添充津子，酒井愛佳：乾燥果実の微生物汚染実態調査

須藤和季，肝付康人，近藤直登：鶏内臓の細菌学的実態調査

堀田麻梨瑛，赤瀬晴子，石﨑恵美子，道端伸行，佐久間恵，近藤直登：HACCPに沿った衛生管理導入へつなげるきっかけづくり～多業種が営む卸売市場におけるアプローチ～

＜全国食品衛生監視員協議会＞
第61回関東ブロック研修大会
（静岡，2021）：書面開催

酒井昭壽，上原大輔，清水節子，下嶋一寛：養殖魚（マサバ）におけるアニサキスの寄生実態

調査

宗雪雅子，斎藤哲夫，岩波英恵，新堂和希：雑穀等及びその加工品に含まれる重金属等の汚染実態調査について

清水節子，河崎　孝，岡野恵理，増田美沙子：未精製食用油脂のアフラトキシン汚染実態調査

中川原淳平，立田真弓，白石晶子，倉持聖子，栗田晶子，道下久美，日聖紀子，澤口和奈：HACCP制度化に向けた食品製造業における硬質異物混入防止への普及啓発について

＜令和３年度全国食品衛生監視員協議会研修会＞（東京，2021）：書面開催

酒井昭壽，上原大輔，清水節子，下嶋一寛：養殖魚（マサバ）におけるアニサキスの寄生実態調査（口頭発表）

宗雪雅子，斎藤哲夫，岩波英恵，新堂和希：雑穀等及びその加工品に含まれる重金属等の汚染実態調査について（口頭発表）

清水節子，河崎　孝，岡野恵理，増田美沙子：未精製食用油脂のアフラトキシン汚染実態調査（口頭発表）

川畑綾乃，立田真弓，中川原淳平，白石晶子，倉持聖子，栗田晶子，道下久美，日聖紀子，澤口和奈：HACCP制度化に向けた食品製造業における硬質異物混入防止への普及啓発について（口頭発表）

＜第65回 生活と環境全国大会・事例研究発表会＞（オンライン開催，2021）

上村　舞：コロナ禍における特定建築物の監視指導について

＜第49回 建築物環境衛生管理全国大会＞研究集会（オンライン開催，2022）

竹内香菜恵：建築確認申請時審査によるビルの改善実態

＜国際学会など＞

［微生物］

Monma, C., Okada, W., Akase, S., Yokoyama, K., Sadamasu, K., Kamata, Y.: Molecular epidemiological properties of CPILE-producing *Clostridium perfringens* by serotyping, PFGE and MLST analyses, Molecular Biology and Pathogenesis of the Clostridia Conference 12 (Virtual), Sep. 2021.

Monma, C., Uehara, S., Asayama, C., Okada, W., Yokoyama, K., Suzuki, J., Sadamasu, K., Kohda, T., Mukamoto, M., Kalb, S-R.: Detection of botulinum neurotoxins in Japanese samples by Endopep-MS assay, 57th Annual Interagency Botulism Research Coordinating Committee Meeting (Virtual), Oct. 2021.

［医薬品］

Ichikawa-Kaji, Y., Ishizawa, F., Nishiyama, R., Tachikawa, H., Uemura, N., Moriuchi, Y., Umino, K., Hsiao, Y., Muramatsu, H., Suzuki, T., Inomata, A., Honda, K., Moriyasu, T.: Development of a detector tube for rapid detection of tadalafil in adulterated dietary supplements. 22nd World

Meeting of the International Society for Sexual Medicine (WMSM 2021), Virtual, November, 2021.

［生体影響］

Horibata, K., Hojo, M., Ando, T., Yokota, S., Taquahashi, Y., Kobayashi, N., Takasawa, H., Hamada, S., Sugiyama, K., Honma, M.: In Vivo Genotoxicity Assessment of Multi-Walled Carbon Nanotubes Using the Optimized Lung Micronucleus Assay, Environmental Mutagenesis & Genomics Society (EMGS 2021), Online, September, 2021.

第４節　試験検査取扱件数

１　総　覧（令和３年度）

項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	その他						
						サーベ	流行予測	病レ	開発試験	保菌者	TBTO等	放射能
微生物部	117,592	103,112	8,259	26	0	2,762	2,332	497	363	241	0	0
食品微生物	16,875	12,504	3,522	0		32		213	363	241		
病原細菌	21,778	17,733	2,341	26		901	603	174	0			
ウイルス	78,939	72,875	2,396	0		1,829	1,729	110	0			
食品化学部	91,131	64,618	60	0	0	0	0	0	26,091	0	362	0
食品成分	13,300	8,927	34	0					4,339			
食品添加物	22,335	15,494	12	0					6,829			
残留物質	55,496	40,197	14	0					14,923		362	
薬事環境科学部	85,124	81,574	1,315	12	413	0	0	0	156	0	0	1,654
医薬品	19,113	17,314	1,250	0	413				136			
環境衛生	36,141	34,410	65	12	0				0			1,654
生体影響	29,870	29,850	0	0	0				20			
合計	293,847	249,304	9,634	38	413	2,762	2,332	497	26,610	241	362	1,654

（注１）行　政　検　査・・・行政上必要とするもの
特別区・市依頼検査・・・特別区、八王子市及び町田市から依頼され、手数料を徴収するもの
一 般 依 頼 検 査・・・都民等から依頼され、手数料を徴収するもの
準 依 頼 検 査・・・福祉保健局各部を通じ依頼され、当該各部が手数料を徴収するもの
サ　ー　ベ・・・感染症発生動向調査
流　行　予　測・・・感染症流行予測調査
病　　レ・・・病原体レファレンス事業
開　発　試　験・・・開発試験等
保　菌　者・・・保菌者検索事業
Ｔ　Ｂ　Ｔ　Ｏ　等・・・TBTO（トリブチルスズオキシド）等調査
放　射　能・・・原子力規制庁委託による環境放射能水準調査
（注２）手数料条例施行規則別表第一に項目の無い検査についても計上している。

２　受託事業等実績

事　　業　　名	行政主管課・委託機関	件　　数
感染症発生動向調査	健康安全部感染症対策課	2,762
感染症流行予測調査	健康安全部感染症対策課	2,232
病原体レファレンス事業	東京都健康安全センター病原体レファレンス事業実施要綱	735
保菌者検索事業	健康安全部食品監視課	497
TBTO（トリブチルスズオキシド）等調査	健康安全部食品監視課	362
環境放射能水準調査	原子力規制庁	1,654
合　　計		7,848

【事業の説明】

1　感染症発生動向調査

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行う調査。感染症の流行状況を常時監視し、感染症対策の基本である感染症発生情報の正確な把握と分析を行い、その結果を住民や医療関係者等に速やかに公開し、還元することによって、感染症に対する有効かつ適切な予防対策の確立に資することを目的としている。

2　感染症流行予測調査

厚生労働省健康局長通知（毎年）に基づいて行う調査。感染症に関する感受性（集団免疫）の現状（感受性調査）及び、病原体の検索等の調査（感染源調査）を行い、予防対策の効果的な運用を図るとともに、長期的視野に立ち感染症の流行を予測する。

3　病原体レファレンス事業（東京都健康安全研究センター独自事業）

都内で発生している感染症の病原体を積極的に収集し、当該病原体を分析して遺伝子変異や薬剤耐性などを解明することで、有効な感染拡大防止や予防措置に資する情報を都民、医療機関等に提供するとともに、当センターの病原体レファレンス機能を強化する。

4　保菌者検索事業

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく事業。感染力が強く、少菌量で感染することが知られている腸管出血性大腸菌O157及びサルモネラを原因とする散発型の食中毒の発生要因を究明し、集団発生を未然に防止する。

5　TBTO（トリブチルスズオキシド）等調査

昭和 60 年厚生省環境衛生局長通知に基づいて行う魚介類中の TBTO 調査、並びに各種有害化学物質（ＴＰＴ（トリフェニルスズ化合物）等）による魚介類等の汚染を把握する調査。

6　環境放射能水準調査

環境中の人工放射能の経年的監視を目的とした原子力規制庁からの受託事業

3　食品微生物研究科検査実績

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	保菌者	サーベ	病レ	開発試験
腸管内細菌	腸管病原細菌１項目　ふん便培養	747	259	455				32	1	
	海外旅行者検便	0								
菌型試験	菌型試験　複雑でないもの	453	30	351					42	30
	菌型試験　複雑なもの	727	189	112			241		91	94
	菌型試験　特に複雑なもの	0								
ベロ毒素産生性大腸菌検査（ヒトふん便由来に限る）		85	41	42						2
食中毒試験	ふん便培養（吐物を含む）	1,350	182	1,168						
	飲食物培養（水を含む）	460	22	438						
	拭き取り培養	911	107	804						
	ボツリヌス菌毒素検査	10	5	5						
	ボツリヌス菌培養　複雑でないもの	9	4	5						
	ボツリヌス菌培養　複雑なもの	3	2	1						
	１項目　ふん便培養（吐物を含む）	41	1	15						25
	１項目　飲食培養（水を含む）	0								
	１項目　拭き取り培養	0								
	計	2,784	323	2,436	0	0	0	0	0	25
一般食品	細菌学的検査　複雑でないもの	7,626	7,328	108						190
	細菌学的検査　複雑なもの	3,615	3,605							10
	ボツリヌス菌培養　複雑でないもの	10	10							
	ボツリヌス菌培養　複雑なもの	1	1							
	定性分析　複雑でないもの	0								
	定量分析　複雑でないもの	53	51	2						
	定量分析　複雑なもの	56	54	2						
	定量分析　特に複雑なもの	0								
	計	11,361	11,049	112	0	0	0	0	0	200
真菌	培養試験	610	595	3						12
	かび毒産生試験	1	1							
	菌型試験	19	17						2	
	落下菌検査	0								
	顕微鏡検査	0								
	計	630	613	3	0	0	0	0	2	12
薬剤感受性（耐性）検査　ア．1菌種		47							47	
その他抗原抗体（ウイダール反応）		41		11					30	
食品中のレジオネラ検査		0								
合計		16,875	12,504	3,522	0	0	241	32	213	363

４病原細菌研究科検査実績

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	サーベ	流行予測	病レ	開発試験
医薬品	無菌試験（輸液製剤、注射薬等）	1		1						
	無菌試験（生物学的製剤、医療機器、その他）	8	1		7					
	細菌定量培養試験（感冒剤、ビタミン剤等）	0								
	細菌定量培養試験（その他）	0								
	細菌分離・同定試験（生物学的製剤など）	19			19					
医部外品	無菌試験（輸液製剤、注射薬等）	0								
	細菌定量培養試験（感冒剤、ビタミン剤等）	0								
	細菌定量培養試験（その他）	0								
	細菌分離・同定試験（生物学的製剤など）	0								
化粧品	細菌定量培養試験（その他）	0								
	細菌分離・同定試験（生物学的製剤など）	0								
医療機器	無菌試験（生物学的製剤、医療機器、その他）	0								
	細菌定量培養試験（その他）	0								
	細菌分離・同定試験（生物学的製剤など）	0								
承認規格（上記以外）	定性分析　複雑でないもの	7		7						
	定量分析（乳酸菌数等）	4		4						
	定量分析（ビタミン定量等）	1		1						
殺菌効力試験		0								
抗菌力試験		0								
消毒機械器具の効力試験		0								
破傷風検査　抗体価凝集法検査（定量）		0								
呼吸器系細菌（培養検査）		523	334	3			115		71	
その他（血液等）の細菌（培養検査）		235					235			
薬剤感受性検査　　1菌種		264	164				98		2	
菌型試験　　複雑でないもの		0								
菌型試験　　複雑なもの		0								
寄生虫顕微鏡検査（直接法）		75	75							
虫卵検出（集卵法）（糞便）		150	150							
寄生原虫顕微鏡検査		110	110							
寄生虫鑑別試験		27	2	25						
魚介類寄生虫検査		1,137	1,093	44						
野菜類寄生虫卵検査		382	382							
寄生原虫の抗体検査		3	3							
寄生原虫等抗原検出検査		0								
食品中の寄生原虫検出検査		0								
赤痢アメーバ抗体価		0								
核酸検出検査（PCR一回法）		171	94	72			5			
梅毒トレポネーマ抗体（FTA-ABS試験）		0								
梅毒トレポネーマ抗体定性		1,236	1,176	60						
梅毒トレポネーマ抗体定量		0								
梅毒血清反応（STS）定性（スクリーニング）		11,354	10,494	860						
梅毒血清反応（STS）定量		335	309	26						
淋菌核酸同定検査		0								
クラミジアトラコマチス及び淋菌核酸同定検査		2,238	1,573	432			233			
グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体		0								
クラミジアトラコマチス核酸同定検査		432		432						
遺伝子を増幅しないもの		0								
遺伝子検査（PCR一回法）		2	1						1	
遺伝子検査（PCR二回法）		11	1				10			
遺伝子検査精密測定		97	62						35	
塗抹検査（蛍光顕微鏡を使用するもの）		4	2	2						
抗酸菌分離培養（液体培地法）		4	2	2						
同定検査　結核菌群核酸検出		1	1							
同定検査　抗酸菌核酸同定		0								
薬剤感受性検査　（4薬剤以上）		57	57							
結核菌型別検査		103	103							
結核菌特異的インターフェロンーγ産生能		1,145	778	367						
ジフテリア（中和）		201						201		
百日咳菌抗体価精密検査（抗FHA）		201						201		
百日咳菌抗体価精密検査（抗PT）		201						201		
抗原抗体検査その他の	凝集法　定性	0								
	凝集法　定量	0								
	間接蛍光抗体法	0								
	イムノクロマト法	0								
	精密測定　定性（寄生虫）	0								
	精密測定　定性（その他）	0								
人獣共通感染症	菌型試験　複雑でないもの	131	27				97		7	
	菌型試験　複雑なもの	391	222	3			108		58	
	薬剤感受性検査　1菌種	0								
	細菌学的検査　複雑でないもの（一菌種につき）	84	84							
	細菌学的検査　複雑なもの（一菌種につき）	397	397							
	狂犬病検査	6	6							
	マウスによる試験	0								
	遺伝子検査（PCR）一回法	0								
	遺伝子検査（PCR）二回法	30	30							
	遺伝子検査精密測定	0								
	その他抗原抗体検査凝集法定量　1項目（ウイダール反応）	0								
合計		21,778	17,733	2,341	26	0	901	603	174	0

５　ウイルス研究科検査実績①

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	サーベ	流行予測	病レ	開発試験
分離試験	つつが虫病リケッチア	0								
	アデノ	45					45			
	ポリオ	2					2			
	エコー	0								
	コクサッキー	0								
	インフルエンザ	24					24			
	日本脳炎	0								
	パラインフルエンザ	0								
	エンテロ	132					132			
	ヘルペス	27					27			
	ムンプス	23					23			
	Ａ型肝炎	0								
	その他	645					645			
抗原	アデノ（酵素抗体）	0								
	ロタ（酵素抗体）	0								
	デングNs-1（酵素抗体）	2	2							
計		900	2	0	0	0	898	0	0	0
ＰＣＲ	ＨＩＶ	0								
	肝炎	70	70							
	ノロ	50					50			
	アデノ	89	18				71			
	エンテロ	180	18	6			156			
	ポリオ・エンテロ	23	23							
	ジカ	2	2							
	チクングニア	2	2							
	デング	2	2							
	ヘルペス	116					114		2	
	ヒトパルボ	81		2			49		30	
	インフルエンザ	42	18				24			
	RS	54		2			52			
	麻しん	73	30				43			
	風しん	74	30	1			43			
	ムンプス	39	9	4			26			
	リケッチア	0								
	新型コロナ	47,718	47,717						1	
	その他	241	11	3			227			
	遺伝子検査　一回法	0								
	遺伝子検査　二回法	4	4							
	遺伝子検査　精密測定	14,050	13,883	14			76		77	
	計	62,910	61,837	32	0	0	931	0	110	0
ＳＡＲＳコロナウイルス核酸増幅検査		0								
パルボウイルス（酵素抗体）		0								
その他（酵素抗体）		512		4				508		
デング（酵素抗体）		0								
（IFA)ツツガ虫病抗体価		0								
計		512	0	4	0	0	0	508	0	0

５　ウイルス研究科検査実績②

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	サーベ	流行予測	病レ	開発試験
ＣＦ	日本脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コクサッキー	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ヘルペス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ムンプス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アデノ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ＨＩ	日本脳炎（J）	0								
	日本脳炎（N）	0								
	インフルエンザ（1）	201						201		
	インフルエンザ（2）	201						201		
	インフルエンザ（3）	201						201		
	インフルエンザ（4）	201						201		
	インフルエンザ（5）	0								
	パラインフルエンザ	0								
	風しん	201						201		
	計	1,005	0	0	0	0	0	1,005	0	0
中和	ポリオ（1型）									
	ポリオ（2型）									
	ポリオ（3型）									
	日本脳炎									
	その他									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（PA）麻疹		201						201		
蚊の分類		17	2					15		
HIV-1．2抗原・抗体同時測定定量		11,231	10,506	725						
HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）		13	12	1						
HIV-2抗体（ウエスタンブロット法）		104	98	6						
HIV-1核酸定量		104	98	6						
間接蛍光抗体検査（IFA法）		0								
ＨＢｓ抗原定性・半定量		0								
ＨＢｓ抗体定性・半定量		0								
HCV抗体定性・定量		0								
HCV核酸検出		0								
HA抗体		0								
ＩｇM-HA抗体		0								
ﾉﾛｳｲﾙｽﾘｱﾙﾀｲﾑPCR検査（食中毒）		1,610	225	1,385						
食中毒ウイルス検査		85		85						
ﾉﾛｳｲﾙｽﾘｱﾙﾀｲﾑPCR検査（感染症）		120	3	117						
ノロウイルス遺伝子精密検査		127	92	35						
計		13,612	11,036	2,360	0	0	0	216	0	0
合計		78,939	72,875	2,396	0	0	1,829	1,729	110	0

６　食品成分研究科検査実績

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	開発試験
成分分析・天然・中毒・バイオ	定性分析　複雑でないもの	94	85	9			
	定性分析　複雑なもの	3,810	3,488	10			312
	定性分析　特に複雑なもの	27	1	3			23
	定量分析　複雑でないもの	32	20				12
	定量分析　複雑なもの	5,047	3,518				1,529
	定量分析　特に複雑なもの	500			0	0	500
	有害性金属試験　複雑でないもの	462	312				150
	有害性金属試験　複雑なもの	842	202				640
	有害性物質試験　複雑でないもの	441	286	7			148
	有害性物質試験　複雑なもの	6	6				
	有害性物質試験　特に複雑なもの	953	375	5			573
	肉種鑑別試験	1	1				
	かび毒試験	241	91				150
	計	12,456	8,385	34	0	0	4,037
栄養	定性分析　複雑でないもの	106	66				40
	定性分析　複雑なもの	125	38				87
	定量分析　複雑でないもの	101	61				40
	定量分析　複雑なもの	185	126				59
	定量分析　特に複雑なもの	60					60
	定量分析　特殊なもの	0					
	計	577	291	0	0	0	286
組換え遺伝子検査　定性分析		249	233				16
組換え遺伝子検査　定量分析		18	18				
合計		13,300	8,927	34	0	0	4,339

7　食品添加物研究科検査実績

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	開発試験
食品添加物	定性分析　複雑でないもの	179	105				74
	定性分析　複雑なもの	7,707	7,521				186
	定性分析　特に複雑なもの	10,568	7,431	4			3,133
	定性分析　特殊なもの	16		2			14
	定量分析　複雑でないもの	9	9				
	定量分析　複雑なもの	0					
	定量分析　特に複雑なもの	2,415	172	4			2,239
	定量分析　特殊なもの	14		2			12
	有害性金属試験　複雑でないもの	0					
	有害性金属試験　複雑なもの	0					
	有害性物質試験　複雑でないもの	0					
	有害性物質試験　複雑なもの	0					
	有害性物質試験　特に複雑なもの	0					
	計	20,908	15,238	12	0	0	5,658
添加物品質	定性分析　複雑でないもの	0					
	定性分析　複雑なもの	0					
	定性分析　特に複雑なもの	0					
	定量分析　複雑でないもの	0					
	定量分析　複雑なもの	0					
	定量分析　特に複雑なもの	0					
	計	0	0	0	0	0	0
容器包装	定性分析　複雑でないもの	0					
	定性分析　複雑なもの	31	31				
	定性分析　特に複雑なもの	567					567
	定量分析　複雑でないもの	2	2				
	定量分析　複雑なもの	41	41				
	定量分析　特に複雑なもの	786	182				604
	有害性物質試験　特に複雑なもの						
	計	1,427	256	0	0	0	1,171
合計		22,335	15,494	12	0	0	6,829

8　残留物質研究科検査実績

項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	TBTO等	開発試験
定性分析　複雑でないもの	0						
定性分析　複雑なもの	0						
定性分析　特に複雑なもの	0						
定量分析　複雑でないもの	0						
定量分析　複雑なもの	0						
定量分析　特に複雑なもの	0						
有害性物質試験　複雑でないもの	30	30					
有害性物質試験　複雑なもの	0						
有害性物質試験　特に複雑なもの	102	60				42	
有害性物質試験（定量分析　複雑でないもの）	0						
残留農薬定量分析	38,884	31,520	14			320	7,030
ダイオキシン類分析	574	574					
動物用医薬品試験　複雑でないもの(細菌学的試験)	3,391	3,391					
動物用医薬品試験　複雑なもの(理化学的試験)	12,141	4,248					7,893
動物用医薬品試験　特に複雑なもの	11	11					
PCB食品中の定量分析	363	363					
合計	55,496	40,197	14	0	0	362	14,923

９　医薬品研究科検査実績

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	開発試験
医薬品・危険ドラッグ・健康食品・苦情・指定部外品・製造所・薬物サーベ・捜査等	定性分析　複雑でないもの	2,272	2,220	52			
	定性分析　複雑なもの	75	16	58			1
	定性分析　特に複雑なもの	1,914	1,762	136			16
	定性分析　特殊なもの	9,026	9,026				
	定量分析　複雑でないもの	1,052	1,038	14			
	定量分析　複雑なもの	55	3	50			2
	定量分析　特に複雑なもの	255	81	150			24
	定量分析　特殊なもの	0					
	物理試験　複雑でないもの	18	4	12			2
	物理試験　複雑なもの	52	14	36			2
	生薬鑑別試験	23	18				5
	植物鑑別試験	922	922				
	食品衛生試験：有害性物質試験　複雑なもの	0					
	計	15,664	15,104	508	0	0	52
家庭用品・苦情等	定性分析　複雑でないもの	155	71	83			1
	定性分析　複雑なもの	1,702	1,383	278			41
	定性分析　特に複雑なもの	6					6
	定性分析　特殊なもの	0					
	定量分析　複雑でないもの	101	62	39			
	定量分析　複雑なもの	424	287	112			25
	定量分析　特に複雑なもの	374	314	50			10
	医薬品等試験：定量分析　特殊なもの	4		4			
	物理試験　複雑でないもの	50	10	40			
	物理試験　複雑なもの	22	7	14			1
	食品衛生試験：有害性金属試験　複雑でないもの	34	8	26			
	食品衛生試験：有害性金属試験　複雑なもの	17	4	13			
	計	2,889	2,146	659	0	0	84
医薬品・指定医薬部外品製造承認試験		35				35	
医薬部外品製造承認試験		378				378	
（受託）後発医薬品品質試験		44	44				
下水又は廃水等試験：定量分析　複雑なもの（シアン）		103	20	83			
合計		19,113	17,314	1,250	0	413	136

10　環境衛生研究科検査実績

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	放射能	開発試験
塵埃	塵埃検査（大きさ、数）	0	0	0	0	0	0	0
	塵埃検査（量、種類）	0	0	0	0	0	0	0
有毒ガス	有毒ガス試験　複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
	有毒ガス試験　複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	有毒ガス試験　特に複雑なもの	0		0	0	0	0	
有害性化学物質等	有害性金属試験　複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
	有害性金属試験　複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	有害性金属試験　特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	有害性物質試験　複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
	有害性物質試験　複雑なもの	6,112	6,112					
	有害性物質試験　特に複雑なもの	270	270					
	ダイオキシン類の分析	0						
計		6,382	6,382	0	0	0	0	0
上水	定性分析　複雑でないもの	418	412	6				
	定性分析　複雑なもの	0						
	定量分析　複雑でないもの	714	708	6				
	定量分析　複雑なもの	3,307	3,301	6				
	定量分析　特に複雑なもの	1,873	1,873					
	定量分析　特殊なもの	12,148	12,148					
	省略不可試験　複雑でないもの	0						
	省略不可試験　複雑なもの	0						
	省略不可試験　特に複雑なもの	0						
	食品衛生法にかかる水質検査	0	0	0	0	0	0	0
	ダイオキシン類の分析	1,353	1,353	0	0	0	0	0
計		19,813	19,795	18	0	0	0	0
下水	定性分析　複雑でないもの	466	466					
	定量分析　複雑でないもの	929	929					
	定量分析　複雑なもの	0						
	定量分析　特に複雑なもの	3,074	3,074					
	定量分析　特殊なもの	0						
	定量分析　消毒副生成物	0						
	BOD試験　複雑でないもの	0						
	BOD試験　複雑なもの	0						
	有害性物質試験　内分泌かく乱科学物質	270	270					
計		4,739	4,739	0	0	0	0	0
省略不可細菌試験（一般細菌及び大腸菌）		0						
細菌及び生物試験　複雑でないもの		1,134	1,128	6				
細菌及び生物試験　複雑なもの		86	86					
細菌及び生物試験　特に複雑なもの		161	161					
細菌及び生物試験　特殊なもの		0						
下水又は廃水（レジオネラ検査　浴槽水、プール水、給湯水）		892	873	19				
下水又は廃水（レジオネラ検査　冷却塔水、その他）		72	72					
遺伝子検査（ＰＣＲ一回法）		26	10	16				
クリプトスポリジウム等原虫検出検査（環境水）		30	26		4			
クリプトスポリジウム等原虫検出検査（飲料水）		34	26		8			
空中落下細菌数		0						
空中浮遊細菌数		0						
害虫検査　複雑でないもの		1,118	1,112	6				
害虫検査　複雑なもの		0						
おしぼり衛生検査		0						
計		3,553	3,494	47	12	0	0	
放射能測定調査		1,654		0	0	0	1,654	0
合計		36,141	34,410	65	12	0	1,654	0

11　生体影響研究科検査実績

（1）東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則別表第一に項目のある検査

項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	開発試験	その他
定性分析	0	0	0	0	0	0	0
発熱性物質試験　複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
発熱性物質試験　複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

（2）東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則別表第一に項目のない検査

項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	開発試験	その他
危険ドラッグ試験　複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
危険ドラッグ試験　複雑なもの	19,104	19,084	0	0	0	20	
細胞毒性試験　複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
細胞毒性試験　複雑なもの	2	2	0	0	0	0	0
大気汚染物質試験　複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
大気汚染物質試験　複雑なもの	10764	10,764	0	0	0	0	0
合計	29,870	29,850	0	0	0	20	0

第５節　精度管理調査事業

精度管理調査は、精度管理実施機関が試験検査機関に試料を配付し、その試料の試験検査の結果を評価し、試験検査上の問題点を把握・改善することにより、各機関の試験検査精度の維持、向上を図ることを目的に実施している。

「東京都衛生検査所精度管理調査」、「東京都水道水質管理計画に基づく水道水質検査機関に対する精度管理調査」、「都区精度管理調査」の令和３年度実績は下記のとおりである。

１　東京都衛生検査所精度管理調査

福祉保健局医療政策部の事業に基づき、東京都医師会等と協力して都内の登録衛生検査所等、合計109施設を対象に「東京都衛生検査所精度管理調査」を実施した。

(1) オープン方式及びブラインド方式による調査

当センターから直接試料を配付するオープン方式による調査と、医療機関を通じて試料を配付し、調査であることを伏せて行うブラインド方式による調査を行った。遺伝子検査は、新型コロナウイルスの病原体核酸検査とし、オープン方式とブラインド方式で行った。

区　　分	オープン方式		ブラインド方式（延べ）	
生化学的検査	92施設	43 施設	21施設	24 施設
血液学的検査		44 施設		24 施設
免疫学的検査		39 施設		23 施設
微生物学的検査		20 施設		20 施設
遺伝子検査		41 施設		８ 施設

(2) 細胞診、病理組織及び寄生虫学的検査については、以下の調査をオープン方式調査と同時期に実施した。

区　　分	実施施設数
細胞診検査実施状況調査	15 施設
細胞診検査標本抜き取り調査	15 施設
病理組織検査実施状況調査	13 施設
病理組織検査標本作成技術調査	13 施設
病理組織検査標本抜き取り調査	13 施設
寄生虫学的検査	13 施設

2　東京都水道水質管理計画に基づく水道水質検査機関に対する精度管理調査

都内の水道事業体(東京都水道局を含む)及び都内を営業区域とする水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録検査機関（以下、検査機関）における水質検査の信頼性の確保及び向上を図るため、環境衛生研究科が主体となり、これらの検査機関に対して外部精度管理調査を実施し、その結果について講評会を開催している。令和３年度は、無機物としてナトリウム及びその化合物(以下、ナトリウム)、有機物として有機物（全有機炭素（TOC）の量）(以下、TOC）を対象項目とした。ナトリウムの参加検査機関数は35機関で、全参加機関が評価基準を満たしていた。また、TOCの参加検査機関数は39機関で、そのうち、１機関がGrubbs棄却検定で棄却され、原因究明及び改善報告書の提出を求めた。なお、講評会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催しなかったが、本調査結果の詳細は、東京都健康安全研究センターのホームページ（水道水質精度管理）で公表した。

3　都区精度管理調査

都区協定に基づく都及び区の保健衛生検査機関を対象とした「都区精度管理調査」を実施した。当センター及び区職員からなる専門委員会が作成した精度管理調査計画に基づき、担当研究科を中心に精度管理試料の調製及び配付、結果の解析を行い、参加機関を対象として講評を行った。

項　　目		特別区	都	担当研究科
腸内細菌	赤痢菌、チフス菌･パラチフスＡ菌を除くサルモネラ及び腸管出血性大腸菌(O157、O26及びO111)の分離･同定	施設 16	施設 5	食品微生物研究科
水　質	塩化物イオン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、TOC、過マンガン酸カリウム消費量、鉄、亜硝酸態窒素の定量試験（全て自由参加）	9	1	環境衛生研究科
食品化学	漂白剤（二酸化硫黄の定量）	8	1	食品添加物研究科
食品細菌	細菌数の測定、大腸菌群及び黄色ブドウ球菌の検出	17	1	食品微生物研究科
	合　　計	58	8	

第６節　病原体レファレンス事業

地方衛生研究所は、地方衛生研究所設置要綱（昭和51年９月10日付厚生事務次官通知（厚生省発衛第173号））に基づき、試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保・提供するレファレンスセンターとしての役割を担うこととされている。当センターにおいても平成20年度から新規事業として病原体レファレンス事業を立ち上げ、都内で発生する感染症の病原体を積極的に収集し、当該病原体を分析して遺伝子変異、薬剤耐性や流行菌型の変化等を解明することで、有効な感染拡大防止対策や予防措置に資する情報を都民や医療機関等に提供している。

１　病原体レファレンス事業の概要

(1) 協力医療機関からの病原体収集事業

感染症法第12条第１項に規定する届出対象感染症以外の病原体であって、かつセンターが指定する病原体が協力医療機関の検査により分離された場合、センターが当該病原体を収集し、疫学解析を実施する。協力医療機関として、都立病院及び公益財団法人東京都保健医療公社病院と協定を締結し、事業協力を受けている。また、事業の開始に当たっては、当センター及び各協力医療機関の倫理審査委員会による審査・承認を得た。令和３年度に収集した病原体は表１のとおりである。

(2) 都区市保健所の積極的疫学調査の一環として実施される病原体検査の支援事業

都内で特異的な感染症の流行が観測された場合には、必要なサンプル数を確保し、全都又は特定地域における疫学的解析を実施する必要がある。そこで、保健所の積極的疫学調査として実施される病原体検査の一部について、病原体の運搬、検査及び疫学的解析を当センターが担当し、総合的な解析を行う。

(3) 病原体所持機関とその都度連携し、情報共有及びレファレンス機能強化に資する病原体を収集する事業

他自治体の地方衛生研究所や国立感染症研究所等の病原体所持機関とその都度協議し、当該機関の協力のもと、当センターのレファレンス機能強化に資する病原体の収集・解析等を行う。

(4) 協力医療機関又は保健所等と連携し、生体試料・疫学情報を収集する事業

感染症が発生し、診断確定のための生体試料の検査や疫学情報の解析等が必要と認められる場合、関係する医療機関や保健所等と協議し、生体試料等の検査・分析を行う。

２　事業結果

(1) 協力医療機関からの病原体収集事業

本事業で収集した病原体の概要を表１に示した。収集した病原体は、微生物部各研究科で解析し、その結果は、協力医療機関にその都度、検査成績として提供した。また、病原体の疫学的解析結果のまとめは、当センターのホームページ（http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/epid/）に、東

京都微生物検査情報等として提供している。

表１　協力医療機関等から収集した病原体の概要（令和３年４月～令和４年３月）

対　　象　　病　　原　　体		収集菌株数
1	溶血性レンサ球菌（劇症型溶血性レンサ球菌を除く。）	25
2	肺炎球菌（侵襲性を除く。）	0
3	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（感染症由来菌株を除く。）	2
4	髄膜炎菌（侵襲性を除く。）	2
5	カンピロバクター	39
6	大腸菌（下痢症患者由来とし、腸管出血性大腸菌を除く。）	27
7	サルモネラ	10
8	ビブリオバルニフィカス	0
9	エルシニア	4
10	リステリア	0
11	コリネバクテリウム・ウルセランス	1
12	インフルエンザ菌（侵襲性を除く。）	1
13	その他協力医療機関等の院内検査で、菌種等の同定が困難なもの（センターとの事前協議を経たものに限る。）	41

(2) 都区市保健所の積極的疫学調査の一環として実施される病原体検査の支援事業

細菌検査では、院内感染疑いのバンコマイシン耐性腸球菌（VRE）10株についてパルスフィールドゲル電気泳動法による遺伝子解析及び髄膜炎菌疑いの１株について同定検査を実施した。

ウイルス検査では、積極的疫学調査として実施された麻しん及び風しん検査の陰性例を対象に類症鑑別検査を実施した。検査陰性例 29 検体について遺伝子検査を行った結果、ヒトパルボウイルス B19 遺伝子が 1 検体から検出された。

(3) 病原体所持機関とその都度連携し、情報共有及びレファレンス機能強化に資する病原体を収集する事業

他自治体の地方衛生研究所、特別区の衛生検査機関等と連携し、病原体（サルモネラ）47株を収集、型別試験及び薬剤感受性試験を行った。この他、*Schizophyllum commune*（スエヒロタケ）及び *Fusarium solani* の菌種同定を行った。

第２章　広域監視部門

第１節　業務の内容

概　　況

１　食品監視指導

食品衛生の分野では、近年の食品安全に関する諸課題を整理し、都民の意見や国の動きを踏まえ、令和３年３月に東京都食品安全条例に基づき、東京都食品安全推進計画が改定された。

また、食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、ＪＡＳ法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した「食品表示法」が、平成25年６月に公布され、平成27年４月から施行された。

さらに、平成30年６月に食品衛生法の一部を改正する法律が公布され、HACCPに沿った衛生管理の制度化のほか食品のリコール情報の報告制度化が新たに制定された。

当センターでは食品衛生法の改正に対応した監視体制を整備し、HACCPに沿った衛生管理の制度化では、大規模製造業や問屋業に対し、自主的衛生管理の水準向上のため、事業者の衛生レベルに則したHACCP導入に向けた技術的支援を行っている。一方、輸入業に対しては自主管理向上の動機付けと技術的支援を行う「自主管理推進事業」について引き続き実施している。

また、福島第一原子力発電所の事故に伴って、基準値を超える放射性物質を含む食品が流通しないよう、平成23年から流通食品の放射性物質検査を実施している。

２　薬事監視指導　医療機器監視

薬事衛生の分野では、平成17年４月から、市販後安全対策の充実・強化、医療機器に係る安全対策の見直し等に係る規定が全面施行となり、新たに都道府県事務として、医薬品等製造販売業や医療機器販売業に許可制が導入された。

また、青少年の間にまで蔓延する覚醒剤や違法（脱法）ドラッグなどの薬物乱用防止が急務となっていたことから、「東京都薬物の濫用防止に関する条例」が公布、平成17年４月から施行され、６月には条例に基づく知事指定薬物が指定され、販売等が規制された。その後、薬事法が改正され、平成19年４月から法律による指定薬物として販売等が規制されることとなった。

平成24年４月の組織改正により、薬務課から医薬品等の製造販売業、製造業、修理業、配置販売業の許認可事務及び毒物劇物製造業、輸入業、特定毒物研究者の登録等事務が移行し、許可・登録から監視指導まで一貫した業者指導を行っている。

医薬品等による保健衛生上の危害を未然防止するとともに、医療機器の特性に合わせた規定を設け、再生医療等製品を規制対象として新たに定義するため、薬事法が改正され、平成26年11月25日から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」が施行された。

さらに、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、都道府県知事が地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局を認定する制度が令和３年８月に新設され、当センターが都内全域における認定事務を実施している。

３　建築物監視指導

建築物衛生の分野では、中央式給湯設備や雑用水（再生水）使用施設の増加、レジオネラ属菌やホルムアルデヒド等新たな健康被害の発生、個別式空調管理方式の増加、ねずみ昆虫等対策における「総合的防除（IPM)」の導入など新たな規定整備が必要となり、平成14年に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「建築物衛生法」という。）の政省令が大幅に改正された。

平成22年には、特定建築物の維持管理権原者を明確にするため同政省令が改正された。

建築物事業登録制度については、平成13年の建築物衛生法の改正により新たに２業種が追加され、現在８業種の登録を行っている。

また、設計段階から健康で快適なビル環境を確保するため「建築基準法第93条第５項及び第６項に基づき保健所長が行う建築確認申請時審査及び指導に係る事務手続要領」に基づき、建築確認時の図面審査指導を行っているところであるが、平成24年に具体的な指導事項を定めた「ビル衛生管理の建築確認申請時審査に係る指導要領」の一部改正を行っている。

第２節　食品監視第一課・食品監視第二課

１　食品機動監視班等の沿革等

(1) 沿革

昭和45年４月、都の食品機動監視班は、都民の生命に係わる食生活の安全確保を図るため、全国に先駆けて設置された。

当時は、人工甘味料のサイクラミン酸塩（チクロ）や合成着色料赤色103号（エオシン）等、食品添加物の安全性が社会的に問題視され始めた時期であった。また、カネミ油症事件や森永ヒ素ミルク中毒事件等、食品に起因する事故が多発した時代でもあった。

このことから、食品衛生に関する諸問題を解決するために、機動力をもち、保健所の行政区域を越えて緊急的・広域的な監視を行う組織として設置されたのが食品機動監視班である。

それ以降、食品衛生行政を取り巻く環境の変化に応じ、表１に示した組織改変を経て、現在は食品監視第一課・食品監視第二課の２課体制（輸入食品監視担当２個班、食品機動監視担当８個班、市場監視担当４個班、ハサップ指導担当１個班、食品表示監視担当２個班）となっている。

表１　食品機動監視班等の沿革

年月	組織体制	食品衛生行政を取り巻く環境
昭和45年４月	食品機動監視班設置 ・１個班あたり食品衛生監視員３名、運転手１名 ・23区内の保健所７か所、多摩地区の保健所３か所の計10所に分駐	食品添加物に対する安全性が問題視。食品に起因する事故の多発
昭和50年４月	都の食品衛生監視員の身分に加え特別区の食品衛生監視員の身分を併任	食品衛生行政の一部が特別区へ移管。広域監視実施要綱施行
昭和54年４月	併任解除	
昭和56年４月	業務の見直しによる減員 ・１個班あたり食品衛生監視員２名、運転手１名 ・23区内の保健所７か所、多摩地区の保健所３か所の計10所に分駐	特別区の検査体制等整備に伴い、都の補完的業務を終了
昭和62年４月	業務の集中化による組織改変 ・23区内の７個班を３分室に集中・統合 ・３分室及び多摩地区の３分駐在保健所に副主幹を配置	輸入食品の増大、食品製造技術の高度化
平成２年４月	輸入食品監視班設置 ・食品衛生監視員３名	平成元年９月、「食品安全条例制定」の直接請求
平成２年８月	食品環境指導センター設置 ・食品環境指導センター（23区内）：食品機動監視班７個班、輸入食品監視班１個班 食品環境指導センター多摩支所（多摩地区）：食品機動監視班３個班	有害食品等のより迅速な排除、輸入食品の根元での専門監視を実施
平成７年４月	業務見直し ・23区内食品機動監視班７個班：１個班あたり３名⇒２名へ	
平成14年４月	東京都食品指導センターと改称 ・23区内食品機動監視班は６個班に	JAS法に基づく監視権限の付与
平成15年４月	健康安全研究センター設置 ・広域監視部食品監視指導課：23区内食品機動監視班６個班、輸入食品監視班２個班 ・多摩支所広域監視課：多摩地区食品機動監視班２個班、市場監視班４個班、ハサップ指導班１個班	危害発生未然防止型の安全対策実現のため、食と薬に係る監視・検査・研究体制の一元化
平成21年４月	業務見直し ・輸入食品監視班：２個班⇒３個班へ	
平成24年４月	組織改正 ・広域監視部食品監視指導課→広域監視部食品監視第一課 ・食品監視第一課内に食品表示監視班設置（２個班） ・多摩支所広域監視課→広域監視部食品監視第二課	平成23年７月、米トレ法に基づく産地情報の伝達制度開始
平成25年４月	業務見直し ・輸入食品監視班：３個班⇒２個班へ	

(2) 事業概要及び実績

主な業務内容は、大規模製造業、食品流通拠点、輸入業・倉庫業、多摩地区の市場等に対する監視指導、広域流通食品の収去検査、表示検査である。また、緊急に有害食品等を排除する事態が生じた場合に備え、「緊急監視」の出動体制を整えている。そのほか、食品による危害の未然防止と食品の規格基準設定に向けた情報を収集するための先行調査、衛生講習会等の普及啓発等業務は多岐にわたる。

過去３年間の事業実績は表２のとおりである。

表２　年度別事業実績（令和元年度～令和３年度）

区　　分		令和元年度	令和２年度	令和３年度
有害食品等 監視指導	収去検査品目数 〔規模数／執行率〕 〔違反数／違反率〕	47,971 ［47,000/102.1%］ ［16/0.03%］	36,610 ［47,000/77.9%］ ［14/0.04%］	41,055 ［47,000/87.4%］ ［10/0.02%］
食品等表示 監視指導	表示検査実施数 〔規模数／執行率〕 〔違反数／違反率〕	442,344 ［421,000/105.1%］ ［1,134/0.26%］	362,392 ［421,000/86.1%］ ［1,074/0.30%］	396,251 ［409,400/96.8%］ ［761/0.19%］
牛乳等検査	収去検査品目数 〔違反数／違反率〕	2,517 ［0/0.00%］	1,592 ［0/0.00%］	1,992 ［0/0.00%］
普及啓発（衛生講習会等）		472人 (23回)	950人 (34回)	992人 (25回)
職場内実務研修等		120人 （６回）	49人 （２回）	136人 （３回）

※現場で発見した違反を含む。
※講習会等はweb開催及び書面開催を含む。

(3) 特別区との役割分担

都と特別区における広域監視事業の役割分担は、「保健衛生事務事業に関わる都区協定」に基づく「広域監視実施要綱」により規定されている。

広域監視実施要綱及び都区協定の仕組みについては、第３編参考資料を参照のこと。

(4) 都保健所との役割分担

施設等の監視指導等を行うに際して、令和３年３月２６日付２福保健食第2308号に基づき、表３のとおり都保健所との役割分担を明確にして対応している。

表３　都保健所と健康安全研究センター広域監視部との役割分担について

令和３年６月１日現在

	営業の許可、届出等	食中毒調査	健康被害情報の届出	不利益処分 ※４		苦情処理 ※５	違反処理	監視、収去	自主回収情報の届出
大規模製造業	保健所 ※１	保健所 ※２	保健所 ※３	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※６	広域監視部 ※７、８
乳処理業、乳製品製造業及び総合衛生管理製造過程承認施設	保健所 ※１	保健所 ※２	保健所 ※３	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※６	広域監視部 ※７、８
卸売市場内施設（多摩地区）	保健所 ※１	保健所 ※２	保健所 ※３	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※６	広域監視部 ※７
食品等の問屋業及び流通センター等	保健所 ※１	保健所 ※２	保健所 ※３	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※６	広域監視部 ※７
食品等の輸入業、輸入食品等を保管する倉庫業	保健所 ※１	保健所 ※２	保健所 ※３	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※６	広域監視部 ※７
上記以外の施設	保健所	保健所	保健所	保健所		保健所	保健所	保健所	保健所

※１　保健所と広域監視部は、必要に応じて、営業許可に係る申請（施設設備の大要の変更を含む。）や施設設備の指導状況等について情報を共有し、円滑な許可更新等に努めること。
※２　食中毒調査における施設調査については、必要に応じて、広域監視部と連携して行うこと。
※３　広域監視部が担当する施設から健康被害情報の届出を受けた際は、広域監視部と情報共有すること。
※４　食中毒事件に関する不利益処分は保健所で処理すること。
※５　苦情の受付や苦情者説明については、苦情者住所地を所管する保健所で対応すること。
※６　広域監視部が担当する施設の食品衛生監視票の採点は、広域監視部で対応すること。
※７　広域監視部が担当する施設について、自主回収情報届出に係る国システムからのメールは保健所に送付されるので、広域監視部にメールを転送する等連携して行うこと。
※８　同一施設内に所在する当該営業者の本社等が、他の製造工場の製品に関して自主回収を行う場合等も、広域監視部で対応すること。

２　令和３年度事業内容

(1) 年間事業計画

食品等による健康被害を未然に防止するため、食品機動監視班等の有する高度専門性・機動性を活かした広域的な監視指導を表４の年間事業計画に基づき実施している。

表４　健康安全研究センター食品衛生監視指導計画（令和３年度）

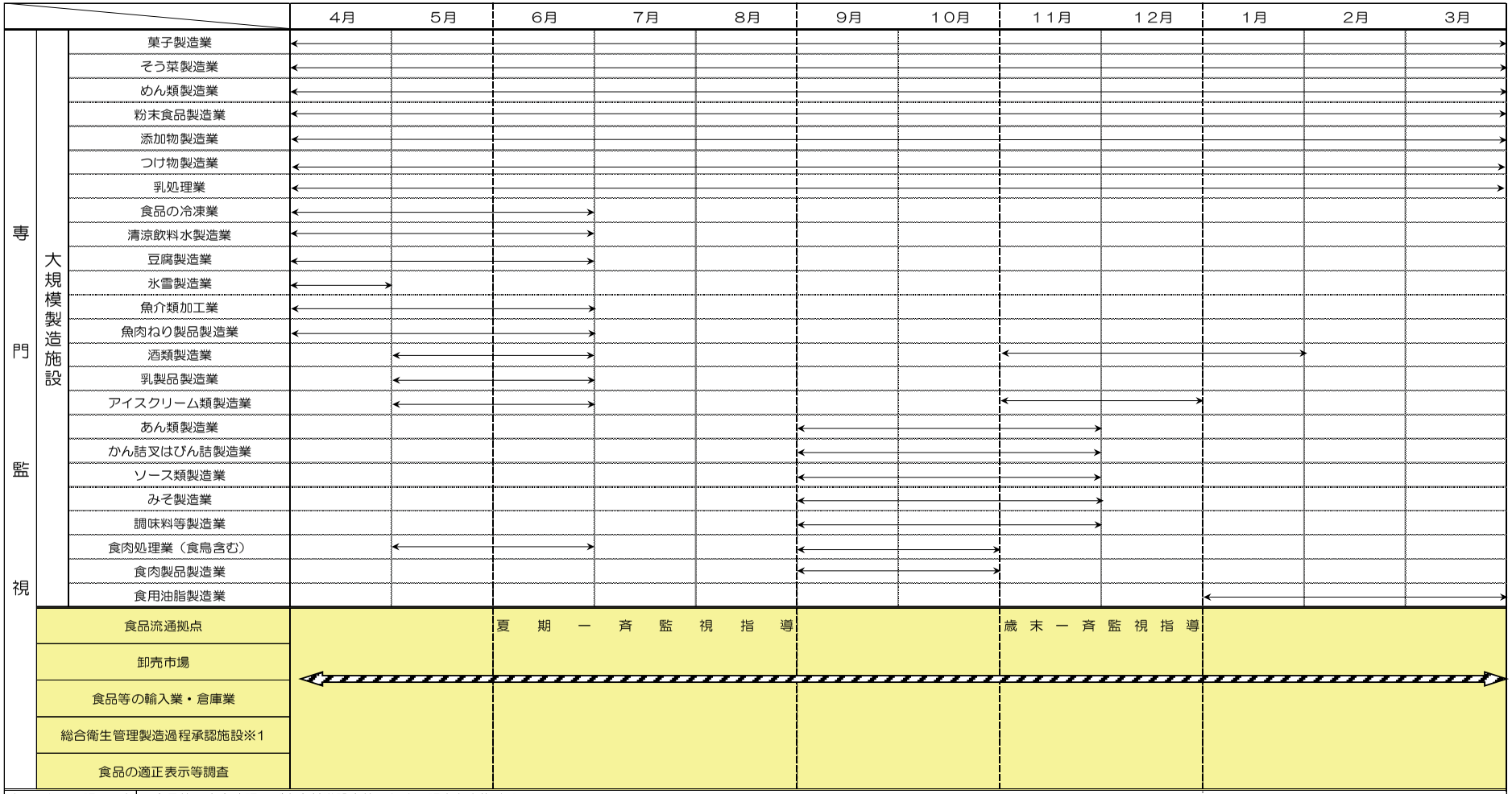

先行調査	食品等の安全確認及び安全基準設定等のための調査を実施する。
緊急監視等	広域性がありかつ緊急に有害食品等の排除を要する場合に実施する。
HACCPの取組	事業者の自主管理状況を把握し、HACCPに沿った衛生管理導入支援を行う。
表示検査	食品表示法及び米トレーサビリティ法に基づく監視指導を実施する。
食品汚染調査	PCB、水銀に関する検査を実施する。
輸入食品対策	残留農薬、放射能、理化学検査等について実施する。

※1　地方厚生局の実地調査にあわせて実施する。

(2) 各監視事業と実績

令和３年度の業態別立入等件数は表５のとおりであり、食品分類別の検査項目数及び違反件数は表６のとおり、原産国食品分類別の検査件数及び違反件数は表７のとおりであり、違反内容の詳細については表８のとおりである。また、食品表示検査結果は表９のとおりである。

表５　業態別立入等件数（令和３年度）

業態別立入件数

業種	立　入 軒　数	立　入 延軒数	収去軒数 （買上含む）	法違反 （収去）軒数
合計	6,237	23,145	589	5
製造業	625	1,531	170	2
輸入業	278	278	12	0
倉庫業	54	55	24	1
問屋･卸売業、その他	144	247	16	0
販売業	3,698	15,843	365	2
調理営業	1,438	5,191	2	0

（1）製造業･処理業（改正前食品衛生法等）

業種		立入り 許可数	立入り 延許可数
合計		984	1,856
食品衛生法52条 合計		821	1,414
菓子製造業	パン製造業	80	127
	生菓子製造業	75	94
	その他	123	212
あん類製造業		6	9
ｱｲｽｸﾘｰﾑ類製造業		8	13
乳処理業		7	11
乳製品製造業		34	45
食肉処理業		79	127
食肉製品製造業		33	39
魚肉ねり製品製造業		7	7
食品の冷凍業		65	79
食品の冷蔵業		22	97
清涼飲料水製造業		16	21
乳酸菌飲料製造業		4	6
氷雪製造業		7	8
食用油脂製造業	動物性油脂	2	2
	植物性油脂	5	5
ﾏｰｶﾞﾘﾝ又はｼｮｰﾄﾆﾝｸﾞ製造業		0	0
みそ製造業		1	1
しょう油製造業		0	0
ソース類製造業		12	13
酒類製造業		5	5
豆腐製造業		18	93
納豆製造業		3	3
めん類製造業		12	16
そうざい製造業		184	365
かん詰又はびん詰食品製造業		9	11
添加物製造業		4	5
食品製造業等取締条例 合計		152	426
つけ物製造業		33	68
製菓材料等製造業		15	40
粉末食品製造業		10	10
そう菜半製品等製造業		19	35
調味料等製造業		31	56
魚介類加工業		44	217
液卵製造業		0	0
許可を要しない製造業 合計		11	16
製粉･精米･製麦		6	11
添加物製造業		2	2
器具･容器包装･おもちゃ製造業		0	0
その他		3	3

（2）販売業（改正前食品衛生法等）

業種	立入り 許可数	立　入 延許可数
合計	6,677	24,874
食品衛生法52条 合計	2,565	8,071
乳類販売業	189	368
食肉販売業	1,007	2,870
魚介類せり売り営業	23	175
魚介類販売業	1,298	4,582
その他の販売業	48	76
食料品等販売業	567	2,692
許可を要しない販売業 合計	3,545	14,111
魚介類加工品販売業	341	1,416
乳製品販売業	227	724
ｱｲｽｸﾘｰﾑ類販売業	167	371
野菜果実せり売り業	33	106
野菜果実仲卸業	132	736
野菜果物販売業	484	1,844
菓子(パンを含む)販売業	349	1,445
主食販売業	235	807
酒類･調味料販売業	326	1,280
その他の食品販売業	744	3,885
食器容器包装販売業	210	573
おもちゃ販売業	75	173
添加物販売業	222	751

（3）調理営業（改正前食品衛生法等）

業種	立入り 許可数	立　入 延許可数
合計	1,804	5,349
飲食店(弁当)	572	934
飲食店(そう菜)	562	1,371
その他	670	3,044

※令和3年6月1日の食品衛生法改正により、新たな許可制度が施行されたため改正前の食品衛生法等に基づく施設((1)～(3))と改正後の食品衛生法に基づく施設((4)～(6))に分けて集計を行っている。

(4)製造業･処理業 （改正後食品衛生法）

業種	立入り許可数	立入り延許可数
合計	154	352
食品衛生法55条 合計	100	239
乳処理業	0	0
食肉処理業	10	11
菓子製造業	34	99
ｱｲｽｸﾘｰﾑ類製造業	1	2
乳製品製造業	0	0
清涼飲料水製造業	1	2
食肉製品製造業	5	7
水産製品製造業	15	45
氷雪製造業	0	0
液卵製造業	0	0
食用油脂製造業	1	2
みそ又はしょうゆ製造業	0	0
酒類製造業	0	0
豆腐製造業	0	0
納豆製造業	0	0
麺類製造業	0	0
そうざい製造業	18	53
複合型そうざい製造業	4	4
冷凍食品製造業	4	4
複合型冷凍食品製造業	2	4
漬物製造業	2	2
密封包装食品製造業	1	2
食品の小分け業	2	2
添加物製造業	0	0
食品衛生法57条 合計	54	113
添加物製造･加工業	0	0
いわゆる健康食品の製造･加工業	7	8
コーヒー製造･加工業(飲料を除く)	0	0
農産保存食料品製造･加工業	9	25
調味料製造･加工業	9	19
糖類製造･加工業	0	0
精穀･製粉業	9	11
製茶業	3	22
海藻製造･加工業	0	0
卵選別包装業	4	8
器具･容器包装の製造･加工業(合成樹脂製に限る)	0	0
その他の食料品製造･加工業	13	20

(5)販売業 （改正後食品衛生法）

業種	立入り許可数	立 入延許可数
合計	2,243	8,234
食品衛生法55条 合計	137	415
食肉販売業	65	218
魚介類販売業	72	197
魚介類競り売り営業	0	0
食品衛生法57条 合計	2106	7819
食肉販売業(包装)	242	1235
魚介類販売業(包装)	222	1108
乳類販売業	682	1384
氷雪販売業	27	118
弁当販売業	2	6
野菜果物販売業	275	1174
米穀類販売業	35	157
百貨店、総合スーパー	230	434
自動販売機による販売業(下記を除く)	0	0
その他の食料･飲料販売業	391	2203

(6)調理営業 （改正後食品衛生法）

業種	立入り許可数	立 入延許可数
合計	143	502
食品衛生法55条 合計	134	444
飲食店(一般)	131	438
飲食店(集団給食)	0	0
飲食店(自動車)	0	0
調理機能を有する自動販売機	3	6
食品衛生法57条 合計	9	58
コップ式自動販売機(自動洗浄･屋内設置)	9	58

表６　食品分類別検査項目数及び違反件数（令和３年度）

	検査品目数	検査項目数	検査項目数内訳		違反件数	違反件数内訳						輸入食品（抜粋）	
						検査結果に基づく違反件数内訳							
							理化学検査			細菌検査	現場で発見した違反		
			理化学検査	細菌検査		小計	食品添加物	残留農薬・動物用医薬品	その他			輸入食品の検査項目数	輸入食品の違反件数
合計	3,603	41,055	31,089	9,966	10	5	2	2	1	0	5	16,089	5
魚介類	442	2,076	645	1,431								287	
魚介加工品	179	922	598	324								25	
無加熱摂取冷凍食品	19	313	255	58								173	
加熱後摂取凍結前加熱冷凍食品	8	172	124	48									
加熱後摂取凍結前未加熱冷凍食品	26	640	496	144	1	1	1					446	1
生食用冷凍鮮魚介類	2	100	78	22								100	
肉・卵類及びその加工品	297	10,477	7,944	2,533	1						1	4,503	
牛乳・加工乳・その他の乳	108	614	596	18									
乳製品	267	1,321	1,134	187								463	
乳類加工品	4	52	33	19									
アイスクリーム類・氷菓子	3	5	5										
穀類及びその加工品	307	1,432	1,305	127								381	
野菜類・果実及びその加工品	1,022	12,767	11,160	1,607	3	3		2	1			8,527	2
菓子類	247	3,443	2,208	1,235	3						3	380	2
清涼飲料水	142	846	754	92								12	
酒精飲料	5	100	100									100	
氷雪	4	4		4									
水	2	3		3									
調味料	154	1,770	1,185	585								190	
そうざい類及びその半製品	131	2,165	1,030	1,135	2	1	1				1		
その他の食品	190	1,569	1,175	394								431	
化学的合成品及びその製剤													
その他の添加物													
器具及び容器包装	44	264	264									71	
おもちゃ													

表７　原産国・食品分類別検査・違反件数（令和３年度）

	検査品目数	アジア・オセアニア・中東												ヨーロッパ												南北アメリカ						アフリカ		不明
		日本	インド	マレーシア	オーストラリア	タイ	ニュージーランド	フィリピン	ベトナム	韓国	台湾	中国	その他（アジア・オセアニア・中東）	イギリス	イタリア	オランダ	スペイン	デンマーク	ドイツ	ハンガリー	フランス	ベルギー	ポーランド	その他（ヨーロッパ）	アメリカ	カナダ	チリ	ブラジル	メキシコ	その他（南北アメリカ）	南アフリカ	その他（アフリカ）	
合計	3603(10)	2801(5)	1	2(1)	31	40	23	56	12	22	5	117(2)	27	22(1)	58	11	14	14	6	6	67	24	5	18	80	23	23	13	43	28(1)	8	3	0
魚介類	442	433									1	1	2											1			4						
魚介加工品	179	177							1								1																
肉・卵類及びその加工品	297(1)	228(1)			12	4											6	4		1	3				10	8	1	13	7				
乳・加工乳	108	108																															
乳製品	267	200			1		1						2	9	11	4		5			22			10	2								
乳類加工品	4	4																															
アイスクリーム類・氷菓	3	3																															
穀類及びその加工品	307	265			1	6			1	4		3	3		7				1		4				6				6			
野菜・果物及びその加工品	1022(3)	547(1)	1		14	26	22	54	3	17	4	90(1)	17	3	28	5	1	5	2	1	15	10	5	3	58	14	14		34	19(1)	8	2	
冷凍食品	55(1)	23				1		2	2			8(1)								2	5	4			2		4		1	1			
菓子類	247(3)	200(1)		2(1)					2				1	7(1)	2	1	1		1		14	10		2	1	1				1		1	
そうざい類及びその半製品	131(2)	131(2)																															
調味料	154	142											2	2	2	1					3			2									
清涼飲料水	142	138															4																
酒精飲料	5													1	2				1										1				
氷雪	4	4																															
水	2	2																															
その他の食品	190	166			3	3						5			6		1		1	2	1				1					1			
化学的合成品及びその製剤																																	
その他の添加物																																	
器具容器包装	44	30							3	1		10																					
おもちゃ																																	

その他（アジア・オセアニア・中東）･･･イスラエル、インドネシア、オマーン、クック諸島、サウジアラビア、シンガポール、トルコ、ミャンマー
その他（ヨーロッパ）･･･アルバニア、スイス、セルビア、ノルウェー、フィンランド、ブルガリア
その他（南北アメリカ）･･･アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、ペルー、ボリビア
その他（アフリカ）･･･ガーナ、モロッコ
（ ）は違反件数

表８　違反内容

違反条項		品名	違反概要	原産国
食品衛生法第13条	検査の結果違反が判明したもの	ささげ豆	クロルピリホスを0.17ppm検出	ペルー
		きぬさや	ヘキサコナゾールを0.02ppm検出	中国
小計　（　）は輸入品の再掲　　2（2）				
食品表示法第5条	検査の結果違反が判明したもの	赤魚一夜干し	表示に記載のないエリソルビン酸を0.05g/kg検出	中国
		スパゲティナポリタン	表示に記載のないステビオシド0.01g/kg検出	日本
		福神漬	①pH4.7、②水分活性0.95 （「要冷蔵である旨」の表示欠落）	日本
	現場で違反を発見したもの	ココアバター	栄養成分表示の表記方法が食品表示基準別表第９第２欄に掲げる単位と異なっている。	マレーシア
		米菓	魚醤パウダーの例外規定表示が適切にされていない。	日本
		チョコレート	アレルギー表示が個別表示・一括表示に記載されていない。	イギリス
		餃子	原材料名、添加物、アレルゲンの表示の欠落	日本
		牛豚合挽肉	原材料名、原料原産地名および表示責任者の事項名の欠落	日本
小計　（　）は輸入品の再掲　　8（3）				
合計　（　　）は輸入品の再掲　　10（5）				

※　現場で発見した違反は、違反通報した事案のみ計上

表９　食品表示検査件数（令和３年度）

				検査品目数	遺伝子組換え（再掲）	保健機能食品（再掲）	アレルギー物質を含む食品（再掲）	業者間取引等に係る表示監視指導（再掲）	現場で発見した違反・不適正表示品目数	内訳（複数計上可）											
											衛生事項			品質事項				保健事項		
										無表示	期限表示	食品添加物	その他	生鮮食品の原産地	加工食品の原料原産地	輸入加工食品の原産国	その他	栄養成分表示	機能性表示	その他
合　計				396,251	47,366	7,252	181,789	66	761	194	10	8	100	279	15	4	198	13	0	2
加工食品※1	農産物	麦類	1	1,592			529													
		粉類	2	3,427	410		2,557		2	2										
		でん粉	3	1,317	435		802													
		野菜加工品	4	25,953	5,681	55	17,546	3	10	3		1	4		1		2	1		
		果実加工品	5	19,662	3,815	90	13,270	2	6	1			3		2	2	4			
		茶、コーヒー及びココアの調製品	6	7,149		65	3,816		3				1				2			
		香辛料	7	3,147			1,173		5								5			
		めん・パン類	8	13,269	1,660		11,834		1	1										
		穀類加工品	9	9,768	2,236	8	6,899		7	7										
		菓子類	10	24,644	8,028	251	18,904	6	13	1	1	1	3				6	1		
		豆類の調製品	11	10,630	5,766	95	7,367	1	16	4			5		3		8			
		砂糖類	12	1,991			492													
		その他の農産加工食品	13	7,853			1,704													
	畜産物	食肉製品	14	16,881		60	12,105	7	13	5			3		5		6			2
		酪農製品	15	21,701		1,432	19,520													
		加工卵製品	16	2,832			2,693													
		その他の畜産加工食品	17	2,736			355		2				2							
	水産物	加工魚介類	18	19,869		302	13,375	7	84	34	3	1	1		1		42	9		
		加工海藻類	19	4,012		90	1,473		12	2		2	3		1		4	1		
		その他の水産加工食品	20	2,555			1,317													
	その他	調味料及びスープ	21	13,774	2,862		10,829	8	14	12	1		1				1			
		食用油脂	22	3,717	220	422	2,136		1	1										
		調理食品	23	18,006	1,973		14,777		14	1	1	2	9				5			
		その他の加工食品	24	8,894	2,154	2,030	6,364		4				1		2	2	1			
		飲料等	25	15,212	697	1,789	8,882	2	5	4							1			
	小　計			260,591	35,937	6,689	180,719	36	212	78	6	7	36		15	4	87	12		2
生鮮食品※2	農産物（きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。）	米穀	26	5,262	536			10	57	1							58	1		
		麦類	27	1,689	87		26													
		雑穀	28	2,562	894		6													
		豆類	29	5,586	1,968		12	2	2	1				1						
		野菜	30	36,885	4,456	334	140	3	155	23			1	121			18			
		果実	31	25,431	3,329	229	153		46	9		1		36			1			
		その他の農産食品	32	1,283																
	畜産物	食肉	33	18,584			20	9	138	57	4		37	29			14			
		乳	34																	
		食用鳥卵	35	4,513			42		2					2			1			
		その他の畜産食品	36																	
	水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含む。）	魚類	37	19,604			44	1	108	19			21	62			14			
		貝類	38	5,805				4	27	5			4	20						
		水産動物類	39	3,073			18	1	13	1			1	8			4			
		海産ほ乳動物類	40	230					1								1			
		海藻類	41	3,175																
	小　計			133,682	11,270	563	461	30	549	116	4	1	64	279			111	1	0	
添加物			42	1,978	159		609													

※1　食品表示基準　別表第一による。
※2　食品表示基準　別表第二による。

ア　大規模製造業及び食品流通拠点に対する監視指導

本事業については食品機動監視担当が中心となって実施している。（８個班）

大規模製造業（都県を越えて流通する食品等を製造する概ね従業員20名以上の施設。対象施設：578軒）に立ち入り、製造基準等の法令を遵守し、食品を衛生的な取り扱いのもとに製造しているか監視指導を行っている。

食品の問屋、流通センター等（対象施設:1,146軒）に立ち入り、商品の適切な保存温度での保管など､食品が衛生的に管理され、取り扱われているか監視指導を実施している。

表10　立入件数（食品機動監視担当）

業種	立　入 軒　数	立　入 延軒数	収去軒数 （買上含む）
合計	1,436	1,818	363
製造業	238	299	136
輸入業	3	3	0
倉庫業	5	5	3
問屋・卸売業等	28	32	15
販売業	712	908	207
調理営業	450	571	2

立ち入る際には、表示の監視を行うとともに、対象施設の取扱品目や衛生管理の状況を勘案しながら、食品や器具･容器包装等について収去検査を実施し、食品等の成分規格又は添加物使用基準等の違反及び不良品等の発見、排除に努めている。

また、HACCPに沿った衛生管理の制度化に応じて、事業者の衛生管理レベルに則したHACCPの導入と定着に向けた技術的支援を行うなど、衛生レベルの向上にむけた指導を実施している。

食品機動監視担当の立入状況等は表10のとおりである。（表５の一部再掲）

イ　輸入業及び倉庫業等に対する監視指導

本事業については輸入食品監視担当が中心となって実施している。（２個班）

食品等の輸入業及び輸入食品等を保管する倉庫業等（対象施設：1,291軒）に立ち入り、商品の適切な保存温度での保管など、食品が衛生的に管理され、取り扱われているか監視指導を実施している。

立ち入る際には、表示の監視を行うとともに、過去の違反事例や検疫所の違反情報などに基づき、食品や器具･容器包装等について収去検査を実施し、輸入食品等が都内に流通する前段階における違反品、不良品の排除に努めている。

また、自主管理に関する点検票を用いて食品等の衛生的な取扱いや従業員の衛生教育、衛生管理の体制等の状況を把握し、その結果を踏まえて、事業者の取り組み状況に応じた指導を行っている。

輸入食品監視担当の立入状況等は表11のとおりである。（表５の一部再掲）

表11　立入件数（輸入食品監視担当）

業種	立　入 軒　数	立　入 延軒数	収去軒数 （買上含む）
合計	480	521	78
製造業	11	11	3
輸入業	268	268	12
倉庫業	40	41	21
問屋・卸売業等	0	0	0
販売業	161	201	42
調理営業	0	0	0

ウ　多摩地区の市場に対する監視指導

本事業については市場監視担当が中心となって実施している。（４個班）

多摩地区にある中央卸売市場（１箇所）及び地方卸売市場等（10箇所）計11箇所にある食品・添加物等の卸売業、販売業及び調理営業等（対象施設：296軒）に対し、早朝の立入を実施し、食品の取扱状況・表示等の監視と必要に応じて収去検査を実施し、市場流通における根元チェックを行っている。また、細菌検査等スクリーニング検査による衛生監視指導も併せて実施し自主的衛生管理の支援を実施している。

市場監視担当の立入状況等は表12のとおりであり（表５の一部再掲）、スクリーニング検査の実施状況は表13のとおりである。

表12　立入件数（市場監視担当）

業種	立　入 軒　数	立　入 延軒数	収去軒数 （買上含む）
合計	3,935	20,371	115
製造業	321	1,152	13
輸入業	0	0	0
倉庫業	3	3	0
問屋・卸売業等	78	172	1
販売業	2,636	14,531	101
調理営業	897	4,513	0

表13　スクリーニング検査実施件数

検査法＼項目		検体数 （品目数）	検査件数 （項目数）	判定 良	判定 不　良
合計		984	6,073	5,794	279
細菌検査	小　　計	649	5,728	5,449	279
	ふきとり	608	5,568	5,294	274
	その他	41	160	155	5
化学検査	小　　計	335	345	345	0
	残留塩素検査	166	166	166	0
	ルミテスター	164	164	164	0
	イムノクロマト	0	0	0	0
	ｐＨ他	5	15	15	0

エ　総合衛生管理製造過程承認施設等に対する監視指導

本事業についてはハサップ指導担当が中心となって実施している。（１個班）

多摩地区を中心に、総合衛生管理製造過程承認施設等（52施設（総合衛生管理製造過程承認施設　１施設を含む））に立ち入り、各施設のＨＡＣＣＰプランに基づいて製造及び衛生管理を行っているかどうか監視指導を行い、施設の衛生管理レベルに則した自主管理の導入とその定着による衛生管理の向上を目指している。

また、増菌検査等スクリーニング検査による衛生監視指導も併せて実施している。

ハサップ指導担当の立入状況等は表14のとおりであり（表５の一部再掲）、スクリーニング検査の実施状況は表15のとおりである。

表14　立入件数（ハサップ指導担当）

業種	立　入 軒　数	立　入 延軒数	収去軒数 （買上含む）
合計	89	109	33
製造業	37	45	18
輸入業	0	0	0
倉庫業	1	1	0
問屋・卸売業等	1	1	0
販売業	41	50	15
調理営業	9	12	0

表15　スクリーニング検査実施件数（ハサップ指導班）

		総数		増菌検査		保存検査		その他の検査	
		品目数	検体数	品目数	検体数	品目数	検体数	品目数	検体数
合計		46	175	16	57	20	90	10	28
乳	生乳	2	4	0	0	0	0	2	4
	牛乳	24	86	8	26	8	36	8	24
	成分調整牛乳	0	0	0	0	0	0	0	0
	低脂肪牛乳	2	9	1	4	1	5	0	0
乳製品		13	55	4	16	9	39	0	0
乳又は乳製品を主要原料とする食品		2	9	1	4	1	5	0	0
清涼飲料水		3	12	2	7	1	5	0	0

オ　食品関連事業者に対する食品の品質等に関する表示の監視指導

本事業については、食品表示監視担当が中心となって実施している。（２個班）

都内全域を対象として、都民や農林水産省、他自治体からの通報や同位体検査等の結果に基づき、食品表示法の品質事項に係る表示の不適正が疑われる案件について、事業者に対する調査や指導を行っている。令和３年度は調査の結果、改善の指示と事業者名の公表に至ったものが１件（きぬさやの原産地を不適正に伝達して販売）あった。なお、文書による改善指導を行ったものはなかった。

表16　立入件数（食品表示監視担当）

業種	立　入 軒　数	立　入 延軒数
合計	297	326
製造業	18	24
輸入業	7	7
倉庫業	5	5
問屋・卸売業等	37	42
販売業	148	153
調理営業	82	95

また、スーパーマーケット、商店街及び産地直売所等を対象とした品質事項に係る表示の監視指導も行っている。食品表示監視担当の立入状況は表16のとおりである（表５の一部再掲）。

さらに、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）に基づく表示検査については、対象事業者に対して、伝票等により取引記録の作成・保存状況を確認するとともに、事業者間や一般消費者への産地情報の伝達状況を確認している。実施状況は表17のとおりである。

表17　米トレーサビリティ法に基づく表示検査件数

	立入軒数（都域）	立入軒数（広域）	口頭指導軒数	内訳（再掲）	
				産地情報の不伝達	その他
合計	141	1	37	31	17
飲食店営業施設	53	0	25	25	11
食品販売施設	78	0	7	4	3
製造業	9	1	5	2	3
問屋・卸売業・流通拠点	1	0	0	0	0
輸入業	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

カ　東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の監視

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、大会参加者、大会スタッフ等の食品を原因とする健康被害の発生防止を目的とした食品衛生に係る監視指導のため、競技会場等を所管する保健所へ人員を派遣し、延べ245件の飲食関連施設に対して監視の応援を実施した。

3　先行調査

(1) 令和３年度先行調査結果

先行調査は、食品の安全確認及び安全基準の設定や、監視業務への応用など事業に資するため、年間を通じて各班が個々にテーマを設定し実施する調査研究である。令和３年度のテーマ及び結果の概要は表18のとおりである。

表18　令和３年度先行調査結果

No	テーマ	調査対象	調査内容
1	魚介類のアニサキスの寄生実態調査（継続）	１市販養殖マサバ(15品目)	１　市販養殖マサバにおけるアニサキス寄生実態調査 各種の市販養殖マサバ15品目184検体中、9品目70検体からアニサキスが検出された。部位別では目視で虫体確認・除去が困難な腹側筋肉及び背側筋肉から、食中毒リスクが高いA.simplex sensu stricto が検出された。
		２マサバ出荷者(養殖業者)(12社12品目)	２　出荷者に対する養殖条件別寄生実態等聴き取り調査 養殖マサバの出荷者12社に対し養殖条件の聞き取り調査を実施したところ、飼育場所、飼料によるアニサキス寄生の違いは分からなかったが、天然種苗 7 品目全てから検出されたのに対し、人工種苗の 5 品目から検出はなく、種苗の違いによりアニサキス寄生に違いが見られた。
		３マサバ養殖施設(2施設)	３　マサバ養殖施設におけるアニサキス対策調査 養殖施設 2 施設の現地視察の結果、人工種苗を用い濾過海水を使用し、加熱した餌を使用する等養殖段階で対策を

No	テーマ	調 査 対 象	調　　査　　内　　容
		４養殖施設で使用する種苗(稚魚)(4 品目)	実施している施設がある一方、魚は全て加熱用として出荷し、生食用は三枚卸とし目視でアニサキス除去を行い、冷凍後出荷する等事後対策を実施している施設があった。 ４ 養殖施設で使用する種苗(稚魚)のアニサキス検査 種苗 4 品目 232 検体の検査の結果、天然種苗 2 品目 122 検体中、72 検体からアニサキスが検出されたが、人工種苗 2 品目 110 検体からの検出はなかった。天然種苗 2 品目の PCR 検査の結果、静岡県沖で採取された種苗から A.simplex sensu stricto が、長崎県沖で採取された種苗から A.pegrefii が多く検出された。 （まとめ）養殖魚にアニサキスが寄生する要因には、成魚の飼育場所等外的要因も影響すると考えられるが、今回の調査結果では、種苗（稚魚）における対策が特に重要であるとの結果が得られた。
2	食品用器具・容器包装等からの添加剤の溶出量調査＝合成樹脂製容器を対象として＝（新規）	ポリプロピレン(PP)製食品保存容器 30 検体	食品衛生法（以下、法という）の改正により食品用器具・容器包装にポジティブリスト制度が導入された。この制度では添加剤の使用量について規制しているが、EU をはじめとした諸外国では、原料モノマー及び添加剤の成分ごとに食品への溶出量を規制している。 そこで、我が国で流通している合成樹脂製品であるポリプロピレン(PP)製食品保存容器について添加剤の溶出試験等を実施し、データを収集した。 【調査結果】 材質鑑別試験を行ったところ、30 検体全てが PP であり、表示と合致した。また、蒸発残留物試験を行ったところ、30 検体全てが 30 μg/ml 未満となり、法に適合していた。添加剤溶出試験では、油脂及び脂肪性食品の溶出条件(イソオクタン 60±3℃、90 分間)で 6 種の添加剤について試験を実施し、26 検体から添加剤の溶出を確認した〔3-(3,5-ｼﾞ-tert-ブチル-4-ﾋﾄﾞﾛｷｼﾌｪﾆﾙ)ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝ酸ｽﾃｱﾘﾙを 5 検体から検出した(最小値 10ng/ml,最大値 44ng/ml)、ﾃﾄﾗｷｽ[3-(4-ﾋﾄﾞﾛｷｼ-3,5-ｼﾞ-tert-ﾌﾞﾁﾙﾌｪﾆﾙ)ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝ酸]ﾍﾟﾝﾀｴﾘｽﾘﾁﾙを 25 検体から検出した(最小値 13ng/ml,最大値 358ng/ml)〕。添加剤の検出量は健康に影響がない量であった。簡易実験により、添加剤溶出試験における溶出条件は、日常生活の中で生じえるものであることを確認した。 また、合成樹脂製保存容器の表示を確認したところ、本体に使用法に関する表示がないもの等があり、消費者が意図せず本来の使用方法を逸脱した状態で使用する恐れがあった。 以上より、PP 製食品保存容器を使用することで健康への影響はないものの、意図せず添加剤を摂取していると考えられ、今後もモニタリング的にデータを収集する必要性が示唆された。また、合成樹脂製食品保存容器の管理には食品衛生部門以外の部署も関与している。必要に応じて関係部署に働きかけをする等連携を図っていきたい。

No	テーマ	調 査 対 象	調　　査　　内　　容
3	チーズ中の不揮発性アミン類の含有実態調査（新規）	1　都内流通している輸入及び国産チーズ 63 検体 2　チーズ取扱い事業者 2 社	チーズには、ヒスタミンなどの不揮発性アミン類（以下「アミン類」という。）が含まれている。近年、チーズの国内消費量は増加しているが、チーズ中のアミン類の含量に関する最近のデータはあまりない。そこで、その含有実態を調査し、アミン類による食中毒及び生理活性作用への関与の可能性について調査を行った。 1　不揮発性アミン類の含有量調査 購入したナチュラルチーズ 63 検体中 19 検体からアミン類が検出された（検出率 30.2%）。ヒスタミンは 5.9～58mg/100g、チラミンは 5.8～110mg/100g、プトレシンは 5.0～28mg/100g、カダベリンは 5.1～110mg/100g の範囲で検出された。スペルミジンは検出されなかった。 文献による毒性発現量と比較したところ、当該チーズを一度に 100g 食べたと仮定すると、4 検体で発症する可能性があると考えられた。また、モノアミンオキシダーゼ阻害薬服用者の場合、当該チーズを一度に 100g 食べたと仮定すると、15 検体で発症する可能性があると考えられた。 2　チーズの衛生管理に関する調査 チーズに含まれるヒスタミン等のアミン類について、何らかの衛生管理を実施しているかを聞いたところ、2 社とも特に実施していないとの回答であった。また、2 社の事業者はいずれも、チーズにアミン類が含まれるという事実を知らなかった。 次年度は、今年度購入しなかったプロセスチーズを購入するなど、幅広い種類の検体を購入する予定である。また、事業者のアミン類に関する衛生管理状況の更なる調査を行い、普及啓発への活用を検討する。
4	鯨肉における寄生虫の寄生実態調査（新規）	鯨肉 34 検体	令和２年６月、生鮮ミンククジラ肉の生食による大規模な食中毒事件が発生し、住肉胞子虫とトキソプラズマの両方の関与が疑われている。 令和元年７月、商業捕鯨が再開され、３種の大型鯨類（ミンククジラ、ニタリクジラ及びイワシクジラ）について、日本の領海や排他的経済水域で捕獲することとなり、より鮮度のよい鯨肉が流通するようになった。こうした鯨肉は凍結工程を経ないまま生食されることがあるにも関わらず、その寄生虫の寄生実態は明らかになっていない。 そこで、都内に流通する鯨肉について寄生虫の寄生実態についての検査を行い、その安全性を検討するために調査を実施した。 都内小売店で購入した鯨肉 34 検体を検査した結果、トキソプラズマ及び旋毛虫は、すべての検体で検出されなかった。 住肉胞子虫は、ミンククジラ、ニタリクジラ及びイワシクジラで検出され、日本の領海や排他的経済水域で捕獲することができる３種すべてに寄生していることが判明した。住肉胞子虫が陽性であった検体のうち、一度も凍結工程を経ていない検体はすべてブラディゾイトが生存していた。部位別では、赤身や尾の身、さえずり（舌）、鹿の子（頬）から住肉胞子虫が検出されたが、ウネス及び心臓からは検

No	テーマ	調 査 対 象	調　　査　　内　　容
			出されなかった。また、同じ個体のクジラで、赤身及び尾の身から住肉胞子虫が検出されたが、ウネスからは検出されなかった。このことから、クジラ 1 個体の中で住肉胞子虫の寄生部位に偏りがある可能性が示唆された。なお、検出された住肉胞子虫の種及び病原性は不明であるため、今後解明されることが期待される。 今後も、引き続き凍結工程を経ていない生鮮鯨肉を中心に、都内流通する鯨肉における寄生虫の寄生実態を調査するとともに、未凍結鯨肉を取り扱う事業者や消費者に対する情報発信を検討していきたい。
5	大豆加工製品中に含まれる重金属等の含有実態調査について（新規）	大豆加工製品 50 検体	大豆加工製品に含まれる重金属（カドミウム、鉛、総水銀）及びヒ素を定量検査し、その結果を検証した。 鉛及びヒ素について、大豆加工製品の重金属等の含有量は、農林水産省から報告されている大豆の含有量と同程度であった。 総水銀について、大豆加工製品は全検体が定量下限値未満であった。 カドミウムについて、農林水産省から報告されている大豆の含有量と比較して、大豆加工製品の重金属等の含有量は低い傾向にあった。また、製造過程に線維部分（おから）の除去や油の圧搾の工程がある豆腐や大豆ミート等はカドミウム含有量が低く、大豆全体を使用する乾燥納豆や大豆粉等はカドミウム含有量が高い傾向にあった。以上のことから、大豆から大豆加工製品を製造する過程で、カドミウム含有量は減少し、カドミウムの残存量は加工方法により変化することが推察された。また、大豆粉及び乾燥納豆において、EU（大豆）及び中国（豆類及びその加工品）のカドミウムの基準値を超える検体が確認されたが、日本人の主食である米の国内基準値 0.4 mg/kg は超えておらず、健康へのリスクは低いと考えられた。そして、近年注目されている大豆ミートについて、食肉の代替として喫食した場合においても、カドミウムの耐容一日摂取量に達する喫食量は、一日平均の肉類摂取量を大きく上回っており、健康へのリスクは低いと考えられた。 次年度も引き続き都内に流通する大豆加工製品に含まれる重金属等の含有実態調査を実施し、基礎データの蓄積を行う。さらに健康影響を検証していくことで、都民の食の安全の確保に努める。
6	カフェインレス焙煎飲料に含まれるアクリルアミドの含有実態調査（新規）	カフェインの低減や含まない旨を謳ったコーヒー及び茶等の焙煎飲料（比較対象品を含む。）	アクリルアミド（以下「AA」という。）は国際がん研究機関で「グループ 2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある物質）」に分類され、食品中のアスパラギンと還元糖が調理加熱されることで生成する。本調査では、需要が増加傾向のカフェインレス焙煎飲料の AA 含有量を調査した。 1　AA 含有実態調査 カフェインレス焙煎飲料（比較対象品を含む。）42 検体中、製品全ての検体から定量下限値（10ppb）以上の AA が検出され、抽出液は検査を実施した 30 検体中、28 検体から定量下限値（1.0ppb）以上の AA が検出された。

No	テーマ	調査対象	調査内容
			２　カフェインレスコーヒーの検出状況 製品から 53～750ppb の AA が検出され、抽出液からは 3.5～18ppb の AA が検出された。また、レギュラーコーヒーよりもインスタントコーヒーの製品における AA 平均検出値の方が、約 3.5 倍高い傾向がみられたが、カップ１杯分（120ｍｌ）の AA 平均含有量の差はみられなかった。 ３　その他のカフェインレス焙煎飲料 製品から 26～21,000ppb の AA が検出され、抽出液の検出値は定量下限値未満～97ppb であった。ドイツの低減目標値（代用コーヒー：1,000ppb）では、チコリコーヒー2 検体及びたんぽぽコーヒー2 検体がこの低減目標値を超過した。また、代用コーヒーではないが、茶類 17 検体のうち、ごぼう茶 4 検体及びそば茶 2 検体がこの低減目標値を上回った。なお、AA が高く検出されたたんぽぽコーヒー、ごぼう茶及びチコリコーヒーの原料となる植物は、全てキク科に属し、根を原料としている共通点があった。 ４　日本人の AA 推定平均摂取量との比較 食品安全委員会では日本人の AA 推定平均摂取量（以下、「推定摂取量」という。）を 0.240μg/kg 体重/日と評価している。そこで、国民平均体重（55.1kg）及び小児平均体重（16.5kg）を用いて、本調査における各種検体の抽出液濃度から算出したカップ１杯分（120ｍｌ）の AA 含有量と推定摂取量を比較したところ、ごぼう茶、たんぽぽコーヒー及びチコリコーヒーは最大値の AA を検出した各検体を１杯飲用することで、推定摂取量（国民平均体重）の 67.5～88.0%に達すると算出された。また、上記 3 種の焙煎飲料における AA 平均含有量から試算すると、カップ１杯分（120ｍｌ）で小児の推定摂取量を上回った。 日本人の推定摂取量は国際機関で評価している 1μg/kg 体重/日（平均的摂取者）と比較して低く、推定摂取量を上回ることにより直ちに健康への悪影響を及ぼす可能性は考えにくい。しかし、AA 摂取量は合理的に達成可能な範囲でできる限り減らすように努めていく必要があるため、この得られた結果について消費者に対する情報提供の手法を検討していく。
7	「食品の製造工程における食物アレルギー対策ガイドブック」（仮）の改訂（新規）	多摩地域の食品製造業及び加工業等	健康安全研究センターでは、平成 24 年にアレルゲン管理構築の手順等を示した「食品の製造工程における食物アレルギー対策ガイドブック（以下、「ガイドブック」という。）」を作成した。しかし、作成後、アレルゲン表示に関する制度が改正されたほか、令和 2 年には、CODEX において「食品事業者向け食品アレルゲン管理に関する実施規範（以下、「CODEX 規範」という。）」が採択されるなど、アレルゲン管理を取り巻く環境は大きく変化している。 そこで、このガイドブックが、食品製造業等に対するアレルゲン管理の技術指導に引き続き活用されるよう、現状

No	テーマ	調査対象	調査内容
			に即したものに内容を改訂することとした。 なお、本年度は CODEX 規範の内容を精査するとともに、まずはこれに沿った監視指導手法を確立することを目的として、食品衛生監視員が監視指導の際に使用するための調査票（案）及びその使用方法等をまとめた解説資料の作成を行った。さらに、今後の技術指導に資するデータを得るため、管内食品製造業等のアレルゲン管理に関する取組状況を調査し、その結果をまとめた。 １　調査票（案）等の作成 調査票（案）等の作成にあたっては、「根拠の明確化」、「HACCP に沿った衛生管理に係る監視での使用を想定」、「段階的取組の推進」及び「フィードバックのしやすさ」の 4 点を重視し、調査票（案）の試行や検討会の開催を行うことで改良を重ねた。 調査票（案）は 4 つの項目、計 13 の設問を設け、設問ごとに列挙した対策事項にチェックする様式とし、調査時間の短縮化に配慮した。 調査票（案）を用いた調査及びフィードバックにあたり、使用者間での平準化を図るとともに、効果的なフィードバックに資する情報を補完するため、調査票（案）を補足する解説資料として、「食品製造・加工業向け食品アレルゲン管理調査票使用の手引き（案)」を作成した。 ２　試行施設の取組状況 事業者に対する今後の効果的な技術指導について検討するため、調査票（案）の試行で得られた事業者の取組状況に関する調査結果をまとめた。その結果、アレルゲン管理の対策として洗浄・清掃を実施しているものの、その手順等についてアレルゲン管理の観点で検討するところまでには至っていない施設が多いことが考えられた。また、アレルゲン管理の検討にあたり、製造ライン等を時系列に沿って確認し、交差接触対策を実施していることが伺われた一方、隣接するライン間など、アレルゲンの平面的な拡散による交差接触については、十分検討されていないおそれがあると推測された。
8	多摩地区市場における HACCP 導入後の外部検証による更なる支援　（新規）	多摩地区市場内 HACCP 対象事業者（東久留米市場、昭島市場、府中市場、調布市場、国立市場）	食品衛生法の改正により、原則全ての食品等事業者に対して HACCP に沿った衛生管理が制度化された。HACCP 施行後に多摩地区市場内事業者が適切に衛生管理を運用できるよう支援を行った。 1　多摩地区市場内事業者 120 軒に HACCP の取組状況についてアンケートを行い、取組が遅れている施設を中心に指導を行ったところ、令和 4 年 1 月時点で 93%の施設が衛生管理計画を整備し、85%で記録をつけていることを確認した。 2　4 市場内 7 軒で、温度管理が必要な商品の温度管理状況のモニタリング調査を行った。商品保管温度が商品記載の保存温度を超えていた 6 施設に対して指導を行った結果、販売時に冷媒とふたによる対応や冷蔵ショーケースを導入する等の改善が見られた施設が 4 軒あった。再度温度測定を行い、改善効果を検証した。 3　温度管理状況のモニタリング結果をもとに、店頭販売品

No	テーマ	調査対象	調査内容
			4検体に温度負荷をかけ、細菌検査及び比較検査を行い、負荷の有無で結果を比較した。負荷をかけることで、細菌数等の増加や臭いを強く感じる等の変化が見られた。結果に基づき指導し、温度管理の必要性を認識させた。 4　洗浄マニュアルのある6軒で洗浄・清掃の前後で同一箇所のふき取り検査を行い、効果を検証した。4施設で共通して木製器具の洗浄が不十分であり、3施設では洗浄後に細菌数等が増加した。洗浄後の消毒等を指導し、洗浄方法の改善後に再度検査を行い、効果を検証した。改善効果が得られた場合は、その方法をもとにマニュアルの改定を指導した。 各施設の状況を把握し、科学的根拠に基づいた指導により、事業者自身が問題点に気づき、HACCPへの取組状況や、食品・施設の衛生管理状況等に改善がみられた。今後も、ふき取り検査、温度モニタリング調査、負荷試験によるHACCP検証を行い、事業者への支援を継続する。
9	キノコ類のリステリア属菌を中心とした微生物学的汚染実態調査（新規）	都内小売店等で購入したキノコ類（国産47検体及び輸入18検体）	近年、インターネット上で、一部のキノコ類について生で使用する調理法が散見されるようになった。このことより、汚染されたキノコ類による流通段階や調理場等での2次汚染が懸念される。 そこで、キノコ類のリステリア属菌を中心とした細菌汚染実態調査を行った。 細菌検査の結果、国産のキノコ類の一部でE.coliが検出され、栽培もしくは流通段階で不衛生な取り扱いを受けた可能性が示唆された。リステリア・モノサイトゲネス（Lm）は全検体で陰性であったが、その他のリステリア属菌が一部の検体で検出されたため、今後の調査でキノコ類からLmが検出される可能性も考えられた。 次に、検体の要加熱表示の有無について調査したところ、ナメコは100%、エノキダケは75%、キクラゲは67%で要加熱表示があった。一方、マッシュルームは全ての検体で表示が無く、種別ごとに偏りが見られた。 輸入キノコ類については、乾燥キクラゲ1検体からS.Londonが分離され、食中毒菌に汚染された輸入キノコ類が国内に流通していることが判明した。さらに、一部の輸入の乾燥キノコ類では、使用方法として水戻しのみで、要加熱であることが表示されていない検体があった。これらの状況から、消費者が輸入の乾燥キノコ類を水戻し後加熱せずにサラダやラーメンにそのままトッピングした場合、食中毒菌を摂取する可能性が考えられた。 さらに、多摩地域でキノコ類を栽培している事業者2軒の栽培現場を調査し、聞取りを行った結果、キノコ類は喫食前の加熱を前提として、要加熱の表示を行っていないことが判明した。 今後も国産及び輸入キノコ類の汚染実態を調査するとともに、栽培者及び輸入者と消費者の認識のズレによる食中毒を未然に防ぐため、双方に対して要加熱表示の必要性と生食のリスクについて情報提供及び注意喚起を行っていく。

No	テーマ	調 査 対 象	調　　査　　内　　容
10	チョコレート中のカフェイン等含有実態調査(継続)	高カカオチョコレート 77 検体、普通のチョコレート 8 検体、カカオ原料 16 検体 (計 101 検体)	カフェイン（CF）や同じキサンチン誘導体であるテオブロミン（TB)、テオフィリン（TP）には強い中枢神経刺激作用があり、過剰に摂取した場合、興奮や吐き気、不眠など有害な作用を引き起こすことが知られている。また、CF には胎児の発育を阻害する可能性も報告されている。 一方、近年数多く流通しているカカオ分を多く含む高カカオチョコレートには、普通のチョコレートよりも CF 等が多く含まれているという報告がある。しかし、チョコレートはコーヒーなどに比べ、CF の含有量等について公表されている情報が少なく、消費者はチョコレートからの摂取量を把握することが難しい状況にある。 そこで、高カカオチョコレートを中心に CF、TB 及び TP の含有実態調査を実施した。 調査の結果、チョコレート中の CF、TB についてはカカオ分の割合が高くなるほど含有量が多い傾向にあり、普通のチョコレートと比較して､高カカオチョコレートの CF は 3.7 倍、TB は 3.2 倍であった。TP は全て定量下限値未満であった。 続いて、消費者へのアンケート調査から得られたチョコレートと CF 含有飲料の喫食量をもとに、CF 及び TB の一日摂取量を算出し、健康影響を検証したところ、成人及び妊娠期においては農林水産省ホームページの食事バランスガイドなどを参考に適度な量のチョコレートを喫食することは問題ないと考えられた。ただし、妊娠期において、高カカオチョコレートを多く喫食する人では海外の CF 摂取目安量や IARC 文献中の頭痛等を引き起こす可能性のある TB 量を超えており、高カカオチョコレートの喫食量に留意する必要があると考えられた。 また、子供においては、高カカオチョコレートだけではなく、普通のチョコレートでも多く喫食する人は海外の CF 摂取目安量を超えかねず､7～9 歳では飲料からの CF 摂取量のみでも摂取目安量に近い値であった。したがって、チョコレートを多量に喫食することや、チョコレートを喫食する際の CF 含有飲料の摂取量にも注意する必要があると考えられた。 以上を踏まえ、普及啓発資料として、妊婦の方や子供の保護者向けの「カフェインに関するリーフレット」を作成し、都民の栄養指導を行う栄養士等へ配布を行うとともに、ホームページへ掲載し、周知を図った。
11	輸入食品の保管を請け負う倉庫事業者の衛生管理実態調査（継続）	都内に本社又は事業所を有する輸入事業者及び倉庫事業者	輸入事業者（以下「輸入者」）は、邦文表示のない食品等の輸入をする際、保管業務に加えて、表示貼付等流通加工作業についても倉庫事業者へ委託するが、その管理実態を行政が把握できていない現状がある。そこで、昨年度は、輸入者の管理状況をアンケート等により調査し、今年度は、倉庫事業者が行っている流通加工を含めた衛生管理実態の調査を行った。 １　倉庫事業所(以下「事業所」)に対するアンケート調査 （１）表示の貼付作業について

No	テーマ	調査対象	調　　査　　内　　容
			表示の作成は、入力・印刷ともに倉庫で行っている軒数が 42/60 軒で一番多かった。表示の貼付は、事業所員だけでなく委託会社へ依頼もしくは共に実施していた。作業内容を明文化していない事業所は 23/60 軒であった。 （２）過去における表示貼付に係る不備事例 これまでに、誤表示や無表示などの不備事例があった事業所は 26/60 軒、事例なしは 31/60 軒であった。回答のあった事例 36 件中、誤表示が 22 件で、無表示が 14 件であった。各事例のうち、原因が貼付担当者であった割合は、誤表示の事例が 12 件であり、無表示の事例で 12 件であった。 （３）誤表示等防止のための取組み 商品への貼付前に表示内容を確認する事業所は 58/60 軒あり、具体的な確認内容は、商品と照合、複数人で表示内容を確認する等であった。また、表示の枚数管理を行う事業所は 57/60 軒で、ほとんどが事業所で管理していた。貼付作業後にダブルチェックを行う事業者は 49/60 軒であった。一方で、貼付作業後に寄託者へ作業内容の報告を必ず行う事業者は 19/60 軒で、必ずしも実施する状況ではなかった。 ２　倉庫事業所に対する聞取調査 （１）表示貼付における取組状況 定温・冷蔵倉庫に関わらず、表示貼付に関する管理事項に差は見られなかった。 （２）誤貼付等防止のための取組み 貼り間違いを防ぐために商品名や期限等を大きく書いて作業者に分かりやすいよう掲示したり、無表示を防ぐための枚数確認や、貼付後の確認を寄託者など第三者で行ったりするなど、各所で工夫されていた。 本調査により輸入事業者及び倉庫事業者の取組状況が明らかになった。輸入者に対しては主に昨年度の結果を元に WEB 講習会を実施し、普及啓発を行った。さらに、両事業者向けに誤貼付等を防ぐためのチェックリストを作成した。今後は、チェックリストを HP で公開するとともに、自主管理点検事業の中で、各輸入者や倉庫事業者の実態に合わせた形で管理体制の拡充を図ってもらえるよう助言等を行っていく。

4　普及啓発及び研修等

(1) 衛生講習会

食品監視第一課及び食品監視第二課では、年間を通じて、各種講習会を実施している。主な内容は、輸入事業者を対象とした「食品等の自主管理推進講習会」、大規模製造業者や市場関係業者を対象とした「食品衛生講習会」がある。令和３年度の実績は以下のとおりである。

内　　容	回　数	受講人数
令和３年度　食品等の自主管理推進講習会（輸入業）	３回	609名
令和３年度　食品等の自主管理推進講習会（流通業・問屋業）	１回	85名
製　造　業　者　向　け	１回	151名
市　場　関　係　業　者　向　け	10回	88名
合　　計	15回	933名

(2) 研修

食品衛生監視業務の着実な実施のためには､新たな事項についての知識の修得が必要である。このような観点から、適宜、テーマを設定し、監視員に向けた研修を実施している。

また、特別区や八王子市等の監視員を対象とした実務研修も実施しており、令和３年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策等によりオンラインで実施した。

海外の専門家を対象とした受入研修等については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等により令和３年度も中止した。

令和３年度の実績は以下のとおりである。

	実施月日	研修内容
職員研修	令和３年４月５日～６日、８日～９日	転入職員受入研修（23名）
	令和３年５月７日	広域監視部食品GLP研修（41名）
受入研修	令和４年１月 21 日	食品衛生監視指導オンライン研修（WEB開催）（72名）

(3) ホームページ等

健康安全研究センターのホームページ内に広域監視部門（食品衛生）のページを運営し、広域監視部門の業務内容や食品衛生に関する知識について広く都民に情報提供を行っている。

ホームページアドレス　https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_shokuhin/

また、市場関係者向けに広報誌を年４回発行し、食品の安全に関する知識の普及を図っている。

５　食品衛生行政に係わる主な出来事

［○印は食品機動監視担当等で行政対応したもの］

年　次	事　　項	対応
３．３	東京都食品安全推進計画を改訂	○
３．３	令和３年度東京都食品衛生監視指導計画を策定	○
３．６	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行 （食品等の自主回収報告制度の創設等）	○
３．７～９	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の監視	○
４．３	令和４年度東京都食品衛生監視指導計画を策定	○

第３節　薬事監視指導課

薬事監視指導課では、医薬品（体外診断用医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品（以下、医薬品等という。）の品質、有効性及び安全性の確保、毒物劇物による保健衛生上の危害発生の防止、薬物乱用の防止等を目的として、以下のような許認可、監視指導、普及啓発等の業務を行っている。

なお、体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業については、許可・登録の規制が医療機器と同一であるため医療機器監視課が所管している。

当課の担当業務及び担当区域は下表のとおりである。

(1)　医薬品販売業（卸売販売業及び配置販売業に限る。）及び再生医療等製品販売業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導（卸売：23 区、配置：都内、再生医療等製品：都内）
(2)　管理医療機器の販売業及び貸与業（卸売販売業及び再生医療等製品販売業の営業所において併せて行う場合に限る。）に係る監視指導等（23 区）
(3)　卸売販売業に係る向精神薬卸売業の免許、届出受理及び監視指導（23 区）
(4)　卸売販売業者及び配置販売業者の行う医薬品の広告の適正化に関する条例に基づく監視指導（23 区）
(5)　医薬品等製造販売業及び医薬品等製造業（再生医療等製品を除く。）に係る申請、届出等の受理、実査及び監視指導等（都内）
(6)　医薬品及び医薬部外品適合性調査に係る申請の受理及び調査（都内）
(7)　医薬品等製造販売業者、製造業者及び医薬品販売業者が行う医薬品等の広告の相談及び監視指導（都内）
(8)　毒物劇物の製造業及び輸入業の登録、特定毒物研究者の許可、特定毒物使用者の指定、届出の受理、実査及び監視指導（都内）
(9)　毒物劇物の業務上取扱者（タンク、大学）の監視指導（八王子市・町田市を除く多摩地区）
(10)　健康食品に係る医薬品医療機器等法に基づく相談指導（23 区）
(11)　薬事思想の普及及び薬事に関する相談指導（23 区）
(12)　薬物乱用防止に関する啓発（23 区）
(13)　地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定（都内）

１　許認可業務

(1) 卸売販売業・配置販売業の許可等

医薬品医療機器等法に基づく卸売販売業・配置販売業の許可申請、許可更新申請、各種届出の受理・審査・許可に関する業務を行った。

（令和３年度の件数⇒表１－１、表１－２）

表１－１　卸売販売業の許可・届出件数（令和３年度）

特別区名	令和元年3月末数	新規許可数（増）	廃止数（減）	令和2年3月末数	更新数	書換え交付数	再交付数	休止数	再開数	変更届書	
										構造設備	その他
1 千代田	237	25	30	232	36	6	0	1	1	37	127
2 中央	260	30	29	261	28	13	0	4	0	35	142
3 港	152	27	23	156	14	7	0	1	0	28	95
4 新宿	94	11	12	93	18	4	0	1	1	9	51
5 文京	125	10	11	124	16	5	0	0	0	12	60
6 台東	66	9	8	67	10	1	0	0	0	6	22
7 墨田	44	4	7	40	5	1	0	0	0	6	17
8 江東	68	15	5	79	8	1	1	0	1	9	41
9 品川	48	3	5	46	7	0	0	0	0	6	20
10 目黒	17	1	2	16	0	0	0	0	0	2	4
11 大田	54	7	5	56	5	2	0	0	0	6	18
12 世田谷	35	2	4	33	7	2	0	0	0	3	28
13 渋谷	47	6	8	45	4	0	0	0	0	5	16
14 中野	15	3	1	17	1	1	0	0	0	0	9
15 杉並	16	1	1	16	1	0	0	0	0	1	12
16 豊島	60	4	3	61	9	1	0	0	0	7	23
17 北	22	3	2	23	5	1	0	0	0	3	15
18 荒川	21	3	2	22	3	0	0	0	0	1	8
19 板橋	52	4	3	53	9	0	0	0	0	7	13
20 練馬	38	2	6	34	6	2	0	0	0	2	18
21 足立	36	3	1	38	5	1	0	0	0	2	18
22 葛飾	19	0	0	19	4	0	0	0	0	2	9
23 江戸川	38	2	3	37	6	2	0	0	0	2	10
合計	1,564	175	171	1,568	207	50	1	7	3	191	776

表１－２　配置販売業の許可等件数（令和３年度）

	業態数	身分証明書	従事届
配置販売業	123	289	242
既存配置販売業	117	164	155
計	240	453	397

※既存配置販売業：薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号）附則改正法第 10 条

第１項に基づき、平成 21 年６月１日以降引き続き業務を行うもの及び附則改正法第 13 条第１項の規定による許可を受けたもの。

(2) 再生医療等製品販売業の許可等

平成 26 年 11 月 25 日からは、医薬品医療機器等法の施行により、再生医療等製品販売業の許可、届出の受理等の審査業務を開始した。

表１－２－２　再生医療等製品販売業の許可等（令和３年度）

	特別区	市町村	合計
再生医療等製品販売業	77	19	96

(3) 医薬品等の製造販売業、製造業の許可、届出、医薬品等適合性調査申請の受理等

平成 24 年４月の組織改正により、医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売業、製造業の許可、化粧品製造販売届書等の届出の受理及び医薬品等適合性調査申請の受理について、当課に業務が移管された。また、平成 26 年 11 月 25 日からは医薬品医療機器等法の施行により、再生医療等製品製造販売業の審査業務を開始した。

（令和３年度の件数⇒表１－３）

表１－３　医薬品等製造販売業・製造業許可・適合性調査申請・届出件数（令和３年度）

申請様式	医薬品		医薬部外品		化粧品		再生医療等製品	
	知事許可	進達	知事許可	進達	知事許可	進達	知事許可	進達
製造販売業許可申請書	19		38		131		3	
製造販売業許可更新申請書	72		81		206		1	
許可証書換え交付申請書(製造販売業)	23		30		75		0	
許可証再交付申請書(製造販売業)	1		1		4		0	
変更届書(製造販売業)	251		245		543		8	
休止届書(製造販売業)	2		3		15		0	
廃止届書(製造販売業)	17		12		53		0	
再開届書(製造販売業)	2		3		4		0	
製造業許可申請書	13	0	19		96			2
製造業許可更新申請書	37	2	16		84			0
許可証書換え交付申請書(製造業)	5	0	3		7			0
許可証再交付申請書(製造業)	0	0	0		0			0
変更届書(製造業)	169	11	83		227			7
休止届書(製造業)	0	0	1		3			0
廃止届書(製造業)	13	0	9		54			1
再開届書(製造業)	0	0	1		2			0
製造業許可区分〔変更〕申請書	0	0	0		2			0
製造業許可区分〔追加〕申請書	0	0	0		0			0
適合性調査申請書	139		5					
区分適合性調査申請書	1		0					
輸出用適合性調査申請書	5		0					
〔選任製造販売業者・外国特例承認取得者〕変更届書		1		0	0	0		0
生物由来製品製造管理者承認申請書	2	1	0					3
化粧品製造販売届書					35,452			
化粧品製造販売届出事項変更届書					13,842			
取下げ願い	3	0	5	0	3	0	0	0
合計	774	15	555	0	50,803	0	12	13

（注）「＼」は該当のない項目
*進達：厚生労働大臣又は関東信越厚生局長あての申請及び届出について、当課で受理後送付する行為。
対象となる書類は以下のとおりである。
ｱ 製造業許可申請書（許可区分による）
ｲ 変更届書（許可区分による）
ｳ 生物由来製品管理者承認申請書
ｴ 選任製造販売業者変更届書
ｵ 外国特例承認取得者変更届書
ｶ 上記ｱからｵまでに係る取下げ願

なお、申請等とあわせて、新規許可、化粧品の販売名等の各種相談についても受け付けている。令和３年度においては、電話による相談が 6,612 件、来庁による相談が 144 件であった。

(4) 毒物劇物製造業・輸入業の登録等

毒物劇物の製造業及び輸入業の登録、特定毒物研究者の許可、特定毒物使用者の指定、届出の受理・審査・登録等業務を行った。

（令和３年度の件数⇒表１－４）

表１－４　毒物劇物製造業・輸入業の登録等件数（令和３年度）

	種別	業態数	計
毒物劇物製造業	知事登録	146	146
毒物劇物輸入業	知事登録	888	888
特定毒物研究者･使用者	研究者	97	116
	使用者	19	

(5) 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定等

令和３年８月１日に施行された医薬品医療機器等法の改正により、都内全域における地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定、届出の受理・審査・認定等業務を行った。

（令和３年度の件数⇒表１－５）

表１－５　地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定数（令和３年度）

認定の種別	認定数	認定証返納数	令和3年度末数
地域連携薬局	490	3	487
専門医療機関連携薬局	7	0	7

２　監視指導業務

(1) 医薬品等の監視指導

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保することを目的として、医薬品の卸売販売業者、再生医療等製品販売業者、医薬品等の製造販売業者・製造業者に対して所要の監視指導を行っ

た。

ア　卸売販売業等の監視指導

卸売販売業者、再生医療等製品販売業者に対して、営業所の構造設備、管理者の管理状況、指針及び業務手順書の作成と運用状況、毒薬、劇薬、処方箋医薬品等の適正な取扱い、無承認品、不良品・不正表示品、虚偽・誇大広告の有無、医薬品情報の収集・提供状況などについて監視指導を行った。また、配置販売業者に対しても同様に、医薬品医療機器等法の遵守事項について監視指導を行った。

（令和３年度の実績⇒表２－１）

表２－１　卸売販売業、配置販売業、再生医療等製品販売業の監視指導数（令和３年度）

	業態数（前年度末）	立入検査施行施設数（年度中）	違反発見施設数（年度中）	違反発見件数（年度中）													処分・措置件数（年度中）					告発件数（年度中）
				無許可・無届業	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	処方箋医薬品の譲渡記録等	制限品目の販売	構造設備の不備	医薬品販売業者の管理者に係る違反	品質管理の不備	その他	許可取消・業務停止等	始末書	報告書	指示書	口頭指導	
卸売販売業	1,564	660	23	＼	0	0	0	0	0	0	0	0	2	15	＼	13	0	0	2	0	21	0
配置販売業	240	46	1	＼	0	0	0	0	＼	＼	＼	0	＼	0	＼	2	0	0	0	0	1	0
再生医療等製品販売業	96	51	0	＼	0	0	0	0	＼	＼	＼	＼	0	0	＼	0	0	0	0	0	0	0
計	1,900	757	24	＼	0	0	0	0	0	0	0	0	2	15	＼	15	0	0	2	0	22	0

（注）「＼」は該当のない項目

イ　医薬品等の製造販売業・製造業の監視指導

製造販売業・製造業の監視指導の担当及び担当区域は次のとおりである。

担　当	担　当　区　域
医薬品第一区担当	千代田、中央、墨田、江東、荒川、足立、葛飾、江戸川
医薬品第二区担当	港、文京、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷
医薬品第三区担当	新宿、台東、中野、杉並、豊島、北、板橋、練馬、多摩地区、島しょ地区

(ｱ) 製造販売業の監視指導

平成 17 年度から改正薬事法が施行、新たに「製造販売業」が創設され、その許可が知事権限となった。

製造販売業者は、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令」（以下「GVP」という。）と「医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令」（以下「GQP」という。）を遵守しなければならない。また、製造販売業者は、総括製造販売責任者に監督させながら各種手順書等を整備し、それら手順書等の規定に基づき医薬品等の品質管理・製造販売後安全管理等の業務運営を行わなければならない。

令和３年度は許可更新対象の製造販売業者を中心に監視指導を実施した。

（令和３年度の実績⇒表２－２）

医薬品等の自主回収の申出に対し、健康被害発生の未然防止のため、製造販売業者に円滑な回収処理、再発防止策の構築等の指導を行った。令和３年度の自主回収は、医薬品36件、医薬部外品５件、化粧品44件の計85件であった。

また、医薬品等の広告が虚偽・誇大にならないよう事業者からの事前相談に応需し、広告の適正化を図っている。令和３年度の相談件数は743件であった。

(ｲ) 製造業の監視指導

許可更新対象の製造業者に対し、薬局等構造設備規則等に適合しているか否かの調査を実施した。

平成 17 年度から、製造業者が「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」（以下「GMP」という。）に適合した製品を製造することが、ＧＭＰが適用される医薬品・医薬部外品（ＧＭＰ適用医薬品等）の製造販売承認の条件になっている。このためＧＭＰ適用医薬品等製造業者は、製造販売承認後、５年ごとにGMP適合性調査を受けなければならない。令和３年度は、ＧＭＰ適合性調査154件のほか、各製造業者に対し定期的な監視指導を実施し、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図った。

（令和３年度の実績⇒表２－２）

表２－２　医薬品等製造販売業・製造業の監視指導数（令和３年度）

		業態数（前年度末）	立入検査施行施設数	違反発見施設数	違反発見件数														処分・措置件数						告発件数（年度中）
					無許可・無届業	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	処方箋医薬品の譲渡記録等	制限品目の販売	構造設備の不備	製造販売後安全管理の不備	品質管理の不備	その他	許可取消・業務停止	改善命令等	検査命令等	廃棄等	その他	
医薬品	製造業	182	150	1	0	＼	0	＼	0	0	0	＼	＼	0	＼	＼	1	0	0	0	0	1	0
	製造販売業 第１種	155	95	8	0	2	6	0	0	0	0	＼	＼	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
	製造販売業 第２種	189	116	5	0	0	5	0	0	0	0	＼	＼	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0
医薬部外品	製造業	164	26	0	0	＼	0	＼	0	＼	＼	＼	＼	0	＼	＼	0	0	0	0	0	0	0
	製造販売業	510	132	3	0	0	2	0	1	＼	＼	＼	＼	＼	0	0	0	0	0	0	0	1	0
化粧品	製造業	1,043	144	0	0	0	0	＼	0	＼	＼	＼	＼	0	＼	＼	0	0	0	0	0	0	0
	製造販売業	1,523	442	10	0	0	2	7	1	＼	＼	＼	＼	＼	0	0	0	0	0	0	0	20	0
再生医療等製品製造販売業		11	3	0	0	0	0	0	0	＼	＼	＼	＼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		3,777	1,108	27	0	2	15	7	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	37	0

（注）「＼」は該当のない項目

ウ　医薬品等の一斉監視指導による収去検査

医薬品等の一斉監視指導を実施し、薬事監視指導要領に基づく薬事監視を行うとともに医薬品等の収去検査を行い、不良品や不正表示品の発見及び発生防止に努めた。

（令和３年度の収去試験結果⇒表２－３）

表２－３　医薬品等一斉・収去試験検査結果（令和３年度）

区　　分			収去試験検体数	適	不 適	備　考
販売業者等からの収去	医療用医薬品	局方品	0	0	0	
		局方外品	7	7	0	
	一般用医薬品	局方品	0	0	0	
		局方外品	1	1	0	
	医薬部外品		0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	(指定医薬部外品 再掲)					
	化粧品		0	0	0	
	計		8	8	0	

(2) 向精神薬の監視指導

麻薬及び向精神薬取締法に基づき、免許みなし向精神薬卸売業者である医薬品卸売販売業者に対し向精神薬の不正使用（乱用）及び不正取引防止の観点から監視指導を行った。

令和３年度は、６６０件の立入検査を実施した。

（令和３年度の実績⇒表２－４）

表２－４　免許みなし向精神薬卸売販売業の監視指導（令和３年度）

	対象事業所数（前年度末）	立入検査施設数（年度中に施行）	違反発見施設数（年度中）	違反発見件数（年度中）										措置件数（年度中）								
				譲渡等	広告	容器及び被包の記載	向精神薬取扱責任者	保管・管理	廃棄	事故届	記録（1種・2種）	その他	計	告発・送致	免許取消	業務停止	始末書等	措置命令	改善命令	向精神薬取扱責任者変更命令	その他（口頭説諭等）	計
免許みなし向精神薬卸売販売業	1,564	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 毒物及び劇物の監視指導

ア　毒物劇物の製造業者等の監視指導

毒物劇物の製造業者及び輸入業者に対して、製造設備、貯蔵設備、運搬容器、表示、廃棄、SDS（安全データシート）の作成・提供等について、特定毒物の研究者及び使用者に対して、取扱い、保管管理等について監視指導を行った。また、多摩地区における毒物及び劇物取締法第 22 条第５項に該当するタンクで毒物劇物を大量貯蔵している事業所及び大学に対して、震災対策・盗難防止の観点から、取扱い、保管管理、SDS の入手・管理等について指導を実施した。

（令和３年度の実績⇒表２－５）

表２－５　毒物劇物製造（輸入）業者及び業務上取扱者等監視指導数（令和３年度）

項目／業態		製造業	輸入業	特定毒物研究者使用者	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	その他業務上取扱者	計
立入検査件数		58	291	7	＼	＼	＼	0	356
違反業態数		5	27	0	＼	＼	＼	0	32
違反件数		6	44	0	＼	＼	＼	0	50
1 登録	(1)無登録（届）業者	1	4	0	＼	＼	＼	＼	5
	(2)登録及び制限品目外の取扱い	2	9	＼	＼	＼	＼	＼	11
	(3)登録(届出)事項の変更届	0	0	0	＼	＼	＼	＼	0
2 責任者	(1)勤務状況	0	1	＼	＼	＼	＼	＼	1
	(2)変更届	0	1	＼	＼	＼	＼	＼	1
	(3)管理状況	2	12	＼	＼	＼	＼	＼	14
3 譲渡	(1)書面又は帳簿の記載	0	0	＼	＼	＼	＼	＼	0
	(2)記録の５年間保存	0	0	＼	＼	＼	＼	＼	0
	(3)18歳未満の者等への交付	0	0	＼	＼	＼	＼	＼	0
	(4)特定毒物の譲渡等	0	0	0	＼	＼	＼	＼	0
4 運送	(1)荷送人の通知	0	0	0	＼	＼	＼	0	0
	(2)その他運搬基準	0	0	0	＼	＼	＼	0	0
	(3)飛散、漏れ等の予防措置	0	0	0	＼	＼	＼	0	0
5 表示	(1)貯蔵場所	0	1	0	＼	＼	＼	0	1
	(2)容器及び被包	1	9	0	＼	＼	＼	0	10
	(3)着色、品質の基準	0	0	0	＼	＼	＼	0	0
6 製造設備	(1)飛散、漏れ等の予防措置	0	＼	＼	＼	＼	＼	＼	0
	(2)粉じん、蒸気又は廃水処理設備	0	＼	＼	＼	＼	＼	＼	0
	(3)変更届	0	＼	＼	＼	＼	＼	＼	0
7 貯蔵設備	(1)他の物との区別	0	0	0	＼	＼	＼	0	0
	(2)飛散、流れ出等	0	0	0	＼	＼	＼	0	0
	(3)施錠、さく	0	1	0	＼	＼	＼	0	1
	(4)変更届	1	6	0	＼	＼	＼	＼	7
8 取扱	(1)盗難等に対する予防措置	0	2	0	＼	＼	＼	0	2
	(2)飛散、流出等の予防措置	0	0	0	＼	＼	＼	0	0
	(3)その他	0	0	0	＼	＼	＼	0	0
9廃棄	(1)適正な廃棄	0	0	0	＼	＼	＼	0	0
10 事故	(1)危害防止に対する応急措置	0	0	0	＼	＼	＼	0	0
	(2)関係機関に届出をしているか	0	0	0	＼	＼	＼	0	0
11	SDSの交付	0	1	0	＼	＼	＼	＼	1
12	その他	0	0	0	＼	＼	＼	0	0
処分・指導件数		5	27	0	＼	＼	＼	0	32
	行政処分	0	0	0	＼	＼	＼	0	0
	始末書	0	0	0	＼	＼	＼	0	0
	報告書	4	14	0	＼	＼	＼	0	18
	指導	1	13	0	＼	＼	＼	0	14

（注）「＼」は該当のない項目

イ　毒物劇物の一斉監視指導

事件や事故が発生した場合に社会的影響が大きい毒物劇物について、一斉監視を実施し、その管理状況について監視指導を行った。

（令和３年度の実績⇒表２－６）

表２－６　毒物劇物一斉立入検査件数（令和３年度）

	製造業	輸入業	ゴルフ場	要届出	非届出	計
シ ア ン	4	3	0	0	1	8
農　　薬	0	5	0	0	0	5
トルエン	6	2	0	0	1	9
爆発性物質	3	4	0	0	0	7
計	13	14	0	0	2	29

ウ　毒物劇物運搬車両の路上検査

警視庁、消防庁等が行う路上での危険物運搬車両一斉検査に参加し、健康安全部薬務課、特別区及び多摩地区保健所と協力して毒物劇物積載車両の路上検査を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、中止となった。

３　普及啓発及び相談業務

(1) 薬物乱用防止の普及啓発事業

麻薬、覚醒剤、大麻、シンナー・トルエン、危険ドラッグ等の薬物乱用防止を図るため、東京都、東京都薬物乱用防止推進協議会等が主催する「６・２６国際麻薬乱用撲滅デー」都民の集いの街頭キャンペーンにおいて、薬物乱用防止等に関するパネルやリーフレット等の啓発資材等を提供するなどの業務を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み開催を中止した。

(2) 薬事等講習会

ア　関係団体等の薬事講習会への講師派遣

東京薬事協会等が主催する薬事講習会等に職員を派遣し、医薬品販売業務における留意点及び薬事行政の動向等を周知するとともに、医薬品等の製造管理、品質管理及び安全管理に対する意識高揚を図った。

（令和３年度の実績⇒表３－１）

表３－１　　関係団体等の薬事講習会への講師派遣状況（令和３年度）

年 月 日 ・ 場 所	対　　象	内　　容	受講者数
令和3年6月29日 Web配信	医薬品製造販売業者、製造業者	製造販売業許可に係るGVP 適合性評価の実際	―
令和3年7月6日及び13日 Web配信	医薬部外品・化粧品製造販売業者	法令遵守体制について	―
令和3年7月15日 Web配信	医薬品製造販売業者、製造業者	東京都におけるGQP・GMP調査について	―
令和3年9月2日 書面開催	医薬品配置販売業者	配置販売業に係る法令について	―
令和3年9月9日 書面開催	医薬品卸売業者	医薬品の販売業について	―
令和4年2月14～25日 Web配信	医薬品製造販売業者、製造業者	東京都における製造販売業調査について ～GVP調査を中心に～	―
令和4年3月18日 Web配信併用	医薬品製造販売業者、製造業者	改正GMP省令について	―

イ　毒物劇物事業者講習会等への講師派遣

毎年度、健康安全部主催の毒物劇物営業者講習会へ講師を派遣し、毒物劇物の適正管理や毒物劇物営業者等の登録等手続きについて講演、法令遵守を促している。令和３年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Ｗｅｂ配信により開催した。

（令和３年度の実績⇒表３－２）

表３－２　毒物劇物講習会への講師派遣状況（令和３年度）

年月日 ・ 場所	対　　象	内　　容	
令和４年１月12日から 同月25日まで	毒物劇物製造業者	東京都における毒物劇物の製造に関する手続き（登録等）について 毒物劇物の適正な取扱いについて	Web配信

(3)「薬と健康の週間」における薬事思想の普及啓発

毎年 10 月 17 日を中心とした「薬と健康の週間」中には、薬の適正使用等に関するパネルやリーフレット等の啓発資材等を提供するなどの業務を行っている。

(4)「健康食品」の表示・広告等の事前相談

「いわゆる健康食品」の取扱事業者からの健康食品の表示・広告の医薬品医療機器等法に係る事前の相談、その他薬事に係る種々の相談指導業務を行った。

（令和３年度の実績⇒表３－３）

表３－３　薬事・健康食品相談対応件数（令和３年度）

薬事相談	健　康　食　品　相　談							
受付件数	受付件数	電　話　相　談						
		成分	形状	表示	広告	その他	全般	計
4,423	24	4	0	7	4	4	5	24

４　特別区との薬事衛生業務に係る連携及び連絡調整

平成 17 年４月１日から「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部改正」により、薬局及び毒物劇物業務上取扱者に係る許認可及び監視指導事務が特別区に移管された。

また、平成 21 年６月施行の改正薬事法（平成 18 年７月改正）により、特例販売業（区長権限）が卸売販売業（知事権限）へ移行された。さらに、薬局・店舗販売業（区長権限）と卸売販売業（知事権限）の重複許可が可能になったため、都区間における許可情報共有化の必要性が高まった。これら都区に関わる薬事関係業務を円滑に行うため、関係区との緊密な連携のもとに事業推進を図っている。

なお、毒物劇物業務上取扱者に係る監視指導は平成 24 年４月１日から、薬局に係る許認可及び監視指導事務は平成 25 年４月１日から、地方分権一括法に基づき移管された。

第４節　医療機器監視課

１　業務の概要

医療機器は、不具合が生じた場合に、人の生命及び健康に重大な影響を与えるものが「高度管理医療機器（クラスⅣ、Ⅲ）」、影響を与えるものが「管理医療機器（クラスⅡ）」、ほとんど与えないものが「一般医療機器（クラスⅠ）」に分類されている。また、リスク分類とは別に保守点検や修理等に専門的な知識・技能を必要とするものとして「特定保守管理医療機器」が指定されている。これらの分類により、必要となる製造販売業許可の種類（第一～三種）が異なるなど、取り扱う医療機器の種類に応じた規制がなされている。

平成26年11月25日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）が施行され、医療機器規制の再構築がなされた。

医療機器は、市場に流通することの適格性を確認するため、製品ごとに製品のリスク分類に応じた承認、認証又は届出が必要である。これらは、「医療機器製造販売業者」が取得又は届出し、市販される製品についての最終責任を負う。旧薬事法では、製造所ごと（製造所単位）のQMS（※）調査であったが、医薬品医療機器等法では、製品の製造工程全体を一つの単位（製造販売業者単位）としての調査を行う新たな規制体系が適用されることとなった。これに伴い、「医療機器製造業」は、国内の製造業は許可制、外国の製造業は認定制であったが、すべて登録制に改められた。なお、医療機器の修理を行うためには従来どおり「医療機器修理業許可」が必要である。

また従来は、業として高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器（以下、「高度管理医療機器等」という。）の賃貸を行う場合は許可が、管理医療機器の賃貸を行う場合は届出が必要であったが、対価を得ずに貸与を行う場合も許可又は届出の対象となった。これにより、名称も「賃貸業」から「貸与業」に変更された、なお、平成27年４月１日から高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可及び監視権限が東京都から営業所を所管する特別区の保健所に移管された。

体外診断用医薬品は、専ら診断に使用されることが目的とされる医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものと定義されている。医薬品医療機器等法により、「体外診断用医薬品製造販売業」「体外診断用医薬品製造業」が新設されるとともに、医療機器と同様の規制がなされるようになった。

医薬品医療機器等法施行に伴い、体外診断用医薬品に関する業務が、健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課から、同医療機器監視課に移管された。これにより、医療機器監視課では、従来の医療機器に加え、体外診断用医薬品についても品質、有効性及び安全性を確保することを目的として、医療機器及び体外診断用医薬品（以下「医療機器等」という。）製造販売業者、医療機器等製造業者、医療機器修理業者に対する許可・登録及び監視指導を行っている。

※QMS(Quality Management System)：医療機器等に求められる製造管理及び品質管理の方法

当課の担当業務及び担当区域は、下表のとおりである。

担当名	担当業務	担当区域
医療機器審査担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の許認可業務	都内全域
医療機器第一区担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の監視指導	千代田区、中央区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
医療機器第二区担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の監視指導	文京区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区
医療機器第三区担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の監視指導	港区、新宿区、板橋区、多摩地区

２　許可・登録業務

医薬品医療機器等法に基づき許可・登録申請、許可・登録更新申請及び変更届等の各種届出書類の審査・受理に関する業務を行った。

（令和３年度の件数⇒表１）

表１　医療機器等製造販売業・製造業、医療機器修理業の許可届出件数（令和３年度）

	許可	更新	書換交付	再交付	休止	再開	変更届	廃止届	その他	計
医療機器製造販売業、製造業、修理業	311	485	120	3	22	11	1,469	251	84	2,756
体外診断用医薬品製造販売業、製造業	28	19	10	1	4	0	77	10	0	149
合計	339	504	130	4	26	11	1,546	261	84	2,905

３　監視指導業務

(1) 各種業態の監視指導

令和３年度の業務内容及び実績は次のとおりである。

ア　医療機器等製造販売業の監視指導

医薬品医療機器等法では、医療機器等製造販売業者の製造管理又は品質管理に係る業務の体制及び製造販売後安全管理の方法について、それぞれ厚生労働省令で基準が定められ、許可の要件とされている。(体制省令及びGVP省令)

医療機器等製造販売業者に対して、体制省令及びGVP省令に基づく品質管理監督システムの確立等や安全管理に必要な文書等の作成・運用状況、及び総括製造販売責任者等の管理状況などについて監視指導を実施した。

また、医療機器等の自主回収の申出に対し、健康被害を防止するため、製造販売業者に円滑な回収処理、再発防止策の構築等の指導を行った。令和２年度の自主回収の報告件数は、医療機器257件、体外診断用医薬品9件であった。

イ　医療機器等製造業の監視指導

医薬品医療機器等法施行規則の規定に基づき、製造所の医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者による製造記録、試験記録及び製造所の管理に関する記録の作成及び保管状況について監視指導を実施した。

また、医療機器等の自主回収に際し、回収品に係る不正表示や不良品等の医薬品医療機器等法違反の有無の確認や事業者の報告通りに回収が行われたことの確認、また、回収品と他の製品等の混同を防止するための識別や隔離等の保管管理が適切に行われていることの確認を行い、必要な指導等を実施した。

ウ　医療機器修理業の監視指導

事業所の構造設備が、許可の要件である厚生労働省令で定める基準（薬局等構造設備規則）に適合しているか否かについて監視指導を実施した。

また、修理及び試験に関する記録その他事業所の管理に関する記録の作成及び保管、修理手順等の文書作成、医療機器の不具合による健康被害の発生等に関する製造販売業者への通知など、修理業者及び責任技術者による作業管理及び品質管理状況などについて監視指導を実施した。

（令和３年度実績⇒表２）

表２　医療機器製造販売業・製造業・修理業及び体外診断用医薬品製造販売業・製造業の監視指導数（令和３年度）

			業態数（年度末）	立入検査施設数（年度中）	違反発見施設数（年度中）	違反発見件数（年度中）										処分件数（年度中）				告発件数（年度中）
						無許可・無届業	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	構造設備の不備	製造販売後安全管理の不備	品質管理の不備	その他	許可取消・業務停止	改善命令等	検査命令等	廃棄等	その他	
医療機器	製造業		1,049	336	0	0	＼	0	＼	0	0	＼	＼	0	0	0	0	0	0	0
	修理業		901	249	0	0	＼	0	＼	0	0	＼	＼	0	0	0	0	0	0	0
	製造販売業	第１種	432	475	44	0	2	15	26	0	0	0	1	0	0	0	0	0	44	0
		第２種	426	300	6	1	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0
		第３種	313	257	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	業務上取扱う施設		＼	0	0	＼	0	0	0	0	＼	＼	＼	0	＼	＼	0	0	0	0
体外診断用医薬品	製造業		47	16	0	0	＼	0	＼	0	＼	＼	＼	0	0	0	0	0	0	0
	製造販売業		96	75	7	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0
	業務上取扱う施設		＼	0	0	＼	0	0	0	0	＼	＼	＼	0	＼	＼	0	0	0	0
計			3,264	1,708	58	1	2	18	36	0	0	0	1	0	0	0	0	0	58	0

（注）「＼」は該当のない項目

(2) 医療機器一斉監視指導

厚生労働省通知に基づき、製造販売業者、製造業者及び販売業者に対する監視指導を行った。

４　普及啓発及び相談等

(1) 関係団体等の薬事講習会への講師派遣

医療機器関係団体等が主催する薬事講習会等に職員を派遣し、医療機器の製造販売及び修理業務における留意点について周知するとともに、医療機器の安全管理について啓発を行った。

（令和３年度実績⇒表３）

表３　関係団体等が主催する薬事講習会への講師派遣状況（令和３年度）

年月日・場所	対象	内容	受講者数
ＷＥＢ研修期間 令和3年10月18日から 同年11月17日まで	商工組合日本医療機器協会	令和3年度高度管理医療機器販売業等の営業所管理者及び医療機器修理業の責任技術者のための「継続的研修」	541
ＷＥＢ研修期間 令和3年11月29日から 令和4年1月14日まで	日本医療機器産業連合会	2021年度 医療機器業セミナー	815

(2) web 講習会等の実施

医療機器等許可・登録関係と調査関係の講習会形式のスライド（音声付き動画）、品質管理監督システム手順書モデル及びチェックリストを作成してホームページ上に掲載し、事業者の医薬品医療機器等法への理解を深めた。

ホームページアドレス　https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/webkousyuukai/

第５節　建築物監視指導課

１　建築物監視指導課の沿革等

(1) ビル衛生検査班の発足と組織の変遷

昭和45年の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「建築物衛生法」という。）制定に伴い、衛生局（現福祉保健局）は、昭和46年度から公衆衛生部環境衛生課に建築物係を設置するとともに、特定建築物の立入検査の専従組織としてビル衛生検査班を発足させた。ビル衛生検査班は、当初、都内を５ブロックに分け、保健所等に分駐し、５班体制で検査に当たっていたが、昭和48年の建築物衛生法施行令改正により、対象が延べ面積5,000㎡以上のビルに拡大されたため（法制定時は、延べ面積8,000㎡以上）、所管施設の増加に対応し、昭和49年度からは６班体制となった。その後、昭和51年に対象が延べ面積3,000㎡以上となったが、昭和58年４月１日には、特別区内にある延べ面積5,000㎡以下の特定建築物については、特定建築物の監視指導業務が特別区長に委任された。

平成２年８月の組織改正により、ビル衛生検査班は、新たに創設された食品環境指導センター建築物衛生課に集中化され、分駐が廃止された。平成12年４月１日からは、特別区内にある延べ面積10,000㎡以下の特定建築物について、監視指導業務が特別区に委譲されている。

その後、組織改正等に伴い、ビル衛生検査係として、平成14年４月１日、地域保健部環境水道課に統合、平成19年４月１日には、健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課ビル衛生検査係となり現在に至っている。

この間、平成15年度には、専ら事務所に使用されているビル（地方労働局長管轄）への立入検査除外及び特定用途以外の部分が10％を超えるビルの法適用除外の規定がそれぞれ撤廃され、大幅に対象施設が増加した。また、平成16年４月１日からは、多摩地域の監視指導業務は各保健所長に委任されている。なお、八王子市が平成19年４月１日から、町田市が平成23年４月１日から保健所政令市となり、業務を各市に移管している。

現在、ビル衛生検査担当は、特別区内にある延べ面積10,000㎡を超える特定建築物及び島しょ地区の特定建築物に対して、４班体制で監視指導を実施している。

(2) 建築物事業登録制度の制定

特定建築物の維持管理は、所有者等による自主管理を原則としているが、空気環境測定、水質検査、飲料水貯水槽清掃やねずみ昆虫等の防除等の作業は、特別な機械器具を必要とし、また十分な知識や経験がないと適切に行うことができない等の理由で、専門事業者に委託して行うことが多い。

建築物事業登録制度は、これら建築物内の環境衛生管理業務の適切な実施が、建築物の衛生的環境を確保する上で重要であることをかんがみ、昭和55年５月、建築物衛生法の改正により、６業種について設けられた。また、建築物の環境衛生管理業務の専門化等を背景として平成13年12月に法改正が行われ、新たに２業種（建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物排水管清掃

業）を追加するとともに、１業種の変更等（建築物環境衛生一般管理業から建築物環境衛生総合管理業）が行われ、登録基準等が追加された。さらに、平成24年に法施行規則が改正され建築物飲料水水質検査業の登録基準（機械器具）が強化された。

現在、建築物衛生担当は、事業登録業務を担当し、申請受付から立入検査、登録証明書の交付等を行っている。

２　事業概要

(1) ビル衛生検査担当

ア　監視指導

建築物衛生法では、空気環境の調整、給排水の管理、清掃、ねずみ・昆虫等の防除等に関して環境衛生上良好な状態を維持するために必要な措置として、建築物環境衛生管理基準が規定されている。ビル衛生検査担当では特定建築物において、この管理基準に従った適正な維持管理が実施され、良好な衛生的環境が確保されているか定期的に立入検査、報告審査を実施している。

(ｱ) 一般立入検査

１日以内で終了する施設への立入検査で、内容は、帳簿等の備付け状況、空調・給排水設備等の維持管理状況及び居室内の状況確認のための空気環境測定等の検査を行っている。ビルの所有者・管理技術者等に対して検査結果を解説し、不備・不良については措置報告を求める等、管理方法や設備改善を指導している。

(ｲ) 精密立入検査

新規届出のあった建築物を対象とし、使用開始から１年程度経過した後に検査することとしている。一般に、使用開始時は空調設備の運転、水使用量、排水槽の負荷、廃棄物の種類・量、ねずみ昆虫の発生などのデータの蓄積がなく、適切な維持管理が困難な場合が多い。そのため、備え付け帳簿及び設備等を検査し、不具合の原因究明調査、建築物に見合った特別な調査等により、適切な維持管理となるよう指導、助言している。また、一般立入検査で維持管理の不良を指摘した建築物、また、新技術が導入され、その適切な維持管理方法が不明な建築物など、一般立入検査では対応困難な、科学的検査を必要とする場合にも実施している。

概ね３日程度を要し、一般立入検査の内容に加え１日３回の空気環境測定、衛生上の問題点の原因究明や改善のための調査（特殊調査）を行う。検査結果については、詳細な測定データに基づく説明資料をビルの所有者及び建築物環境衛生管理技術者等に提出し、問題点の改善方法や今後の維持管理に関して意見交換を行い、具体的な管理方法や設備改善を指導している。

(ｳ) 確認検査

立入検査における指摘事項に対する改善措置が、適切になされたか否か実地確認が必要な場合に実施している。

(ｴ) 報告審査

建築物衛生法第 10 条に基づく備付け帳簿書類について、法第 11 条に基づく報告を求めるもので、帳簿書類を審査することで維持管理の現状を把握し、必要な指導を行っている。その際、ビル管理者からの相談にも応じている。

(ｵ) 特殊調査

適切な維持管理を推進するため、新技術が導入された設備に関する調査、今後予想される環境衛生上の問題への対応などを目的とした先見的な調査として、精密立入検査時を中心に実施している。冷却塔におけるレジオネラ属菌生息実態調査、温湿度・空気清浄度連続測定、排水槽における硫化水素発生状況調査等、明らかになった知見については、ビル衛生管理講習会、関係学会等で発表している。

イ　特定建築物の建築確認申請時審査（図面審査）

建築物衛生法は、建築物の空調・給排水等の維持管理に関する基準を設け、衛生面での安全確保を図ることを目的として制定されたものである。しかし、完成した特定建築物の構造設備が不良であるため、適切な維持管理が困難な場合がある。これを調整するため、建築基準法第 93 条第５項及び第６項の規定により、保健所長は建築主事等に対し、維持管理に必要な意見を述べることができる。

そこで、「建築確認申請時審査及び指導に係る事務手続要領」及び「ビル衛生管理の建築確認申請時審査に係る指導要領」を制定し、立入検査で蓄積したデータを基に、空調・給水・給湯・雑用水・排水等の関連設備全般について図面審査を実施している。

都が所管する特別区内の延べ面積 10,000 ㎡を超える特定建築物については、都内の建築物衛生行政の一体性を確保する目的から、ビル衛生検査担当と特別区保健所とが共同して図面審査を実施している。

ウ　ビル衛生管理講習会

都が所管する特定建築物の所有者・管理者等を対象に、衛生管理に関する専門知識の普及・啓発を図ることを目的に、毎年、ビル衛生管理講習会を実施している。本講習会では、立入検査での不適項目や維持管理不良の改善事例の解説に加え、法令改正で新たに追加された管理内容、最近のビル衛生管理上の課題など、ビルの衛生的環境の向上につながる情報提供、意見交換を行っている。

(2) 建築物衛生担当

ア　建築物事業登録

建築物内の環境衛生上の維持管理業務について８業種を対象に、営業所ごとに都道府県知事の登録を受けることができる。

(ｱ) 登録対象業種

登録が受けられる業種とその業務内容は表１のとおりである。

表１　登録対象業種一覧

業　　種	業　務　内　容
建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
建築物空気環境測定業	建築物内における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」に掲げる事項を厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業
建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

(ｲ) 登録基準

登録は、営業所ごとに、その営業所を管轄する都道府県知事が行う。

登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件)、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及びその他の基準（作業の方法等の要件）に大別される。登録基準すべてに適合する営業所が、登録を受けることができる。

(ｳ) 登録の有効期間

登録有効期間は、登録日から６年間である。この期間を超えて登録事業者の表示をする場合は再登録を受けなければならない。

(ｴ) 登録の表示

登録を受けると、登録に係る営業所は登録事業者である旨の表示ができるが、登録を受けずに法に定める表示又はこれに類似する表示はできない。また、登録を受けた営業所以外の営業所について、登録営業所であると誤認させるような表示も同様にできない。

イ　登録事業者講習会

最新の専門知識の普及・啓発を目的として、毎年業種を選んで講習会を開催している。講習会では、各業種に係る専門分野の講義の他、法令改正や立入検査時の不適事項等について情報提供を行い、登録事業者の資質向上に努めている。

ウ　精度管理事業

建築物飲料水水質検査事業者の分析技術の改善等による信頼性を確保するとともに、併せて事業者の資質向上を図るため、当センター薬事環境科学部環境衛生研究科と外部精度管理

事業を実施した。

令和３年度は、都知事の登録を受けている建築物飲料水水質検査事業者（水道法第 20 条に規定する登録水質検査機関を除く 28 機関）を対象に実施し、事業者の検査業務の問題点等実態の把握に努めた。参加率は約 71%（20 機関）であった。

３　特定建築物届出数及び監視指導実績等

(1) 特定建築物届出数等

ア　特定建築物施設数

令和３年度末現在の特定建築物の用途別の届出施設数は表２のとおりである（特別区内の延べ床面積 10,000 ㎡を超える施設及び島しょ地区がビル衛生検査担当の所管）。

表２　令和３年度　特定建築物施設数

用　途	都　　所　　管		
	計	島しょ地区	特別区内 （10,000 ㎡を超える）
合 計	2,706	12	2,694
事務所	1,673	5	1,668
店 舗	279	0	279
百貨店	39	0	39
学 校	456	2	454
旅 館	128	5	123
興行場	55	0	55
集会場	35	0	35
遊技場	21	0	21
図書館	7	0	7
博物館	9	0	9
美術館	4	0	4

イ　特定建築物の新規届出数及び廃止数

令和３年度に新規及び廃止の届出がされた所管の特定建築物の用途別数は表３のとおりである。

表３　令和３年度　特定建築物の新規届出数及び廃止数

	総数	事務所	店舗	百貨店	学校	旅館	興行場	集会場	遊技場	図書館	博物館	美術館
新 規	32	21	5	0	5	1	0	0	0	0	0	0
廃 止	22	13	5	0	1	3	0	0	0	0	0	0

(2) 立入検査等の実績・結果

ア　立入検査等実績

令和３年度に実施した所管施設への立入検査等の実績は表４のとおりである。

表４　令和３年度　立入検査等実績（件）

総数	一般立入検査	精密立入検査	報告審査	図面審査	その他の検査		飲料水貯水槽等維持管理状況報告
794	333	45	360	39	17		2,596

イ　帳簿書類の検査結果

令和３年度の所管施設への立入検査における帳簿書類の中項目別不適率は表５のとおりである。

表５　令和３年度　帳簿書類の中項目不適率

	不適施設数	検査施設数	不適率
年間管理計画	3	376	0.8%
空調管理	132	373	35.4%
給水・給湯管理	46	364	12.6%
雑用水	24	201	11.9%
排水管理	50	373	13.4%
清掃	2	358	0.6%
ねずみ等の防除	20	373	5.4%
吹付けアスベスト	5	34	14.7%
図面類	1	373	0.3%

ウ　設備の検査結果

令和３年度の所管施設への立入検査における設備の中項目別不適率は表６のとおりである。

表６　令和３年度　立入検査中項目不適率（設備）

		不適施設数	検査施設数	不適率
空調管理	外気取入口	0	371	0.0%
	空気調和設備等	9	373	2.4%
	居室の空気環境	4	306	1.3%
給水給湯管理	貯水槽等	57	363	15.7%
	逆流防止措置等	247	372	66.4%
	防錆剤等	0	2	0.0%
	雑用水	49	211	23.2%
排水管理	排水槽	4	281	1.4%
	排水の付帯設備	42	373	11.3%
清掃等	清掃	5	375	1.3%
	廃棄物等	11	323	3.4%
防除	ねずみ害虫等の防除	33	373	8.8%
その他	吹付けアスベスト	0	32	0.0%

(3) ビル衛生管理講習会

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和２年度に引き続き中止とした。

なお、衛生管理を啓発するため、「令和２年度立入検査結果」や「コロナ禍における特定建築物の維持管理」の動画を作成し、当課ホームページに掲載した。

令和元年度の実績は表７のとおりである。

表７　令和元年度　ビル衛生管理講習会

	開催日	出席者数	対象者及び会場	主な内容
第１回	9月24日（午後）	975名	特定建築物の管理者等 練馬文化センター	○「ビルピット」臭気のないまちづくり ○立入検査等における事例報告及び調査結果について ○平成30年度立入検査結果及び指導事項 ○飲料水貯水槽等維持管理状況報告書について ○事前質問に対する回答
第２回	9月25日（午後）	980名		
合　計		1,955		

４建築物事業登録業務

(1) 建築物事業登録状況及び監視指導数

令和３年度の建築物事業登録営業所数及び登録数、監視指導数は表８のとおりである。

表８　令和３年度　業種別建築物事業登録営業所数及び登録数・監視指導数

業　　種	登録営業所数（３年度末）	実　　績		
		新規登録数	再登録数	監視指導数
建築物清掃業	424	22	44	88
建築物空気環境測定業	140	4	13	32
建築物空気調和用ダクト清掃業	23	0	3	3
建築物飲料水水質検査業	41	3	1	13
建築物飲料水貯水槽清掃業	825	16	85	146
建築物排水管清掃業	172	4	34	49
建築物ねずみ昆虫等防除業	294	9	35	63
建築物環境衛生総合管理業	349	11	35	83
総　　数	2268	69	250	477

(2) 登録事業者講習会

毎年業種を選定して建築物事業登録営業所講習会を実施している。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より web 講習で実施し、動画をホームページに掲載し配信した。

令和３年度の実績は表９のとおりである。

表９　令和３年度 建築物事業登録事業者講習会

実 施 日	令和３年９月 30 日～令和４年３月 31 日
対　　象	建築物飲料水貯水槽清掃業（対象数 826 営業所）
内　　容	○　貯水槽清掃業界の動向と作業現場の注意点について ○　建築物事業登録制度について ○　令和２年度立入検査結果について（建築物飲料水貯水槽清掃業）

第３章　健康危機情報部門

第１節　業務の内容

概　　況

健康危機管理情報課は、多様化する健康危機に対し、健康被害情報の収集、解析、発信及び人材育成を行う拠点として平成 24 年４月に設置された。調査研究・試験検査に係る調整、研修等の企画、広報・普及啓発、感染症・食品・医薬品・環境保健衛生に係る健康危機管理情報の収集や解析、発信等を行っている。

第２節　環境情報

１　環境情報

(1) 業務の概略

環境情報担当は、環境に起因する健康影響について、花粉症、アレルギー疾患、放射線、感染症媒介蚊等に関する情報の収集・解析・提供を行っている。

花粉症や環境放射線については、正しい情報を分かりやすく提供するため、関連部署と連携し充実を図りながらホームページ等に測定結果を公表している。またアレルギー疾患は、教育・保育・救急等の部署と協議しながら、日常・緊急時を含めた対策の強化を図っている。

(2) 花粉症対策

ア 飛散花粉数の測定と予測

(ｱ) 花粉症の調査研究

花粉症対策への活用を目的とした「花粉症患者等基礎情報調査」として、(1)花粉・気象情報調査、(2)患者動向調査、(3)基礎的研究の３つの調査研究を実施している。これらの調査結果をもとに花粉症対策検討委員会において、花粉飛散予測や飛散花粉数が花粉症患者の症状へ与える影響の検証等を行っている。

また、平成 28 年度には、昭和 58 年度から 10 年ごとに実施している「花粉症患者実態調査」の第４回調査を行い、平成 29 年度に結果を公表した。

(ｲ) 花粉症対策検討委員会（昭和 58 年設置）

花粉症に係る調査研究の手法を確立し、実態の把握及び予防・治療方法の検討を行うとともに、適切な保健指導を講ずることを目的として花粉症対策検討委員会を設置している。

令和３年度は委員会を２回開催し、令和３年春のスギ、ヒノキ花粉の飛散状況の解析及び飛散予測の検証、令和４年春のスギ、ヒノキ花粉の飛散予測等について検討し、結果を公表した。

イ 飛散花粉情報の提供

(ｱ) インターネットによる情報提供

花粉症発症の予防や症状の軽減に役立てるため、スギ、ヒノキ花粉についての飛散開

始日や飛散数を予測、公表するとともに、ダーラム法による測定結果により、飛散花粉情報の提供を行っている。

＜事業実施時期＞

スギ、ヒノキ花粉：２月～５月上旬

草本花粉（イネ科、ブタクサ等）：５月～11 月

令和３年度のホームページへのアクセス数は約 94 万件であった。

(ｲ) パンフレット

花粉症の予防・治療の基本的知識や自己管理の方法などの最新情報をまとめた「花粉症一口メモ」を毎年発行し、都民への普及啓発を行っている。（令和３年度：8,000 部発行、ホームページに掲載）

(3) アレルギー疾患対策

ア　アレルギー疾患対策検討部会

アレルギー疾患対策に係る普及啓発や情報提供の方法、調査研究の在り方などを検討するため、専門医等を委員として開催している。令和３年度は３回開催し、令和６年度に実施するアレルギー疾患の調査の検討及び東京都アレルギー情報 navi.の監修を行った。

イ　普及啓発

(ｱ) 都民アレルギー講演会

アレルギー疾患のある子供の保護者や都民等を主な対象に、ぜん息、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患に関する講演会を実施している。

令和３年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のためＷｅｂ配信を行った。

(ｲ) 普及啓発用パンフレットの作成

ぜん息や食物アレルギー、アトピー性皮膚炎についてのパンフレットを作成し、区市町村を通じて広く都民へ配布している。

ウ　人材育成（相談等に係る人材の資質の向上）

令和３年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためＷｅｂ配信も導入し研修を行った。

(ｱ) アレルギー相談実務研修（子供に係る関係者）

保育所・幼稚園職員、区市町村の保健衛生主管課や保育主管課職員、保健所職員等を対象に、子供のアレルギー疾患に関する知識と発症予防のための施設における日常生活管理のための研修を実施している。

令和３年度は３回開催し、2,384 名が参加した。

(ｲ) アレルギー相談実務研修（成人に係る関係者）

医療保険者、訪問看護ステーション職員、高齢者施設職員等を対象に、成人ぜん息や食物アレルギーに関する知識と患者指導スキルの向上のための研修を実施している。

令和３年度は２回開催し、102 名が参加した。

(ｳ) ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修

保育所職員、区市町村の保健衛生主管課や保育主管課職員、保健所職員等を対象に、ぜん息の発作、食物アレルギーアナフィラキシーに関する知識と緊急時対応スキルの向上のための研修を実施している。

令和３年度は、施設内研修用に動画を作成し、継続配信を行っている。

(ｴ) アレルギー対応体制強化研修（施設管理者向け研修、区市町村職員向け研修）

保育所等の管理的立場の方および区市町村の職員向けに、アレルギーの体制整備を目的とした研修を実施している。令和３年度は、施設管理者向け研修を 1 回開催し、1,052 名が参加。区市町村職員向け研修は、ZOOM を利用した研修を 2 回開催し、37 名が参加した。

(ｵ) 都保健所アレルギー対策事業

アレルギー疾患患者の日常管理及び緊急時の対応が適切に行われるよう、アレルギー疾患患者やその家族に関わる関係者等を対象に、疾患に関する基礎知識及び予防や療養支援に関する知識・技術の普及を行っている。

令和３年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため都保健所３ヶ所において感染防止対策を行ったうえ開催し、受講者は 302 名であった。開催にあたって、都保健所へアレルギーに関する普及啓発及び研修用資材等の提供を行っている。

エ　ぜん息り患児等重症化防止事業

東京都医師会と協力して、医師会会員や医療職等を対象に、ぜん息や食物アレルギーの治療の最新情報等の講習会を実施している。

令和３年度は、Ｗｅｂ配信にて 1 回開催し、合計 22 名が参加した。

(4) 放射線に関する情報提供

ア　ホームページによる情報提供

都内の放射線情報に係るポータルサイトとして、平成 23 年度よりホームページ「環境放射線測定結果」の運営を行っている。

都内８地点における空間放射線量率の提供を平成 23 年度より順次開始、平成 25～26 年度に英語版ページの充実、平成 27 年度にはスマートフォンへの対応など、都民のみならず、国内外からの観光者等のニーズに対応した情報の提供を行っている。

令和３年度のホームページのアクセス件数は、約 955 万件であった。

イ　相談への対応

環境放射線測定結果に関する都民相談に対応するため、専用の電話窓口を設けている。

令和３年度の相談受付件数は、12 件であった。

ウ　講習会の開催

令和３年度は、自治体職員向け講習会を２回、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Ｗｅｂ配信により開催した。

(5) 感染症媒介蚊サーベイランス

蚊媒介感染症対策の一環として、ウイルス保有蚊の生息サーベイランス（調査監視）を実施し、結果をホームページで公表している。

ア　広域サーベイランス

都内 16 箇所において蚊の成虫を捕獲し、７種類（アカイエカ群、ヒトスジシマカ群、ネッタイシマカ、その他のシマカ亜属、コガタアカイエカ、ハマダラカ及びその他の蚊）に分類し、個体数を求めた。さらに、蚊の種類に応じて、ウエストナイルウイルス、デングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルス及びマラリア原虫の遺伝子検査を実施した。令和３年度は、６月から 10 月にかけて全８回の調査を実施し、合計 1,845 匹の蚊を同定した。感染症病原体の遺伝子検査結果は、全て陰性だった。

イ　重点サーベイランス

平成 26 年８月のデング熱国内感染患者の発生を受けて、平成 27 年度からデング熱対策に特化したサーベイランスを実施している。令和３年度は、６月から 11 月※1にかけて都内９箇所 50 地点において、以下の調査を実施した。

※１　新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から４月及び５月の調査を中止した。

(ｱ)　幼虫調査

幼虫調査では、捕獲した幼虫の個体数を求めた上で、デングウイルス、チクングニアウイルス及びジカウイルス（以下、「デングウイルス等」とする。）の遺伝子検査を実施した。令和３年度は、全７回の幼虫調査を実施し、合計 1,615 匹の幼虫を捕獲した。幼虫が採集できた最初の調査回においては、病原体遺伝子検査を行い、結果は全て陰性だった。

(ｲ)　成虫調査

成虫調査では、捕獲した蚊を４種類（ヒトスジシマカ群、ネッタイシマカ、その他のシマカ亜属及びその他の蚊）に分類し、個体数を求めた。さらに、蚊の種類に応じて、デングウイルス等の遺伝子検査を実施した。令和３年度は、全 11 回の成虫調査を実施し、合計 2,758 匹の蚊を同定した。感染症病原体の遺伝子検査結果は、全て陰性だった。

ウ　東京２０２０大会会場周辺サーベイランス

東京２０２０大会開催期間中において、デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症など蚊媒介感染症の発生に備え、各会場周辺において、定期的に蚊を捕集し、蚊媒介感染症のウイルス等の遺伝子の有無を把握することで、蚊媒介感染症の発生を早期に探知し、的確な対応ができるようにした。感染症病原体の遺伝子検査結果は、全て陰性だった。

(6) 施設管理者及び都民向け蚊対策講習会

東京都の蚊の発生防止強化月間（６月）に、公園、学校等施設管理者及び都民を対象に蚊媒介感染症や蚊の生態・防除方法等を周知する講習会を開催している。令和３年度は、新型コロ

ナウイルス感染拡大防止のため、東京動画（東京都公式動画チャンネル）で講義動画を配信した。

第３節　食品医薬品情報

１　食品医薬品情報

(1)業務の概略

食品医薬品情報担当は、食品及び医薬品の安全性に関する情報を幅広く収集・分析・評価し、都民向けの各種安全性情報を提供することを主な業務としている。

主要な事業の一つとして、食品安全情報評価委員会、「健康食品」による健康被害事例専門委員会、情報選定専門委員会を運営し、都民の日常生活に欠かすことの出来ない「食の安全」を守るため、食品全般の情報収集・分析・評価を行っている。

また、福祉保健局及び生活文化スポーツ局の関係部署で構成する「健康食品対策推進連絡会」を通して、健康食品の試買調査、事業者向け講習会、都・区・市の担当職員向け講習会を開催し、健康食品の安全性の確保、事業者への法令の周知、職員の専門性の向上に取り組んでいる。

このほか、食品安全に係るリスクコミュニケーション及び食品や医薬品に係る普及啓発等を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講習会及びリスクコミュニケーション等については、令和３年度も引き続き動画配信やウェブ会議等として実施した。

(2)食品安全情報評価委員会

ア　食品安全情報評価委員会

「東京都食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）」は、食品等の安全を確保するため、各種情報の分析及び評価等を行い、食品の安全対策を総合的に推進していくことを目的として、平成 15 年４月、要綱に基づく健康局長の諮問機関として設置された。平成 16 年４月には「東京都食品安全条例」の施行により、知事の附属機関として位置づけられた。

令和３年度は、７月及び２月の２回開催し、①「鶏内臓の細菌学的実態調査及び食肉に関する意識調査等」、②「ヒスタミンを原因とする食中毒の予防について」について検討を行った。

普及啓発が必要とされた事項については、ホームページ、東京都公式動画サイト「東京動画」及びリーフレット等で都民等への情報提供を行った。

イ　「健康食品」による健康被害事例専門委員会

情報評価委員会において、健康食品に関する健康被害情報等の疫学的な分析及び評価を行うことを目的として、東京都食品安全情報評価委員会規則に基づき、平成 18 年度に、「健康食品」による健康被害事例専門委員会を設置している。

当専門委員会においては、東京都医師会及び東京都薬剤師会を通じて医療機関から収集した健康食品との関連が疑われる健康被害情報等について、健康食品と健康被害との

関連性及び健康影響の内容や程度に関する分析・評価を行っている。

また、平成 30 年度から東京都消費生活総合センターと連携し、提供を受けた情報についても分析・評価を行っている。

令和３年度は、６月と１月の２回開催し、24 事例の健康被害情報に関する分析・評価を行った。その結果については、情報評価委員会に報告し、東京都医師会及び東京都薬剤師会を通じて、医療機関等に情報提供を実施するとともに、ホームページやツイッターによる情報発信等を行い普及啓発を図っている。

ウ　情報選定専門委員会

情報評価委員会において分析及び評価を行う安全情報を選定することを目的として、東京都食品安全情報評価委員会規則に基づき平成 17 年度から情報選定専門委員会を設置している。

令和３年度は、６月と 12 月の２回開催し、選定結果について情報評価委員会に報告した。

⑶健康食品

ア　健康食品対策推進連絡会事業

⑺健康食品試買調査

健康食品の表示・広告の適正化及び医薬品成分を含有する無承認医薬品による健康被害の未然防止を目的として、市場に流通する健康食品の試買調査を実施している。

令和３年度は、合計 126 製品の試買調査を実施し、このうち、102 製品の表示・広告に法違反又は違反の疑いを発見し、３製品から医薬品成分を検出した（シルデナフィル：１製品、クロトリマゾール：１製品、センナ葉：１製品）。

⑴健康食品取扱事業者講習会

健康食品を取り扱う事業者に対する、食品衛生法、健康増進法、食品表示法、医薬品医療機器等法、景品表示法、特定商取引法等の関係法令の周知と事業者の自主管理能力の向上を目的として、毎年、健康食品取扱事業者講習会を開催している。

令和３年度は、動画配信により実施し、講習会参加申込者は、529 名であった。

⑼健康食品関係業務担当職員向け講習会

健康食品に関する監視指導や相談業務等を担当する都区市職員の専門知識の向上を目的として、毎年、健康食品関係業務担当職員向け講習会を開催している。

令和３年度は、動画配信により実施し、講習会参加者は、95 名であった。

イ　健康食品に関する安全性情報共有事業

平成 18 年７月から東京都医師会及び東京都薬剤師会と連携し、健康食品の利用との関連が疑われる健康被害情報を収集し、「健康食品」による健康被害事例専門委員会において分析・評価を行い、その情報を医療関係者等に情報提供することにより、健康被害の拡大防止・未然防止に努めている。

事業発足以来、令和３年度末までに、合計 471 事例の健康被害情報を共有した。

(4)おくすり講座

医薬品等の適切な使用を推進し、都民の保健衛生の維持向上を図ることを目的として、平成 18 年度から「薬と健康の週間」(10 月 17 日～23 日)にあわせた時期等に開催している。

令和３年度の開催状況は以下のとおりである。

令和３年度　おくすり講座開催状況

開催日	実施方法	テーマ	備考	再生数
令和 4 年 3 月 1 日（継続配信中）	ウェブ配信	あなたの健康パートナー～かかりつけ薬剤師・薬局及び健康サポート薬局について～	協力：東京都薬剤師会	407 回

※令和 4 年 4 月 4 日現在

(5)リスクコミュニケーション

ア　食の安全都民フォーラム

都民や事業者、行政等が、食に関する正しい情報を共有し、理解を深め、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成 15 年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を実施している。

令和３年度は、「ゲノム編集技術応用食品について考える」をテーマに令和４年１月 18 日から令和４年２月 28 日までウェブ配信により実施し、1270 回の視聴があった。

イ　食の安全調査隊

平成 19 年度から、都民による「食の安全調査隊」を組織し、施設見学やメンバー間のディスカッション等のグループ活動による、参加者の主体的な取組を通じた新たなリスクコミュニケーション手法の充実を図っている。

令和３年度は、「食の安全こども調査隊」として、食中毒予防に関する学習資材を用いた自宅学習形式で実施し、50 名の小学生が参加した。

ウ　食の安全都民講座

平成 27 年度から、食品安全に係るリスクコミュニケーションの一層の充実に向け、都民を対象に講義や少人数のグループワーク等を行う「食の安全都民講座」を実施している。

令和３年度の開催状況は以下のとおりである。

令和３年度　食の安全都民講座開催状況

	開催日	テーマ	形　式	人数・ 視聴回数
第１回	７月１日から ８月 31 日まで	変わりましたよ！食品衛生法	講義動画をウェブ配信	2,886 回
第２回	11 月２日から 12 月 24 日まで	家庭で実践！食品衛生１・２・３	講義動画をウェブ配信	1,500 回
第３回	12 月９日	学校教育関係者を対象とした食品安全に関する研修会	講義及びウェブ配信	528 人
第４回	３月１日から ５月９日まで	これ食べられる？有毒植物の見分け方講座	講義動画をウェブ配信	2,283 回

(6)普及啓発

ア　インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供として、「食品安全 FAQ」、「食品安全アーカイブス」、「調べてみました」、「健康食品ナビ」、「くすりの救Q箱」、「磨け！選択眼」等のホームページコンテンツを発信している。

令和３年度は、健康食品の試買調査結果及び食品安全情報評価委員会で評価検討された内容等、最新の食品安全情報を随時ホームページに掲載した。

なお、令和３年度のアクセス数は、延べ約 480 万件であった。

イ　メールマガジン

平成 16 年度より、月２回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの新着情報等を紹介している。令和３年度末の読者数は 5,683 人であった。

ウ　啓発資材による情報提供

都民への食品安全に関する情報提供を行うため、ポスター、リーフレット及びＤＶＤ等を作成、保健所等関係事業所に配布し、普及啓発に努めている。

令和３年度は、乳児ボツリヌス症予防についてのリーフレット等を作成及び配布した。

第４節　疫学情報

１ 疫学情報

(1) 業務の概略

疫学情報担当は、主に感染症に関する「情報収集」「情報発信」「技術支援」「調査研究」を４本の柱として業務を実施している。

(2) 感染症に関する情報収集

ア　感染症発生動向調査

感染症法に基づく基幹地方感染症情報センターとして、都内医療機関から保健所を通して報告される対象疾患（令和４年３月31日現在、全数把握対象88疾患、定点把握対象28疾患（都単独疾患を含む）、疑似症、指定感染症および新型インフルエンザ等感染症について、発生届に記載された内容の確認、集計等を行った後、国立感染症研究所感染症疫学センターに報告している。

令和３年における感染症発生動向の概況は以下のとおりであった。

(ｱ) 全数把握対象疾患

一類感染症の届出はなかった。二類感染症の届出は結核のみで、新登録結核患者の総数は1,429件であった。三類感染症は腸管出血性大腸菌感染症（329件）や細菌性赤痢（２件）、腸チフス（１件）と３疾患で合計332件の届出があった。四類感染症はレジオネラ症（163件）やＥ型肝炎（113件）など10の疾患について323件の届出があった。五類感染症は、梅毒（2,451件）や後天性免疫不全症候群（357件）など19疾患で3,579件の届出があった。

(ｲ) 定点把握対象疾患

RS ウイルスが 2021 年 28 週に 8.92 と 2003 年の調査開始以来、最も高い値となった。

その他の定点把握対象疾患については過去 5 年平均よりも低い水準であった。

(ｳ) 指定感染症

令和４年３月31日現在、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システムHER-SYS上で、保健所確認済となっている登録データによると、2021年には295,833件の届出があった。

イ　救急搬送サーベイランスシステムの運用

救急搬送時に感染症が疑われた患者の症状等の情報を収集・解析することにより、感染症の発生、集積を早期に探知するシステムを運用している。

令和３年度は21件の異常集積疑い事例を探知した。病態分類別には、嘔吐・嘔気（12件）、発熱（10件）であった（重複あり）。

(3) 結核対策

平成24年度から本庁機能の結核対策業務の一部として、保健所に対する結核相談の支援や各種報告の取りまとめ及び報告書の作成、講演会運営などの業務を実施している。

ア　相談支援

令和３年度に保健所から受けた相談件数は136件であった。保健所の依頼を受け、４回結核接触者健診合同検討会に出席した。

イ　保健所からの報告の受理

令和３年度は、初発患者調査報告（83件）、結核集団感染発生事例報告書（３件）、結核の接触者健診(集団感染対策)実施状況（3件）、コッホ現象事例報告書（47件）、結核患者死亡届出書（７件）、合計143件の報告を受理した。

ウ　報告書等の作成

結核対策に関する報告として、以下の報告書等を作成している。

(ｱ)「東京都における結核の概況　令和２年（2020年）」の作成

令和２年の都内の結核発生状況をまとめ、保健所、市町村、結核病床を有する病院等に配布した。(配布部数500部)

(ｲ)「結核2022」の作成

結核に関する知識の普及のために主に医学生・看護学生向けに作成し、都内医療系学校、都立病院、保健所等に配布した。(配布部数14,000部)

エ　結核予防講演会

結核対策の普及啓発のため、保健所や医療機関、大学、日本語教育機関、高齢者施設等の職員を対象に講演会を実施している。令和３年度は全８回オンライン形式で実施及び動画を２本作成しK-netに掲載した。

(4) 感染症に関する情報の発信

ア　ネットワークを使った配信

(ｱ) ホームページの管理運営

東京都感染症情報センターホームページを管理運営し、インフルエンザをはじめとする感染症情報を都民に随時提供している。

当ホームページへのアクセス数は令和３年度合計で12,845千件であり、感染症週報に関する情報へのアクセスが1,385千件と最も多く、以下、インフルエンザ関連情報（922千件）、感染性胃腸炎・ノロウイルス関連情報（921千件）、新型コロナウイルス感染症（847千件）、東京都微生物検査情報（716千件）の順であった。

(ｲ) 感染症健康危機管理情報ネットワークシステムの運用

感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（以下、K-net）は、感染症に係る情報管理・情報共有を目的としたシステムで、保健所や感染症対策部との情報共有に活用している。

インフルエンザの流行を早期に探知するためのクラスターサーベイランス、積極的疫学調査による麻しんウイルスの遺伝子検査結果、疑似症サーベイランス、感染性胃腸炎や麻しん等の集団発生、インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等の情報収集・還元を行った。

(ｳ) 感染症流行状況の情報連絡会議（コメンテーター会議）

都内の感染症の流行状況について保健所や感染症対策部、微生物部各研究科との情報共有を行うために、毎週WEB会議システムを利用した会議を開催している。令和３年度は定例会を49回開催した。

イ　電子媒体（PDF）による発信

(ｱ) 「東京都感染症週報」の発行

都内各医療機関から報告される情報と微生物部による病原体検査結果を集計・解析し、毎週木曜日に「東京都感染症週報」として発行している。また、１年間の調査結果は感染症発生動向調査事業報告書（年報）としてまとめている。

(ｲ) 「東京都微生物検査情報」の発行

病原体定点医療機関から搬入された検体や食中毒関連の検体を中心に、微生物部がまとめた検査情報「東京都微生物検査情報（月報)」を発行している。

(ｳ) 「東京都インフルエンザ情報」の発行

インフルエンザ患者報告数や検出されたウイルスの型別、学級閉鎖などの情報を収集し、全国比較や地域（保健所）別比較を行った後「東京都インフルエンザ情報」として、広く都民及び保健・医療関係者に提供している。

(ｴ) 「感染症通信」の発行

感染症発生動向調査により、注意喚起が必要な感染症の流行が見られた場合、保健所へ詳細な情報を提供するため、適宜「感染症通信」をK-netに掲載している。

(ｵ) 「感染症ひとくち情報」の発行

流行している感染症について都民向けに「感染症ひとくち情報」をホームページに掲載している。令和３年度は新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎、RSウイルス感染症について発行した。

(5) 感染症対策に関する技術支援

ア　実地疫学調査チーム（TEIT：Tokyo Epidemic Investigation Team）

平成24年度から、疫学情報担当内に東京都実地疫学調査チーム（以下「TEIT」という）を設置し、感染症発生時に保健所が行う実地疫学調査のうち、特に集団発生時の技術的支援を保健所からの要請に基づき行っている。

(ｱ) TEIT派遣要請数

令和３年度の保健所からの集団感染事例の報告数は、合計4,260件（新型コロナウイルス感染症3,427件、インフルエンザ0件、感染性胃腸炎426件、その他407件）で、そのうちTEIT派遣要請があったのは新型コロナウイルス感染症の54件であった。

(ｲ) TEIT活動実績

令和３年度のTEIT活動実績は、要請のあった54施設に対し、延61回の支援を実施している。そのうち、iCDC感染対策支援チームとの合同調査が50件であった。施設の内訳は、医療機関31ケ所、高齢者施設16ケ所、障がい者施設１ケ所、学校１ケ所、その他2ケ所であった。

イ　実地疫学調査研修

第５節に記載した。

(6) 調査研究

ア．流行性ウイルス・細菌感染症の疫学解析と情報統合に関する研究

当センター内では、疫学データと、分子疫学的データがデータベース上で別々に保管されて

いる。これらのデータの統合を目的とし、令和３年度から令和５年度までの３か年計画の１年目として実施した。現在紙で保管している積極的疫学調査依頼票およびその検査結果について依頼票とほぼ同じ書式で入力できるデータベースを作成し、容易に検査結果が検索できるシステムの構築を行っている。試験運用のため１疾患(バンコマイシン耐性腸球菌感染症)についてデータベースを作成した。今後、運用に問題がなければ、他疾患を含めたデータベースの雛型を作成し、運用予定としている。

第５節　専門職研修、技術研修、実地疫学調査研修等

１　専門職研修

新たな健康危機の発生や国際規格への対応など、多様化・複雑化する行政課題に対応できる専門人材育成のため、「健康安全分野における専門職種の育成方針」に基づき、健康安全研究センターを中心に、平成24年度に既存の研修体系を整理し、新たな専門研修のプログラムを策定した。

専門職研修は、「専門知識・技術の習得・向上」と「行政実務力の習得・向上」を図り、職員一人ひとりの資質の向上と職務遂行能力の開発を目的に実施している。なお、専門知識・技術に係る研修については、区市職員にも広く受講を呼びかけている。

（健康安全研究センターより実施を通知した研修を掲載）

区　分		名　称	内　　容	回数／年	日数／回	受講者数	実 施 期 間
初級研修	共通研修	専門職共通新任研修	健康安全分野における専門職の役割、食品衛生監視業務、獣医職業務、薬事監視業務、環境衛生監視業務、感染症対策業務、島しょ職場の紹介	1	－	44	（※ 代替実施）
	衛生監視員研修〈食品衛生〉	衛生監視員研修（初級）＜食品衛生＞	食品衛生監視員の業務、法令の見方・使い方、食品表示法の基礎知識、監視と検査、違反・苦情処理の基礎知識、行政法、不利益処分、食品衛生監視員のあり方、食中毒調査、食品安全情報の評価とリスクコミュニケーション	1	－	66	（※ 代替実施）
	衛生監視員研修〈環境衛生〉	環境衛生関係概論	環境衛生監視員の業務、年間の事業及び計画、事務処理	1	1	8	令和３年４月15日
		環境保健事業概論	大気汚染保健対策、室内環境保健、花粉症対策、放射線対策	1		42	
		環境衛生営業六法等概論	環境衛生営業六法、プール等取締条例、温泉法等営業施設にかかわる法令の概要、監視指導、行政処分	1		42	
		水道事務概論	水道法、立入検査	1		42	
		ねずみ・衛生害虫概論	主な衛生害虫等に関する基礎知識、相談対応	1		42	
		環境衛生検査	公衆浴場等の水質検査等の方法	1	1	13	令和３年４月16日
		建築物衛生法概論	建築物衛生法、帳簿類の見方、機材管理、特定建築物の立入検査、確認申請時の図面審査指導、特定建築物システム（都のみ）	1	－	46	（※ 代替実施）
		特定建築物検査実習	精密立入検査用機材準備、立入検査、検査指導票作成等検査業務の実務	1	2	5	令和３年12月８日、９日
		島しょ地区海水等（水浴場）調査実習	採水、細菌検査・化学検査等、砂浜での空間放射線量の測定、環境衛生業務支援	－	－	－	（※ 中止）

	獣医職研修	獣医職研修（初級）	獣医職の業務、食品衛生関係法令の基礎知識、乳肉水産食品及び化製場等関係法令の基礎知識、市場衛生検査所の業務、健康安全研究センターの業務、家畜保健衛生分野の業務、若手職員のキャリアルートと経験談、狂犬病予防及び動物愛護管理関係法令の基礎知識、動物取扱業監視・捕獲収容業務、感染症関係法令の基礎知識、狂犬病対策を含む動物由来感染症対策、動物愛護行政での苦情対応（事例検討）、芝浦食肉衛生検査所の業務、獣医職行政を振り返る（動物愛護相談センター及び芝浦食肉衛生検査所施設見学含む）	1	3	20	令和３年６月29日、30日、７月１日
中級研修	衛生監視員研修〈食品衛生〉	衛生監視員研修（中級）＜食品衛生＞	食品の苦情対応、食品衛生監視員のあり方、リスクコミュニケーションの進め方、監視指導と行政法、食中毒調査	1	3	23	令和４年２月７日、10日、14日
	衛生監視員研修〈環境衛生〉	衛生監視員研修（中級）＜環境衛生＞	関係法令、環境衛生業務に関する知識・技術、環境衛生関係施設の設備、ねずみ・衛生害虫等、事例研究	－	－	－	（※ 中止）
	獣医職研修	獣医職研修（中級）	最近のトピックス、動物由来感染症の現状と課題、獣医衛生業務における行政法について、獣医行政関係法令の逐条解説、危機管理対応	1	0.5	43	令和４年２月22日
専門研修	衛生監視員研修〈食品衛生〉	食品技術講習会	－	4	－	－	（※ 中止）
			－		－	－	（※ 中止）
			食品衛生監視員に向けた『やさしい日本語』講座		0.5	97	令和３年11月30日
			オリンピック・パラリンピックにおける食品衛生の取り組みについて		0.5	109	令和４年３月８日
		食品衛生監視指導実務研修	広域監視業務、製造業等の監視指導（健康安全研究センター広域監視部実施）	1	0.5	72	令和４年１月21日
			仲卸店舗に対する監視指導、ふぐの衛生確保（市場衛生検査所実施）	2	1	12	第１回：令和４年１月13日 第２回：令和４年１月14日
			食肉市場の視察、食肉に関する知識（芝浦食肉衛生検査所実施）	2	1	20	第１回：令和３年11月10日 第２回：令和３年11月17日
		食鳥検査関係技術講習会	食鳥検査法の概要、食鳥処理における微生物コントロール	1	0.5	53	令和４年２月18日
	衛生監視員研修〈環境衛生〉	ビル衛生検査技術研修	逃げ出す街から逃げ込める街へ	1	0.5	52	令和４年３月16日
		飛散花粉数調査技術研修	ダーラム法によるスギ、ヒノキ花粉の測定方法に関する技術研修	1	0.5	7	令和３年12月７日
		環境衛生実務研修	レジオネラ属菌の検査方法	1	0.5	50	令和４年３月９日
行政実務研修		法令実務	法の解釈、行政指導の役割と限界、行政処分の手続き、国家賠償と行政訴訟事例、事例演習	1	0.5	53	令和４年２月２日
		情報公開制度・個人情報保護制度	情報公開制度及び個人情報保護制度の概要・手続等	1	0.5	19	令和４年１月25日

※都庁における新型コロナウイルス感染症対策に係る研修の取扱い等に基づく対応

２　技術研修

技術研修は、試験検査に関する基礎的かつ実務的な知識と技術の付与及び新しい技術を含めた技術水準の向上と習熟化を目的として実施している。

都職員については、食品衛生監視員、環境衛生監視員、薬事監視員及び保健所で栄養表示基準等業務に従事する栄養士に対する研修を実施している。また、特別区、八王子市及び町田市職員については、保健所等において試験検査業務に従事する職員、食品衛生監視員、環境衛生監視員

及び薬事監視員に対する研修を実施している。

（1）東京都職員技術研修

研修名		内容	回数／年	日数／回	受講者数	実施期間	担当研究科
食品衛生監視員（検査）	食品（魚介類の細菌検査）	魚介類に係る細菌学的検査 ※市場衛生検査所勤務職員優先	1	0.5	4	令和３年４月16日	食品微生物
	食品化学（水銀）	食品中（魚介類）に含まれる水銀の検査法 ※ 市場衛生検査所の水銀検査経験のある職員対象	1	2	1	令和３年12月１日、２日	食品成分
	食品(食品添加物１)	食品中の食品添加物分析法−１（保存料、漂白剤、酸化防止剤） ＊検査所勤務職員対象	1	−	1	(※ 代替実施)	食品添加物
	食品（食品添加物２）	食品中の食品添加物分析法－２（甘味料・着色料） ※ 検査所勤務職員対象	1	4	1	令和４年１月11日～14日	食品添加物
食品衛生監視員	真菌	真菌概論及び真菌検査	2	−	1	(※ 代替実施)	食品微生物
					1	(※ 代替実施)	
	細菌学的品質検査	食品の衛生細菌学的検査	2	−	1	(※ 代替実施)	食品微生物
					1	(※ 代替実施)	
	細菌性食中毒	細菌性食中毒の検査	3	−	2	(※ 代替実施)	食品微生物
					2	(※ 代替実施)	
					1	(※ 代替実施)	
	乳・乳製品の検査法	乳・乳製品の細菌学的検査及び理化学検査 ※ 乳処理業の監視指導を行う都職員対象	1	−	3	(※ 代替実施)	食品微生物／食品成分
	寄生虫	食品由来の寄生虫（原虫）概論 魚介類の寄生虫検査法	1	−	3	(※ 代替実施)	病原細菌
	ウイルス性食中毒	ノロウイルスをはじめとしたウイルス性食中毒の概論及び検査法	3	−	1	(※ 代替実施)	ウイルス
					1	(※ 代替実施)	
					1	(※ 代替実施)	
	食品のアレルゲン検査	アレルゲン（特定原材料）検査の概要 ELISAによるスクリーニング検査 ウエスタンブロット法及びPCR法による確認検査	1	1	2	令和４年１月７日	食品成分
	食品化学（食品成分）	乳･乳製品の成分規格（理化学）、カビ毒、遺伝子組換え食品、食品苦情、化学性食中毒、酸価・過酸化物価、食品中の放射性物質検査	2	−	2	(※ 代替実施)	食品成分
					2	(※ 代替実施)	
	食品化学（食品添加物）	食品中の食品添加物の分析法	2	−	3	(※ 代替実施)	食品添加物
					2	(※ 代替実施)	
	食品化学（食品添加物品質規格等）	食品添加物概論 食品添加物の成分規格試験 食品添加物製剤の成分分析と成績書の読み方	2	−	1	(※ 代替実施)	食品添加物
					1	(※ 代替実施)	
	容器包装（合成樹脂）	食品衛生法に基づく器具及び容器包装、おもちゃの検査	1	−	0	(※ 代替実施)	食品添加物
	食品化学（残留物質）	畜水産物中の残留動物用医薬品検査 畜水産物中の残留農薬分析 ※ 食品衛生監視業務担当職員向け	1	2	2	令和４年１月６日、７日	残留物質
	食品を加害する衛生動物	食品混入害虫検査法	3	−	0	(※ 代替実施)	環境衛生
					0	(※ 代替実施)	
					1	(※ 代替実施)	

環境衛生監視員	環境衛生化学	空気中化学物質概論、空気中化学物質測定、アスベスト概論、簡易測定法、空気中化学物質評価	2	－	3	(※ 代替実施)	環境衛生
					4	(※ 代替実施)	
	衛生動物（屋内で発生する昆虫）	衛生動物の同定方法、顕微鏡の使い方	2	2	1	令和３年10月12日、13日	環境衛生
					3	令和３年10月14日、15日	
	衛生動物（蚊）	蚊の同定方法、蚊の捕集方法	2	－	3	(※ 代替実施)	環境衛生
					4	(※ 代替実施)	
	衛生動物（ダニ）	ダニ類の同定方法、ダニ類の調査方法、簡易ダニアレルゲン測定	2	－	2	(※ 代替実施)	環境衛生
					3	(※ 代替実施)	
	水質監視（飲料水等の化学）	飲料水等の化学的水質の現状と検査方法及び苦情対応	2	1	4	令和３年10月21日	環境衛生
					2	令和３年10月22日	
	水質監視（プール水等の化学）	プール水等の化学的水質問題と検査方法	2	－	3	(※ 代替実施)	環境衛生
					4	(※ 代替実施)	
	水質監視（飲料水等の微生物）	飲料水等における微生物の現状と検査方法	2	－	4	(※ 代替実施)	環境衛生
					2	(※ 代替実施)	
	水質監視（浴槽水、プール水等の微生物）	公衆浴場、プール水等における微生物の現状と検査方法	2	－	1	(※ 代替実施)	環境衛生
					3	(※ 代替実施)	
薬事監視員	医薬品基礎コース	医薬品試験の概要	1	－	4	(※ 代替実施)	医薬品
	化粧品･部外品基礎コース	化粧品・医薬部外品試験の概要 （検体受入れから結果報告まで）	1	－	4	(※ 代替実施)	医薬品
	シアン検査実務	毒物劇物取締法に基づくメッキ廃水中のシアン試験法概要	2	－	2	(※ 代替実施)	医薬品
					2	(※ 代替実施)	
	家庭用品検査実務	家庭用品試験の概要（機器分析・公定試験法）	2	－	2	(※ 代替実施)	医薬品
					3	(※ 代替実施)	
	医療機器試験法	品目仕様に基づく試験内容の紹介と試験法実習	2	－	3	(※ 代替実施)	医薬品
					0	(※ 代替実施)	
	不正ケシ指導取締り	ケシ等規制植物の基礎知識及び形態学的並びに理化学的特徴による植物鑑別法の講義と実習 ※ 薬用植物園で実施 ※ 都定員内で八王子市・町田市職員を対象に含む	1	－	2	(※ 代替実施)	医薬品
	不正大麻指導取締り	大麻等規制植物の基礎知識及び形態学的並びに理化学的特徴による植物鑑別法の講義と実習 ※ 薬用植物園で実施	1	－	4	(※ 代替実施)	医薬品
	医薬品承認審査	医薬品製造承認審査の実際	1	－	2	(※ 代替実施)	医薬品
	医薬部外品製造承認審査	医薬部外品承認審査の講義と実習	1	－	2	(※ 代替実施)	医薬品
	医療機器の生物学的安全性評価	医療機器の生物学的安全性評価（コンタクトレンズの細胞毒性試験）	1	－	4	(※ 代替実施)	生体影響
全職種	環境放射能	環境放射能の基礎知識及び測定実習	1	1	4	令和３年４月23日	環境衛生

その他	栄養成分の検査法	栄養成分検査の概論及び実習 ※ 都保健所及び健康安全部食品監視課の栄養士で栄養表示等普及促進事業に携わる職員及びそれに準ずる職員対象	1	－	3	(※ 代替実施)	食品成分
	動物を加害する衛生動物	動物を加害する衛生動物の同定方法、顕微鏡の使い方 ※ 動物愛護等の業務を担当する職員（獣医職等）対象	1	2	2	令和３年11月25日、26日	環境衛生

※都庁における新型コロナウイルス感染症対策に係る研修の取扱い等に基づく対応

（2）特別区・八王子市・町田市職員技術研修

研修名		内容	回数／年	日数／回	受講者数	実施期間	担当研究科
衛生検査	腸管系病原菌検査	腸管系病原菌の細菌学及び検査法	1	－	3	(※ 代替実施)	食品微生物
	食品細菌検査	腸管出血性大腸菌･サルモネラ属菌･ブドウ球菌･リステリア･カンピロバクター等を含む食品細菌検査	1	－	3	(※ 代替実施)	食品微生物
	真菌	真菌概論及び真菌検査	1	－	1	(※ 代替実施)	食品微生物
	食品苦情検査（真菌・異物混入）	食品苦情の理化学検査法、食品苦情の微生物検査法	1	－	4	(※ 代替実施)	食品微生物／食品成分
	新型コロナウイルス検査	新型コロナウイルスの概論及び検査法等	2	－	3	(※ 代替実施)	ウイルス
					4	(※ 代替実施)	
	食品(食品添加物１)	食品中の食品添加物分析法－１(保存料､漂白剤､酸化防止剤) ※ 検査所勤務職員対象	1	－	2	(※ 代替実施)	食品添加物
	食品(食品添加物２)	食品中の食品添加物分析法－２(甘味料･着色料) ※ 検査所勤務職員対象	1	4	2	令和４年１月11日～14日	食品添加物
	残留物質（農薬等）	検査で得られた結果の見方及び基準値の確認方法習得と残留農薬検査の実践的な研修を実施 ※ 検査業務担当職員向け	1	1	1	令和４年１月12日	残留物質
	残留物質（動物用医薬品等）	検査で得られた結果の見方及び基準値の確認方法習得と動物用医薬品検査の実践的な研修を実施 ※ 検査業務担当職員向け	1	1	0	令和３年12月３日	残留物質
	食品を加害する衛生動物	食品混入害虫検査法	3	－	0	(※ 代替実施)	環境衛生
					1	(※ 代替実施)	
					0	(※ 代替実施)	
	環境衛生化学	空気中化学物質概論、空気中化学物質測定、アスベスト概論、簡易測定法、空気中化学物質評価	2	－	0	(※ 代替実施)	環境衛生
					0	(※ 代替実施)	
	水質監視（浴槽水、プール水等の微生物）	公衆浴場､プール水等における微生物の現状と検査方法	2	－	2	(※ 代替実施)	環境衛生
					0	(※ 代替実施)	
食品衛生監視員	真菌	真菌概論及び真菌検査	2	－	3	(※ 代替実施)	食品微生物
					2	(※ 代替実施)	
	細菌学的品質検査	食品の細菌学的品質検査	2	－	4	(※ 代替実施)	食品微生物
					4	(※ 代替実施)	
	細菌性食中毒	細菌性食中毒の検査	3	－	1	(※ 代替実施)	食品微生物
					1	(※ 代替実施)	
					2	(※ 代替実施)	
	寄生虫	食品由来の寄生虫（原虫）概論 魚介類の寄生虫検査法	3	－	4	(※ 代替実施)	病原細菌
					4	(※ 代替実施)	
					4	(※ 代替実施)	

	ウイルス性食中毒	ノロウイルスをはじめとしたウイルス性食中毒の概論及び検査法	3	－	2	(※ 代替実施)	ウイルス
					2	(※ 代替実施)	
					2	(※ 代替実施)	
	食品のアレルゲン検査	アレルゲン（特定原材料）検査の概要 ELISA によるスクリーニング検査 ウエスタンブロット法及び PCR 法による確認検査	1	1	7	令和４年１月７日	食品成分
	食品化学（食品成分）	乳･乳製品の成分規格（理化学）、カビ毒、遺伝子組換え食品、食品苦情、化学性食中毒、酸価・過酸化物価、食品中の放射性物質検査	2	－	3	(※ 代替実施)	食品成分
					3	(※ 代替実施)	
	食品化学（食品添加物）	食品中の食品添加物の分析法	2	－	2	(※ 代替実施)	食品添加物
					3	(※ 代替実施)	
	食品化学（食品添加物品質規格等）	食品添加物概論 食品添加物の成分規格試験 食品添加物製剤の成分分析と成績書の読み方	2	－	3	(※ 代替実施)	食品添加物
					3	(※ 代替実施)	
	容器包装（合成樹脂）	食品衛生法に基づく器具及び容器包装､おもちゃの検査	1	－	4	(※ 代替実施)	食品添加物
	食品化学（残留物質）	畜水産物中の残留動物用医薬品検査 畜水産物中の残留農薬分析 ※ 食品衛生監視業務担当職員向け	1	2	2	令和４年１月６日、７日	残留物質
	残留物質（農薬等）	検査で得られた結果の見方及び基準値の確認方法習得と残留農薬検査の実践的な研修を実施 ※ 検査業務担当職員向け	1	1	0	令和４年１月12日	残留物質
	残留物質（動物用医薬品等）	検査で得られた結果の見方及び基準値の確認方法習得と動物用医薬品検査の実践的な研修を実施 ※ 検査業務担当職員向け	1	1	1	令和３年12月３日	残留物質
	食品を加害する衛生動物	食品混入害虫検査法	3	－	6	(※ 代替実施)	環境衛生
					5	(※ 代替実施)	
					5	(※ 代替実施)	
環境衛生監視員	環境衛生化学	空気中化学物質概論、空気中化学物質測定、アスベスト概論、簡易測定法、空気中化学物質評価	2	－	2	(※ 代替実施)	環境衛生
					2	(※ 代替実施)	
	衛生動物（屋内で発生する昆虫）	衛生動物の同定方法、顕微鏡の使い方	2	2	5	令和３年10月12日、13日	環境衛生
					3	令和３年10月14日、15日	
	衛生動物（蚊）	蚊の同定方法、蚊の捕集方法	2	－	1	(※ 代替実施)	環境衛生
					1	(※ 代替実施)	
	衛生動物（ダニ）	ダニ類の同定方法、ダニ類の調査方法、簡易ダニアレルゲン測定	2	－	4	(※ 代替実施)	環境衛生
					3	(※ 代替実施)	
	水質監視（飲料水等の化学）	飲料水等の化学的水質の現状と検査方法及び苦情対応	2	1	2	令和３年10月21日	環境衛生
					4	令和３年10月22日	
	水質監視（プール水等の化学）	プール水等の化学的水質問題と検査方法	2	－	3	(※ 代替実施)	環境衛生
					2	(※ 代替実施)	
	水質監視（飲料水等の微生物）	飲料水等における微生物の現状と検査法	2	－	2	(※ 代替実施)	環境衛生
					3	(※ 代替実施)	
	水質監視（浴槽水、プール水等の微生物）	公衆浴場､プール水等における微生物の現状と検査方法	2	－	4	(※ 代替実施)	環境衛生
					4	(※ 代替実施)	

薬事監視員	医薬品基礎コース	医薬品試験の概要	1	－	1	(※ 代替実施)	医薬品
	化粧品･部外品基礎コース	化粧品･医薬部外品試験の概要 （検体受入れから結果報告まで）	1	－	0	(※ 代替実施)	医薬品
	シアン検査実務	毒物劇物取締法に基づくメッキ廃水中のシアン試験法概要	2	－	0	(※ 代替実施)	医薬品
					1	(※ 代替実施)	
	家庭用品検査実務	家庭用品試験の概要（機器分析・公定試験法）	2	－	1	(※ 代替実施)	医薬品
					0	(※ 代替実施)	
	医療機器試験法	品目仕様に基づく試験内容の紹介と試験法実習	2	－	0	(※ 代替実施)	医薬品
					3	(※ 代替実施)	
	不正ケシ指導取締り	ケシ等規制植物の基礎知識及び形態学的並びに理化学的特徴による植物鑑別法の講義と実習 ※ 薬用植物園で実施 ※ 都定員内で八王子市・町田市職員を対象に含む	1	－	0	(※ 代替実施)	医薬品
	医療機器の生物学的安全性評価	医療機器の生物学的安全性評価(コンタクトレンズの細胞毒性試験)	1	－	0	(※ 代替実施)	生体影響
全職種	環境放射能	環境放射能の基礎知識及び測定実習	1	1	1	令和３年４月23日	環境衛生
その他	動物を加害する衛生動物	動物を加害する衛生動物の同定方法､顕微鏡の使い方 ※ 動物愛護等の業務を担当する職員(獣医職等)対象	1	2	1	令和３年11月25日、26日	環境衛生

※都庁における新型コロナウイルス感染症対策に係る研修の取扱い等に基づく対応

３　実地疫学調査研修

平成24年度から、健康危機管理対策の基本理念及び基本的対応を修得し、感染症発生時に現場のリーダーとして対応に当たる人材の育成を図ることを目的に、実地疫学調査研修を実施している。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症流行に伴い全庁的に集合研修を中止していたため、７回すべてのプログラムをオンライン研修とし、当日受講した保健所は延１５５ケ所であった。

４　その他

大学からの研修生受入れ

研修期間	研修生	担　当　研　究　科	人数
令和３年５月２４日 ～令和３年８月６日	明治薬科大学	医薬品研究科	1
合　　計			1

第６節　見学、行事、広報

１　見学

(1) 国内

①本所

見学月日	見　　学　　者	担当研究科	人数
令和２年９月 17 日	新渡戸文化短期大学	食品微生物、病原細菌、ウイルス	18
合　　計			18

②薬用植物園

見学月日	見　　学　　者	担当研究科	人数
令和３年４月 22 日	新人薬事監視員	薬用植物園（ケシ研修）	2
令和３年４月 27 日	新人薬事監視員	薬用植物園（ケシ研修）	2
令和３年４月 28 日	新人薬事監視員	薬用植物園（ケシ研修）	2
令和３年５月６日	大学	薬用植物園（ケシ研修）	3
令和３年５月７日	大学	薬用植物園（ケシ研修）	1
令和３年５月 10 日	大学	薬用植物園（ケシ研修）	3
令和３年５月 12 日	大学	薬用植物園（ケシ研修）	3
令和３年５月 17 日	大学	薬用植物園（ケシ研修）	3
令和３年 10 月 13 日	一般団体	薬用植物園（ケシ・アサ研修）	8
令和３年 10 月 31 日	大学	薬用植物園(薬用植物研修)	15
令和３年 12 月７日	一般団体	薬用植物園（ケシ・アサ研修）	21
令和３年 12 月 14 日	看護専門学校	薬用植物園（ケシ・アサ研修）	24
合　　計			87

(2) 国外

①本所

人数は通訳者及び引率者を含む。

見学月日	見　学　者	担当研究科	人数
※令和２年度は受入れ実績無し			
合　計			

②薬用植物園

人数は通訳者及び引率者を含む。

見学月日	見　学　者	担当研究科	人数
※令和３年度は受入れ実績無し			
合　計			

行事

(1)夏休み子供セミナー

子供及びその保護者に対して、食品や環境に関する楽しい体験学習を通して当センターの業務の普及啓発を行うことを目的として開催している。

令和３年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より来所方式での実施は中止し、体験に必要な材料やテキストを参加者宅に送り、自宅学習方式で実施した。

また、東京動画に実験手順等が分かる動画を掲載した。

テーマ及び内容	「体験しよう！科学のふしぎな世界」 つかめる水を作る実験
日時	令和３年８月
参加者	60 名

(2)施設公開

検査現場を見学しながら職員が当センターの日頃の取組や実績、成果等を説明することで、都民の生命と健康を守る取組を広く都民にアピールすること、来場者に対する感染症などの予防や正しい知識の普及啓発及び当センターの調査研究等のさらなる発展に寄与することを目的として開催している。

令和３年度は令和２年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より開催を中止した。

（参考）令和元年度開催実績

日時	令和元年 10 月 26 日（土曜日） 10 時から 16 時 30 分まで
内容	(1)ラボツアー 実際に検査を行っている研究室を見学するツアー。 各回 60 分、3 回実施。 ①感染症・微生物コース ②食品化学コース ③医薬品・環境コース (2)展示コーナー 各科の概略や、検査に使用する機器などを展示し、職員が解説する。
参加者	103 名

(3)結核普及啓発事業

ア　結核予防キャンペーン

公益財団法人東京都結核予防会との共催により、令和３年９月 25 日(土曜日)に秋葉原 UDX サボニウス広場（千代田区外神田４丁目 14 番１号）において、結核予防普及啓発グッズを配布した。

イ　複十字シール募金運動

結核予防運動を積極的に推進し、結核予防の正しい知識の普及・啓発等結核予防活動の充実に寄与するため、福祉保健局各部及び事業所に協力を依頼した。

(4)ハンセン病普及啓発事業

ア　ハンセン病映画上映会

平成21年度にハンセン病基本法が施行され、国は6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と制定した。都においても平成21年度からこの日に合わせて普及啓発活動を行っている。令和３年度は、令和３年６月17日から22日まで東京都庁第一本庁舎１階アートワーク台座において、パネル展示を行った。

また、ハンセン病資料館学芸員によるオンライン講演会を実施し、東京動画にて、６月１５日から７月１５日まで公開した。

イ　ヒューマンライツ・フェスタ東京2021

ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図り、偏見や差別の解消に努めるため、令和３年10月10日（日曜日）・11日（月曜日）に東京国際フォーラムで行われたヒューマンライツ・フェスタ東京2021（主催：総務局人権部）においてパネル展示を行った。

ウ　ハンセン病療養所入所者等に対する慰問

春の慰問は、多磨全生園が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、立ち入り自粛を求めたため、中止とした。

秋季のみ慰問し、少人数にて懇談した。

(5)薬用植物園の行事

ア　薬草教室

都民を対象とした薬草に関する知識の普及・啓発活動の一環として、薬草についての専門家を招聘し、毎回テーマを変えながら講演を実施している。

令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より開催を中止した。

	テ　ー　マ	開　催　日	参加者数	講　　師
第1回	日本民間薬のルーツ	令和3年 4月21日（水）	中止	御影雅幸（東京農業大学教授）
第2回	漢方薬を効かせるための一工夫	令和3年 5月20日（木）	中止	新井信（東海大学医学部教授）
第3回	日本茶のこと、狭山茶のこと	令和3年 6月10日（木）	中止	小田部家秀（入間市博物館学芸員）
第4回	「東亜－北米型」の分布を示す植物	令和3年 7月16日（金）	中止	門田裕一（国立科学博物館名誉研究員）
第5回	知ってますか、江戸東京野菜	令和3年9月14日（火）	中止	福島秀史（株式会社小城プロデュース）

第6回	ニンジン栽培の歴史	令和3年10月21日（木）	33名	南雲清二（星薬科大学名誉教授）
第7回	アレルギー疾患の漢方治療	令和3年11月11日（木）	35名	大野修嗣（大野クリニック院長）
第8回	庭木の手入れ	令和3年12月14日（火）	42名	田中克佳（株式会社山水園）
合　　計			110名	

イ　薬草観察会

令和２年度第１回は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より開催を中止した。

第１回薬草観察会（東吾野(ユガテ)）	令和2年 4月 26日(日)	中止	薬草観察
第２回薬草観察会（長沼公園）	令和3年10月30日(土)	33名	薬草観察

ウ　その他の普及啓発事業

平成19年度から啓発事業の一部を公益社団法人東京生薬協会に委託し、さらに平成22年度よりふれあいガーデン草星舎が営業並びにイベントを開始している。

令和３年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、一部を除き開催を中止した。

主催：公益社団法人東京生薬協会

イベント名	開　催　日	参加者数
ケシのパネル展	令和3年 5月 1日～16日	中止
ケシのミニ講座	令和3年 5月 5日、6日	中止
夏休み親子植物教室	令和3年 7月 28日	中止
薬草クイズラリー	令和3年 8月 29日	中止
木の実・草の実リース作り教室	令和3年 12月 9日	32名
健康講座	令和 4年 3月 4日	中止
ボタニカルアート＆寒蘭展	令和4年 3月下旬	中止
合　　計		32名

主催：ふれあいガーデン草星舎

イベント名	開　催　日	参加者数
野草・薬草のコケ玉　夏	令和3年 6月 19日	中止
ハーブソルト	令和3年 6月 26日	中止
押し花を楽しむ	令和3年 7月 3日	中止
秋色リース	令和3年 9月 11日	中止

もっと楽しめる薬用植物	令和 3 年 9 月 25 日	中止
季節の植物で染める草木染	令和 3 年 10 月 2 日	中止
ハーブローブ	令和 3 年 10 月 9 日	中止
アレンジレッスン　秋冬	令和 3 年 10 月 23 日	19 名
メコノプシスの蒼に魅せられ	令和 3 年 11 月 13 日	31 名
落語に見る食の風景　その 5	令和 3 年 11 月 20 日	45 名
ハーブ王子降臨	令和 3 年 12 月 4 日	49 名
植物・木の実と野鳥たち	令和 3 年 12 月 11 日	28 名
合　　計		172 名

薬用植物等の正しい知識や使い方に関する普及啓発イベント

（薬用植物等の正しい知識・使い方に関する普及啓発運動実行委員会、東京都の共催事業）

イベント名	参加者数	開　催　日
薬用植物・生薬に関する講座　第１回	50 名	令和 3 年 10 月 24 日（日）
薬用植物・生薬に関する講座　第２回	54 名	令和 3 年 11 月 28 日（日）
薬用植物・生薬に関する講座　第３回	54 名	令和 3 年 12 月 12 日（日）
薬草収穫感謝の会	当日来園者 1,123 名	令和 3 年 11 月 6 日（土）
講演会 「日本民間薬のルーツ」 講師　東京農業大学教授　御影雅幸	230 名	令和 3 年 11 月 6 日（土）
薬用植物・生薬に関する講座　第４回	中止	令和 4 年 2 月 27 日（日）
薬用植物・生薬に関する講座　第５回	中止	令和 4 年 3 月 6 日（日）

3　広報

(1)令和３年度発行物等一覧

件　　名	発行年月日
東京都感染症週報	毎週（木曜日）
感染症発生動向調査事業報告書（年報）	令和３年７月
東京都微生物検査情報	毎月１回
東京都インフルエンザ情報（１号～３号）	令和３年 11 月～令和４年３月
東京都健康安全研究センター事業概要（令和３年版）	令和３年９月
東京都健康安全研究センター研究年報　第 72 号	令和４年３月
結核 2022	令和４年３月
東京都における結核の概況（令和２年）	令和４年２月
広報誌くらしの健康	四半期

(2)アーカイブセンター

健康危機管理を未然に防ぐためには、都民自身が健康安全に関する正しい知識を持ち、その知識に基づいた行動を行うことが重要である。

当センターがこれまで蓄積してきた研究結果やデータ等の健康危機管理情報を分野別に整理し、都民等がいつでも迅速かつ簡便に活用できるホームページ「アーカイブセンター」を平成 25 年 4 月から公開した。

また、平成 24 年６月 23 日の本館開設式にあわせて当センター内に「アーカイブ室」を設置し、パンフレットや書籍等の収集、保管を行っている。

第３編　参 考 資 料

１　東京都健康安全研究センター関係手数料条例

昭和39年３月31日東京都条例第63号
改正　昭和52年10月21日　〃　第92号
改正　昭和56年３月30日　〃　第38号
改正　昭和59年３月31日　〃　第39号
改正　平成２年３月31日　〃　第56号
改正　平成５年10月18日　〃　第60号
改正　平成６年３月31日　〃　第41号
改正　平成６年４月１日　〃　第84号
改正　平成12年３月31日　〃　第42号
改正　平成15年３月14日　〃　第53号
改正　平成18年３月31日　〃　第92号

（通　則）

第１条　東京都健康安全研究センターにおける衛生に関する試験、検査、鑑定、調査及び研究（以下「試験、検査等」という。）並びに検査書謄本等の交付に係る手数料については、この条例の定めるところによる。

（手数料）

第２条　試験、検査等及び検査書謄本等の交付を依頼する者からは、次の範囲内において東京都規則で定める手数料（以下「基準手数料」という。）を徴収する。ただし、試験、検査等で急を要するものは、基準手数料の３倍の額の範囲内の手数料を、特別の費用を要するものは、その実費を徴収することができる。

一　試験、検査手数料　１件　12万円

ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第２項に規定する厚生労働大臣が定めるところ（以下「厚生労働大臣が定める算定方法」という。）により算定できるものは、厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額の八割の額

二　鑑定、調査、研究手数料　実　費

三　検査書謄本等交付手数料　１件　400円

ただし、11葉以上の場合は、１葉につき40円として算定した額

（徴収時期）

第３条　手数料は、試験、検査等及び検査書謄本等の交付を依頼する際徴収する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、手数料の後納を認めることができる。

（減免）

第４条　手数料は、国若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第１条の３に規定する地方公

共団体又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者から申請があるとき、その他知事において特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

（不還付）

第５条　既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委　任）

第６条　この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附　則（平成18年条例第92号）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

２　東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則

東京都規則第98号昭和39年３月31日、改正第57号昭和41年４月１日、改正第59号昭和42年４月１日、改正第67号昭和44年４月１日、改正第213号昭和46年11月19日、改正第167号昭和52年11月25日、改正第28号昭和56年３月30日、改正102号昭和56年６月９日、改正第32号昭和59年３月31日、改正第13号昭和60年２月28日、改正第59号昭和61年３月31日、改正第４号昭和62年１月31日、改正第60号昭和62年３月31日、改正第49号昭和63年３月31日、改正第82号平成２年３月31日、改正第79号平成４年３月31日、改正第156号平成５年11月30日、改正第84号平成６年４月１日、改正第20号平成７年２月24日、改正第110号平成８年３月29日、改正第５号平成９年１月31日、改正第114号平成10年３月31日、改正第82号平成11年３月26日、改正第222号平成12年３月31日、改正第103号平成13年３月30日、改正第116号平成14年３月29日、改正第43号平成15年３月14日、改正第99号平成16年３月31日、改正第81号平成17年３月31日、改正第137号平成18年３月31日、改正第89号平成19年３月30日、改正第88号平成20年３月31日、改正第61号平成21年３月31日、改正第94号平成22年３月31日、改正第39号平成23年3月22日、改正第96号平成24年３月30日、改正第69号平成25年３月29日、改正第64号平成26年３月31日、改正第124号平成27年３月31日、改正第148号平成28年３月31日、改正第57号平成30年３月30日、改正第30号令和元年６月28日、改正第76号令和２年３月31日、改正第69号令和３年３月30日、改正第99号令和４年３月31日

第１条　東京都健康安全研究センター関係手数料条例（昭和39年東京都条例第63号。以下「条例」という。）第１条に規定する試験、検査、鑑定、調査及び研究（以下「試験、検査等」という。）並びに検査書謄本等の交付の依頼は、東京都健康安全研究センター所長（以下「所長」という。）にしなければならない。

第２条　所長は、次の各号に掲げる場合には、前条の依頼に応じないことができる。

一　試験、検査等の価値がないと認めたとき。

二　東京都健康安全研究センター（以下「センター」という。）の業務に支障のあるとき。

第３条　試験、検査等を依頼する際には、所長の指定する量の供試品を提出しなければならない。

２　供試品は還付しない。ただし、依頼の際にあらかじめ申出があつたものは、残品があつた場合に限り還付する。

３　所長は、試験、検査等の終了後成績書、検査書または鑑定書を交付する。

第４条　条例第２条の規定に基づく手数料は、別表第１のとおりとする。ただし、次の各号に掲

げるものについては、当該各号に定める額とする。

一　試験、検査等で急を要するもの

別表第１に定める額の３倍額以内で所長が定める額

二　特別の費用を要するもの

その実費として所長が定める額

三　別表第１に定めのないもの

別表第１中の類似項目の額を基準として所長が定める額

２　前項第２号に規定する実費は、試験、検査等を依頼する際その概算額を徴収し、試験、検査等の終了後清算して、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。

第５条　条例第３条ただし書の規定により手数料を後納しようとする者は、その理由を記載した申請書を提出して所長の承認を受けなければならない。

第６条　条例第４条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、別記様式による手数料免除減額申請書（生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受ける者の申請にあつては区市町村長またはこれに準ずる者の証明書を添付すること。）を提出し、所長の承認を受けなければならない。

第７条　条例第４条の規定による手数料の減免の基準は、次の各号に定めるところによる。

一　生活保護法により保護を受ける者又は同法第６条第２項の規定による同法の保護を必要とする状態にある者で現にその保護を受けていない者　　免除

二　国又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第１条の３に規定する地方公共団体　　５割以内減額

三　別表第１　第１試験検査手数料中一から三２⑴までに掲げる試験、検査等の一項目について一括して50件以上の依頼をする者

500件未満の場合　　１割以内減額

500件以上1,000件未満の場合　　３割以内減額

1,000件以上の場合　　５割以内減額

第８条　この規則により試験、検査等を受けた者が広告、掲示、印刷物、容器、包紙その他のものにセンターの保証又は試験済その他これらに類する文字を使用しようとする場合は、あらかじめ所長の承認を受け、かつ、成績書、検査書又は鑑定書の全文を表示しなければならない。

第９条　この規則の施行について必要な事項は、所長が定める。

附　則（令和４年規則第99号）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に試験又は検査の依頼を受けているものに係る手数料については、なお従前の例による。

別表第１（第４条関係）

項　　目	単位	金額(円)
第一　試験検査手数料		
一　血清学的検査		
1 梅毒反応検査		
(1)　梅毒血清反応（STS）定性	１件	120
(2)　梅毒血清反応（STS）		
ア　梅毒血清反応（STS）半定量	１件	270
イ　梅毒血清反応（STS）定量	１件	270
(3)　梅毒トレポネーマ抗体定性	１件	250
(4)　TPHA試験		
ア　梅毒トレポネーマ抗体半定量	１件	420
イ　梅毒トレポネーマ抗体定量	１件	420
(5)　梅毒トレポネーマ抗体（FTA-ABS試験）		
ア　梅毒トレポネーマ抗体（FTA－ABS試験）定性	１件	1,070
イ　梅毒トレポネーマ抗体（FTA－ABS試験）半定量	１件	1,070
2 グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	１件	1,600
3 百日咳菌抗体	１件	2,050
4 淋菌核酸同定検査、クラミジア・トラコマチス核酸同定検査等		
(1)　淋菌核酸同定検査	１項目	1,630
(2)　クラミジア・トラコマチス核酸同定検査	１項目	1,540
(3)　淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	１項目	2,160
5 その他		
(1)　その他の抗原抗体検査凝集法定性	１項目	250
(2)　その他の抗原抗体検査凝集法定量	１項目	420
(3)　その他の抗原抗体検査精密測定定性	１項目	2,320
(4)　その他の抗原抗体検査間接蛍光抗体法	１項目	630
(5)　その他の抗原抗体検査イムノクロマト法	１項目	230
6 破傷風抗体価凝集法定量	１件	7,000
二　寄生虫検査		
1 寄生虫顕微鏡検査（直接法）	１件	160
2 虫卵検出（集卵法）（糞便）	１件	120
3 寄生原虫顕微鏡検査	１件	400
4 寄生虫検査精密測定定性	１件	1,780
5 寄生虫鑑別試験	１件	400
6 赤痢アメーバ抗原定性	１件	1,780
7 赤痢アメーバ抗体半定量	１件	1,780
8 PCR１回法による核酸検出検査	１件	9,200
9 寄生原虫等抗原検出検査	１件	4,000

10 食品中の寄生原虫検出検査	1件	27,900
11 野菜類寄生虫卵検査	1件	1,800
12 魚介類寄生虫検査	1件	2,800
13 環境水中のクリプトスポリジウム等原虫検出検査	1件	117,900
14 飲料水中のクリプトスポリジウム等原虫検出検査	1件	48,000
三　細菌学的検査		
1 顕微鏡検査		
(1)　蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	1件	400
(2)　保温装置使用アメーバ検査	1件	360
(3)　その他のもの	1件	510
2 培養検査		
(1)　腸管病原細菌		
ア　海外旅行者の検便	1件	2,880
イ　糞便(1項目)	1菌種	480
(2)　呼吸器系細菌	1菌種	1,360
(3)　抗酸菌分離培養（液体培地法）	1件	2,400
(4)　抗酸菌（結核菌）検査同定検査		
ア　結核菌群核酸検出	1件	3,280
イ　抗酸菌核酸同定	1件	3,280
ウ　結核菌型別検査	1件	74,800
エ　結核菌薬剤感受性試験	1件	21,500
オ　結核菌特異的インターフェロン―γ産生能	1件	4,750
(5)　食中毒菌（ボツリヌス菌検査を除く。）		
ア　糞便（1項目）	1件	480
イ　糞便（複数項目）	1件	5,370
ウ　拭取り（1項目）	1件	10,000
エ　拭取り（複数項目）	1件	13,000
オ　飲食物（1項目）	1件	10,000
カ　飲食物（複数項目）	1件	14,100
(6)　菌型試験		
ア　複雑でないもの	1項目	4,600
イ　複雑なもの	1項目	10,200
ウ　特に複雑なもの	1項目	27,400
(7)　薬剤感受性検査		
ア　1菌種	1件	1,440
イ　2菌種	1件	1,840
ウ　3菌種以上	1件	2,320
(8)　大腸菌ベロトキシン定性	1件	1,510
3 ボツリヌス菌検査		

(1)　毒素検査	1件	16,100
(2)　培養検査		
ア　一般食品		
（ア）　複雑でないもの	1件	25,400
（イ）　複雑なもの	1件	53,500
イ　その他のもの		
（ア）　複雑でないもの	1件	44,200
（イ）　複雑なもの	1件	69,100
四　ウイルス試験		
1 血清反応検査		
(1)　赤血球凝集抑制試験	1項目	630
(2)　補体結合反応検査	1項目	630
(3)　HIV-１，２抗体		
ア　HIV-１，２抗体定性	1件	890
イ　HIV-１，２抗体半定量	1件	890
ウ　HIV-１，２抗体定量	1件	1,010
エ　HIV-１，２抗原・抗体同時測定定性	1件	890
オ　HIV-１，２抗原・抗体同時測定定量	1件	1,010
(4)　HIV-１抗体（ウエスタンブロット法）	1件	2,240
(5)　HIV-２抗体（ウエスタンブロット法）	1件	3,040
(6)　HIV-１特異抗体･HIV-２特異抗体（イムノクロマト法）	1件	5,280
(7)　HTLV-Ⅰ抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）	1件	3,400
(8)　HIV-１核酸定量	1件	4,160
(9)　間接蛍光抗体検査（IFA法）	1件	630
(10)　肝炎関連ウイルス検査		
ア　HBs抗原　定性・半定量	1件	230
イ　HBs抗体		
（ア）　HBs抗体定性	1件	250
（イ）　HBs抗体半定量	1件	250
ウ　HBs抗原	1件	700
エ　HCV抗体　定性・定量	1件	840
オ　HA抗体	1件	1,160
カ　HA- IgM抗体	1件	1,160
キ　HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体		
（ア）　HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性	1件	1,280
（イ）　HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量	1件	1,280
ク　HCV核酸検出	1件	2,720
(11)　ツツガムシ抗体		
ア　ツツガムシ抗体定性	1件	1,650

イ　ツツガムシ抗体半定量	1件	1,650
(12)　ウイルス抗体検査（酵素抗体）	1項目	2,100
2 分離試験		
(1)　組織培養による試験	1項目	37,500
(2)　ふ化鶏卵による試験	1項目	28,900
(3)　マウスによる試験	1項目	32,200
(4)　ウイルス抗原検査（酵素抗体）	1項目	2,100
3 中和試験		
組織培養による試験	1項目	45,000
4 遺伝子検査		
(1)　遺伝子検査（PCR１回法）	1項目	7,600
(2)　遺伝子検査（PCR２回法）	1項目	13,400
(3)　遺伝子検査精密測定	1項目	11,600
(4)　SARSコロナウイルス核酸検出	1件	3,600
5 食中毒検査		
(1)　食中毒ウイルス検査	1項目	6,000
(2)　食中毒ウイルスリアルタイムPCR検査	1項目	9,100
五　臨床検査（一から四までに定めるものを除く。）		
健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第２項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額の８割の額		
六　動物試験		
実費を基準として所長が定める額		実　費
七　消毒剤、殺虫剤等の効力試験		
抗菌力試験	1件	62,500
八　消毒機械器具の効力試験	1件	15,300
九　環境衛生試験		
1 塵あい検査		
(1)　塵あい粒子の大きさ及び数の検査	1件	3,300
(2)　塵あいの量及び種類の検査	1件	4,900
2 空中細菌検査		
(1)　落下細菌数	1件	10,300
(2)　浮遊細菌数	1件	8,000
3 空中有害ガス試験		
(1)　複雑でないもの	1成分	4,000
(2)　複雑なもの	1成分	18,900
(3)　特に複雑なもの	1成分	34,900
4 害虫検査		
(1)　複雑でないもの	1件	19,000
(2)　複雑なもの	1件	120,000

5 おしぼりの衛生検査	1件	10,600
十　食品等試験		
1 栄養成分試験		
(1)　定性分析		
ア　複雑でないもの	1成分	10,600
イ　複雑なもの	1成分	20,500
(2)　定量分析		
ア　複雑でないもの	1成分	14,200
イ　複雑なもの	1成分	20,200
ウ　より複雑なもの	1成分	36,400
エ　特に複雑なもの	1成分	37,400
2 食品衛生試験		
(1)　定性分析		
ア　複雑でないもの	1成分	3,300
イ　複雑なもの	1成分	8,000
ウ　特に複雑なもの	1成分	27,500
エ　特殊なもの	1成分	35,200
(2)　定量分析		
ア　複雑でないもの	1成分	6,800
イ　複雑なもの	1成分	9,000
ウ　特に複雑なもの	1成分	41,400
エ　特殊なもの	1成分	100,900
(3)　有害性物質試験		
ア　複雑でないもの	1成分	33,200
イ　複雑なもの	1成分	59,700
ウ　特に複雑なもの	1成分	64,200
(4)　有害性金属試験		
ア　複雑でないもの	1成分	19,800
イ　複雑なもの	1成分	51,100
(5)　かび毒試験	1成分	58,600
(6)　動物用医薬品試験		
ア　複雑でないもの（細菌学的試験）	1成分	26,400
イ　複雑なもの（理化学的試験）	1成分	58,600
ウ　特に複雑なもの	1成分	88,100
(7)　細菌学的検査		
ア　複雑でないもの	1菌種	4,900
イ　複雑なもの	1菌種	11,700
(8)　肉種の鑑別試験	1項目	17,100
(9)　真菌培養試験		

ア　菌型試験	1件	11,300
イ　かび毒産生試験	1件	19,600
ウ　培養試験	1件	47,800
3 食品添加物等試験		
(1)　定性分析		
ア　複雑でないもの	1項目	3,600
イ　複雑なもの	1項目	6,400
ウ　特に複雑なもの	1項目	25,200
(2)　定量分析		
ア　複雑でないもの	1項目	10,300
イ　複雑なもの	1項目	18,500
ウ　特に複雑なもの	1項目	35,500
4 器具又は容器包装試験		
(1)　定性分析		
ア　複雑でないもの	1成分	3,300
イ　複雑なもの	1成分	8,000
ウ　特に複雑なもの	1成分	9,200
(2)　定量分析		
ア　複雑でないもの	1成分	6,700
イ　複雑なもの	1成分	8,800
ウ　特に複雑なもの	1成分	22,300
5 組換え遺伝子検査		
(1)　定性分析	1項目	42,900
(2)　定量分析	1項目	82,000
十一 水質試験		
1 上水		
(1)　化学的試験		
ア　定性試験		
(ア)　複雑でないもの	1成分	1,200
(イ)　複雑なもの	1成分	7,200
イ　定量試験		
(ア)　複雑でないもの	1成分	2,100
(イ)　複雑なもの	1成分	8,200
(ウ)　特に複雑なもの	1成分	16,000
(エ)　特殊なもの	1成分	22,200
(2)　水質基準項目試験		
ア　省略不可試験		
(ア)　定期試験1	1件	23,500
(イ)　定期試験2	1件	80,600

（ウ） 定期試験３	１件	23,600
（エ） 細菌試験	１件	8,100
イ 健康に関する項目試験		
（ア） 金属	１件	29,600
（イ） 無機物	１件	14,600
（ウ） 有機物	１件	17,300
（エ） 消毒副生成物	１件	90,100
ウ 性状に関する項目試験		
（ア） 金属	１件	8,900
（イ） 無機物	１件	13,900
（ウ） 有機物	１件	70,100
エ 有機溶剤及び消毒副生成物に関する項目試験		
（ア） 有機溶剤１	１件	16,200
（イ） 有機溶剤２	１件	16,200
（ウ） 消毒副生成物１	１件	16,000
（エ） 消毒副生成物２	１件	23,300
(3) 特定建築物に係る水質試験	１件	41,300
(4) 食品衛生法に係る水質試験	１件	71,800
(5) 細菌及び生物試験		
ア 複雑でないもの	１項目	4,900
イ 複雑なもの	１項目	10,300
ウ 特に複雑なもの	１項目	17,400
エ 特殊なもの	１項目	15,900
2 下水又は廃水等		
(1) 化学的試験		
ア 定性分析		
（ア） 複雑でないもの	１成分	2,700
（イ） 複雑なもの	１成分	7,200
イ 定量分析		
（ア） 複雑でないもの	１成分	13,300
（イ） 複雑なもの	１成分	23,700
（ウ） 特に複雑なもの	１成分	31,700
（エ） 特殊なもの	１成分	37,400
（オ） 消毒副生成物	１件	37,400
(2) 細菌及び生物試験		
ア 複雑でないもの	１項目	4,900
イ 複雑なもの	１項目	10,300
ウ 特に複雑なもの	１項目	17,400
エ 特殊なもの	１項目	15,900

(3)　BOD試験		
ア　複雑でないもの	1件	26,200
イ　複雑なもの	1件	28,000
(4)　レジオネラ検査		
ア　浴槽水、プール水及び給湯水	1件	18,000
イ　冷却塔水その他下水又は廃水等	1件	41,300
十二 医薬品、指定医薬部外品、生薬又は製薬原料等試験		
1 定性分析		
(1)　複雑でないもの	1項目	3,700
(2)　複雑なもの	1項目	5,800
(3)　特に複雑なもの	1項目	16,600
(4)　特殊なもの	1項目	56,400
2 定量分析		
(1)　複雑でないもの	1項目	12,300
(2)　複雑なもの	1項目	19,100
(3)　特に複雑なもの	1項目	34,800
(4)　特殊なもの	1項目	55,700
3 発熱性物質試験		
(1)　複雑でないもの	1件	52,400
(2)　複雑なもの	1件	56,900
4 無菌試験	1件	23,700
5 細菌定量培養試験	1件	30,900
6 物理試験		
(1)　複雑でないもの	1項目	8,100
(2)　複雑なもの	1項目	20,400
7 生薬鑑別試験	1項目	19,300
8 植物鑑別試験	1項目	19,300
十三 化粧品、医薬部外品(指定医薬部外品を除く)、家庭用品及び医療機器試験		
1 定性分析		
(1)　複雑でないもの	1項目	5,100
(2)　複雑なもの	1項目	15,600
(3)　特に複雑なもの	1項目	35,500
2 定量分析		
(1)　複雑でないもの	1項目	13,900
(2)　複雑なもの	1項目	23,500
(3)　特に複雑なもの	1項目	30,300
3 無菌試験	1件	29,800
4 細菌定量培養検査	1件	32,200
5 物理試験		

(1)　複雑でないもの	1項目	3,200
(2)　複雑なもの	1項目	17,200
6 細菌分離･同定試験	1件	29,100
7 細胞毒性試験	1件	64,700
第二　鑑定調査研究手数料		
実費の範囲内で所長が定める額		実　費
第三　検査書謄本等交付手数料		
1 検査書謄本	1件	400
2 掲載承認書	1件	400
ただし、11葉以上の場合は、1葉につき40円として算定した額とする。		

別記様式（第６条関係）

年　　月　　日

東京都健康安全研究センター所長　殿

住所

申請者

氏名

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

手数料免除減額申請書

東京都健康安全研究センター関係手数料条例第４条の規定に基づき、下記のとおり手数料の免除・減額を申請します。

記

１　実施期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

２　試験、検査等の項目及び予定件数

３　免除・減額申請額

４　申請理由

（日本産業規格Ａ列４番）

全部改正〔平成８年規則110号〕、一部改正〔平成15年規則43号、令和元年規則30号、令和３年規則69号〕

３　広域監視実施要綱

昭和50年３月31日協定
昭和50年４月１日施行
昭和55年３月12日改正
昭和55年４月１日施行
平成８年８月１日施行
平成９年４月１日施行
平成15年４月１日施行

広　域　監　視　実　施　要　綱

（広域監視）
第１　広域的に流通する食品等による危害を防止するため、専門監視、緊急監視及び先行調査について、都区が協力して広域監視（収去検査、調査も含む。以下同じ。）を行うものとする。

（監視体制）
第２　第１で定める広域監視について、卸売市場法第２条第２項に定める卸売市場内を除き、都が主として実施するものは、次のとおりとする。
(1) 専門監視
ア　広域に流通する食品等を製造する一定規模以上の施設に対する監視
イ　食品等の問屋業及び流通センター等の監視
ウ　食品等の輸入業、輸入食品等の倉庫業に対する監視
(2) 緊急監視等
ア　広域性があり、かつ緊急に有害食品等の排除を要する監視及び処置
イ　複数の区にまたがり広域に流通する食品等の違反処理等を円滑に実施するための監視及び措置
(3) 先行調査
食品等の安全確認及び安全基準の設定等のための先行調査

（業務調整）
第３　広域監視の実施にあたって、都は業務執行に関する調整及び必要な情報の伝達を行うものとする。

（違反品発見時の措置）
第４　広域監視の結果、違反品が発見された場合は、都又は区は、次の措置をとるものとする。
(1) 都が違反品を発見した場合、都知事（都福祉保健局食品監視課。以下同じ。）は、直ちに関係区長に通報する。
(2) 区が違反品を発見した場合は、区長は直ちに都知事に通報する。
(3) 当該違反品が他府県に関連する場合は、都知事がその通報及び回答受理を行い、その措置結果を関係区長に通報する。
(4) 当該違反品が数区に関連する場合の通報連絡等については、区相互間において区長が行う。
ただし、通報連絡を速やかに行う必要がある場合、又は広域的連絡を要する場合は、都知事が行う。

（検査の実施）
第５　第２の規定に基づき都が収去した食品等の検査は、東京都健康安全研究センター（以下「健研センター」という。）で実施する。
２　区が収去した食品等の検査は、当該区の検査室で実施し、当該区の検査室で実施できないものについては、健研センターで実施する。
３　検査については、別に定める「試験検査に関する細目協定」に基づき実施する。

（協議事項）
第６　この要綱で実施することとされた事項に関して、必要な場合は、別に設置する「都区保健衛生連絡協議会」の協議により定める。

八王子市及び町田市においても、同様の要綱を定めている

4　食品衛生行政に係わる都区協定の仕組み

①　保健衛生事務事業に係わる都区協定

昭和 50 年の事務事業の特別区への移管の際、都区間の保健衛生事務事業の円滑な実施と適正な運営を図ることを目的として制定された。

＜協定事項は次の 10 項目＞

(1) 医師会関連事業及び医療機関委託事業
(2) 検疫伝染病及び伝染病集団発生時の措置
(3) 性病予防法に基づく売いん常習容疑者に対する健康診断等
(4) 食品衛生行政の運営 → 都区協定で細目協定を定めることとなっている
(5) 都職員の駐在に係わる区の施設利用
(6) 試験検査
(7) 医療法、歯科技工法に基づく病院等の報告の徴収等
(8) 保健衛生関係情報等の管理
(9) 都設備に係わる夜間休日案内における業務
(10)「都区保健衛生連絡協議会」の設置

②　食品衛生行政の運営に関する細目協定

都区間の食品衛生行政の的確かつ円滑な執行を図ることを目的として定められた。

＜協定事項は次の 4 項目＞

(1) 広域監視の実施 → 細目協定で実施要綱を定めることとなっている
(2) 中毒事件等の調査及び処理
(3) 行政処分等の分担、執行及び連絡体制
(4) 都知事の助言、勧告

③　広域監視実施要綱

広域に流通する食品について、都区協力して広域監視を実施することとなっている。

＜都が主として行うもの＞

(1) 専門監視（年間を通じて大規模製造業や食品流通拠点、輸入業・倉庫業の監視を行う）
(2) 緊急監視等（緊急対応）
(3) 先行調査（調査研究）

別に、都区協定を円滑に運営するため、事務処理の実務を定めた「保健衛生関係事務処理基準」がある。また、平成 19 年 4 月 1 日より八王子市と、平成 23 年 4 月 1 日より町田市と同様の協定を制定している。

５　庁舎配置図

本所庁舎配置図（令和４年４月１日現在）

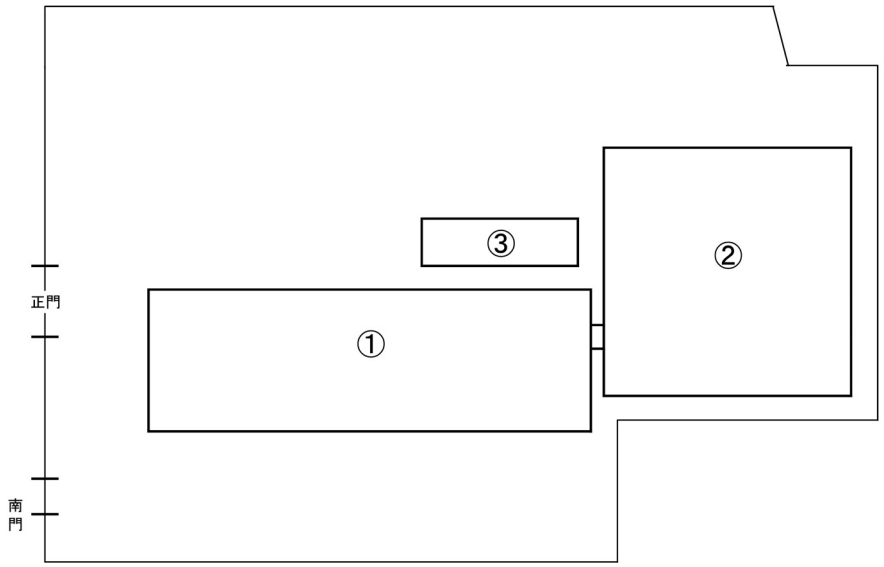

①　本　館

企画調整部、広域監視部、食品化学部、
精度管理室他

②　別　館

微生物部、薬事環境科学部他

③　附属棟

測定室、リサイクル室他

６　案内図

健康安全研究センター

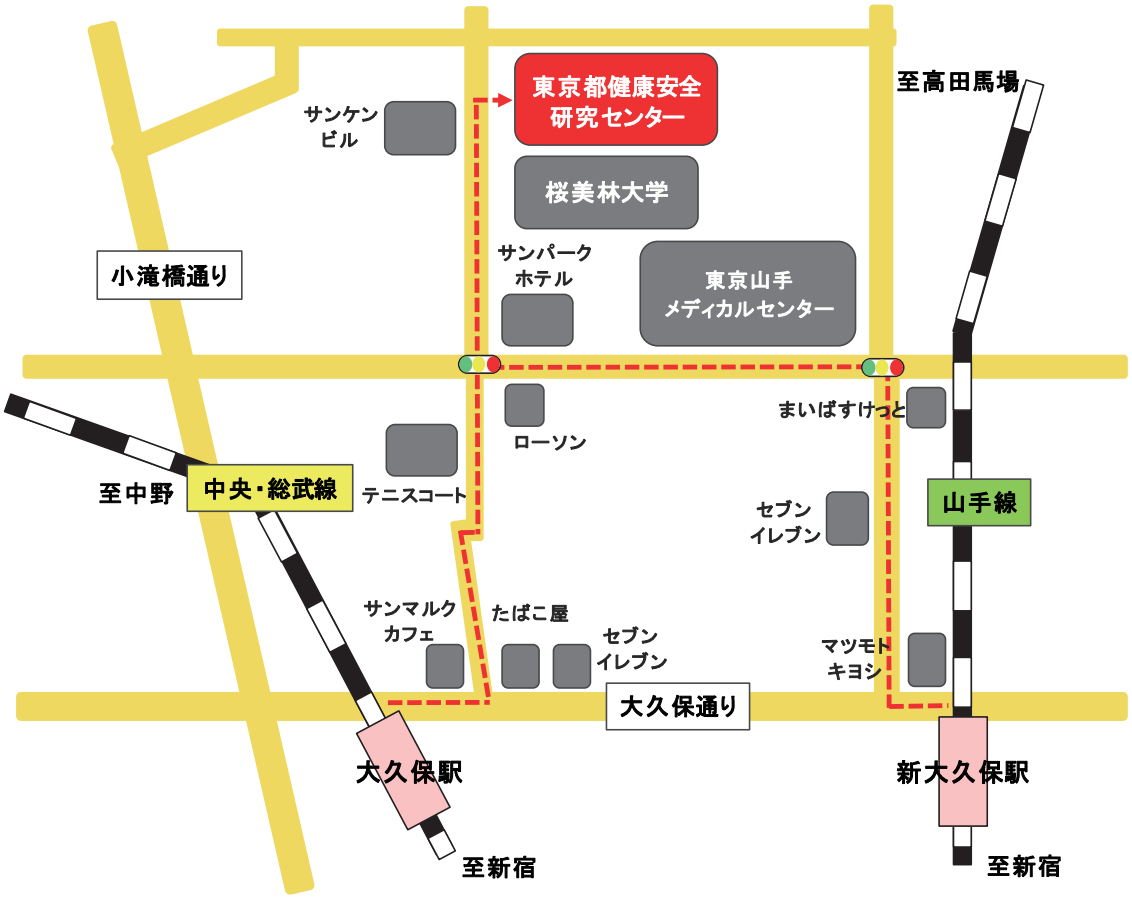

〒169-0073　東京都新宿区百人町３－24－１
電話　03(3363)3231（代）
FAX　03(3368)4060

JR中央・総武線　大久保駅　北口　徒歩約８分
JR山手線　新大久保駅　徒歩約10分

薬用植物園

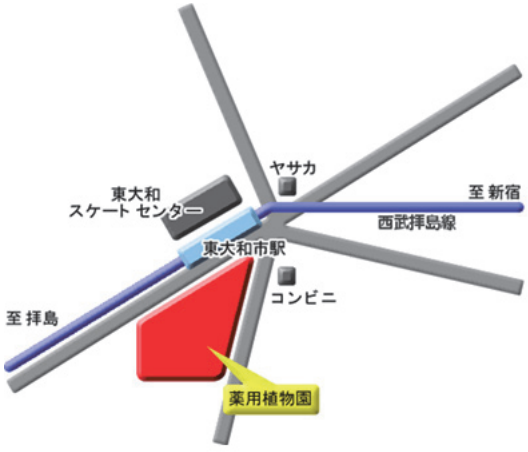

〒187-0033 東京都小平市中島町 21-1
電話 042（341）0344（代）
FAX　042（344）0518

西武拝島線　東大和市駅　徒歩２分
ＪＲ立川駅北口から西武バス「都立薬用植物園前」下車　徒歩２分

広域監視部食品監視第二課

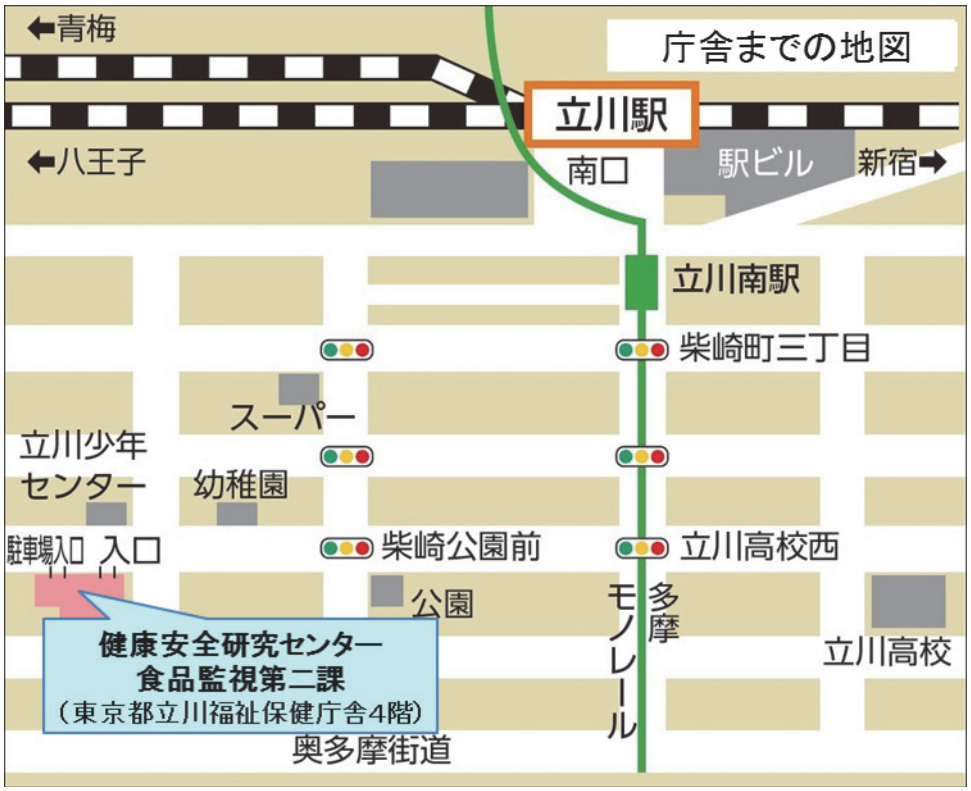

〒190-0023　東京都立川市柴崎町 2－21-19
電話　042（529）8899
FAX　042（529）0522

事　業　概　要

登録番号 (4) 7

（令和４年版）

令和４年９月

編集発行　東京都健康安全研究センター

〒169-0073 東京都新宿区百人町３－24－１
電　話 03（3363）３２３１（代）
ＦＡＸ 03（5386）７４２７

印　　刷　株式会社まこと印刷

〒105-0001 東京都虎ノ門３－１９－７
電　話 03（6230）９５９０（代）
ＦＡＸ 03（6230）９５９３

VEGETABLE OIL INK

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています

リサイクル適性Ⓑ
この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。